

令和 6 年矢巾町議会定例会 1 2 月会議目次

議案目次	1
------------	---

第 1 号 (1 2 月 4 日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	8
○報告第 2 3 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係 る報告について	8
○報告第 2 4 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係 る報告について	8
○報告第 2 5 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係 る報告について	8
○報告第 2 6 号 職務遂行中の事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に 係る報告について	1 1
○議案第 9 2 号 矢巾町名誉町民の決定に関し同意を求めることについて	1 3
○議案第 9 3 号 矢巾町マレットゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定に ついて	1 4
○議案第 9 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関 する条例の制定について	1 5
○議案第 9 5 号 矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例に	

	について	1 6
○議案第 9 6 号	矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	1 7
○議案第 9 7 号	矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	2 0
○議案第 9 8 号	矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	2 1
○議案第 9 9 号	矢巾町マレットゴルフ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	2 3
○議案第 1 0 0 号	令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 6 号）について	2 5
○議案第 1 0 1 号	令和 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	2 5
○議案第 1 0 2 号	令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 3 号）について	2 5
○散 会		2 7

第 2 号（1 2 月 5 日）

○議事日程	2 9
○本日の会議に付した事件	2 9
○出席議員	2 9
○欠席議員	2 9
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	2 9
○職務のために出席した職員	3 0
○開 議	3 1
○議事日程の報告	3 1
○一般質問	3 1
1 村 松 信 一 議員	3 1
2 小笠原 佳 子 議員	5 7
3 藤 原 信 悦 議員	7 6
4 高 橋 安 子 議員	9 4

○散 会	1 1 1
------------	-------

第 3 号 (12月6日)

○議事日程	1 1 3
○本日の会議に付した事件	1 1 3
○出席議員	1 1 3
○欠席議員	1 1 3
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 1 3
○職務のために出席した職員	1 1 4
○開 議	1 1 5
○議事日程の報告	1 1 5
○一般質問	1 1 5
1 ササキマサヒロ 議員	1 1 5
2 水 本 淳 一 議員	1 2 6
3 高 橋 恵 議員	1 4 2
4 赤 丸 秀 雄 議員	1 6 4
5 齊 藤 勝 浩 議員	1 8 4
○散 会	2 0 4

第 4 号 (12月9日)

○議事日程	2 0 5
○本日の会議に付した事件	2 0 5
○出席議員	2 0 5
○欠席議員	2 0 5
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 0 5
○職務のために出席した職員	2 0 6
○開 議	2 0 7
○議事日程の報告	2 0 7
○一般質問	2 0 7
1 小 川 文 子 議員	2 0 7

2 吉 田 喜 博 議員	2 2 8
3 高 橋 敬 太 議員	2 4 7
4 横 澤 駿 一 議員	2 8 2
○散 会	3 0 1

第 5 号 (12月10日)

○議事日程	3 0 3
○本日の会議に付した事件	3 0 3
○出席議員	3 0 3
○欠席議員	3 0 3
○地方自治法第121条により出席した説明員	3 0 3
○職務のために出席した職員	3 0 4
○開 議	3 0 5
○議事日程の報告	3 0 5
○一般質問	3 0 5
1 木 村 豊 議員	3 0 5
2 昆 秀 一 議員	3 1 1
○散 会	3 4 3

第 6 号 (12月12日)

○議事日程	3 4 5
○本日の会議に付した事件	3 4 5
○出席議員	3 4 5
○欠席議員	3 4 5
○地方自治法第121条により出席した説明員	3 4 5
○職務のために出席した職員	3 4 6
○開 議	3 4 7
○議事日程の報告	3 4 7
○議案第100号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算(第6号)について	3 4 7
○議案第101号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	

について	3 4 7
○議案第 1 0 2 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 3 号）について	3 4 7
○議案第 1 0 3 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 7 号）について	3 4 9
○閉会中の継続調査の申出について	3 5 2
○閉会中の議員の派遣について	3 5 2
○町長挨拶	3 5 3
○散 会	3 5 5
○署 名	3 5 7

議 案 目 次

令和 6 年矢巾町議会定例会 1 2 月会議

1. 報告第 2 3 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
2. 報告第 2 4 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
3. 報告第 2 5 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
4. 報告第 2 6 号 職務遂行中の事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
5. 議案第 9 2 号 矢巾町名誉町民の決定に関し同意を求めることについて
6. 議案第 9 3 号 矢巾町マレットゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について
7. 議案第 9 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
8. 議案第 9 5 号 矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 9 6 号 矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 1 0. 議案第 9 7 号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 1 1. 議案第 9 8 号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 1 2. 議案第 9 9 号 矢巾町マレットゴルフ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 1 3. 議案第 1 0 0 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 1 4. 議案第 1 0 1 号 令和 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 1 5. 議案第 1 0 2 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 1 6. 議案第 1 0 3 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 1 7. 閉会中の継続調査の申出について

18. 閉会中の議員の派遣について

令和 6 年矢巾町議会定例会 1 2 月会議議事日程（第 1 号）

令和 6 年 1 2 月 4 日（水）午前 1 0 時 0 0 分開議

議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第 2 3 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 4 報告第 2 4 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 5 報告第 2 5 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 6 報告第 2 6 号 職務遂行中の事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 7 議案第 9 2 号 矢巾町名誉町民の決定に関し同意を求めることについて
- 第 8 議案第 9 3 号 矢巾町マレットゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 9 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 1 0 議案第 9 5 号 矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 9 6 号 矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 9 7 号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第 1 3 議案第 9 8 号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第 1 4 議案第 9 9 号 矢巾町マレットゴルフ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

第 1 5 議案第 1 0 0 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 6 号）について

第 1 6 議案第 1 0 1 号 令和 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

第 1 7 議案第 1 0 2 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	1 0 番	小笠原 佳 子 議員
1 1 番	山 本 好 章 議員	1 2 番	高 橋 安 子 議員
1 3 番	水 本 淳 一 議員	1 4 番	村 松 信 一 議員
1 5 番	昆 秀 一 議員	1 6 番	赤 丸 秀 雄 議員
1 7 番	谷 上 知 子 議員	1 8 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
政策推進監 兼未来戦略 課長	吉 岡 律 司 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	花 立 孝 美 君	税 務 課 長	佐々木 智 雄 君
町民環境課長	田中館 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悦 君
健康長寿課長	田 口 征 寛 君	こども家庭 課 長	村 松 徹 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君	道路住宅課長	水 沼 秀 之 君

農 業 委 員 会
事 務 局 長
会 計 管 理 者
兼 出 納 室 長
学 校 教 育 課 長
兼 学 校 給 食
共 同 調 理 場 所 長

細 越 一 美 君

佐々木 美 香 君

高 橋 雅 明 君

上 下 水 道 課 長 浅 沼 亨 君

教 育 長 菊 池 広 親 君

文 化 ス ポ ー ツ
課 長 高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議 会 事 務 局 長 吉 田 徹 君

主 事 渋 田 稀 結 君

議 会 事 務 局 長
補 佐 千 葉 欣 江 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

会議に入ります前に、11月22日開催の議会運営委員会において、議場でのことで再度注意喚起をしていただくようお願いがありましたので、皆様をお願いいたします。議場内においては、議員、当局または傍聴者との間で私用の会話は慎み、このことを徹底し、いま一度注意喚起するよう委員会において確認したところであります。議員及び当局の皆様におかれましては、開会前や休憩中といえどもお互いに留意の上、用がある場合は議場外で対応していただくようお願い申し上げます。

11月22日の議会運営委員会でこのように注意喚起をするようお願いされましたので、皆様は徹底してお願いします。

ただいまより令和6年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより12月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田清実議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、当職から議会関係の報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（廣田清実議員） 次に、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田清実議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

15番 昆 秀 一 議員

16番 赤 丸 秀 雄 議員

17番 谷 上 知 子 議員

の3名を指名いたします。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の12月会議の会議期間は11月22日開催の議会運営委員会で決定したとおり、本日から12月12日までの9日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、12月会議の会議期間は本日から12月12日までの9日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 報告第23号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第4 報告第24号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第5 報告第25号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

日程第3、報告第23号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、日程第4、報告第24号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、日程第5、報告第25号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、この報告3件につきましては、自動車破損事故に係る専決処分の報告でありますので、一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、報告第23号から日程第5、報告第25号までの報告3件については、一括しての報告することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました報告第23号から報告第25号までの自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

報告第23号の自動車破損事故につきましては、矢巾町大字高田第7地割地内の町道中央1号線において、相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過してしまったため、自動車のタイヤを破損したものであります。

また、報告第24号の自動車破損事故につきましては、矢巾町大字和味第1地割地内の町道西部開拓線において、相手方が走行中に道路の穴の発見に遅れ、その上を通過してしまったため、自動車のタイヤを破損したものであります。

次に、報告第25号の自動車破損事故につきましては、矢巾町大字煙山第17地割地内の町道堤川目線において、相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過したために、自動車のタイヤを破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、保険会社の査定において、本町の過失割合はそれぞれ、報告第23号は6割、第24号及び第25号は5割となっております。

本町が相手方に支払う賠償金につきましては、報告第23号は修理代金総額5万921円のうち3万553円、報告第24号は修理代金総額2万8,380円のうち1万4,190円、報告第25号は修理代金総額4万4,000円のうち2万2,000円となっております。

なお、今回報告いたしました3件につきましては、本年11月8日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告をさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。ただいまの報告3件については、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　ご異議なしと認めます。

それでは、質疑を受けます。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　第23号なのですけれども、高田地区の中央1号線ということで、私毎日というくらい通っているのですけれども、発生したのが午前1時頃ということなのですから、発生のお知らせがあったのはいつなのか、そして修復はいつされたのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）

水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　お答えいたします。

ご本人から連絡がありましたのは、4月2日の午後3時頃になってございまして、当方のほうでの現場の処理につきましては、同日中に穴埋めのほうは行っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　ちょっと発生から時間差があるのですけれども、その穴ぼこというので事故が起きなかったということによろしいのでしょうか。私も通っていて気づかなかったのですけれども、そこら辺お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　お答えいたします。

穴自体の深さはそこまで深くない穴でして、車のタイヤがちょっと薄いタイヤの車だったので破損に至ったものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　参考までにお伺いします。この損害賠償の過失割合というか、比率なのですが、これは時間に関係なく大体5割なののでしょうか。何か夜と日中帯の明るいときでは、ちょっと事故の起き方が違うような感じがするのですけれども、その辺は保険会社とは約半額になっているのでしょうか、そこだけ確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

損害割合におきましては、当然夜間帯であれば、穴の発見がしづらいということで過失割合は、町側のほうは高くなります。あるいは、雪あるいは雨等で見通しが悪いという場合の状況も損保会社様のほうで把握いたしまして、それぞれの負担割合を計算するという事で、それぞれ状況に応じて負担割合が決まるということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第23号から報告第25号までの3件の報告を終わります。

日程第6 報告第26号 職務遂行中の事故による損害賠償請求事件に関する
専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第6、報告第26号 職務遂行中の事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第26号 職務遂行中の事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回報告する事項につきましては、矢巾町大字間野々第11地割地内におきまして、町職員が道路維持作業で除草剤を散布していたところ、強風により隣接する水田に飛散し、栽培していた稲の一部が枯れたものであります。

被害に係る賠償金につきましては、全国町村会総合賠償保険で行っており、本町の過失割合が10割との査定から、稲が枯れたことによる損失の補償として3万6,211円を支払うものであります。

なお、このことに関しましては、本年11月8日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告

をさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 状況を少しお聞かせ願いたいのですけれども、どのような除草剤、道路の草に対する除草とお聞きしましたけれども、基本草刈りをしないで除草剤をまくのかどうか、そこら辺の判断をお聞かせ願います。

あと再発防止をどのように考えているかについてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

道路脇ののり面の除草でございまして、草刈りは草刈りで行っておりますし、草刈りした後には今度また伸びないように、除草剤も使用しているものでございます。

また、再発防止につきましては、実際に作業を行っている作業員に対して、強風時の作業は行わないことと、あとカバー等をつけて飛散防止をしながら作業をするようにというふうな指導を行ったところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 基本的に強風のときは、そういう散布、私たちもそこを気をつけてやっているわけですが、どれくらいの強さの風だったのか、どうしてそのときにやったのか、そのところをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

作業を行った日は、一日を通して強風だったわけではなく、そのとき、突風というほどではなかったようなのですけれども、風が吹きまして、水路を挟んで大体1メートルぐらいの範囲のところで飛散したのが、実際その作業をしたときには飛散したなというのは確認できなかったようなのですが、その後の生育具合で、散布範囲のところに1メートル幅ぐらいで生育不良がありまして、私どものほうで確認しまして、こちらで行った作業と一致したために、こちらのほうの責任であるというふうに確認したところでございます。

当然強風時には、もともと作業はしないようにはしておるのですが、どうしても瞬間的なものにはちょっと対応できなくて、今回はご迷惑をおかけしたところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第26号を終わります。

日程第7 議案第92号 矢巾町名誉町民の決定に関し同意を求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第7、議案第92号 矢巾町名誉町民の決定に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第92号 矢巾町名誉町民の決定に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび令和4年12月30日に逝去されました藤原清司氏に対して、故木村武氏、故藤原哲夫氏、故川村禎三氏、故小原重雄氏に次いで5人目となる矢巾町名誉町民の称号を贈り、顕彰してまいりたく、矢巾町名誉町民に関する条例第3条の規定により議会の同意をお願いするものであります。

同氏は、大正10年8月に矢巾町大字室岡にお生まれになり、農業、そして畳とかの関係、床関係のこういった製造業に従事される一方で、障がいをお子さんの親として、障がいを有する方が自立し、安心、安定した地域生活が送れるようにとの思いから、私財を投じて昭和58年に社会福祉法人新生会を設立されました。そして、輝く命を理念に、理事長、施設長として、障がい者支援施設の新生園や第二新生園をはじめ、重度障がい児、重度障がい者の福祉医療施設でありますみちのく療育園メディカルセンター、障がいを個性と捉え、その個性とニーズに合わせた働ける場所を提供し、自立した生活を支援するワークセンターむろおかやあさあけの園など、礎となる様々な福祉施設や事業所を運営し、町内はもとより岩

手県内の障がい者支援に積極的に取り組まれました。

また、町議会議員や農業委員会委員としてもご活躍され、町勢の発展や本町の農業振興にもご尽力されたほか、矢巾町社会福祉協議会理事や矢巾町民生委員推薦会の委員なども歴任され、その高潔な人格と柔和な人柄で地域福祉の向上や障がい者の自立支援に寄与したご功績は誠に多大であり、まさに本町名誉町民として誠にふさわしい人物であることから、そのご功績に対し顕彰してまいりたいと存じますので、よろしくご審議の上、議員各位のご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第92号 矢巾町名誉町民の決定に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第92号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8 議案第93号 矢巾町マレットゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（廣田清実議員） 日程第8、議案第93号 矢巾町マレットゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第93号 矢巾町マレットゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、町民の心身の健全な発達と文化の向上を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的に設置する矢巾町マレットゴルフ場について、その管理運営等に関し必要な事項

を定めるものであります。

主な内容としたしましては、矢巾町マレットゴルフ場の位置、行為の禁止、使用期間、使用料等の基本的事項や使用の許可など手続に関わる事項のほか、指定管理者の業務等を規定するものであります。

また、本条例の制定に併せて、矢巾町岩崎川河川公園の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終了いたします。

採決に入ります。議案第93号 矢巾町マレットゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第94号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（廣田清実議員） 日程第9、議案第94号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第94号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整

理に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の制定は、刑法等の一部を改正する法律が令和 7 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

その主な改正内容であります。刑事罰の「懲役」及び「禁錮」が廃止となり、これに代えて新たに「拘禁刑」が創設されたことから、罰則規定を設けている条例において所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第94号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 95 号 矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第10、議案第95号 矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第95号 矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する

条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、昨今の燃料費、光熱水費の高騰に伴い、使用料の引上げを行うものであります。

その改正内容であります、年間を通じて施設内冷暖房を使用しております現状を踏まえ、平常時、冷暖房時の区別を廃止するとともに、時間帯により異なる使用料の区分を廃止し、1時間単位の使用料とした上で、約10%の使用料の引上げを行うべく改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第95号 矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第96号 矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第11、議案第96号 矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第96号 矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令並びに生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令により、水道法施行令及び水道法施行規則が改正され、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準が見直されたことから、所要の改正を行うものであります。

内容の例といたしましては、布設工事監督者の有すべき資格は、大学の土木工学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6か月以上水道の技術上の実務に従事した経験を有する者とするなど、個別具体的な資格基準を改正法令を参酌して同じ内容とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 改正前と改正後にもあるのですが、ちょっとこの文章の文言について分からないところがありますので、お聞きいたします。

改正後の文章のところですが、（１）のところ、アンダーラインの２段目に、ずっと続いて、「これに相当する課程を修めて卒業した」ものとありますし、中段の（４）のところに、短期大学等においてからずって「電気科又はこれらに相当する」という２つの文言の表現があるのですけれども、相当するという内容について分かる範囲でお聞きしたいし、「これに」と「これらに」との違いがもし分かるのであればお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、第１項第１号にありますものについては、これは例えば大学で土木工学科、または例えば土木環境科等のような学科の課程を修めた者、これが相当するものだと考えておりま

す。

第2号におきましては、土木以外、書いているとおり、機械工学科または電気または化学系、これら今言ったようなものに相当するもの、土木系以外のものの学科を卒業した者というように考えております。このような答えでよろしいでしょうか。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 同じような質問で申し訳ありません。要は、例えば当局の職員で高校を終わって水道事業に携わる方、その方は具体的にはこの条例改正に伴って何か変わるのですか。全員協議会では、この内容が変わるという内容は理解したつもりだったのですが、何か今これ読めば読むほど理解ができなくなったので、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えします。

ただいまのご質問の例で言う高校卒業した場合ということで、布設工事監督者のほうでお答えをいたします。改正前第4号においては、学校教育法による云々かんぬんで土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する業務に従事した者。これが改正後におきましては、3年6か月経験、要は従事する期間が約半分になるので、人がいないから半分にしましたということではなくて、確かにそういう事情もありますが、今いる人材を活用することで水道事業を持続的に行うということで、国のほうでは考えているということだと考えております。

ということで、そのように経験年数が従来の約半分になるというふうに考えていただければよろしいかと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第96号 矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第97号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者
の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第12、議案第97号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第97号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明をさせていただきます。

矢巾地区農業構造改善センターの管理については、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、土橋自治会に指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、平成18年度から指定管理による運営を行っております土橋自治会の管理運営が良好であり、施設の安定的な管理及び利用者に対するサービス向上が図られた運営が引き続き見込まれることから、また地元自治会の公民館的機能を有する形で整備した経緯も踏まえ、紫波郡矢巾町——、土橋自治会会長、女鹿春夫さんが指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定に当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を

図るため、協定内容の見直しを含め、町といたしましても指定管理者に対して改善すべきところは積極的に指導してまいります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第97号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時10分いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

日程第13 議案第98号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し
議会の議決を求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第13、議案第98号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第98号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明をさせていただきます。

矢巾町文化会館の管理については、東北共立・寿広グループが、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで指定を受けておりますが、引き続き令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間、東北共立・寿広グループに指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、このたび公募により募集を行ったところで、1事業者からの申請があり、矢巾町公の施設の指定管理者候補者選定審査項目に基づき審査を行った結果、東北共立・寿広グループを選定させていただきました。

東北共立・寿広グループは、平成18年度から指定管理による運営を行っており、施設の管理運営が良好であり、特にも町内の芸術文化団体への指導、助言、育成、支援が適切であるほか、自主事業においては、独自の企画力により多種多様な芸術文化に触れる機会を創出するなど、町民の芸術活動への関心を高め、次の世代につながる事業を実施し、成果を上げており、県内外においても高い評価を得ております。

また、利用者に対するサービスの質を落とすことなく経費の縮減に努めるなど、常に施設運営の効率化を図っているなどの実績を評価した上で、今後においても施設の効率的かつ効果的な管理運営が見込まれることから、宮城県仙台市太白区八本松2丁目10番11号、東北共立・寿広グループ、代表者、株式会社東北共立代表取締役、岸浪行雄さんが指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条の規定により、指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定に当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定内容の見直しを含め、町といたしましても指定管理者に対して、改善すべきところがあれば改善するように積極的に指導をしてまいります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 今度初めて公募になったような気がいたしますけれども、今までの

経過との違いをお伺いしたいと思います。

また、1 者が応募したということではありますが、共立だけだったのでしょうか、そのことも確認したいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今回初めて文化会館につきましては公募とさせていただきました。その理由としましては、前議会の中でも議論をいただいていたけれども、競争の原理を働かせるということで公募とし、3 年間の指定管理とさせていただいたものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他にはなかったのだよね、全協で説明したものね。

よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第98号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第99号 矢巾町マレットゴルフ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第14、議案第99号 矢巾町マレットゴルフ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第99号 矢巾町マレットゴルフ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町マレットゴルフ場の管理については、矢巾町マレットゴルフ協会が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の指定を受けておりますが、引き続き令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間、管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、このたび公募により募集を行ったところ、1事業者からの申請があり、矢巾町公の施設の指定管理者候補者選定審査項目に基づき審査を行った結果、矢巾町マレットゴルフ協会を選定させていただきました。

矢巾町マレットゴルフ協会は、令和4年度から指定管理による運営を行っており、本町との連携を図りながら、生涯スポーツの推進と町民の皆さん方お一人お一人の心身の健康維持のための管理運営を行っておるところであります。

今後におきましても、施設の安定的な管理及び運営が見込まれることから、紫波郡矢巾町_____、矢巾町マレットゴルフ協会会長、長谷川和男さんが指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定にあつては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定内容の見直しを含め、町といたしましても指定管理者に対して、改善すべきところは積極的に指導をしてまいります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第99号 矢巾町マレットゴルフ場に係る指定管理者の指定等に関し

議会の議決を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第100号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算(第6号)
について

日程第16 議案第101号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補
正予算(第2号)について

日程第17 議案第102号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3
号)について

○議長(廣田清実議員) お諮りいたします。

日程第15、議案第100号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算(第6号)について、日程第16、議案第101号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、日程第17、議案第102号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について、この補正予算3議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議なしと認めます。

よって、日程第15、議案第100号から日程第17、議案第102号までの補正3議案については、一括上程とすることに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) ただいま一括上程されました3会計の令和6年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

最初に、議案第100号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算(第6号)について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、14款国庫支出金の被用者3歳以上高等学校修了前交付金を新設補正し、1款町税の個人の町民税及び固定資産税、14款国庫支出金の障

害者自立支援給付費負担金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額補正をするものであります。

次に、主な歳出につきましては、２款総務費の財政調整基金積立事業、３款民生費の障害者自立支援事業、障害児福祉事業及び子ども医療費助成事業、４款衛生費の保健衛生総務事業、６款農林水産業費の農地等整備事業、８款土木費の除雪事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億８,６４６万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３０億５,１０２万６,０００円とするものであります。

続きまして、議案第１０１号 令和６年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、４款県支出金の普通交付金、６款繰入金の財政調整基金繰入金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、２款保険給付費の一般被保険者高額療養費給付事業、７款諸支出金の償還金をそれぞれ増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３,０９１万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２８億１,１３５万１,０００円とするものであります。

続きましては、議案第１０２号 令和６年度矢巾町水道事業会計補正予算（第３号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容であります、収益的収入及び支出のうち収入の第１款水道事業収益の営業収益を２５７万８,０００円増額補正して、総額を８億８,１３１万６,０００円とし、支出の第１款水道事業費用の営業費用を５３０万６,０００円増額補正して、総額を７億６,８４６万２,０００円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の第１款資本的支出の建設改良費を７４８万６,０００円増額補正して、総額を７億５,６１５万３,０００円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第１００号から議案第１０２号までの補正予算３議案については、会議規則第３９条第１項の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第100号から議案第102号までの補正予算 3 議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算 3 議案については、12月12日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、補正予算 3 議案につきましては、予算決算常任委員会において12月12日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日 5 日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。本日は大変ご苦労さまでした。

午前 1 1 時 2 6 分 散会

令和6年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第2号）

令和6年12月5日（木）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	10 番	小笠原 佳 子 議員
11 番	山 本 好 章 議員	12 番	高 橋 安 子 議員
13 番	水 本 淳 一 議員	14 番	村 松 信 一 議員
16 番	赤 丸 秀 雄 議員	17 番	谷 上 知 子 議員
18 番	廣 田 清 実 議員		

欠席議員（1名）

15 番 昆 秀 一 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
政策推進監 兼未来戦略課長	吉 岡 律 司 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	花 立 孝 美 君	税 務 課 長	佐々木 智 雄 君
町民環境課長	田中館 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悦 君

健康長寿課長	田口征寛君
産業観光課長	村井秀吉君
農業委員会 事務局長	細越一美君
会計管理者 兼出納室長	佐々木美香君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高橋雅明君

こども家庭 課長	村松徹君
道路住宅課長	水沼秀之君
上下水道課長	浅沼亨君
教育長	菊池広親君
文化スポーツ 課長	高橋保君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君
主事	渋田稀結君

議会事務局長 補佐	千葉欣江君
--------------	-------

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、15番、昆秀一議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、昨日の本会議において配付いたしました議事日程、議案目次の一部に脱字があったことから、本日配付の正誤表の内容のとおり訂正させていただきます。

また、日程に入るに先立ち、一般質問を行うに当たり、当職から議員の各位にお願いいたします。一般質問は、矢巾町議会会議規則第61条第2項により通告制となっておりますが、質問に当たっては、同規則第54条第1項により、「議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない」となっておりますことから、通告の内容の範疇を超えないように質問者は留意をお願いします。

また、11月22日に開催されました議会運営委員会においても、9月議会の検証からの注意事項というものを皆さん見ていると思いますけれども、（1）から（4）までありましたけれども、（1）の内容に再質問は通告で質問に関連したことに徹する。全く関係しないことはできないことを原則とするということが注意喚起されておりますので、その旨をしっかりとお願いいたします。

それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

14番、村松信一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） 議席番号14番、矢巾未来の会、村松信一でございます。

それでは、質問の1問目、農業関連用地の草刈り軽減策について、町長にお伺いをいたします。町長は、令和6年度施政方針の中で、町が目指す将来像として「豊かな環境を未来へつなぐまち」ほかを掲げ、地域の産業を持続可能なものとしていくためには、農業、商業、工業の3つの産業をそれぞれ活性化させるとともに、産業間の緊密な連携が必要であるとしております。

この中で、現在の農業分野に対する主な支援策は、従事者の確保や育成、また機械導入や農産物の生産、販路、消費拡大促進等の支援であります。農業関係における課題の一つに、農道や水路脇等の雑草、雑物除去等に多大な労力を費やしていることでもあります。この作業は、自治会や農業関係組織等において、年に数回程度の共同草刈りや雑物除去等を実施し、対応しておりますが、作業はコミュニティの結束を強める効果がある一方、時間的、体力的負担も大きく、大人数で行う場合、待ち時間や無駄な動きが発生しがちで効率の面でも問題があります。

また、共同作業で処理する範囲も限られ、おのおのが管理する圃場、地添え関連地の草刈り作業や処理は負担が多く、人手不足、高齢化が顕著で作業中の事故に対する心配や近年は熱中症等健康被害の問題もあります。

他産業も同様に人手不足が深刻と言われ、各産業においても働く魅力を高める工夫も欠かせませんが、農業は他産業に比べ柔軟な働き方ができることや食料生産に多くの可能性を秘めた仕事として魅力もあり、近年県内における農業法人化は経営体が703組織と5年前から15.3%増えたとする統計もあります。

このようなことから、新規就農の受皿として明るい農業の期待も持てますが、農業地の関連用地に繁茂する雑草処理の軽減が課題で、このままでは農業生産労力の分散となり、生産性や意欲の減退につながりかねません。

雑草処理の軽減方法には除草剤、植物成長調整剤、防草シート等もありますが、高コストや作物への影響、のり面の土壌流出、廃材の処分問題も考えられ、環境保全向上に考慮した軽減方法として多面的機能支払交付金事業の活動実践マニュアルには、のり面、畦畔、休耕田の雑草処理軽減としてグランドカバープランツ対応のノシバ育成やクリーピングタイムの移植など、草刈り作業省力化や景観形成のために行われている各地の取組方法が紹介されております。

これは、草刈り作業軽減策の一例であります。本町の農業関連用地の雑草処理として、ノシバの育成、グランドカバープランツの取組等による農業地の雑草処理の実証に取り組む

個人または組織を募り、本町の農業の手本となるような試験施策として、草刈り作業軽減策を導入してはどうか。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 皆さん、改めておはようございます。

それでは、14番、村松信一議員の農業関連用地の草刈り軽減策についてのご質問にお答えをいたします。

雑草除去等に係る負担は、農作業の生産性を低下させ、農業者の耕作面積拡大を阻害する要因の一つとなっております。現在農用地におきましては、多面的機能支払交付金の活動組織が農地保全のため草刈り作業を実施しておりますが、将来的な省力化に向けた機械導入や防草シート等の取組は、導入費用や知識、技術習得の問題もあり、限定的な状況となっております。

高齢化による人手不足を背景に、雑草除去等による問題は、地域課題の一つにもなっておりますことから、農業者に限らず、この課題に取り組む組織等の育成や支援は大きな意義があるものと考えており、ご提案のノシバの育成やグランドカバープランツなど、前向きに検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、再質問に移らせていただきます。

農業地の草刈りの省力化は、全国的な課題でありまして、私も農業者の一人といたしまして草刈り作業のつらさは認識しております。景観形成や害虫の発生を防ぐ大切な作業でもあります。圃場に附帯するあぜなどの草刈りは、所有者や耕作者が対応することでほとんど問題がないと思います。農道や水路脇ののり面は、ほとんどが実は町有地なのです。それで農業従事者の減少や、それから高齢化等により、これらの圃場、地添えの草刈り作業が滞るようになり、現在は毎年増加しております。

これらの草刈りは、多面的機能支払交付金の対象となりますが、圃場、地添えの町有地を全て日当の対象とした場合、交付金はほかのものにもいろいろと使うわけではありますが、それを全部、例えばその草刈りに使ったといたしましても、全く数倍の費用が発生することと

なり、対応できません。効率のよい機械を導入すれば、これは対応が可能となります。現在の草刈りは、低く刈る草刈りの自走式モアが普及して土を削るように低く刈ると、イネ科の雑草やカメムシが増え、高めに草刈りをすると、広葉雑草が増えてイネ科の雑草が減ってカメムシも減るということが言われております、実際そうであります。

それで乗用草刈りを使用しますと、高刈り、調整ができますので、高刈りをしやすく、それからカメムシを減らす一助にもなることと、それから現在の草刈り作業軽減策として、カメムシ対策も含めまして、乗用草刈り機やのり面对応の機械、機材があれば、地域内の農道等や、それから水路脇等の草刈り作業の軽減ができます。

答弁の省力化に向けた機械導入について、導入費用や、その他問題もあり、限定的な状態であるという旨の状況報告でしたが、多面的機能支払交付金、これは高額になりますので、機械リースで行えば実施が可能であります、これは5年から7年くらいのリースが可能となりますけれども、またそれからプラスして町独自の機械の支援について、この2点について伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、機械リースの関係でございましたが、多面的機能支払交付金の事業の中で農地維持支払交付金、こちらのほうございますけれども、こちらのほうで購入することについては、まずは問題はないということで、なおリースにつきましても、制度上はリースは認められるものというところではございましたが、多面的機能支払交付金ということが1年ごとのという契約になると思いますので、その辺のリースについての相手方の契約というところは必要かなというところで、最終的にはリースするものと購入するものを比較してといった場合には、購入した場合に、そこで農地維持交付金、既に毎年のように使っている草刈り等にかかる経費、そこも負担しての話になるので、恐らくリースのほうが有効ではないかというふうには考えておりますけれども、こちらのほうにつきましては、私どものほうでもいろいろちょっと調査させていただきたいと思っております。

また、機械の導入の支援についてということでございますが、現在は私どものほうで町単独事業といたしまして、担い手を支援する目的で購入する経費の3分の1、なおかつ上限は25万となりますけれども、こちらの支援はしておるところでございますが、現在こちらにつきましては多面的組織のほうについては対象とはさせていただいていないところでございますので、ちょっとこちらにつきましても今後検討が必要なのかというふうに考えており

ますので、以上お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） だから、質問の中に多面的ではそういうことができるけれども、草刈りについて、個人または組織の支援についてと、多面的な組織に支援していただきたいということは申し上げていないのです。ですから、個人でそういうところで何人かで組んで、そういった草刈りを専門にしようというような人が現れたときに支援していただきたいということでもありますので、ご検討をお願いします。

それから、多面の中でリースで購入する、リースで対応するという場合の金額であるとか、その乗用草刈り機、私も買いましたがけれども、今は大体200万ぐらいします。それが可能なかどうか。

それから、のり面のところをトラクターは自分のほうにつけるとしまして、それはあるのです、いろいろと。だからそういったものも200万ぐらいしますので、そういったものの対応を個人でやるわけにいかないのです、町有地、全て。だから、そういうことでサンプル的にどこか1か所ぐらい選んで、そういったことをやってみて、すごく効果があるなという判断をしたときに、では全体的にやっぱりどうするかということを決めていただきたいと。そうではないと、何年たっても、20年たっても、ずっと草刈り大変だ、大変だとなって、そのうちに全然誰もやらなくなります。ということで、検討をお願いしたいということでもあります。

では、次に移ります。草刈り軽減、省力化の一つで、畦畔やのり面にグランドカバープランツ、これはご存じのとおり地表を覆うために育てる植物のことですけれども、植える取組などは全国で実は行われているわけです。特にのり面などにクリーピングタイム等を移植することで、初期段階や途中、多少の雑草を抜き取ったりすることは必要であります、私は去年植えましたけれども、2年も経過すると繁茂して、草刈り作業はしなくてもよくなります。この春に地元で購入して移植しましたが、現在繁茂中であります。一度も、初期のときに草をちょっと取りましたけれども、あとは途中はちょっと取ったりした程度で、来年はまずこのままでいいような感じがします。

農道等の草刈り軽減は、乗用草刈り機で対応し、のり面はグランドカバープランツとして植物を移植することで毎年実施の草刈り作業が軽減できることになるのです。1点目の農業平面の草刈りは乗用型でやると。それから、2点目ののり面は、クリーピングタイムや専用

機械で対応すると、この２つのセットがあれば、圃場は個人ですけれども、その圃場の地添えは、一部を除いて大体が町道になっているわけです。ということで、このセットで、いわゆる農道、平面のところは乗用型、それからのり面は一部機械、それからクリーピングタイムで対応すると。これで作業の軽減を図ることができるわけですが、ノシバの育成、それからグランドカバープランツなど前向きに検討すると答弁がありますけれども、具体的な計画として、それから来年からもうとにかくこれでやってみたらいかがでしょうか、どこか１か所でいいです、私でなくてもいいですから、そういうことでやってみたらどうでしょうか、これを伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まず、今回のグランドカバープランツの取組でございますが、白沢地区のほうで既に取り組んでいらっしゃるということで、こういった先進的な取組については、非常によい取組であるということで、先ほど来お話しのとおり労力の省力化であるとか、いろいろそれ以外にも景観の面であるとか、そういったメリットが多うございますので、まずはこちらについては、こういった先進的な取組を場面を捉えまして周知させていただいて、そういった取組をどんどん広めてまいりたいなということで先ほどありましたけれども、農地の畦畔とか、それ以外にも道路とか、水路とか、そういったのり面についても、こういった取組が広まることで省力化が図れば、これから高齢化ということもありますけれども、やはり草刈り作業をする上で大変な熱中症対策とか、そういったことも考えていかなければなりませんので、まずはこういう取組を広めて、それで試験施策というお話でございますけれども、まずは、そういった点も踏まえて検討してまいりたいなというふうに考えておりますので、答弁のとおり進めてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） そのとおりであれば、何の支援策もないということですよね。では、勝手にやります。支援策はないのですよね。

では、次の質問に移ります。今までの草刈り作業軽減策は、私が思いついたこと話したわけではないのです。実際に乗用草刈り機で高めに２年間刈ったところ、ノシバやクローバーなどの背の低い雑草がきれいに生えそろいました。この作業は、乗用草刈り機を主に使用し

ますので、作業時間や労力は大体大幅に3分の1ぐらいに減少します。また、のり面は今年春に約20メートルぐらいののり面にクリーピングタイムの苗を購入し、移植しましたが、かなり増殖しておりますので、来年は繁茂状態になると思います。この取組に対して執行者側のある方と農業試験場の南のほうの農業試験場の方が夏に視察に見えられました。それでノシバを見た瞬間、大体1キロくらい刈っているのですけれども、「わあ、きれいだ」、この一言でした。それで、まだまだノシバやクローバーはまだらの部分がありますが、来年はもっと繁茂状態になると思います。

ノシバは、北海道南部以南の日本全土に自生しているのです。かなりの何百年以上前からある植物みたいでありますけれども、これを高刈りすると、イネ科の雑草が減って、カメムシも減るということが実践マニュアルに書いてあるのです。それで私は、実際それを実施してみたところ、そのとおりになります。それで、私がやったことで一番の収穫は、草刈り作業の労力と、それから時間の軽減が図られたことでありますけれども、なぜ高刈りするかとすると、ツユクサやノシバが繁茂するかという理由、よく考えて、よく今までやったことと比べてやってみたら、そのとおりだなということが分かりました。ということで、町長がよく言うております今年はカメムシが多くて大変だったなとかということの対応もできるというような形になると思います。

それから、クリーピングタイムの移植のために、盛岡・紫波地区環境施設組合の敷地内に温水のハウスがあります。あれを冬場にお借りして、それでクリーピングタイムを育成して、春にまたそこから植付けするということで借用することは可能なのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町民環境課長といいますか、盛岡・紫波地区環境施設組合の事務局長としてちょっとお答えさせていただきたいと思います。ご質問の温室のハウスでございますけれども、現在組合のほうでは使用しておりませんので、お貸しすることは可能と考えております。

ただ、やっぱりほかにも引き合いがありますので、もしそのようなお考えがある際には、早めにご相談をいただければなと思っております。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 村松信一議員。

○14番（村松信一議員） そこでまた再質問であります。先ほどの農業試験場の方から後日

コメントが届きました。ノシバによる町道を守る環境保全向上運動として、私がやっていることに対してのコメントだと思います。町民による減災、防災運動、町道の雑草管理や交差点等の見通し、これは学童の安全確保につながる、解消につながるという、そうですね、伸びているより縮んだほうがいいです。それから、町道の雑草管理は、景観向上とのり面保護につながる。それから２点目、ノシバによる雑草の管理、農家の数年後の草刈り作業の労力軽減につながる。ノシバが町道ののり面を保護することで豪雨災害を防ぐことができる。それから３番目、高刈りによるノシバの育成と安全対策、根こそぎ刈らないので、高刈りすると飛び石等の事故防止に、飛散防止につながる。まだありますけれども、それは省略いたします。

以上の内容を頂戴いたしましたけれども、そこで、この作業は美観だとか、労力軽減だとかということもありますけれども、この中で防災とかにつながるということもありますので、そこで農業地全般を維持管理することは、町民の安全、安心なまちづくりにも必要なこととして、これを防災の面から農業地の維持管理の必要性を広報で告知したらどうかということでお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

ありがとうございます。特に交差点等におきましては、確かに雑草等が高く伸びておりますと、車同士の衝突事故、それから歩行者の交通妨害にもつながるというふうに感じられますので、その点につきましては、議員ご指摘のとおり、広報、それから周知等をしてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、地域の皆様のご協力もいただけるように、ご理解いただけるような周知、広報活動もしてまいりたいというふうに感じております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからもお答えさせていただきますが、この草刈りの軽減策については、今年もまず県知事に対して、盛岡広域振興局の局長さんを通して県知事に口頭で要望したのですが、いずれこの除草の関係では、ご指摘のとおりなので、特に今畦畔ではカメムシのお話もあったし、そして何よりもスマート農業をこれから推進していく上において、これまでは例えば畦畔と畦畔の間を、いわゆる薬剤散布機を背負って歩いたのですが、もう今はドローンとかも使われているわけです。

だから、できるのであれば、県にも要望したのは、多面的機能の交付金とか、それから圃場整備をするときに、あらかじめ除草シートで囲ってしまうとか、そういうことを考えてみたらどうなのかということで、やはり場当たりの対応ではなく、今後圃場整備の在り方の検討もしてほしいし、それからスマート農業を推進するために何が、いわゆる耕作地の拡大とか、面積の拡大、阻害要因が何なのかと。そして、これから草刈りは、なかなか難儀な作業なので、特にこれから猛暑、熱中症の問題もあるので、これはやはり今後圃場整備とか、多面的機能の中で、農業政策の一環として捉えて対応していかなければならないと思うので、これは矢巾町だけの対応ではなく岩手県、そして全国的な組織としての取組をこれからしっかり要望して対応していきたい。

そして、今日ひとつ勉強させていただいたのは、最初質問が出たときに、クリーピングタイム、何か時間計るのか何かなと。そうしたら、多年草のあれだと。これは、北海道の南部から九州まで、その花、多年草、いろいろ調べてみたら、鑑賞だけではなく、料理とか、それからハーブティーとか、そういうものにも使えるということなので、これはひとつ調査をして、産業観光課長が前向きになるかどうかあれなのですが、地域おこしの一つとして考えてみたら、非常に面白いのではないのかなということで、あとは防災、減災の関係もあります。確かに今道路でも、特に農道なんかは、そういう傾向が強いので、いずれ今後今日ご指摘いただいた、またご指導いただいたことは、しっかり意を体して対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「１問目は終わります」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、１問目を終わしまして、次に２問目の質問を許します。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、２問目の質問に入りたいと思います。空き家利活用と移住、定住の取組について町長にお伺いをいたします。

令和元年９月から矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例が施行され、６年が経過しました。この条例は、特に市街化調整区域において適切に管理されていない空き家が地域住民の生活に悪影響を及ぼし、そのまま放置すれば倒壊や保安上危険となるおそれがあり、周辺の生活環境を守るため施行されましたが、農地付空き家を地域資源として有効活用し、都市や他地方から若者を集めた創造的な活動に転換することで、有効活用と地域課題の解決の両立を図るなど、全国には多くの取組事例があります。

本町は、空き家ワンストップ有効活用相談窓口を開設するなどと言明するなど、市街化調整区域内の空き家対策に取り組んでおりますが、市街化調整区域内の空き家の状況について以下伺いたいと思います。

1 点目、農地要件は令和 5 年 4 月 1 日に撤廃されましたが、現在の空き家件数及び空き家についての実態調査状況。

2 点目、令和 5 年 4 月 1 日の農地法改正以降の移住、定住相談件数及び成約件数。

3 点目、相談における課題や成約に至らない阻害要因。

4 点目、住まいを探す方のお試し移住支援住宅の検討状況。

以上であります。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 空き家利活用と移住、定住の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、市街化調整区域内の空き家件数は、本年11月末現在49件となっており、空き家についての実態調査は令和 2 年度に実施しております。

なお、実態調査につきましては、その結果を台帳に登録し、そのうち新規に発生した個別案件については、随時調査を行っており、定期的にデータの更新を行っております。

2 点目についてですが、移住、定住の定義は、首都圏からの移住者を対象としているものではありますが、近隣市町村からの空き家への移住、定住に関連する相談が 3 件あり、そのうち 2 件が成立しております。

移住、定住を推進する取組として、近年は東京都で開催される移住相談イベントに参加し、本町ブースを訪れていただいた方と直接会話をしながら本町の情報をお伝えしております。また、盛岡広域で取り組んでおりますオンラインの相談会に参加し、より多くの方に本町の魅力を発信できるように努めております。このほかに移住、定住を後押しする制度として、国や県と共同により実施しております移住支援金制度に係る問合せや相談に対応しており、令和 6 年度に本町で初めて支援金を交付しております。

3 点目についてですが、過去に相談の多かった内容は、お仕事と住まいに関することです。相談者の多くは首都圏の在住者であり、本町に移住した際の収入面を気にする方は一定数おり、すぐに入居できる賃貸物件がなかなか見つからないという状況も度々ございます。

また、空き家の実際の取引は不動産業者が行いますが、市街化調整区域の物件については、手数料の問題等により、取引に消極的ということもあり、利活用は限られた物件となる現実もあるところであります。

空き家の利活用を進めることは、地域の空洞化を防ぎ、移住、定住を促進し人口を確保する重要な施策であり、今後も不動産事業者や司法書士などで構成される空き家対策協議会による情報交換や町内外への空き家情報の周知を進め、課題の解消を図ってまいります。

4点目についてですが、お試し移住支援住宅については、これまでの整備の検討を行ってきたところであります。町内の空き家や古民家などが候補になると思われますが、整備に一定の費用がかかることから、まずは移住を検討している方に、そのようなニーズがあるかなど、引き続き慎重な検討を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 令和3年9月に同じような質問をしております。市街化調整区域の地域振興を目指した定住、移住の取組についてであります。そのときの質問内容としてワンストップについてのことをちょっと触れたいと思います。

田舎暮らしでいろんな面をワンストップで行政窓口の相談ができる定住サポート総合窓口の開設を検討してはどうかということの答弁がありました。答弁内容は、田園回帰という言葉が特に若者にも非常に魅力があり、ワンストップ定住サポート窓口の開設は当然やらなければならないことで、矢巾町は田園的機能、都市的機能もあり、まさに田園都市の矢巾である。ワンストップについては、企画財政課が窓口で、その下に、例えば道路住宅課、産業観光課、農業委員会等でしっかりとしたワンストップ窓口を開設していきたいと、こう考えております。やるとは言っていないのです。こう考えておりますという話でした。

また、ネーミングについては、定住協力員等などの答弁もありました。現在どうなっているか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

ワンストップ窓口なのですけれども、受付そのものを1か所で行うと。そして中身によっては、担当者が代わったりする必要があるものではないかというふうに捉えているところでございます。本町におきましては、まず空き家対策というのは道路住宅課でやっておりまし

た。農地つきの空き家になりますと農業委員会のほうで、そして私ども企画財政課のほうでは、主に首都圏からいらっしゃる移住、定住という形、こちらが企画財政課の担当になっているところがございます。

その全てを一度企画財政課のほうで受け付けするということは、当然ながらできるわけなのですが、実際相談の内容に入りまして詳細につきましては、やはりそれぞれの担当者に行って対応させていただかなければ、ちょっと説明できるものでないというところもございまして、また手続もそれぞれ異なっている部分もございます。

実際お話をお聞きしてみなければ、いずれ分からないというところもありまして、我々企画財政課の1か所で済む場合もありますが、内容によってはお待ちいただいて、道路住宅課なり、農業委員会から担当者に来てもらって、ないしはそれぞれの場所に行っていてというふうな手続ないしは話を聞かせていただくという必要もありまして、こちらにつきましては、申し訳ないのですが、誤った情報であるとか、手続を行うために必要な対応ではないかというふうに考えているところもありますので、何とぞご理解をお願いいたします。

なお、本町の移住、定住の支援につきましては、企画財政課の職員が当たっているところでございます。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまのご質問にお答えします。

農業委員会の取組としてお話ししたいと思います。令和5年4月以降に農地法の改正があって、5反歩要件が廃止されてから空き家が絡んだ農地の手続については2件ございまして、そちら空き家も取得し、農地も取得したというふうな件がございました。それ以降6年度になりましてから、相談という形で1件取り扱った経緯がございます。

このような形で農地が絡むものについては、こちらの農業委員会のほうで手続をさせていただいて、空き家は、それに伴ったものというようなところですので、農業委員会で直接手続をしているわけではないのですが、こういった案件があった場合には、関係課と連携を取りまして情報共有しているところがございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） さきのほうの答弁、ワンストップ窓口はつくっていないのですよね。

であれば、何とぞご理解をいただきたいと、私何もご理解できないのですけれども。

であれば、誰がどこかに行くか分からないのです。どこに、一番行きやすいのは農業委員会あたりに行くと思うのです。だったら、そこにちょっとお待ちくださいと、あそこに座っていただいて、そして最低でもやるべきことは、内容を聞いたら、それに対応するのは企画財政ですから、あっちのほうに行ってくださいではなくて、企画財政の方とか、あとは対応するべきところの人が行ってお話ししていただきたいと、そういう形にはなっていますか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

実際今議員からお話いただいた点、数か月前にちょっとそういう事例があったわけなのですが、申し訳ございませんでした。あのときの事例は、ちょっと担当職員が不足している状況でございまして、窓口のほうに直接お見えになった件だったものですから、それぞれの場所で適切な対応ができなかったというふうなところがございました。

いずれどの部署でも、例えば道路住宅課、農業委員会、我々、どこの部署でもいいのですが、いずれ今議員ご提案いただいたような、お待ちいただいて、職員が赴いて対応するというふうなのにながけてこれから進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） ぜひともそのようにお願いしたいと思います。対応が冷たいです。心が籠もっているかもしれませんが、その仕草が冷たいのです。ぜひともそのようにお願いしたい。

そして、次の質問に移ります。まず、令和2年度に空き家についての実態調査を実施したということの答弁がありました。実態調査をしたと、現在移住、定住のために、また空き家をスムーズに流通させるために、空き家を提供する方、それから売却する方に対する支援策はどのようなものがあるのか。

それから、購入者には現在どのような支援があるのか、これについてまず伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

まず、現時点で売却する方についての支援でございますが、被相続人居住用家屋等確認書というものを出すことによりまして、譲渡所得等の軽減措置が図られているところでございます。購入者に関しましては、私どものほうでは特段の措置があるというのは把握してございません。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 購入者のほうは誰か答えられないの、ないようです。

他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 今の質問、ちょっと途中のところをうまく言えなかったもので、もう一度言います。もう一つ、令和2年度に空き家についての実態調査を実施したということがあります。その実態調査の内容を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

実態調査につきましては、初回が平成28年度に企画財政課で、令和2年度に道路住宅課で実施してございまして、内容につきましては、まず現地の確認をするとともに土地、建物の所在地番、地目、面積、所有者、相続人と、あとは管理状況、これらにつきましてデータ化しまして共有しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） この場合の49件でしたですか、今空き家があると。では、売りたいとか、買いたいとかというのは、どの時点で、これはその地権者である、その所有者である方との確認をされているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

売りたいという方につきましては、農業委員会のほうに行く場合もありますし、私どものほうに直接いらっしゃる場合もあるのですが、私どものほうに来た場合には、そのままその場でお話をお伺いしまして、現在すぐに売却できるものであるとか、様々なことを相談をお受けしながら、可能な対応策についてをこちらのほうから助言を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 今の答弁ですと、来たらば相談するということですね。だから、空き家は売りたいのか、これ売ってもいいのでしょうかとか、売りますかとか、そういったものは、ただ空き家の中身を確認してそのままにしておく。そうしたならば、来るまで待っている。売りたいのですけれども、それだけなのか。

いわゆる空き家の49件あったならば、これはいかがでしょうか。例えばその地権者とか持ち主の関係する人に、これどうなのでしょう、このままにしておくのでしょうかとか、どうされるのでしょうか、売るという考えなんかはあるのでしょうかと、実態調査というのはそういうことではないですか。

ただ場所だとか、そういうのは誰でもできるのではないですか、やろうとすれば。その先なのです、だから移住、定住というのは。そうではないですか。待っていれば、それでいいのですか、調査したことについて。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの件につきまして、移住、定住ではなく、その財産という部分についてお答えいたします。

私どものほうでは、アンケート調査も行っておりまして、意向は把握してございますが、やはり様々な所有の形態がございまして、まずほとんどは未相続、複数相続人というふうなやっぱり複雑な事情がございまして、積極的にちょっと私どものほうから働きかけをすることところまではまだ至っていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） では、確認します。移住、定住でも、いずれ空き家は49件ありますよと、売るかどうか、どうなのかは分かりませんということなのですね、ということよろしいですね。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） すみません。私のほうから答弁させていただきたいと思います。

この49件の空き家ということにつきましては、空家対策特措法に基づきまして、特定空家がどれぐらいあるのかという総量を把握するために実施しておりましたもので、議員がご指摘のとおり、それをどう活用していくかという視点には立っておらないものでございます。

空き家対策の問題につきましては、市街化区域内、市街化調整区域内、それぞれ大きな課題になっていることにつきましては、ご指摘のとおりだと認識しておりますので、こちら今、調査に基づいて、こちらだ、あちらだというお話になっておりますが、オール矢巾町として対応していかなければならないものと認識しておりますので、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） アンケートの結果は出ているのですか、そう聞いているのです、きっと、49件の内容。今アンケート取ると言って取ったのでしょうか。その中で売るとか、貸したいとかというのは出ているのかと聞いているのです。

吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） こちらは先ほど申し上げましたように、空家対策特措法に基づく調査を行っておりますので、これは空き家か空き家ではないかというアンケートになっておりまして、これを売るか、売らないかというものではございません。

ですので、一見空き家だなと周りから見えていても、いえ、いえ、これは私ちゃんと管理していますということになれば、空き家ではないというふうになりますので、今ご指摘の内容につきましては、その先のものになります。

私の答弁につきまして言葉足らずで大変申し訳なかったのですが、その辺につきまして引き続きオール矢巾町として考えてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 把握していないということでよろしいですね。

他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 分かりました。いわゆる空き家はあるのだと、それだけのことでしょね。それで移住、定住でとか、いろいろやっているのですけれども、それと結びついていないということですね、分かりました。

どのように活用するかと、その特措法で調査したのは、そうだったというだけのことであって、移住、定住のために空き家を、私がずっと前から話をしておりました市街化調整区域

の不動とか非常に閑散としているので、そういったところに住んでいただきたい、空き家対策、それを移住、定住に使ったらどうかということとはかけ離れている、結びついていないということですよ。

では、今後空き家の調査、いわゆる売りたいというような方をよく調査していただいて、移住、定住にもう少し力を入れていただきたいと、そう思います。そういうことであります。

では、次の質問に移ります。それでそのときに、実はこういう話もされているのです。空き家の賃貸や売却の条件が整ったところから見学ツアーの実施など、様々な対策が考えられるが、そのために専任担当者を置くこと。そしてまた、定住、移住について住まいを探す方に、お試し移住として市街化調整区域内に定住支援お試し住宅を設置することについてどうですかという質問しましたら、答弁は見学ツアーについて、これはよいことである。お試しで住んでいただくのは長期ということではあり得ないので、1週間とか、1か月とか住んでもらう、これはぜひやってみたいという答弁でしたので、それとこれは全くもう何もやっていないということで先ほどの答弁ありましたとおりでありますので、ぜひともこのような、例えばそのお試し住宅という考え、これから結構ですけれども、どのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

見学ツアーのご提案をいただいております。空き家解消のために必要なものというふうな認識はございます。ただ、お試しで住んでいただくというふうなお話なのですが、実際に住んでいただくということは、何かしら生活用品を用意しなければならない。そして、ふだんから我々のほうで管理をしなければならないという部分もあろうかと思っております。なかなかこういったところで難しい状況であるというふうに思っているところでございます。

ただ、日帰りのツアー、泊まることは難しくても、では日帰りに関してはできるのではないかというふうなところもあろうかと思っておりますので、結論から言いますと、現実にはまだ着手できていないところでございますが、こういったところから検討のほうを進めて、実現できるようにしていきたいというふうに思っているところでございます。

お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 私、理由を聞いているのではないのです。やるか、やらないかではないですか。それは何か解決方法があるのではないですか。

ということで次の質問に移らせていただきます。市街化調整区域内の人口増加対策のため市街化調整区域と、それから市街化区域の線引きを廃止して、それから地域間格差是正に努めている自治体はありますか。

そこで本町でも廃止の検討の余地があるのかということで質問をしたことがありましたが、答弁は市街化調整区域の地域計画等の制度を組み合わせ、空き家もうまく使い、地域の活性化につなげていきたいという答弁でありました。このことについては、何らかの進展はございますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

まず、線引きのことに關してでございますが、検討の余地ということで以前もご質問をいただいております。こちらにつきましては、確かに現在、例えば近くですと宮城県等でも市町村合併を機に廃止したようなところもございますが、やっぱり当町の置かれている状況、盛岡広域の状況を考えますと、まだ優良な農地等を守っていかなければならないという点もございますので、現時点でこちらの廃止ということを即座に判断するような状況ではないと思っておりますが、今後の在り方については、引き続き柔軟に検討してまいらなければならないものと認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうからも若干補足を加えまして答弁をさせていただきますと思います。

本年3月会議におきまして、都市計画マスタープランについてご議決をいただいております。その中におきまして、都市づくりの目標ということを掲げておりまして、それにつきまして団体意思として今実現に取り組んでいるところでございまして、ご質問の内容は先ほど道路住宅課長が答弁したとおりとなっております。

一方で、制度的には可能でございます。先ほど道路住宅課長も申し上げましたように、必要な場合一つの考え方として、参考とさせていただくことは必要かと思っておりますので、そのようにしてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 本町の考えを聞いているのだよ、本町の考え、制度的にはあるのは分かるけれども。

吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） すみません。言葉足らずで申し訳ございません。

本町の現在といたしましては、議決をいただいております都市計画マスタープランが団体意思となっておりますので、その実現に注力することかと思っております。

しかしながら、この長い時間のまちづくりの形成におきましては、一つの考え方として絶対持っておく必要があると思いますし、先般ご可決いただきました都市計画マスタープランの中でも、これを廃止したらどうなるのだろうかということは、やはり考え方の一つとして検討はしてございますので、引き続きそういったものは時代の流れに沿いながら考えていく必要があるのかなというふうに思って、現段階は考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 続けて次の質問に移りますが、東京で開催しました移住相談イベントで、本町でブースを訪れた人の数はどれくらいだったのか。そしてまた、盛岡広域で取り組んでおりますオンライン相談会で本町の魅力を発信できるように努めているとありますが、この反響についてと、先ほど1点目のどれくらいの人数かについて伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

東京での移住フェアの相談者なのですけれども、昨年度は17件ございました。今年度は7件であります。

そして、オンライン相談会なのですが、これは広域で取り組んでいるのですが、実際はオンライン側の、矢巾町側は矢巾町のもので、同時に同じ場所でもその状況がちょっと見えるわけではないので分かりにくいのですけれども、昨年度は相談はございませんでした。そして、今年度につきましては、今月の15日に開催される予定でございます。ですので、反響といいますと、ちょっとオンラインのほうはなかなか難しいのかなというところで、やっぱり現地に赴いてくるというのが有効的なのかなというふうに考えるところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、この移住、定住の最後の質問にしたいと思います。これ

は、町長にお伺いしたいと思います。

令和5年4月に市街化調整区域内の空き家に移住、定住する要件が大幅に緩和されました。それは、先ほど申し上げたとおりであります。今後地方、その当時地方ブームが起きる可能性がありますと言っているのです。答弁は、町長が令和3年9月の答弁で、市街化調整区域内の移住、定住の推進に熱き思いを語られております。今後田舎暮らしのブームが起きることを予想し、私はその準備のために必要なことを質問したわけではありますが、これに対し、お試し住宅やワンストップサービスなど各種施策を実施したいと申し述べられておりましたけれども、今の質問のとおりであります。

だから、いわゆるブームが起きてから、皆さん今考えていることをあっと慌ててつくるのですか。これから来ると思われるのです。そのときのための準備をあのときは言っているのに、何もやっていないのですがという判断をしましたけれども。受入れ準備として行政側から万全な準備を行い、強烈に移住のアピールをすることを期待しておりましたが、田舎暮らしのブームが起きてから準備をするのですか。あのときの熱き思いと現在の移住、定住の考えについて町長にお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、確かにこのお試し住宅とか、それからワンストップサービスとか、これはお答えをさせていただいております。そこでまず、いわゆる空き家の有効活用や移住、定住、このための情報提供から、今それぞれ課長たちが答弁した、いわゆる環境整備、このことについては、大きく国の仕組みからいくと、地方創生の観点からいうと非常に大事なことです。私ども市町村にとっても、そのとおりなので、今私、本町のコミュニティ条例というのは昭和55年に、まだ当時コミュニティということがないときに、当時のトップの思い入れがあってコミュニティ条例、やはりこれも見直しをしなければならない。ちょうど今そういうときに来ているのではないのかと。

この間も課長会議で、いわゆるたらい回し、課内のたらい回しではこれは解決できないと。ちゃんとした、いわゆる空き家対策とか、それから移住、定住対策、これを一つの室にしてやらなければ駄目だということで、今度の来年度の所信表明の中にもそれを位置づけることで協議をさせていただいておるところでございます。

マスコミでも報道されて、私ちょっとコピーしてきたのですが、今能登半島地震で今年の5月に能登地震復興プランというものが示されたのです。そのときに言われているのは、ちょっと読ませていただければ、いわゆる関係人口と、その関係する方々との2つの地域の居

住の重要性がこれから非常に大事になってくる。だから、本町では移住、定住とか、空き家とか、そういうことも包含しながら関係人口のあれを構築していきたいと。

そして、私の住んでいるところの地域でも今空き家になろうとしているのですが、不動産業者を通して売りたいと。そしてそのときに、地域コミュニティ会長さんに行って、買いたい人が相談したらしいのです。ここのおうちではどういう歴史があって、どういう方々がこれまで住んでいらしたのかと。だから、そういうことを地域コミュニティ会長から、やはり私どもにも、そういう行政にも情報提供していただいて、そして私は、空き家とか移住、定住は5者連携だと思うのです。当事者、空き家の場合は今まで住んでいた方、それからそれを買いたい、住んでみたい、それから地域のコミュニティ、あとは私ら役場です。それから、先ほど答弁の中にも司法書士とか不動産業者の方々、そういった5者連携がしっかり体制を構築していかなければ、これはいつまでも解決できないと。

そのことを今回一つの推進室をつくってやっていきたい。先ほど担当課長は、人が足りないと、そういうことでない、人材がないのであれば、それをいかにして育成して確保して、形にして見える化していくかということが求められておるわけでございますので、このことについてはしっかり対応していかなければならない。

今、全国の市町村、1,700を超える自治体があるのですが、本町でも遅きに失した、そういうときに来ているので、早くこのことに取り組まなければならない。だから、市街地では今度3地域、藤沢、田中、下花立、そういうあれで、空き家は周辺部、そういうふうなものがセッティングして関係人口とか定住、移住の対策がしっかり構築できるように対応していきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「2問目はありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

初めに、質問者にも私お願いしたのですけれども、ちょっと答弁者にも、質問者は優しいので、答弁者のほうもそういう制度があるのは分かるのですけれども、町のほうでどうする

かという部分もはっきり答えていただきたいと思います。質問者は分かっていますから、そこから辺もちゃんとしっかり答えていただきたいと思いますので、答弁者のほうもよろしくお願いいたします。

それでは、3問目の再質問を許します。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、3問目の質問に移りたいと思います。地域おこし協力隊の活動についてであります。町長にお伺いをいたします。

地域おこし協力隊は、過疎や高齢化の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、定住、定着を図ることで、地域での生活や地域社会貢献に意欲のある住民のニーズに応えながら、地域力の維持強化を図っていくことを目的とした制度として10年以上を経過し、今後政府と総務省は2026年度までに1万人まで増やす目標を掲げております。

一方、全国的な問題として、身体的、精神的な疾患により不適応状態に陥る隊員、さらにはそのまま退職する隊員も存在するという。その原因として、協力隊が地域に赴任する前に予想していたことと、赴任後に認知した現実とのギャップが大きく、予期せぬ状態に直面したときに生じるネガティブ感情は予想以上に多かった。また、具体的な活動が定まっていると思いきや定まっていなかった。活動の自由度が思ったより低かったなど様々であります。

中でも決定的な問題となるのは、キャリアの方向性であり、任期終了後の進路に関する事前の理解は双方にとって重要であるとされ、全国的には課題も多いが、本町における地域おこし協力隊の現状と課題について、以下伺いたいと思います。

地域おこし協力隊制度開始から、1点目、現在6年度までに採用した隊員数。2点目、現在までに本町に移住、定住の隊員数。3点目、任期後起業した人の人数。町内でです、これは。それから4点目、任期満了や途中退任者の追跡調査の実施はされているのかどうか。5点目、新規採用者に対し、先人協力隊の把握した実態をどのように有効的指導に生かしているのか。

以上についてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 地域おこし協力隊の活動についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町はこれまでに8名の隊員を採用しております。

2点目についてですが、令和6年度までに退任した隊員5名のうち、現在も町内の居住を把握している方は2名であります。

3点目についてですが、これまでに3年間の任期を満了して退任した隊員は3名おり、うち2名が退任後に町内で起業をしております。業を起こしております。

4点目についてですが、任期終了後に町内に定住または町内での起業や就職といった進路を選択した方につきましては、退任後も継続的な関係を築いているところであります。また、退任後町外への転出を把握した方につきましては、それ以降の追跡調査等は実施しておらないところであります。

5点目についてですが、新規採用した隊員には着任直後過去の隊員の活動内容や進路を共有するとともに、可能な限り本町協力隊のOB、OGと直接面談する機会を設け、過去の活動で得た経験を共有いただく機会を設けております。

一方、本町において、これまで採用及び活動した協力隊の人数は多いとは言えず、本町の経験のみではこれからの活動に十分に備えることが難しいことから、県内協力隊及びそのOB、OGで構成されているいわて地域おこし協力隊ネットワークへの参加の呼びかけやOB、OGを講師とした研修会への参加を案内するなど、広く活動に役立つ情報を取得できる環境づくりに努めているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、再質問をさせていただきます。

課題として隊員の導入による移住者の獲得が最大の目的として考えられ、着任後に技術的な任務、ミッションが与えられないケースがあるそうではありますが、そういう報告もあります。本町の場合、着任後の任務はどのような方法により決めているのか、まずこれを伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

本町におきましては、着任に当たりまして、担当となる課と綿密に打合せを行い、またそれに伴いまして関係する、例えば事業者であるとか、その関係者の方々を紹介いたしまして、着任当初に仕事がないとか、こういった状況にならないように工夫をしているところでございます。

例えば農家の方とすれば、一緒に作業していただくような農家の方を紹介して、一緒に作業を進める中で徐々に自分たちのイメージする方々とやっていただいて、将来設計をしていただくような形、そういったイメージを持ってもらえるような体制というふうにしているところでございます。

お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それに関連しまして、ある例であります、隊員による活動が地域から求められておらず具体的な業務がない、こうした状況に置かれつつも地域の人たちとのコミュニケーションや自身の興味、関心から活動を生み出している隊員も多い。それを見いだせずに何をしてよいか悩み続ける隊員も少なくないそうでありますが、本町の場合、このようなケースがないのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

悩み続ける方がないように、毎週毎週私たち職員側と面談もしておりました。その中で、今どういう状況にあるのか、これからどうしていくのかというところを確認して、できる限り適切なアドバイスをして、ないしは紹介先なり、関係者、適切な方、こちらのほうでご紹介できるのであれば、そういったのに努めるということで悩み続けるような状況がないように取り組んでいるところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは次の質問であります、隊員の募集について、これまで採用及び活動した隊員、協力隊の人数は多いとは言えないとありますけれども、募集しても集まらないのか、それから応募があっても最終的には採用とならないのか、本町の隊員数の考え方について伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

協力隊のほうを募集する際なのですけれども、あくまで町の施策の中で職員ではない立場の人材を活用するということで、職員ではできないような分野での活躍を期待しているも

のでございます。

そういった中で、例えば地域資源の掘り起こしとか、農産物のPRとか、我々の持っていない分野での情報発信であるとか、こういったのを今まで狙ってやっていただいているわけなんですけれども、ただ地域が求める課題に対して人材投入を行う場合なのですが、例えば地域づくりを行う人材というのが……すみません、間違えました。ちょっと勘違いしました、すみません。

（「そうだよ」の声あり）

○企画財政課長（花立孝美君） 募集している、ちょっと用意した話を勝手に話しまして、失礼しました。募集に関してなのですけれども、応募はございます。ただ、採用に苦労というより、我々のほうの支援の限界といいますか、こういったところがあるのかなというふうにちょっと認識しているところでございます。

例えば本町につきましては、支援団体というのが特段いる、よそのまちではそういう団体があるところもあるのですけれども、本町にはまずないというところで、職員が直接隊員の支援をしているところでございます。これは、企画財政課中心に、あとはそれぞれの担当課においてというふうな形になっているのですけれども、実際ちょっと現在の体制では、なかなか多数の人員を一度に委嘱してというところがちょっと難しいのかなというところで、サポートには非常に職員のほうの労力が必要になっている状況でございまして、集めたいところはあるのですが、実際集めるのにちょっと難しいというふうなところがまずあるところでございます。

なので、さっきちょっと途中まで言って、別なほうを私話ししてしまいましたけれども、職員でできない部分を何とか網羅していただきたいというふうなところはあるのですが、いづれサポート数、サポートする力のほうにも限界があって、なかなかできないというところで、ちょっとそのせめぎ合いといいますか、各課の中でも登用したいというふうな希望がないわけではないのですけれども、ちょっと現実的に難しいところもあるというところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） ちゃんと質問の要点を聞いていて、ではないと今みたいに全然、的外れだよ。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 退任された方のことでちょっと伺いたいと思いますけれども、実は、

その地域に定住することが必ずしも成果となって、定住しないことが失敗ということでも、そうでもないという考え方もあるということなのです。それは、地域に特定せず地域外から継続的にサポートを続けているケースもあるのだそうです。

ですから、うちの場合は途中で退任された方、どうなっているか分からないというような答弁でしたけれども、それで協力隊等の活動を通じていくことが大切であり、地域の未来をつくっていくことが重要ではないだろうかという考えもあり、本町の場合も地域以外から今現在継続的にサポートしているという元隊員はいるのかどうか。

それから、任期満了せずに退任された隊員の退任理由を伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今いろいろご質問をいただいている地域おこし協力隊、このことについても本町で、やはりしっかりした方向性を明確にしなければならないと。そこで、担当職員からの復命とかも参考にさせていただいているのですが、まず1つは、地域おこし協力隊を採用、活用するということは、それがゴールでなく、その先にあるビジョン、どういうことをやるのかと、それがゴールであるわけです。

今企画財政課長からも、いわゆる地域集落支援員とか、もしできるのであれば、また地域おこし協力隊アドバイザー、そういうようなものもありますので、やはりそういう知見のある方々を採用して、これからせつかく国の制度があるので、その制度を利用しない手はないのです。そして私らにすれば、今言ったこのアドバイザーとか支援員、そういった方々のサポート体制も構築していきたいと。

その復命の中に、導入前のポイントと導入後のポイント、いいこと書いているのです。制度導入の目的の明確化、ロードマップ、協力隊で何年勤めていただくかと、そのロードマップの作成。そして、ここが一番大事なのですが、求める人材、これをしっかり検討しなければ駄目だということで、導入前。導入後は、地域おこし協力隊の年間活動、こういうふうなものをしっかり把握することと、あとはよく言われるPDCAのサイクル。そして最後は、評価をやらないで終わるというのは駄目だと思うのです。この隊員さんはしっかりやってくれたと、そこで例えば一生懸命やってもらったら何か表彰規定を設けて表彰しておやりするとか、そういう仕組みを考えていかなければならないのではないかとということで、今いろいろご指摘いただいたことも含めて、先ほどの2つの空き家の利活用と、それからまず今のこの地域おこし協力隊、そして何よりも一番大事なのは、定住、移住です。協力隊の方々も定住、移住してもらえるような環境づくりをしていきたいということでご理解をいただきたい

と思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 私のほうから任期を全うしなかった隊員の関係でお話しさせていただきたいと思います。

任期を全うしなかった隊員、今まで2名いるところでございます。初期の地域おこし協力隊におきまして、やはりその制度設計とご自分で描くイメージというのがうまく合わなくて、地域になじめなかったというところがあったり、やっぱり報酬の問題、そして自分の定着した後の将来の問題、こういったところが理由なのかというふうに聞いておるところでございます、中にはただほかにやりたいことも当然見つかったとか、こういったところも理由としてあるところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で14番、村松信一議員の質問を終わります。

次に、10番、小笠原佳子議員の質問を許します。小笠原佳子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（10番 小笠原佳子議員 登壇）

○10番（小笠原佳子議員） 議席番号10番、公明党、小笠原佳子です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問1、質問事項、町議会議員成り手不足対策について。答弁者、町長。

町村議会議員の成り手不足が進んでいます。成り手不足の現状は、本町においても対策を立てなければならない時期に来ております。議員の成り手不足を大きな課題と考え、本町議会では、議員あり方調査検討特別委員会を設立し、早速住民の議会に対する意見を集約するなどの活動に着手しております。

成り手不足は、背景や原因は町村だけではなく、国や県での対策も問われています。その中で、本町の執行機関での対策の考えについて、以下お伺いいたします。

①、成り手不足の要因として報酬の低さが考えられます。本町として報酬を上げる必要があると認められた場合、財源確保は可能か、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、小笠原佳子議員の町議会議員の成り手不足対策についてのご質問にお答えをいたします。

議員の成り手不足の原因については、様々な原因、いわゆる要因があると思っておりますが、報酬額については、本年6月の全国町村議会議長会による町村議会の議員の報酬の適正化を促進するための決議のほか、11月開催されました町村議会議長会全国大会においては、成り手不足対策として議員報酬の改善が要望として決議されており、一つの要因であると捉えております。

また、岩手県及び県内市町村でも議員報酬の改定は、検討が進められておりますが、本町といたしましては、町民の皆様の意向を丁寧に吸い上げた上での慎重な審議を要するものとして認識しており、その結果、報酬増額の必要性について理解が得られたと認められる場合は、しっかり対応してまいりたいと捉えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今回成り手不足対策で報酬についてのみの質問通告になっておりますが、成り手不足には先ほどの答弁にありますように様々な要因が考えられます。しかし、当局に関わる部分としては、報酬についてのみになるため、残念ながら今回の通告は、この点にのみ絞らせてお話しさせていただきます。

そこで現在の報酬は、いつ、どのような経緯で決まったのかをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

議員報酬につきましては、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定められております。その定められ方、規定の仕方でございますけれども、矢巾町にございましては、矢巾町特別職報酬等審議会条例というのがございまして、その中で議会の議員の議員報酬額及び町長及び副町長の給料の額について審議する機関ということで、この機関が設置されてございます。委員7名をもって、様々な要因等を踏まえまして、議員報酬の額を審査しながら条例改正等に結びつけているということで、これは必要に応じて委員を町長が任命いたしまして、審議するという状況でございます。

なお、全国的にも今議員ご質問でもございました調査特別委員会、議会等で設置いたしまして、議員発議等で議員報酬の改正をしたり、あるいは町当局におきまして、重ねてご説明

になりますが、審議会において様々な情報をいただきまして、内容を審議して議員報酬の改正をするというようなこともございますので、そういったことで流れを取っていきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○10番（小笠原佳子議員） 　いつ決まったのかというのも聞いています。

○総務課長（田村英典君） 　最近では、平成27年4月に直近ではという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 　それで、平成27年の4月に決めていただいたということで、こちらの通告のほうで成り手不足の要因として報酬の低さだけではないけれども、そういうことが考えられて、当町として報酬を上げる財源確保は可能でしょうかという通告をいたしましたところ、今課長も話してくださったのですが、町民の皆様の意向を丁寧に吸い上げた上での慎重な審議を要するものと認識しており、その結果、報酬増額の必要性について理解が得られたと認めた場合は対応するものと捉えているとありますが、理解を得られたとか、必要性とかというのは、ちょっとなかなか何か形として見えるものでもないのかなと思ひまして、町民の理解を得られたというふうになるのは、どういった形のときなのかをお聞きしたいと思ひます。

○議長（廣田清実議員） 　ですから、その内容について、町民に対して特別調査検討委員会がある中で、町当局のほうとして議員報酬云々を言える立場ではないので、実は財源としてお願いしますよという形にはなると思ひますけれども、今調査研究をするのは議員のほうで調査研究して、紫波町さんも実は4年前ぐらいにやったときは、3年間かかって調査特別委員会みたいのをやって、議員の中からそういうのをやってきたと。

町のほうでは、ちょっとその内容に関しては、町民がどういうふうだからという部分は答えられないと思ひますので、私振りましたけれども、財源の話であれば、町のほうとすれば、うちらが検討委員会をやって発議をして、そういう部分、条例をこういうふうにしますよという発議をした段階を踏んで、初めて町のほうにこういう条例変更、あと推進会議も開いていただいて、どれが適正なのかを審議していただいて、それが決まったら、町のほうでは財源を用意することは、対応するものと捉えておりますですから、そういう部分は理解していただきたいと思ひます。

私に答えろと言われても、これはちょっと特別委員会の委員長さんが答える話かなとは思いますが、ただ私特別委員会に入っていないけれども、流れとしては、それが正当な話であって、町のほうとして答えられるのは、その審議会、それから特別委員会、条例が変わったときに、流れとしてこういうふうですよ、その財源としては用意はできますという答弁なので、そこをご理解いただきたい。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 小笠原佳子議員のいわゆるお金のことでなく成り手不足、これについては、もう皆さんもご存じかと思うのですが、過去に議員年金を廃止したり、例えば労働組合の組合活動をやっている方々が議員になれる時代もあったわけです。そういうひとつ成り手不足の要因というか、遠因というか、その要因はそういうこともあるということで、ただ報酬だけではなく、やはりそういった成り手不足の対策のご質問をいただいたことは、それは結構なことなので、だからこれから議員年金の廃止を復活、大変失礼なことなのですが、私らも県議会で活動したときは、県議会やめると、または落選すると、あしたから生活保護をもらわなければならないという、そういう冗談めいた話もあったのですが、実際そういうこともあり得るわけです。

だから、ここのところは、やっぱりもう一度成り手不足の本当の要因は何かということを、これは議会だけではなく、そして私ども町村の自治基盤にも関係することなので、議員に成り手がなく、例えば定数を埋めることができないと。そうすると、町村の自治基盤がしっかり確立されないことも出てくるわけです。

だから、これはお互い議会と当局と連携しながら、そしてお話があれば、特別職の報酬審議会等がありますので、そこで検討していくということで、一つの今回ご提案いただいたことについては、考え方として起点として考えていくことが私は好ましいのではないかなということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） ちょっと順番が間違っていたのかもしれませんが、個人的な感想ということも言わせていただきたいと思います。議員をさせていただいて、報酬からの社会保障費や税金の負担を考えますと、やっぱり現在の報酬では不足だということを思っています。また、社会情勢から、現在の物価高騰は一時的なものではないかと考えます。私の場合は、3人の子どもの学費が終わってからの議員でございましたので、よかつ

たのかなというふうには思っておりますが、国は最低賃金や定期昇給のベースアップなどを行うよう指導勧告も今しているところで、やはり現在の報酬では定年退職者の年金受給者か自営業など経済的に恵まれた方とか、また年齢的にもやはり偏りが出るのかなということを考えます。

先ほども町長が報酬だけではないということで、本当にそうだと思うのですが、幸い当町では若い議員が増えており、でも次の改選ということがあると思うのです。次の改選後の方々に、今回十分でなくても報酬が少しでも上がることで環境整備ができた場合、やはり議会に多様な人材が参加することになると思います。

さらなるこの議会改革を本当進めていきまして、やはり成り手不足の対策を十分いたしますし、また議会や議員の活動量を豊富にして町民の皆様が、こういう議員だったら、こういう議会だったらという理解をしていただけるような議員報酬の適正化を図っていきたいと思っております。

このことについて、やっぱり町長にお聞きしたかったのですけれども、さっき町長からお話があったのですが、再度また何か町長からお話ししていただけたらと思います。最後の質問です。すみません。

○議長（廣田清実議員） 簡潔にお願いします。高橋町長。

○町長（高橋昌造君） いずれ議員の成り手不足については、どこの市町村でも、これは深刻な問題でもありますし、課題でもありますので、いずれいわゆるお互い議会も当局も一緒になって成り手不足対策を講じてまいりたいと思います。

これは議会のことなので、議員さん方が特にもこのことについては真摯に対応していただくことをお願いして、私のお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 県の議長会のほうでも答申が出ておりますし、今度タブレットに皆さんにその内容も、特別委員会ができていうことなので配信しますので、よろしくお願いいたします。

（「もう入っています」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 入っていました。

他に再質問ありますか。

（「再質問はないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、2問目の質問をさせていただきます。横断歩道について、町長にお願いいたします。

交通ルールでは、横断歩道における歩行者優先を定めています。本来車両が横断歩道を通過するとき、横断しようとする歩行者がいる場合には、横断歩道の直前で一時停止し、通行の妨げをしないようにしなければなりません。また、横断しようとする歩行者がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道の手前で停止できるよう、あらかじめ速度を落とすこともドライバーの責務です。

一方で、歩行者側も横断歩道を渡るときは、ドライバーに、その意思を伝えたり、無理な横断をしないよう心がけたりと、お互いの安全を意識することが大切です。

しかし、町内の横断歩道で車が止まらないために歩行者が渡れない。また、暗くて歩行者がいることに気づかず、車が止まらないなどの場合があることから、以下お伺いいたします。

①、交通弱者である高齢者や障がい者、また子どもたちの命を守るために、横断歩道の安全を確保しなければならない。そこで町では、横断歩道における歩行者優先の意識づけを図るため、どのような取組をされているのか。

②、歩行者が横断歩道手前にいた場合、車が止まらずに、そのまま通過してしまえば、横断歩行者妨害として取締り対象となるのは言うまでもないが、歩行者の姿が見えにくく、横断歩道を渡ろうとしているのか判断しづらい場面もある。歩行者が手挙げにより意思表示をすることで、ドライバーからの視認性も増し、歩行者自身の安全を大幅に確保できると思うが、手挙げによる意思表示に関し町内の現状はいかがか。

③、南昌みらい高校が開校した場合、駅に向かい通学する県道不動矢巾停車場線の横断歩道などを渡る生徒が増えると思われる。このことについて、町としてどう横断に対する安全確保策を講じるのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 横断歩道についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町では岩手県警察で定めた毎月第2水曜日を横断歩道の日として、岩手県警察、紫波警察署で定めたモデル横断歩道として矢巾町活動交流センター、いわゆるやはば一くの前の交差点とホテルルートイン矢巾前交差点において、矢巾町交通指導隊をは

じめ、各地区交通安全協会との連携により、横断歩道での事故防止のための啓発活動を行っております。

具体的には、横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合に、歩行者を優先として、車両は必ず停止することや歩行者は手を挙げて横断する意思を明確に伝えることなどの呼びかけを行っております。

2点目についてですが、歩行者の手挙げによる意思表示の現状は、必ずしも十分にあるとは言えないものと認識しておるところであります。歩行者の手挙げによるハンド・コミュニケーションは、ドライバーに対する歩行者の明確な意思表示であり、ドライバーによる薄暮時間帯の早めの点灯やハイビーム点灯の推奨と併せて、今後も啓発活動を継続し、さらなる普及を図ってまいります。

3点目についてですが、南昌みらい高校の開校により通学生の増加が見込まれるところであり、現状においては、県道不動矢巾停車場線の横断歩道と矢巾町活動交流センター、やは一くの南側の横断歩道では学校側による啓発活動も行われております。今後につきましても、開校を見据えつつ、学校側の活動と矢巾町交通指導隊や各地区交通安全協会の啓発活動との連携並びに岩手県警察、紫波警察署による交通取締り強化の働きかけや関係機関に対し、ダイヤモンド、イメージハンプ、カラー横断歩道表示を要望するとともに、横断歩道設置を注意喚起するための看板の設置など、横断歩道での事故防止に関わる意識の高場を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 答弁書を読みまして、改めて矢巾町交通指導隊の方や各地区交通安全協会の皆様の活動に本当に感謝申し上げます。また、岩手県内の道路横断中の歩行者事故の発生割合は7割近くで推移しているそうです。県警によると、23年に発生した県内の歩行者事故の死傷者数は252人で前年比で51人増加、そのうち69%が道路の横断中に発生し、全国平均の56.6%を大きく上回っております。

道路の横断中というのは、本当に危険なものだということを再認識したのですが、矢巾町では道路横断中の歩行者事故の発生割合は、ちょっと調べたのですが、分からなかったのですが、どのぐらいの割合ということを捉えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 何件で……

（「何件でもいいです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 何件しか分からないのではないかな。ある、分かるかそれも。分からない。では、分からない。

質問を変えてください。

○10番（小笠原佳子議員） では、そういうふうになにに横断歩道は、やっぱり危険なものなのだなということを改めて感じました。私は、自宅のそばがいわ耳鼻咽喉科というところからイオンに向かってよく歩いているのですが、ほぼほぼ止まる車はないです、横断歩道に関して。やっぱり横断歩道で止まらなければいけないということを意識づけするということを答弁いただいておりますが、それはやっぱり厳しいのかなということを考えております。

次の2つ目の再質問に行きたいのですが、県内の信号機のない横断歩道で一時停止した割合というのがJ A Fの調査で分かっておりまして57.1%ということで、過去5年間で高くなったそうなのです。全国平均が53%ということなので、微増だけでも、岩手県内では、そういうふうになに横断歩道の一時停止は増えているということで、ちょっと自分の実感とは伴わないなということをこの記事では思ったのですけれども、特に私のうちのそばに不來方高校があるわけなのですが、あそこに、こちらのほうの答弁書にありますように、薄暮時間帯の早めの点灯やハイビーム点灯の推奨とありますが、高校も土日以外のやっているときには、高校が開校しているときには、街路の壁に向かって大きな照明灯があるのですけれども、それでもやっぱりあのところは何か高校生がいるのか、いないのか、制服の色の関係もあるのか、すごく見づらいということを地域の方からも言われております。

そのときに、こちらの答弁書では、県警に対してダイヤモンドとか、イメージハンプとか、カラー横断歩道とか、看板の設置というのは答弁いただいているのですけれども、私が見た中で、2023年に埼玉で、結局ソーラー式なのです。だから、人が近づくと、その標識がソーラーで電光がつくという感じのLEDのライトの表示盤で「横断あり」というのが表示されるというのが出てきたのです。それで、埼玉ではやっぱり横断歩道に関しての死亡事故がすごく多いので、県内10か所に整備するというのが2023年の記事でした、新聞記事ですけれども。そのように県警にも、そういう人が近づいたことで光るものというのはすごくいいなと思ったので、そのことについて、できれば矢巾町でのことではないと思いますが、これ以外の設置ということで、ぜひともお考えいかがかと思っております。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

ありがとうございます。最近では、横断歩道に併せて近くに街路灯を立てて、横断歩道を分かりやすくするような工夫もされてございます。今ご指摘、ご要望ございました太陽光発電でもって人感センサーもついていてというのは、確かにおっしゃるとおりだと思いますので、そういったものと公安、警察のほうの意見の兼ね合いをしっかりとこちらの要望を伝えながら、そういった要望をしてまいりたいというふうに思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を13時、午後1時といたします。よろしくお願いいたします。

午前 11 時 57 分 休憩

—————

午後 1 時 00 分 再開

○議長（廣田清実議員） それでは、再開いたします。

3 問目に入る前に、訂正の申出がありましたので、許します。

田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お時間いただきましてありがとうございます。

先ほど小笠原佳子議員の1問目の質問の最後の中で、議員報酬の改定時期ということで、私のほうから平成27年4月ということで、改定がありましたよということでご説明申し上げましたが、大変申し訳ございませんでした。説明いたします。

直近の平成15年、平成16年連続で報酬の改定が行われておりました。その後、平成25年7月から平成26年3月まで東日本大震災による復興支援に係る一時的減額ということで100分の3減額してございます。その後、大変申し訳ありません、平成27年4月に平成16年4月の額に戻したという状況で、額が戻ったということで、改定したのは直近で、最後は平成16年4月ということでございました。大変申し訳ありませんでした。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、3問目の質問をさせていただきます。質問事項は、本町での病児保育施設の新設について、答弁者は町長にお願いいたします。

子どもが37.5度以上の熱を出すと、保育所で預かってもらえません。本来働く親にとって、子どもが病気なときこそ気兼ねなく休暇を取って看護することが一番望ましいと思いますけれども、それが家族でできない場合、病児、病後児保育施設は、医療の立場から育児支援を行う上で有意義で不可欠な事業と言えます。しかし、現時点では、矢巾町内での施設での事業化ができません。このことから、以下お伺いいたします。

①、広域で病児保育に取り組んでいます。矢巾町で施設を新規開設できない要因についてお伺いいたします。

②、先日の新聞に自治医大で病児保育を利用しやすくするため、オンライン診療を活用した実証実験を始めたとありました。オンライン診療による矢巾町内での病児保育の新規開設の可能性がないか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 本町での病児保育施設の新設についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、病児保育施設は、これまで町内の医療機関等と協議したほか、保育所併設型として町立保育園での実施も検討した経緯はございますが、病児保育室のスペース確保や保育士等の人員確保面での課題があり、開設に至らなかったところであります。

また、国の社会保障審議会少子化対策等特別部会資料によりますと、子どもが病気の場合に必要なサービスの特性上、利用者数の変動が大きく、運営が安定し難いという特質があるため、安定的な経営が困難であり、多くの施設が赤字となっていることが開設箇所数が伸びない要因、また原因等の指摘もあることから、本町においても実現が難しい状況となっております。

2点目についてですが、オンライン診療を活用した実証試験で行われている診療及び手続が可能となれば、事前の通院や手続時間の短縮が図られ、保護者にとってより利用しやすくなる仕組みであると捉えております。

なお、町内での病児保育室開設は、1点目の課題も解決していく必要がありますので、引き続き課題解決が図られるよう、先駆的な取組を調査、検討するとともに、病児保育事業の安定的な運営が可能となるような制度の改正について国に対し要望してまいります。

これらのことを踏まえつつ将来的には、町立煙山保育園において、こども誰でも通園、一

時預かり保育、休日保育に加えて、病児保育事業にも取り組むことにより、同保育園を子育て支援の拠点機能を有する（仮称）矢巾の子育て支援センターとして運営していく構想も視野に入れているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、今年、昨年の年末からなのですか、第3期の矢巾町子ども・子育て支援事業計画の策定に当たってアンケート調査を、矢巾町子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施要綱というのをいただいていて、結果についてはホームページとかを見たのですけれども、第2期はあるのだけれども、3期はやっぱりなくて、それで3期に向かつては8ページに病気の際の対応について答えますということで、どういうふうにして対応したかということがアンケートが出ているのですが、そもそも町内における病児保育のニーズについて、どのようにこの調査とかを捉えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、今第3期というお話がございまして、まさしく向こう5か年間の、令和7年度からの5か年間の計画の策定期間となって終盤に入っておるところでございまして、3期の計画策定に向けたニーズ調査におきましても、病児保育についてのニーズは高いものというふうに捉えておりますので、できるだけ身近な町内ということももちろん重々承知しておりますけれども、各種調整を行った中で実現に至っていないところもありますので、いずれ町長答弁にもありましてとおり、将来的には煙山保育園のほうで今医療的ケア児の対応もしておりますし、来年度から、いわゆるこども誰でも通園制度、さらには病児保育もひっくるめて子育て支援の拠点機能を有するような形で身近に町民の方がご利用できるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それで、答弁書の中に病児保育事業の安定的な運営が可能となるような制度の改正について国に要望するとあるのですが、この制度の改正ということは、何

が障害なのか、ここの部分をもうちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村松 こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

現在の病児保育制度につきましては、全国的な課題として、今おっしゃられたことが指摘されているわけですが、最大の理由は、いずれ基準が決まっております病児、病後児の子どもさん10人に対して看護師1名、あるいは保育士も必要ということがございますので、そういった職員を必要なときに配置すればいいのではなく、常備、常勤の形で配置して、受入れを待つと、お客さんが来ないと赤字になると。お客さんが利用になれば、その分支援単価が支給されるということでございますので、間口を広げて待っていてもお客さんが来ないと、せっかく一生懸命前向きな特別保育事業への取組がなされても、採算性の部分で課題があって、それが全国的な伸びない課題の一つとして有識者から指摘されておりますので、そういったところも、やはり全国どこの自治体においても、子ども・子育て支援というのは、本当に最重要施策でございますので、そういった意味で拡充が進むように町としても要望も行いながら、同時に体制整備も検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） とても納得できるお話でした。このことを私も何回か質問させていただいて、どちらかというと病院併設にみたいな答弁を前はいただいていたことが多かったと思うのですが、今回保育所の中でということで、また違うのかなというふうには感じているのですけれども、やはりいろんな自治体でそういうふうに採算が取れないということが課題だということは聞いておりますけれども、今年の6月なのですけれども、千葉の大網白里市というところで、やっぱり今まで病児、全くなかったところが、保育園で病児専用の部屋を設置して、看護師と保育士が1名ずつ、ですから対象の子ども最大2人しか受け入れられないのですけれども、そういうことで小さく始めているような事例もありまして、こういう形だったら矢巾町はできないのかなとすごく思ったのですけれども、煙山保育園での子育て支援センターという形で大きく、大きくというか、いろいろ重層的に考えてくださっているようなことも踏まえたのですけれども、やっぱりおっしゃる様に近くでということは、具合の悪い子どもにとって、紫波に行かなければいけない、盛岡に行かなければいけないというよりは、矢巾町内でということとはすごく魅力なのかなと思うのですけれども、この点につ

いて再度お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

まさしく具合が悪くて、本当に近くでお預けしている親御さんにおかれましては、なかなか休みも取れないというような事情もおありなので、それも踏まえた上で、やはり町内で身近なところで安心してセーフティーネットの一環として利用できるというのは、最善に望ましいことだというのは重々承知しておりますので、ただ保育園だけ受入れ体制を取ればいいのかというと、やはり医師の見立てとか診断が必要不可欠でありますので、質問の際にも小笠原議員が触れられているように、オンラインの導入も可能だよということもありますので、そういったところも総合的に勘案しながら、やはり医師会のご協力も仰ぎながらやっていかなければなりませんので、いずれ医師の協力体制と、あとは保育園で行う際は、既存の園児さんとの空間をやっぱり別にしなければならないという、その2つが大きな課題となっておりますので、それらを踏まえた上で拠点施設の在り方について検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私からも補足させていただきますが、皆さん、岩手医科大学の総合病院があって、なぜ病児、病後児または医療的ケア児の保育ができないかと。それで医大ともちょっと話し合いをしたことがあるのですが、あそこには企業主導型の保育施設、保育事業があるのですけれども、そこをお願いできないかということをお願いしたこともあるのですが、いずれ今課長からも答弁させていただいたとおり、今町立の煙山保育園、町立はもうあそこだけなのです。それであとは社会福祉法人立とか、いろんなNPO法人立で、それでできるのであれば、煙山保育園、子どもさんの安全第一の観点からあそこを、先ほども答弁書の中にもあれしたのですが、こども家庭センターの位置づけをして、そこに病児、病後児とか、医療的ケア児も集約して対応できるようにと、やはりそういうことをこれから考えていかなければならない。

今あと在宅育児世帯と、在宅、おうちで、そういう方々も、やはり土曜日とか日曜日は、一時預かり保育をお願いしたいとか出てくるわけです。これは、民間ではできないようなことがあるのも含めて、町立ならではの、そういった病児、病後児、医療的ケア児、それから誰でも通園できる、在宅の子どもさんたちであっても、そういう体制整備をやっていきたいということで、今後町立煙山保育園を発展的解消させて、いずれはこども家庭センターの拠

点、そして子どもたちにとって、あともう一つは、今子ども食堂の問題もあるのです。できるのであれば、そういったお子さんたちの食堂と、そういうこともしっかり支えるような体制づくりを考えていきたいということで、これも今後来年の施政方針の中でも位置づけして、方向性を示していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 大変本当に期待できる、そういうふうになっていくとすばらしいなということを感じております。将来的にとかということ聞いたときに、ああ、やっぱり、子どもはどんどん大きくなりますし、このことについて私年代のおばあさん立場の人たちがやっぱり孫かてというのですか、それで動員されるみたいなことをすごく言われるのですけれども、将来的にというのは、ある程度目安というか、目標とか、このぐらいの時期にとか、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

今鋭いご質問をいただいたので、第8次の総合計画の前期のあたりで方向性を示して対応してまいりたいということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、大変期待しております。

最後に、このことについてちょっとお聞きしたかったのが、私何か新聞で都の副知事の青山侑さんとかいう人が、病児保育施設送迎サービスについて何かコラムを書いていて、矢巾町としては病児保育もないのに、施設で送迎なんてと思ったのですけれども、このことをちょっと調べていたら、結構いろんなところで、船橋とか、戸田市とか、もともと淵源が2016年に福井県が国に提案して、国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1で発熱等で保護者が迎えに行けないときに、病児保育事業者がタクシーで送迎して施設で預かるというような事業をしているそうなのです。福井では、初年度は250万の予算化をして、まずやっているということで、岩手県のホームページを見て、こういうのが岩手県にあるのかなと思って見たのですけれども、私には探せなかったのですが、これがあるのか、ないのかだけ聞いてこの質問を終わりにしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

私の認識では県内では、そういった送迎までは行っておらないというふうに捉えておりますけれども、送迎ができない場合であっても、例えばオンラインで簡便に保護者の負担を軽減するという方法もありますので、そういったところを先進事例のご紹介もいただきありがとうございますけれども、総合的にそういったところも踏まえながら、勘案しながら、よりよき対応体制について検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで3問目の質問を終わります。

次に、4問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、4問目の質問です。質問事項は、5歳児健診の取組について、答弁は町長、教育長にお願いいたします。

発達障がいなどを早く発見し、安心の就学、小学校入学につなげることを目指す5歳児健診の全国的な実施に向け、国の市区町村の健診費用の助成があります。国立成育医療研究センターの小枝達也副院長によれば、落ち着きがない、周囲とうまく関われないなどの発達の特性を持つ子どもたちは、小学校への就学後に環境に適応できず不登校になったり、問題行動を起こしてしまったりすることが少なくないことから、5歳児健診によって、そうした特殊性に気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、多くの子どもたちが通常学級でも問題なく学べるようになると述べられております。

実際に5歳児健診を導入した自治体では、不登校が減ったという研究もあるそうです。小学校入学前の就学時健診もありますが、就学までの期間が短く、支援が難しいと言われていることから、以下お伺いいたします。

①、本町においても、5歳児健診を新設する考えがないか。

②、小学校入学後の生活指導上、5歳児健診の必要性についての考えは。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 5歳児健診の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、5歳児健診は子どもの特性を早期に把握し、その特性に合わせた適切な支援につなげ、その後の円滑な就学に向けた切れ目のない支援を実現するために重要な健診であると捉えております。現在紫波郡医師会及び同会所属の小児科医と実施体制に向けた検討及び調整を行っており、令和7年度からの実施に向けて取り組んでまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、5歳児健診の取組についてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、現在教育委員会では、学校保健安全法に基づき6歳になる年度の10月から就学時健診を実施しております。就学の1年前に健診を実施し、その結果を保護者、こども家庭課、学校教育課が情報を共有することができれば、保育園等は円滑な就学に向けての支援の時間が確保でき、小学校においては受入れに向けての体制づくりや支援を検討する時間を確保できると考えております。

このように5歳児健診を行うことによって、子どもの特性をより早期に把握でき、適切な就学に向けた指導ができるという点が大きなメリットでありますので、5歳児健診の必要性は高いと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） ただいまの答弁で令和7年度から5歳児健診を実施していただけるということで大変期待しております。内容というか、どういう体制で行うのかお聞きしたいと思います。

所属している保育所ごとに健診を設けて医師が診断するのか、それとも保護者のアンケートにより、少し心配な方というか、そういう形の方のみを健診するのとか、そういうことについてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

まず、5歳児健診につきましては、集団健診方式というか、国庫補助事業においても個別健診ではなく集団健診という方式が補助対象になるということもありますので、それだけで

そうしたわけではないのですけれども、いずれさわやかハウスのほうで、いわゆるその年代、5歳児の年代全員を年6回に分けて、今のところ奇数月の第4水曜日に行いたいというふうに考えてございまして、スタッフのお話もございました。1回につき医師2人、あとは保育士も、結局集団遊びも行いながら、個々のお子様の発育の状況というか、そういったところを医師をはじめとした専門職で確認させていただくということで、保育士1名から2名、心理職1名、あとは医師は小児科医2名と付添いの介助の保健師が町の職員2名、あとは栄養士も、教育委員会の教育相談職員も入っていただくということで結構な人数での健診ということになります。

流れといたしますと、受付をした後に計測、記録、これは身長、体重、肥満度等の計測値を確認、記入。続きまして、問診と保健指導、続いて先ほど申し上げました集団遊び、5番目に小児科医による内科健診、続きまして心理職が入った専門相談、その後健診が終わった後、事後カンファレンスで個々のお子様のそれぞれの所見等について情報共有をし、一通りの健診が終わるという流れになります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今お伺いしただけでも、本当にやはり大変な健診だなということを思います。全国で14%しかできていないと、やはり専門職の方とか、今お聞きしただけでもすごくたくさんの方を総動員して、していただく健康診査でございますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

先ほども集団遊びとか、いろいろそういうこともお聞きしたのですけれども、どうしても内科的な診断だけではなくて、会話ができるかとか、手指の動きとか、指示に従えるかとか、情緒面を観察するというふうに聞いておりまして、やっぱり時間がかかるということで、本当に6回に分けてということで丁寧にさせていただけるのかなということを思いました。

そして、先ほど教育長のほうからも、この5歳児健診でいろいろ特性の強いというようなことが分かった場合、情報共有して小学校で、例えばその子の特性に配慮した教育とか、サポートが受けられるようなことなのだなというふうに思ったのですけれども、相手の意向を酌むのが苦手なような子だったら、教員なんかの指示は具体的にすることが重要だとか、そういうことは、やっぱり矢巾町でも、この5歳児健診をしていただけることで十分やっていただけるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

まさに質問していただいたとおりの趣旨で教育委員会としても捉えております。現在におきましても、各学校でそれぞれ特性のあるお子さん、児童生徒の皆さんの対応等を行っているところでございますけれども、5歳児健診をやることによって、それがより早く分かることによって、より適した形を早期から考えることができる。したがって、入学もミスマッチというかが少なくなるという効果を期待しているところでございますので、そのような状況を認識しながら前向きに取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、本当に期待しております。よろしくお願いいたします。

それで、やはりそういう発達に特性のあるお子さんに対して親の適切な接し方というのは、本当にすごく大事なことなのだと思うのです。そういうことをトレーニングするペアレントトレーニングというのが発達障がいの子育て、また発達障がいの子育ての経験のある親が、そういう経験を生かして、ご家族の不安感とか、孤独感とか、そういうことを助言していくようなペアレントメンターというふうに活動が、やはりそういうことがあるといいのかなとすごく思うのですけれども、子どもの将来に不安とか悩みとか、やっぱり家族とか保護者はすごく持つと思うのです。それで地域と連携しながら、そういう取組が矢巾町内ではあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、今例えばいわゆる県立の療育センターには、児童精神科という科があるのですが、そこはまず今お話あった療育のこと、それからみちのく療育園メディカルセンター、ここはまさにペアレントトレーニング、あそこの先生方は、そういうことに取り組んでおりますので、だから町内には、県立の療育センターとか、それから学校はすぐそばに盛岡となん支援学校もありますし、そしてみちのく療育園メディカルセンター、こういうようなものをしっかり連携させて、そしてサポートできる体制を構築していかなければならないということで、特にも先ほど子ども家庭支援センターのお話もしたのですが、いわゆる児童の発達障がいのセンター機能もやっぱり考えていかなければならないと思うのです。

だから、そういうものも併せて今後検討していきたいということで、特にもこれから一番求められる発達障がい、このところのあれは、家庭、両親とか、そういうみんな一緒になって支えていく体制整備を。だから、先ほど孫かての話もあったのですが、おじいさん、おばあさんの孫かて、そういうようなことも非常に大事になってくると思うので、あとは担当課長のほうからお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

あわせて、ペアレントトレーニングについてもお話があったわけございまして、ペアレントトレーニングについては、先ほど町長も申し上げたみちのく療育園の先生方のご協力をいただきながら、特に障がいをお持ちのお子様に特化した形で福祉課所管で進めておるところございまして、当然重層的支援体制整備事業もありますので、縦割りではなく、いわゆる複合的な福祉ニーズに対して連携しながら対応しておるところございまして、来年度に向けましては、ペアレントトレーニングとは別に、いわゆる親子関係形成支援事業という国の事業がございまして、こちらは発達障がいに特化したものではないのですが、監護に不安が認められる保護者への支援事業ということで、グループワーク形式にて1回90分掛ける5回の助言指導を専門家から行うというものでございまして、そちらのほうの実施に向けても今検討をしておるところでございますので、いずれ様々な場面で発達の心配な部分への気づきを通じながら情報共有を図り、連携しながら必要な支援機関にもつなげながら早期発見、早期療育、そして安全安心な小学校のほうへの入学というふうにつなげてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） 今こども家庭課長からお話あったとおり、ペアレントトレーニングにつきましては福祉課のほうで担当して行っておりまして、先ほど障がいのある方と言ったのですが、障がいがある、なしにかかわらず、お子さんの生育に対して不安のある方を対象に行っておりまして、大体10名ぐらいを定員といたしまして、6回コースで行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で10番、小笠原佳子議員の質問を終わります。

次に、6番、藤原信悦議員の一般質問を許します。

藤原信悦議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（6番 藤原信悦議員 登壇）

○6番（藤原信悦議員） 議席番号6番、町民の会、藤原信悦でございます。1問目の質問でございます。産業振興に向け、積極的な取組をとということで質問させていただきます。

町の成長、発展にとって人口問題は重要な施策の一つであるが、同様に産業の振興を図り、雇用の拡大や所得の向上を図ることも重要な施策ではないのか。しかし、令和4年度版の町勢要覧を見る限り、産業振興は進んでいるとは言い難いと考えます。町もこの問題解決に向け、農商工共創協議会等を通じ取組を始めているが、具体的な成果はまだ見えていない状況ではないのかと思います。産業振興による地域経済の発展は、各種インフラ整備などと併せ住民生活や町の経済発展に不可欠なものと捉え、以下伺います。

1つ目、令和4年度12月の町勢要覧によれば、令和2年度の総人口は平成17年度対比で971人の増となっておりますが、産業別就労数は総数で20人の減となっております。産業別で見ると、第1次産業で523人、第2次産業で320人の減であり、増加は第3次産業のみで781人の増となっております。特に第2次産業の振興、発展に向け、今後どのような対策を打たれるお考えか伺います。

2つ目、令和2年度の年齢別人口を平成17年度と対比すると、15歳未満で1,073人、15歳から64歳で979人の減となる一方、65歳以上は2,700人の増となっております。これから先も、出生率の低下と高齢化が続く限り、就業者数は少なくなり、町の財政も厳しくなるものと思われます。このような年齢構成の動向を踏まえ、今後の財政運営についてどのように取組をお考えか伺います。

3つ目、政府は最低時間給を全国平均で1,500円に引き上げることを考えているが、中小企業等にとって、その原資をどう確保するかは大きな課題であります。大手と比べ生産性が低い中小企業等にとって昇給原資の確保は難しい課題と思われます。また、企業内に、この問題に対処する部署を設け、新たな人材を確保することの難しさもあり、格差は拡大するものと思われます。これらの問題について、どのように対応するお考えか伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 6 番、藤原信悦議員の産業振興に向け、積極的な取組をについてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、全国的に第 1 次産業及び第 2 次産業の就労人口は減少傾向にある一方で、第 3 次産業のみ増加傾向にあり、本町も同様の傾向にあると認識をしておるところであります。

人件費や物価の高騰により、製造業や建設業は非常に厳しい状況下にあることは承知しておりますが、町といたしましては、各種補助金事業を活用したインフラ整備により生活環境の向上を図ることで第 2 次産業の発展にも寄与するものと捉えております。

また、少子化による人手不足の対応として、農商工共創協議会のキャリア教育事業で取り組むこととしており、事業を通じて小中学生が町内の事業所を知り、将来の就業先として関心を抱く機会の創出を図り、産業の振興と発展に努めてまいります。

2 点目についてですが、少子高齢化に起因する人口問題は、我が国における最重要課題であり、本町においても喫緊の課題と捉えております。今後人口問題の解決に向けて、各種施策を実行していく上で、子育てや教育環境、医療、福祉、働き先、働き方などをはじめとする様々な分野が充実し、多くの方々が住みたいと思うような魅力のあるまちづくりを推進することが鍵であると捉えております。

矢巾町全体の魅力を高めながら、一時的な支援のみならず、中長期的な支援、施策を継続し、人口の自然増、社会増を図ること等によって、人口減少に歯止めをかけられるよう、引き続き努力をしてまいります。

あわせて、必ずしも本町に居住していない方であっても、労働力やアイデアの提供、消費活動を行うことが可能である現代の社会情勢に合わせて関係人口の創出にも力を入れていく必要があると捉えております。

また、財政上は、3 款民生費の増加傾向が顕著であり、経常収支を圧迫する大きな要因となっております。このため今後も国庫補助金等の特定財源を有効に活用し、財政負担の軽減に努めるとともに、健康寿命の増進を図る取組などを継続することにより、増加の伸びを緩やかにできるよう努めてまいります。

3 点目についてですが、最低賃金の急激な上昇は労働者にとってメリットとなる一方で、使用者、使う側にとってはコスト削減のほか、人員削減にもつながる懸念もありますことから、国においても慎重に判断するものと捉えております。

このような状況下におきまして、本町では県等を通じて国に対し、物価高騰対策に関する

要望を行っているほか、企業連絡会等の機会を通じた情報交換の場を設けるなど、町内事業者の持続的な発展が図られるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 1点目の回答の中にちょっと理解し難い部分があるので、お尋ねいたします。

人件費や物価高の高騰に製造業や建設業は云々のところでございますけれども、町といたしましては、各種補助事業を活用したインフラ整備により、生活環境の向上を図ることで第2次産業の発展にも寄与するものと捉えておりますとありますが、具体的にはどのような手法を使われるのか、ちょっと確認いたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

答弁の内容でございますけれども、インフラ整備ということで公共事業を発注することによりまして、地元にとっては生活環境の向上、そして受注した業者にとっては事業者の所得向上ということで寄与できるのではということの答弁の内容でございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） それでは、ちょっと視点を変えまして、答弁の中に人口構成の話が出ております。当町の産業別就労人口構成は、全国と同じ傾向であると認識しているとの回答でございましたけれども、今を是としたままでは何も変わらないのではないかと考えております。平成22年度のデータを見ますと、北上市も確かに第2次産業就労の構成比は、平成2年の40.3%から22年には36.3と減っていますけれども、全国は23.7、岩手は24.3に比べればまだ高い数字でございます。逆に北上市の場合は、第2次産業がウエートが高くなって、第3次産業は55.3%で全国の66.5、岩手平均の62.0より低くなっています。

この数値を見て何が言えるかといえ、北上市は第2次産業に力点を置いた産業振興を図っていることが数字から見て取れると思います。今後は、今も建設工事しておりますけれども、さらに高くなるものと思います。

一方当町は、何の産業で成り立つ町にしようとしているのか。将来の町の産業ビジョンを

もっと明確にしないと、近隣市町村の後塵を拝することになり、住んでも、働こうにもつまらない町になってしまうのではないかと危惧しております。この件について、見解を伺いたいと思います。

なお、あえて２次産業にこだわる理由につきましては、この産業は付加価値を多く生む可能性が高い産業群であり、いかように見ても発展できる可能性が高い産業と考えるから、第２次産業にこだわっている理由でございます。これを含めてお答えをお願いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まず、第２次産業でございますけれども、人口につきましては、先ほど議員仰せのとおり平成17年と令和２年、国勢調査の結果を比較しますと、約970人ほど増という一方で、年齢別の人口で見ますと、高齢人口につきましては2,700人ほど増となっている一方で、生産年齢人口、15歳から64歳の間の人口でございますけれども、こちらにつきましては約980ということで、ほぼ同数程度が減となっている傾向がございます。

こういったところも踏まえて、恐らくそれぞれの産業の第１次、第２次産業は減、第３次産業は増ということになっているのかというふうには認識しておりますけれども、やはり第２次産業、当然大事なことと思っておりますし、令和４年７月にアンケート調査を実施した際には、やはり中小企業から言われているのは、物価高騰対策がまず大切だということと、あと人材の確保、育成、ここがアンケート調査でぬきんでいた２つというところになっております。

そこで私どもでは、やはりこういったところについては対策を講じなくてはならないということで、既に議員ご承知のとおり各種補助事業というのはそれぞれ対応して、物価高騰に係る補助事業というのは対策させていただいたところでございますが、それと併せて人材確保ということで、これまでの例えば先ほどありましたけれども、中学校の職場体験ということについては、町外で実施したということもございます。それにつきましても、やはり町内の業者を知っていただくということも貴重だろうということで、最終的には職業の選択肢として、ひとつ考えていただくという機会を創出するために今回農商工連携のということでキャリア教育として今回は登録は42事業所となっておりますけれども、この事業者数を増やしていきたいなど。小中学生が自分が行きたいところに行って、いろいろな体験をして、それが将来につながればということで、人材の確保に努めてまいりたいというふうにも考えておりますので、以上お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 今キャリア教育事業の話が出ましたので、これについてちょっと私見を述べさせてもらいたいと思います。

キャリア教育事業はよろしいかと思うのですけれども、将来の就職先として関心を抱く機会創出を図るという趣旨があるわけですが、今の状況で本当にそのような効果が得られるのか。正直申しまして、矢巾町内の第2次産業の事業者数は減っています。それから、大きく変化するものはございません。これだけ見た段階で、本当に我が町のこういうところに勤めたいと思ってくれる中学生がどれだけいるのかというのはちょっと疑問を持ちます。

もう一つは、どれだけの企業さんが定期採用を実施しているか、これについても正直申し上げて疑問でございます。高校生の方はまだ身近にあると思いますけれども、東京等の大学行った方々の求人票を見ると、岩手から出ている求人票は、マスコミと銀行と大手の企業だけです。引っかけりません。来てほしいと思っても見られません。そういう状況ですので、その辺どのようにお考えなのか、教育も含めてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） まずは、キャリア教育がそのまま企業のほうの入社につながるかということのお話でございますが、こちらにつきましては、まずこの話は商工会さんのほうともいろいろお話をさせていただいて、今回のようなご提案ということになっていたのでございます。

やはり知る機会をないままに、社会減で町外に高校卒業して進学等に出てしまうと、そのままあとは地元に戻らないということがありましたので、まずはそういったところからひとつ進めてまいろうというのが今回の趣旨でございます。

あとは、東京など首都圏に行って、あと大学を卒業するタイミングで就職するときに、そういった何か選択肢として事業者の情報があるかどうかというところでございますが、すみません、こちらにつきましては、ちょっとPRの不足ということになるのかもしれないのですが、そういった情報を積極的な配信ということで、様々な職業のいろいろな地元就職説明会やら何やらということはやっているというふうに捉えておりますが、その内容であるとか、周知方法であるとか、そういった面につきましては、何かもっとPR方法があるのかということについて研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） この第1問目のポイントは、やっぱり我が町に幾つか経済を引っ張っていきけるような、そういう産業を明確にビジョンを持って育て上げないと、就職の問題もそうですし、それから町の財政の問題もそうです。やっぱり町として将来どうしたいのか、この辺について8次総合計画なんかもうたっているかもしれませんが、具体的に理念、施策、具体的な大枠の計画とか、そういう下ろし方で示さないと、やっぱりなかなか見えないような気がするのですが、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、まさに理念、どのような形で策定して、そしてそれをどのように実現していくのかというのは、非常に大きな課題だと思っております。そういった意味で、全ての産業におきまして、矢巾型何々というような表現が見られるのですが、その矢巾型とは何なのかというものがまだ具体的に見えていないというのが現状だと思い、それを政策推進監としても反省しているところでございます。

牽引する産業といたしましては、現在私どものほうで日本立地センターというところと一緒に産業の適地調査を行っております。11か所の候補地を挙げて、どのような産業を誘導できるか、あるいは企業を誘致できるかということを調査しておりまして、先日第1弾の大体目安というものが示されまして、約4候補地に絞られております。その中で分かってきましたのが、実は今回初めて私どもで実施したものでありまして、今まで私たちこれがよかったのではないかと思っていたところが、プロの目から見ると実は違っていた。様々インフラ面で弱さを指摘されておりまして、そことかの改善なくして、まずそのビジョンはつukれないだろうなと思っております。

今ご指摘の牽引する産業をどのように集積していくのか、まちづくりの在り方をどのように誘導していくのかというのは、早急に計画の結果を見ながら、次年度以降に検討で基本的な計画につなげていくようにしてまいりたいと思っております、もう少々お時間をいただきたいなと思います。そのことについては、肝に銘じておりましたので、鋭意努力してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員）　かしこまりました。

それから、もう一つ、先ほど申し上げました最低賃金の引上げについて、何か方法はないのかなと思って、中小企業さんに対するやつで中小企業最低賃金引上げに伴う支援策というのを3つ新聞報道されております。具体的には、業務改善助成金、最低賃金を一定以上引き上げる場合、生産性向上の設備機器投資費用を一部助成、最大600万、補助率は4分の3から10分の9、30人未満の企業は上限引上げ、これが1つ。

それから、キャリアアップ助成金、非正規雇用労働者の基本給を3%以上増減する場合に助成ということで、1人当たり5万円、基本給の3%以上5%未満の額でということで、基本給5%以上の増額の場合には6万5,000円というのは表示されています。

それから、IT導入補助金、業務効率を促すためITツール等の導入に補助ということで最大450万、補助率は2分の1から5分の1、賃上げを採択時の加点要素にするというのが出ていますけれども、これらについての運用については何かお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、最低賃金の上昇に伴ってということで、こちらのほうでは最近2日に新聞報道がありました県の最低賃金上昇に伴う支援事業ということでお話しさせていただきたいと思うのですが、まずこちらの中身につきましては、昨年度から実施しておるということで、1時間当たり50円以上の賃上げした中小企業者、従業員1人当たり5万円、最大は20人までというような事業でございますけれども、こちらにつきましては既に令和5年4月から令和6年6月までに賃上げした県内事業者を対象にということで、トータルで県内の事業所数で言いますと2,896件の申請があったということで、確認しましたならば矢巾町では78件、対象になる従業員数でございますが、504人ということで伺っております。これにつきましては、新聞報道のとおり、また内容についてはまだ検討中ということでございますが、年内にこちらの中身については公表されるものというふうに思っておりますので、まずこちらの動向がどうなるのかということで、こちら決まり次第、周知に努めてまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 今の人件費に係る部分での県の補助については、もう動いているのは知っておりましたがけれども、先ほど申しました部分は、それ以外の生産性をいかに上げるかという部分での補助でございます。この辺もぜひ吟味してやられたほうが企業さんにとってもプラス、さっきの賃金は企業さんプラスもらうほうもプラスですけれども、企業とすればいろんな設備投資が、効率を上げようと思えば必要なわけです。1時間に10台しか生産できない機械を持つよりは、1時間で100台も生産できる機械を持つほうがいいわけです。それに対する補助なわけですから、ぜひここも研究される余地があると思うのですけれども、先々の見解について伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

中小企業にとって、中小企業に限らずということにはなりますけれども、何が一番事業者にとって有効なのかという視点に立って、必要な補助があれば、そちらのほうの導入をということで検討してまいりたいと思いますので、今この場では前向きに検討させていただきますという答弁にさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ございません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問は終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を14時10分いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

次に、2問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 2問目の質問でございます。クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した起業家支援について伺います。

盛岡市が本年10月から進めているクラウドファンディング型ふるさと納税制度は、人口流

出が進む中、企業誘致に加え、新たな仕事を生み出すことに重点が置かれており、応援したい起業家の事業を寄附者が選べる仕組みとなっております。寄附先や使途が明確であり、寄附者にとっても支援したい企業とのつながりもでき、継続的なつながりも生まれる仕組みと考えます。このふるさと納税に関連し、以下伺います。

1つ目、過年度と比較して当町のふるさと納税の取組状況、実績はどのようなになっているのか。

2つ目、寄附者は当町のふるさと納税の使途についてどこまで知っているのか、町はどのように知らせているのか疑問に感じます。町の周知状況と寄附者の認知度について認識を伺います。

3つ目、盛岡市の新しい制度は、寄附者と起業家とのつながりを将来に向けて継続させ、先々につながるふるさと納税の在り方と考えます。今まではどちらかというと商品中心、どこそこの何々牛が食べたいので寄附させてもらったという、そういう物ありきのパターンでしたけれども、このクラウドファンディング型は人とのつながり、先々を見据えた寄附の仕方と思って今回質問させていただきました。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用した起業家支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、今年度の10月末時点の納税額は、昨年10月の地場産品基準の厳格化等に伴い、対前年度比で約1億9,000万減の約8,000万となっております。このことから現在は、新たな返礼品の掘り起こしを進めており、昨年10月以降に14品目の追加を行ったところであります。

また、来年3月にサービスの開始を予定しておりましたアマゾンによるふるさと納税サービスを本年12月17日に前倒しをして開始する準備を進めているほか、ヤフーによるふるさと納税サービスも本年12月上旬のサービス開始に向けて準備を進めているところであります。

2点目についてですが、ふるさと納税の使途、使い道の周知状況につきましては、町のホームページにおいて、「ふるさと納税の実績について」により8項目の使途、いわゆる使い道及び寄附金額をお知らせし、併せて公表に同意をいただいた方の氏名を掲載しております。

なお、寄附者には寄附をいただく際に、8項目から使途を指定していただいております。

者の意向に沿って活用しているところであります。

3点目についてですが、町内の起業される方の支援に当たり、つながりを将来にわたり継続させる盛岡市の新たな取組は大切でありますので、今後検討してまいります。今後も町内で新たに起業したい方に対しましては、商工会等と連携しながら、引き続き支援に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 苦戦されながらいろいろな取組をされていることは理解いたします。

しかしながら、1億9,000万の減ということで、結果がなかなか出せないようであれば、やり方を変えることも大切ではないかと思います。

問題は、返礼品の掘り起こしではなく、取組そのもののやり方を見直してはいかがかなと思っております。そういう意味で、クラウドファンディング型は、起業をした、起こす方に対して直接、市なり町の補助金も加味しながら渡すと。そして、それがずっと継続できるというところにすごく魅力があるのではないかと思って私は質問させていただきました。この辺について、町としてはどのような見解をお持ちか伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

クラウドファンディング型ふるさと納税でございますけれども、こちらにつきましては議員お話しのとおり、本来のふるさと納税の趣旨というのは、地域を応援したい、または何か貢献したいということが本当は制度の趣旨だったということで、決して返礼品の競争になるということは当初は想定していなかったという認識であります。

そういった中で、クラウドファンディング型ということになりますと、純粋にその事業に対して応援したいというところで、そういった点で寄附金の使途だとか、目標額をより具体的に定めて寄附金を募るという方法につきましては、確かに有効な策だなというふうに考えております。

現在私どもでクラウドファンディング型というところでは、今現在実施しているものはないという状況ではございますが、聞くところによりますと、寄附金から経費、返礼品を出していると返礼品相当分含めて5割程度、最終的には希望する事業者なり、市町村に入ってくるというところではございましたので、こういった活用の方法も含めて、現在冒頭にありまし

たとおり、ふるさと納税の歳入については大分苦戦しているところでございますので、あの手この手を使って何とか挽回してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 何とかあれこれという話でございますけれども、これはできるかどうかちょっと分からないのですけれども、クラウドファンディング1本にしまうと、今度実績がないので、対応のしようがありませんので、並行しながらやるという、2本の寄附の仕方があるというやり方で提案するようなやり方は取れないのでしょうか、その辺ちょっと伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

すみません。答弁がちょっと詳細のところが不足しておりました。従来のふるさと納税に加えてクラウドファンディング、事業の内容によって、こういった芽出しをするというようなものでございますので、それも並行してということになれば、そのとおりでございますので、検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） このクラウドファンディング型で相手さんが見える、相手さんもこちらが見えると、何が利点があるかという、質問のほうでもちょっと触れたと思ったのですけれども、結局ふるさと会とか、こちらで何か遠隔地に住んでいる方々の中に、そういう方々がいれば、その方々とフェース・ツー・フェースでのお付き合いができるわけです。確かに金額的なものはそんなに大きくはないとは思いますが、そういうつながりをつけることによって、在京の人たちとか、あとは違う場所に住んでいる方と我が町がずっとつながる仕組みができるということに対する効果を私は期待しているのですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

先ほどもお話しさせていただいたのですが、やはりふるさと納税、本来の制度の趣旨とい

うところが地域を応援したいというのは、そのとおりでございます。そのとおり事業の中身を見て、その詳細を見て、こういう事業であれば応援したいと。中には返礼品は要らないというケースもあろうかと思しますので、そういった寄附を募るという意味では本当に有効な策ではないかというふうに考えておりますので、引き続き検討させていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 回答の最後に、今後も町内で新たな起業したい方に対しては、商工会と連携しながら、引き続き支援を進めてまいりますとありますけれども、その具体的な支援策というのはどういう形で行われるのか、確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えさせていただきます。

現在町では創業者支援ということで補助事業を実施しておるわけですが、5年度につきましては4件ということで、金額にして83万5,000円ほどということにはなるのですが、町内に住所を有して町内で起業するような場合に、最長2年間にわたって給付するという内容でございますが、事業所を町内に借りて、そうした場合に家賃の2分の1、上限は4万円とさせていただくのですが、月額でございますが、4万円ということと、あと土地を賃貸して、そういった場合には土地代の2分の1、こちらも月の上限は6万円ということにしておるのですが、こういった創業支援についても実施しておるところでございますが、こういった事業についても商工会さんのほうでもいろいろ情報を持っていたりしますので、そういった連携は必要かなというふうに考えておりますので、引き続き今後も連携しているという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私も追加で答弁をさせていただきたいと思います。

今後起業支援に当たって、起業したいと考えている方々が、どのようなところでつまづいているのかなというところで考えたときに、一番最初にやはり資金をどう集めるかというようなことではございました。小口のお金になり過ぎますと、出資法の関係でお金を集めにくいという現状がございます。とはいえ、スタートアップの起業に大口でどんと寄附して

いただくようなことというのも、なかなか現実的ではなく、よほど有望株で一部上場企業が注目している技術を持っているというような特殊性がない限り、そういう現実というのはなかなかシンデレラストoryにはつながらないという現実があると思います。

そうした中で、今回議員からご提言いただきました、ご質問いただきましたクラウドファンディング型のふるさと納税の仕組みというものは、非常に有効なものなのかなと思っております。農商工共創事業の中でも、起業をどのように促していくのかというようなところの取組を続けておりますので、産業観光課長が答弁しましたとおり、商工会と連携するのと同時に、例えば金融機関と一緒にファンドを活用して、スタートアップを助けることができないか、これはあらかじめどのようなことがあるかというスタートアップの内容が分かれば、各金融機関で聞く耳を持ってくれる現状にございますので、そういったところを積極的に活用しながら、矢巾町で起業したいというような方々を増やしていくような取組を続けてまいりたいと思います。加えて答弁とさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 今のお話のファンドというのは、要するに金融機関に〇〇〇ファンドというのを設置して、そこに寄附金を入れて、そして必要な事業者に対してやるという流れで理解してよろしいですか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

そういう方法もあろうかと思えますし、各金融機関がビジネスコンテストを通じて、そこにつなげるようなことをやっております。かなりの金額のファンドをいただいている例がございますので、そういうところで意見交換しますと、やはりどのような将来性を持っているか、ビジョンを持っているかといったところに着目しておりますので、そういった目を農商工共創事業あるいは商工会との連携に応じて見つけていきたいなと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） それでは、3問目の質問に移させていただきます。高齢化が進む中で現行介護保険制度は将来とも維持できるのか。

介護保険制度がスタートして24年が経過し、介護保険料の引上げと利用できるサービスの減少から制度の先行きに不安を感じる状況になったとの報道がありました。報道では、現行65歳の介護保険料は月額平均6,225円、基礎年金の月額平均受給額は5万6,000円であり、差引き受給額は4万9,775円となり、負担の上限に近づいたとの見解もあります。

もう一つは、人口減少や待遇面での問題から介護職員の確保が深刻化するとの記事も目にします。介護保険制度の現状と今後について、以下伺います。

1つ目、町内の介護施設において介護職員は充足しているのか。また、処遇について問題は発生していないのか。

2つ目、介護保険料の改定で訪問介護サービスの報酬が引き下げられ、2024年度上半期の介護事業者倒産件数は過去最多となり、その中の約半数が訪問介護事業所との報道もあります。当町における実態と対応について伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 高齢化が進む中で現行介護保険制度は将来とも維持できるのかのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、今年の1月に開所した新たな施設を含む町内全ての介護保険施設において、基準を満たす職員配置がなされているところであります。

また、町内の施設において、介護職員の処遇について問題等の発生はないものと認識しておりますが、日頃各事業者や関係職員の皆さんと接する際に、状況を確認しながら問題等がある場合は、適切に対応してまいります。

なお、昨年度町内の介護保険事業者に行った調査において、現在は職員確保ができているものの、今後は容易でない旨の回答が多く、また今後の介護職員確保は全国的な課題でもありますことから、地域包括支援センターと連携して定期的に状況を確認するとともに、国や県に対し、事業者への直接的な支援を要望しているところであります。

2点目についてですが、町内において訪問介護の報酬引下げによる事業所の休止や廃止はないところであり、8月に町内の全訪問介護事業者から状況を伺った際は、約7割の事業者が報酬引下げの影響はあるものの、介護報酬に係る特定事業所加算の取得などにより、対応しているとの回答を得ております。

訪問介護事業所の介護報酬に係る加算については、特定事業所加算以外にも認知症専門ケア加算や生活機能向上加算など複数ございますので、町ケアマネ連絡会などの機会を捉えて、町内事業所の状況確認や未取得の加算取得に係る情報提供など、各事業所等と連携しながら対応してまいります。

なお、議員ご指摘のとおり、介護保険制度の維持と、それに関わる介護職員及び事業所の確保は、本町においても将来に向けた課題であると認識しております。

介護保険料や介護保険サービス料に結びつく本町の要介護認定を受けている方の人数を見ますと、増加はしているものの前期介護保険事業計画でお示ししました令和4年度、5年度の予測人数を100人程度ずつ下回っております。これは、町民の皆さんの介護予防意識の高まりと、これまでの本町介護予防施策の成果が表れているものと捉えておりますので、まずは自治公民館等で行っております介護予防事業等の各施策を継続的に推進し、必要に応じて変更などを行いながら、本町介護保険制度の維持等につながるように努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 1つ目です。回答に、現在町内全ての介護保険施設において基準を満たす職員の配置がなされているとの回答がありながら、昨年度町内の介護保険事業者に行った調査では、今後は容易ではないとの回答があったようですが、その理由、背景は何なのか。また、国や県に対し、事業者への直接的な支援を要望しているとのことですが、具体的にはどのような要望なのか、介護士の派遣ということなのか、確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

まず、人材確保の件でございますが、常勤の勤めの職員のほか、中にはやはり人材派遣会社とか活用しているところもございます。一般的な求人ではなかなか応募が集まらないというようなお話も伺っておりますので、そういったことから今後は容易ではないというような回答が多かったものと思っております。

また、国に対しての要望でございますが、なかなかその介護事業所につきましては、公的な報酬といいますが、介護報酬ということで公的な定めがある金額、例えば人が集まらないから報酬を上乗せとか、そういうことは事業所独自ではできませんので、そういった意味で報酬とはまた別に人材確保の面での国のほう、また県のほうからの支援ということでお願い

をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 補足させていただきますが、県の町村会を通して国に要望して、介護保険制度については、まず大きく2つです。一応参考のためにお示ししたいと思いますので、まず1つは介護保険制度の運営について、被保険者の保険料のさらなる高騰が懸念されていることから、まず私どもとしては持続可能な制度となるように、そして何よりも保険料と国、地方の負担の在り方を含め早急に必要な制度の改善を図ること、これを要望しております。

それからもう一つは、高齢者の自立支援、介護予防、このことに向けた支援措置をしっかりと拡充してほしいということをお願いしております。

あともう一つは、やっぱり一番大事なのは、それを支えております地域包括ケアシステム、これは支援センターもあるのですが、そういった私どもの取組に対して、在宅医療と在宅介護の連携強化、これをしっかりやってもらいたいと。

大きく3つ、県の町村会を通して国、県に要望しておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） かしこまりました。介護サービスには、訪問介護と定期循環、随時対応訪問介護、夜間介護訪問とがあるわけですが、なぜ訪問介護だけが報酬を引き下げられたのか。いろいろ調べてみますと、いろいろと介護にも種類があるみたいで、訪問介護の収支差益がプラス7.8%と高い数字が出たみたいで、これが基になったのか、この部分が下げられたようでございます。

けれども、一方、そのような収支差益が高い状況にありながら、昨年、東京商工リサーチの調査では、訪問介護者の倒産が過去最多であるというデータがあります。ちょっと何か話が違うのではないかなという気がするのですが、この辺について町としてはどのような見解をお持ちなのか伺います。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

介護報酬の改定につきまして国の審議会のほうの議論のちょっと資料を見ますと、最終的には介護報酬全体的には1.59のプラスということになっております。その中で訪問介護事業

所について下がった理由について、議員おっしゃるとおり訪問介護の利益分について、全サービスの平均が2.4%に対して、訪問介護だけ7.8と、ちょっと突出して高いということがあったところでございます。その分につきましては、町長答弁にもありますとおり、特定事業所加算とか、この加算については事業所のスキルアップであるとか、利用者のサービスにつながるものでもありますので、そういったものの加算を取得して対応を期待しているというような、そういったような議論の内容となっております。

あとは、訪問介護事業所の倒産の件ですけれども、私たちもちょっと報道とかでしか見ていないのですけれども、大阪とか東京の大都市圏の小規模事業所が多い傾向ということで、コロナ禍が終わっての、そこからの事業の再開での、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、従事者とか利用者の取り合いが発生したのかなと、そういうふうになると、やはり小規模事業所というのは利用者の確保が難しくなっているというところがあったように思います。

また、大都市圏については、報酬のほかに、それに上乗せする地域率というものがございまして、それらの大都市圏のほうが大きい金額になっております。その部分、その報酬と併せて実質の金額が大きく下がってくるので、そういった状況が出ているのかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） そうしますと、当町はこれから先行き、介護保険のほうは大丈夫だと認識してよろしいのでしょうか。何か今いい話を聞いたのですけれども、本当にそうなのかなと、ちょっとやっぱり気になるのですけれども……

○議長（廣田清実議員） 本町のこと。

○6番（藤原信悦議員） 本町のこと。

○議長（廣田清実議員） 全体のことでなく。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今のことについてお答えしますが、全国には1,700を超える自治体があるわけです。本町だけが駄目だということはありませんし、また本町だけがよいということ、これは介護保険制度の仕組みは、被保険者の保険料と国と県、市町村のそういった枠組みの中で、今非常に分かりづらいのは、診療報酬とか介護報酬、今担当課長も答弁したとおり、

それに加算措置、この加算措置がくせ者なのです。何も黙って、いわゆる訪問介護、昔でいうとホームヘルプサービス、これはこれから在宅の、いわゆる診療、在宅介護のやっぱり一丁目一番地なのです。なるべく、いわゆる要支援1から2、要介護の1、2、3、4、5につながらないようにやるためには、この訪問介護の、一番私はこれから心配、この制度が継続できるのか、維持できるのかというよりも人材の確保です。

私は、今喫緊の課題としては、人材の確保がしっかりできるか、またそういう人材を育てる仕組みを考えていかなければ取り返しのつかないことになるということで、いわゆる私どもに言わせると、介護人材というのは、やはり報酬が安いものですから、それなりの報酬をしっかりと上げるような仕組みをつくっていかなければ、これからもうどんどん高齢化していくわけですので、だから私は制度、仕組みが大丈夫かというよりも、その以前の訪問介護、このことにしっかり取り組んでいくことが最優先課題ではないのかな。

だから、そのためにも県を通して国にしっかり要望していかなければならない。そのことで、特に私は本当に何で今度この介護報酬、こういうふうにあんまりいい表現ではないのですけれども、いじくり回すのか、非常に気になるというか、ここをしっかりと私らも要望して、絶対この仕組みは存続、また継続しなければならない仕組み、制度なわけですので、まず私らとしてもしっかりと取り組んでまいりますし、そしてできれば要支援から要介護にならないよう、また要支援にならないように、そういうことをこれからしっかり本町としても取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 私が質問した意図のところはお話しいただいたのですけれども、要は団塊の世代のピークは昭和23年生まれなのです。完全に何年もたたないうちに私も75になります。どんどん、どんどんしばらくは介護しなければならない人たちが増えて、おっしゃるように介護してくれる人材がどんどん、どんどん減っていると。このバランスをどう取るかというのは、すごくやっぱり根底になって気にかけていた部分です。

ですので、ぜひその辺については吟味いただきながら、新しいあるべき形にしても構いませんので、していただければなと思って、ちょっと質問した次第でございます。これは感想でございます。

○議長（廣田清実議員） 質問で終わらなければならないのですけれども、まず、これは国の制度のほうがあるから……

○6番（藤原信悦議員） 人材は足りるかということで再度確認です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、このことについては、介護人材を私どもで確保できなければ、外国人実習生とか、そこで今日、先ほど午前中もちょっと議論があったのですが、移住、定住の、今までは私も保守的な人間で、何か外国人が日本に来る、町内に来るとするのは非常に抵抗があったのですが、私はそういうことはもうない。

だから、介護人材の確保を、嫌な仕事を外国人にやらせるというのは、これまたよくないのですが、でも私どもにすれば外国人の実習生を受け入れてやる時代がもう来ております。だから、今矢巾町は何とかつじつま合わせをしておるのですが、もう早晚できなくなりますので、だから私は外国人の実習生、それ以外にも受け入れるのであれば、町の政策としてしっかり考えていかなければならないと思うのです。その中で、例えば外国人の人たちが来たときに、空き家を使っていただいて住んでもらうことも一つの方策かもしれない。

だから、日本は住民登録のあれなんか、ほとんど外国人というのは少ないわけですので、これからはもうそういう時代ではないということで、特に介護人材の確保については、喫緊の課題であるということだけのご理解していただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で6番、藤原信悦議員の質問を終わります。

次に、12番、高橋安子議員の一般質問を許します。

高橋安子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（12番 高橋安子議員 登壇）

○12番（高橋安子議員） 議席番号12番、町民の会、高橋安子でございます。質問の1問目は、矢巾斎苑の今後について、町長にお伺いいたします。

令和2年9月定例会の一般質問で、矢巾斎苑は30年以上経過しており、老朽化しているとともに開設当時より人口が増加し、斎苑近くまで住宅が増えていることと、岩手医科大学附属病院の移転により、利用者も増加すると思われることから、永代供養の考えも含めて移設する考えはないかとの質問をさせていただきました。

それに対し、町長答弁は、火葬炉等設備関係が老朽化していることもあり、移転の有無を含め検討していく必要があるとの答弁でございました。あれから4年経過し、第8次矢巾町総合計画に矢巾斎苑の移転や新築の可能性を考慮しつつ検討するとありますが、今後の矢巾

斎苑について、以下お伺いいたします。

1 点目、岩手医科大学附属病院移転以降と移転前を比較した場合、矢巾斎苑を利用する方はどのくらい増加しているのか、お伺いいたします。

2 点目、町民の方で矢巾斎苑を利用しようとしたが、既に予約が入っており利用できず、やむなく他市町村の斎苑利用した方を把握しているか、お伺いいたします。

3 点目、斎苑の建物自体の耐用年数はまだあるというものの、今後建築年数が経過していけば老朽化が進み、大規模な修繕が必要になるものと考えられることから、早急に移転や新築の可能性について検討を進めるべきと思うが、どのように考えているのか、お伺いします。

4 点目、今までに他市町村の参考になる斎苑について調査したことがあるのか、お伺いいたします。

5 点目、家族がお墓を守るという時代ではなくなっております。永代供養や合葬墓を考えた斎苑の検討が必要と思いますが、その検討状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

6 点目、第 8 次矢巾町総合計画が開始された今、矢巾斎苑の更新や合葬墓等に関する検討委員会等を設置する予定があるのかどうか。

以上、6 点お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 12 番、高橋安子議員の矢巾斎苑の今後についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、岩手医科大学附属病院の移転と矢巾斎苑利用者の傾向に直接的な関連性は見られないところではありますが、全体の傾向として、町民の死亡された方々が多い年度では矢巾斎苑の利用も多くなると捉えております。

なお、岩手医科大学からの検体火葬は、平成 25 年度以降受け入れております。

2 点目についてですが、矢巾斎苑の利用は、主に葬祭業者から連絡をいただいて予約を入れますが、亡くなった町民の方を火葬する際に、他市町の斎苑を利用しているのは、令和 5 年度で 19 件であり、うち 9 件が予約の都合によるものと推測をしておるところであります。

3 点目についてですが、第 8 次矢巾町総合計画前期基本計画において、火葬場の整備基本構想を策定することとしており、今後の火葬場の整備の在り方について、移転新築の可能性を考慮し、検討を行うこととしております。

4 点目についてですが、令和 3 年度から令和 5 年度までに、それぞれ 1 自治体の視察を行

っており、整備の経緯等について調査を行ってきたところであります。

5点目についてですが、斎苑と同様に他自治体が整備した合葬墓の視察等により情報収集を行ってきたところであります。合葬墓の規模や整備手法は自治体ごとに違いがありつつ、火葬場や公葬地と一体的に整備されているケースが多いものと捉えております。火葬場の整備基本構想の策定においては、家族形態やライフスタイルの変化に対応した埋葬の在り方についても検討することとしており、合葬墓についても、埋葬の在り方の一つとして検討を行ってまいります。

6点目についてですが、矢巾斎苑及び合葬墓の在り方に関する検討委員会を令和7年度中に設置するため、現在その枠組みの検討を行っているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） ただいまの答弁で岩手医科大学附属病院の移転と矢巾斎苑利用者の傾向に直接的な関係性は見られないという答弁でございました。それでは、令和元年9月に移転した岩手医科大学附属病院なのですが、移転してから今までにどのぐらいの検体の火葬があったのか、もしお分かりになれば教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

検体火葬につきましては、年度によってばらつきはあるのですが、直近で言いますと、多い年度でいきますと、令和2年度でございましたが、60件でございます。それから、少ないところで言いますと、令和4年度で40件ということで、大体40件から60件の幅に収まっているような状態でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 結構多い数字ではないかなと私は思います。それから、ここ数年、超高齢化時代を迎えまして、亡くなった方は本年だけで、この町内だけで11月1日現在275人と広報に掲載されておりました。団塊の世代が高齢化を迎えたこともあり、これからもっと多くなることが予想されます。斎苑について早急に検討する必要があると思いますが、令和3年、本町岩清水コミュニティから火葬場の誘致に関する請願が議会に提出されております。今後地域の人口がますます減少するのではという不安もありまして、以前にも申し上げたと

と思いますが、地域住民が少しでもこの地域に足を運ぶ施設が欲しいという切ない希望から、本来なら反対されるべき火葬場の誘致について請願書を提出したと聞いております。できれば、要望した住民が元気なうちに将来希望がかなえられるかだけでも答えを出していただきたいと私は思っています。

令和7年度中に矢巾町斎苑及び合葬墓の在り方に関する検討委員会を設置するという答弁でございましたが、構成員はどのような方で何人ぐらいの予定か、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからお答えさせていただきますが、まず細かいことは担当課長からお答えさせていただきますが、高橋安子議員もご存じのとおり、議会に請願書が出されて、それは今のところ岩清水コミュニティさんだけなのです。そこで、私はあとその請願を出された中身、大体この辺の場所とか、まず1つは地域の合意の下に、また総意の下で火葬場を、いわゆる誘致することに、まず地域として問題ないのか。早くそれを決めていただきたい。

本当は、これは担当課長ともちょっともめたのですが、令和7年度ではなく令和6年度中に早く合葬墓の在り方と埋葬の在り方、火葬場の整備の在り方も含めてやるべきだと。ところが、まだ岩清水コミュニティさんからしっかりしたあれが示されないので、早く、できれば私どものほうからもこれから、まずこの請願を出された中身を精査して取り組んでいかなければならない。そのために場所が特定されなければ、いわゆる検討委員会にも入れないので、今のところそこそこだけご理解していただきたい。

だから、早く地域から請願が出された内容について精査をしていただいて、場所等を特定していただけるように、そうすると私らも動き始めることができるので、ひとつそこだけ。

あとは課長のほうから答弁させます。よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） 引き続き、私のほうから検討委員会の構成等についてお答えしたいと思います。

まさに今その枠組みをどうしようかというところを検討しているのですけれども、現時点で確実に構成員の中に入っていただきたいなと思っているのは、当然町民の方は複数名入っていただきたいなと思っております。それから、実際矢巾斎苑をご利用になる方は、葬祭業者さんを使う方がほとんどだと思いますので、実際使っている葬祭業者さん、数社ございますので、できるだけ多くの葬祭業者さんには入っていただきたいなと思っております。

ちょっと委員会の構成する前に、私今考えているのが、まずは葬斎業者さんにちょっとアンケート等を取りたいなと思っておりまして、今の矢巾斎苑を使っていて、ご遺族の方を含めてどこに不便があるかとか、そういったどこを改善すべきかというのをまずアンケートを取って、それをこの検討委員会に議題として提案して、それも含めて中心に検討したいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 今の課長の説明では、関係団体等も入れての検討委員会ということでしたけれども、それでは請願が出ている岩清水地区の方も入るというのでよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） 議員おっしゃるとおり、請願を出されている方も、複数町民の方から委員を募集したいと思っております。その中に入っていいただければと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 以前質問した際に、永代供養を行う公営墓地については、民間の活力を活用した整備や運営手法、それから周辺の活性化にもつながるような運営形態など、斎場の併設も含めた斎苑の移転の有無を含め、今後の在り方を検討するためのアンケート調査、今ちょうど課長がおっしゃったことだと思うのですが、多方面から意見を吸い上げ、方向性を示したいということでございましたが、アンケートはすぐ実施されるつもりですか、それともまだ何か月か置いてからになるのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まだ矢巾斎苑の将来についてのアンケートをいつ実施するかというところまで至っていないので、この場ではっきりと何月とかというのはお話はできませんけれども、いずれ先ほどお話しした葬斎業者に対するアンケートは、私の中では今年度中にはお聞きしたいなと思っていますところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 火葬場の建立というのは、国や県の補助金がなく町単費の建設ということは承知しております。かなりの経費となるのは分かっているつもりなのですが、少子高齢化が続き、家を継ぐ後継者もない中、やむを得ず墓じまいを決断する家族も多いと聞いております。

同僚議員からも提起された合葬墓についても考慮し、故人が矢巾に住んでよかったと思えるような公営墓地を実現してほしいと思いますが、視察をしてきたということなのですから、どのような形のところを視察していらしたのか、もしお聞きできればと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1つご紹介するのが県外なのです。東北の中の県外のある市なのですが、ここは人口も多くて中核市になっているところでございますので、人口も多くて、まず火葬場も大きいところだったのですが、比較的丘陵地帯みたいなのところにまずありまして、火葬場を構成しているエリアと、ちょっとその同じ山の逆側といいますか、同じ山の逆側のところに、いわゆる墓地公園みたいなのがありました。その墓地公園の中に多くの墓地としての区画がある中に合葬墓がありまして、そこでいろんなご家族の方が来て拝むことができるようなところですし、その合葬墓の中には個室になっておりまして、例えが悪いのですが、ロッカーみたいになっていて、そこに何年間か入れておくこともできるというところでした。

ただ、お話を聞いたら、これに関しては、やはりかなり広大な墓地公園でしたし、合葬墓自体も本当に立派なものでしたので、合葬墓だけで数千万というような状態です。ちょっとそこは現実的に無理だなと思ひまして、昨年度県内のある市の合葬墓を視察に行ってきたのですが、こちらはそもそもの公葬地があつて、そこに慰霊碑みたいのがもともとあつたと。その慰霊碑を改造して合葬墓にしたというところがあつて、比較的小規模ではあるのですが、こちらは数百万で改造できたということですので、どちらかといえば県内のある市の合葬墓を私の中でイメージしておりまして、あとはいかに、どれだけの合葬墓の容量が必要とか、そういったのにもよるのですけれども、それこそ議員おっしゃるとおり、補助金があるものではございませんので、矢巾町として整備できる範囲でやっていきたいなと思ひております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 地域のほうの人たちの意見を聞きますと、葬儀場が駅前にあるから、火葬場も近いほうが、今のところがいいという方も確かにいらっしゃいます。ただ、これからそれこそ先ほど言いましたように、お墓を継いでいく人がだんだん少なくなってきました。そのときに、やっぱりみんなが集まって拜んでくれるような場所があれば、それはそれにこしたことはないのではないかな。あるいは、さっき請願者が言ったように、もし合葬墓ができたことで人が足を運んでくれる場所になってくれれば、私たちはそれでうれしいのだよという言葉をいつも私は思い出します。

それで、請願者のほうに地域を早く確定して、そして8次総合計画が始まったばかりです。これから8年間もある、私と同じで年のいった方が、そういう計画、来てくれたらうれしいなということをお話ししていますので、ぜひ間に合うように、そういう計画を進めていただきたいなと思うのですが、できれば最後に町長のご見解をお伺いしたいのですが、8次総合開発には何とかこれが決定できるようなことを考えていらっしゃるかどうか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきます。

何か私もちょっと今どきっとしました。間に合うようにと言われて、それで今の現在の火葬場は、あそこ森山公園のところでも場所、それからコンビニもすぐそばで、そして私いつも町長室から、朝、昼、火葬の時間帯、気をつけて、たまにやっぱり医大の検体とか何か黒い煙が今の火葬炉では、もう燃焼するためのいわゆる空気、酸素の供給があれで黒煙が出ると。だから、早く移転しなければならないなど。

だから、そういったことで私もちょっと地元から苦情や何か出なければいいなど。そういったことで、あそこに森山パストラルパークがありますし、また近くにはお店屋さんもあるし、だからできるのであれば早く移転させていただきたいと。

ただ、受入れ側のほうが早くそういう体制を取ってもらわなければいけないので、だから私は火葬場、あとはできれば、さっき課長が答弁したように葬斎業者の方々からいろんな意見をお聞きして、できるのであれば出資をしてもらうことができないのか、シンセラとか、いろんなところがあるわけですので。

あとは、前にもお話ししたかもしれませんが、駅前の一等地、シンセラ、もともとは岩手中央農協さん、どのように考えているかも含めて、できればそういった葬祭場と併せて、合葬墓は前に、いわゆる樹木葬の話も谷上副議長さんからも話があったのですが、そういうこ

とも含めながら、どういう形で葬祭の在り方を考えていけばいいか、これはやっぱりみんなからご意見をお聞きして、できれば第8次の総合計画の中できちんと解決できるというか、整備できるように方向性を示していきたいと思いますので、ひとつあとは地元の皆さんがご理解して協力していただけるか、そのことに尽きると思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 藤原議員の介護の後の火葬場の問題を質問させていただきました。

ありがとうございました。できれば、本当に行く道ですので、できるだけ早くできてほしいなと思っております。

次に、質問、2問目に入らせていただきます。外来植物の周知と駆除についてお伺いいたします。本年7月21日公民館において、町民と議員をつなぐ会を開催しましたが、参加者からアメリカオニアザミという外来種の雑草が本町に物すごい勢いで自生している。きれいな花を咲かせるが、葉や茎に鋭いとげがあり、子どもや高齢者が誤って触った場合、けがをすおそれがある。現状を知ってもらい、調査をお願いしたいとの意見がございました。

町内を回ってみたところ、確かに外来種であるアメリカオニアザミが通学路や高齢者が散歩する道路沿いに咲いているのが見られました。お話しのとおり、とげが鋭く、うっかり触ると、とげが刺さりけがをすと思われれます。このことから、以下お伺いします。

1点目、本町では今までにアメリカオニアザミなどの外来植物等でけがをした例はなかったか、伺います。

2点目、アメリカオニアザミのほかにも特定外来植物であるアレチウリという蔦が絡まって成長する植物が本町にも自生しており、この植物には細かい無数のとげがあり、刺さるとけがをすることがある。このほかにもオオハンゴンソウ、ナルトサワギクなど多くの外来植物が繁殖していると思われるが、町ではどのくらい把握しているのか、伺います。

3点目、他県では学校周辺に危険植物の看板を設置している地域やホームページに掲載している自治体もあったが、本町では、このような危険植物や特定外来植物について、今まで住民に周知しているのか、お伺いします。

4点目、外来植物は繁殖力が強く、在来種や在来生態系への影響が強いこと、また花粉症を引き起こすなど、人への影響もあるということから、今後一斉駆除等の対応を検討する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 外来植物の周知と駆除についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在のところ外来植物によりけがをした事例は確認しておりませんが、煙山小学校の通学路付近でアメリカオニアザミの自生を確認した際は、教育委員会を通じて学校及び保護者に注意喚起を行うとともに、職員が駆除を行ったところであります。

2点目についてですが、特定外来生物のうち町内で自生を確認しております植物は、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ及びアレチウリであります。

3点目についてですが、これまでにホームページや広報紙で周知を図っており、今後もそれぞれの植物の種子が飛散する前に駆除できるように、時期を考慮した周知に努めてまいります。

4点目についてですが、職員による調査や情報提供を受け、町有地内での外来植物の自生を確認した際には駆除を行っているところであります。今後さらなる周知を行い、私有地及び町有地以外の公有地においては、それぞれの土地所有者において駆除を行っていただくよう、情報提供に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 現在のところアメリカオニアザミ等の外来植物でけがをした人はいないということでございます。しかし、煙山小学校付近での自生を確認したとのこと。けががなかったのは幸いでしたが、実際にアメリカオニアザミに関しては、私も懇談会までちょっとそれを知らなかったのですけれども、懇談会の後、気をつけるようになりますと、危険な外来植物であることを知らずに花壇に植えてしまったという方もありますし、普通の有料駐車場なんかにも結構繁殖しているのも見かけました。実際に触てみると、本当に鋭いとげなのです。葉っぱも、それから花も鋭いとげで本当に小さい子どもとかお年寄りが触ったらちょっと危ないなというふうに見てきました。見た感じはすごくきれいな花ですし、そこらにあるアザミとそんなに、同じアザミかなという感じもするような花なのです。

それから、アレチウリというのは、うちのリンゴ畑にも1本生えていまして、これ何だろうと思って触ったら、細いとげがぶつ、ぶつ、ぶつと肌に刺さって、なかなかそれが取れないのです。それで、気持ち悪いなと思って見たのですけれども、煙山小学校の通学路で確認されたということなのですから、その際にどのように注意喚起したのでしょうか。ただ文書なのか、それとも写真つきの注意か、そしてそれは全小中学校への注意喚起だったのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ちょっと写真つきだったかどうかまではちょっと今記憶ございませんけれども、教育委員会を通じて、煙山小学校のここを真つすぐ北に行ったところの橋の付近でしたので、まずは煙山小学校への注意喚起を行ったところであります。

今議員おっしゃるとおり、我々も最初はそういうものがあるというふうに承知しておりますで、町民の方から、いや、これは実はそういう外来の植物なのだということで情報をいただいて認識したところでございますので、なかなか一般的には、本来日本にあってはいけない植物だという認識が、ほとんどの方がないと思っておりましたので、学校だけではなくて、とにかくいろんな方に知ってもらうような周知を今後ちょっとやっていかなければならない。これまではあまりそこに対して我々も力点を置いていませんでしたので、力点を置いてやっていかなければならないと思っているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 本当に私も想像以上にとげが鋭くてびっくりしたのですけれども、これは学校だけの問題ではなくて、地域に対しても注意喚起が必要だなというふうに感じておりました。

アメリカオニアザミというのはどこにでも自生しておりますし、子どもたちの通学路はもちろん、健康のために散歩する高齢者が事故が起きる前に町民全体に危険性と周知徹底する必要があると思います。それも、写真入りでぜひ周知していただきたいと思います。ただ見ただけでは、本当にただのアザミという感じに見えます。でも、触ってみると、きれいな花だなと触るとげが刺さる場合がありますので、例えばエン（縁）ジョイやはばとか、こびりっこサロン、おでんせ広場とか、高齢者の月1回、2回の集まる日があります。そういうところでも、そのような写真を使って、ぜひ注意喚起していただければなと思いますし、そ

れから本町では年２回の地域住民による道路の草刈り作業を実施しております。これは、全地域だと思いますけれども、その際アメリカオニアザミと分からないまま駆除されている場合もあると思います。

これは、注意喚起ももちろん必要ですけれども、こういう機会を利用して、ぜひ駆除してもらえるように、官民一体となって駆除する必要があると思うのですけれども、その辺の見解をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、周知の部分で今アメリカオニアザミに関して町のホームページのほうには写真つきでご紹介しておりますので、議員お話のあったとおり、いろんな機会を捉えて、写真をつけて周知してまいりたいなと思っております。

通学路に自生しているアメリカオニアザミ、当課の職員が駆除したのですが、とにかくおっしゃっているとおり、葉っぱもですし、茎自体にも全てにとげがあって、まず手で抜け、本当は根から抜けばいいのですが、もう抜くことすらできない。やむを得ず、根元から切ったのですけれども、それを袋に入れると袋自体もとげで破れてしまうという、本当に厄介な植物でありまして、恐らく草刈りをやったときに、そのままばさっといって、それがまた繁殖率が上がるという状況だと思います。

可能な限りで結構なのですけれども、もしアメリカオニアザミとか、特定外来生物であった場合は別にさせていただいて、確実に処分していくようなことをお願いしていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） ぜひお願いいたします。このほかにも先ほど出てきましたオオキンケイギクとか、オオハンゴンソウというのも黄色できれいな花なのです。本当に庭に植えてみたいと思うような、コスモスにちょっと似たような花なのです。ただ、それを植えたことによって繁殖力が物すごく強いのだそうです。在来種がなくなってしまうぐらいの繁殖力だということを聞いております。

これは、特定外来植物にも指定されていまして、これを栽培することによって罰則があるということも聞いております。これを知らない町民の方も結構多いと思うのです。それで、もしできれば、みんなで、それこそ官民一体となって、この駆除の日というのを年間、夏の

あたりだけでも設けていただいて一斉駆除を計画してもらえればなと思うのですけれども、それを含めまして、最後に町長の見解をお聞きして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

オオハンゴンソウ、これ濁るとゴンゾウになるのですが、我が家にも、背丈が高いのです。きれいな花だなと、私今度質問が出るまでは増やさなければならぬと思っておったのですが、びっくりしました。そういったことで、あれです。今外来の植物だけのお話が出たのですが、この間私沖縄へ平和に関することで行ってきたのですが、あっちは本当に動物についても非常に、だからやはり矢巾町でも外来の植物とか、動物とか、それから魚とか、私ら小さいときはアメリカザリガニとかあったのですが、やっぱりそういうことを考えることは非常にいいと思うのです。

だから、例えば今、年に2回町内一斉のごみのきれいにする運動があるのですが、そういうふうなものと一緒に合わせてやることができないか、ちょっと検討させていただきたいなということで、みんなで考えていくことが大事だと思うし、私も今回これで初めて外来植物のことは勉強させていただいたので、恐らく町民の方にも分からない方が結構いらっしゃると思うので、広報とか何かで周知して駆除できる体制を整備していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで2問目を終わります。

暫時休憩に入ります。

再開を15時30分といたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 3時20分 休憩

—————
午後 3時30分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

それでは、最後の3問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） それでは、3問目の質問に入らせていただきます。ごみの不法投棄についてお伺いいたします。

平成30年3月、岩手では初の東北自動車道矢巾スマートインターチェンジが開通いたしました。流通センターが近いことから利用客も多く、令和5年5月には供用開始から500万台を突破したとのことでございます。矢巾スマートインターチェンジは、特に南方面から流通センターを目指す場合は、高速道から真っすぐ降りられる便利なインターだと思っております。開通してからは、大型トラックなど、夜を通して利用している状況でございます。ほとんどの車は、交通ルールを守って通行しておりますが、中にはマナーの悪い運転手も多いと感じております。そのことから、以下伺います。

1点目、矢巾スマートインターチェンジの下り線から出る町道堤川目線と安庭線の交差点北側の岩崎川橋梁架け替え工事をした後、旧道がそのまま残っておりますが、今後の予定はどうなっているのか、お伺いいたします。

2点目、堤川目線上で特に多く見られますが、矢巾スマートインターチェンジを夜中に降りた車が旧道に入り休憩しており、ごみのポイ捨てや用を足したペットボトルを捨てていくなど、マナーの悪い行為が見受けられます。

また、交通量が増えたことから、狭い町道を抜け道として使う人が多く、ごみを道路に捨てていたり、通り道にある各地区のごみ集積所に投げ込んだりする人もいると聞いております。このような事案について、どのような対応を取っているのか、また今後注意喚起の看板設置やポイ捨て禁止条例等の対応策を検討しているのか、お伺いいたします。

3点目、不法投棄が多い場所については、監視カメラを設置しているところもあると思いますが、町内では監視カメラを何か所設置しているのか。また、設置後の効果はどうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ごみの不法投棄についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町道堤川目線は、矢巾スマートインターチェンジ開通に伴い、大型車両の通行が増加することが想定されたため、交差点改良及び線形改良を行ったことに伴い、旧堤川目橋前後の旧道が廃道となったものであります。今後の予定といたしましては、現道歩道部から旧道に進入できないように路側部、いわゆる道路の脇に進入防止柵を設置するとともに、将来的には旧堤川目橋の撤去を計画しているところであります。

2点目についてですが、町民の皆さんや自治会などから、ごみの不法投棄やごみ集積所の不適切な利用の情報提供があった場合には、職員が現場の状況を確認するとともに、啓発用

看板の設置や不法投棄防止パトロールを重点的に行うための経路、いわゆるこの道路の調整などを行い、状況の改善に努めております。

また、ごみ集積所については、自治会に可搬式の監視カメラの貸出しも行っており、設置した自治会からは抑止効果が現れているとの報告をいただいているところであります。

なお、不法投棄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた対応として、警察に通報しており、条例の制定は今のところは考えておらないところであります。

3点目についてですが、不法投棄防止で定点、決められた場所を常時監視するためのカメラを1か所で設置しております。当該箇所は、カメラ設置前は不法投棄が常態化していた場所でしたが、カメラ設置後は投棄される量が大きく減少しており、不法投棄を確認した際に、映像を警察へ提供して対応いただいていることによる効果が発揮されているものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 矢巾スマートインターチェンジは、上り線、下り線ともパーキングエリアの手前で降りるようになっているのです。それで、トイレや電話ができないで降りてしまう車も結構多いようなのです。そのことから、堤川目線に出たところで車を路肩に停車して、電話とかスマートフォンで道路を調べていたり、連絡を取っている方が結構多く見られるのです、毎日のように見られます。

それは道路沿いですので、すごく危険だなと思って見ているのですけれども、先ほど廃道になった堤川目線旧道は鉄柵をやって入れないようにするということだったのですけれども、例えばあの場所、結構車を止めるにはちょうど幅もあっていいところなのです。そこを臨時のパーキングエリアとして使用してはどうかと思うのですけれども、そういう考えはないでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在のところは、そのように利用するというのは考えておらないところではございますが、橋については、既にもう廃止をしております。現時点ではまだ撤去しておらないので、最終的には撤去するような形にはなっておるのですが、今お話ありましたとおり、ごみ等の関係と、その辺の効果をちょっと検討してみまして、そのようなニーズが確実にあるというこ

とであれば、検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） そうですね、もし利用できるものであれば、そういうふうにしていただければ、あそこの安庭線との交差点なのですけれども、インターができた頃すごく事故が多かったのです。それが今は、横の道路の方も慣れてきまして、あまり事故等は少なくなっておりますし、それから時々高速道路の下のところパトカーがいて見張っているものですから、なかなかスピードを出して通る人は少なくなってきましたけれども、ただ先ほど言いましたように、パーキングに入れないで降りてきた人が路肩に駐車して、スマートフォンを取り出していろいろ検索している姿も見られますので、もしそこに、下り線のほうは特にコンビニなんかもちよっと遠いのです。あそこの近くで調べられたらということもちよっと考えましたので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

その際には、そこにごみを捨てられないように注意喚起の看板をつけたり、それからトイレを設置するというのはちょっと無理だと思うのですけれども、その辺のところも考えながら実施していただければいいのではないかなと思います。

次の質問なのですが、ごみ集積所については、どこの地域も同じだと思うのですけれども、町道等の道路沿いにある集積所に捨てていく人が、あまり民家も少なくて捨てやすいところでは、そこに捨てていく人が多いと思うのですけれども、分別しないごみや捨ててはいけないものなど近くのごみ集積所に捨てられないものなどが捨てられていることも多くあります。可搬式監視カメラの貸出しを行っているということでございますが、現在何台あるのでしょうか。それから、今までにカメラを設置したのは何か所で、主にどんな場所に設置しているのかをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年度の後半と言えいいですか、今年に入ってからカメラを当課で準備して、今年度も含めて2年度、今5台を用意して貸出しを行っております。

これまでの貸出件数ですけれども、18件ということで貸出しをしているのですが、自治会によって不法投棄が多いだろうと、集積所は違うのですが、1つは、やはり幹線道路に近いところと言えいいでしょうか、恐らくほかの市町村からの越境ごみだと思われるのですけ

れども、そういった幹線道路に近いところがまず1つ要因といいますか、場所として考えられるのかなと。

それから、アパートが多い地域と申しますか、比較的短期で矢巾に住んで矢巾から出て行かれる方が引っ越しの際に、家具などを置いていくとか、そういったところが多いように感じられるところがございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 本当に自分のところに捨てられないとか、無責任にごみをどんどん、どんどん捨てていく人が見られるものですから、本当に監視カメラを置いたほうがいいのかなと思う場合もあるのですけれども、そこまでではないかなと思って我慢して、ごみ減量推進員が片づけている場合もあります。

答弁では、ごみポイ捨て禁止条例については考えていないということでございます。このポイ捨て禁止条例というのは、私が聞くところによりますと、紫波町の蟠龍寺にもも子というゴールデンレトリバーがいたのです。その犬が川原のごみを拾って歩く、それできれいに歩くということで、それがきっかけになって全国に知られて、それでできた条例とも聞いております。それが本当かどうか分からないのですけれども、そういう話もあります。もう20年以上前の話なのですけれども、すごく立派な犬で、もも子という犬で大変有名になってテレビにも何回か出演しておりました。

ごみを捨てる人というのは、車の窓から捨てる人もいます。それで地域の方が道路の草刈りの写真を撮って持ってきてくれました。その中に、明らかにペットボトルの飲料水を飲んだ後に自分のおしっこを入れて捨てたものがありました。これは、この間テレビで見ていたら外国では本当に普通にこれがやられているということも聞いております。日本でそういうのがあったのかなと言ったら、本当に尿なのです。これを子どもたちや高齢者が拾って、親切で中身を捨てようとしてきれいにしようとした際に、衣服にかかる場合も想定されます。変な病気にかかったりするのにも心配です。

また、町内一斉のごみ拾いのときは、ビール缶が多く捨てられている場合もあります。たばこの吸い殻などもぽんと捨てていくのが見られます。マナーの悪い人が多く見られる。本町では、岩手医科大学病院の移転に伴って関係人口も増加しております。環境美化に対する意識を向上させ、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、ごみポイ捨て禁止条例あるいは環境美化に関する条例を考えてはどうかと思うのですけれども、再度お伺いいたし

ます。その考えはないのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私今のこの環境の担当になって3年目なのですが、ポイ捨てですとか、不法投棄を見るにつけ本当に怒りが湧いてきます。何でこんなにごみを捨てるのかということで、それを正直100%撲滅は恐らくできないのだろうなとは思っているのですが、少しずつでも減らしたいなと思います。その一つのまず方法として、ごみは1か所にごみがあると、そこになぜか集まってくるという習性があるのではないかと考えておりますので、日々町民の方もいろんな活動の際に、拾っていただけることもありますし、当課でもパトロールして拾ったりですとか、あるいはちょっと場所は具体的には申し上げられませんが、山沿いのほうですと、国の林野庁のほうも含めて、本当にこれはもう大規模な不法投棄現場がございまして、それを毎年、毎年やっても、もう何百キロという不法投棄があるということで、やってもやっても繰り返してはありますが、やらなければもっと増えると思っていますので、まずはこれは地道に続けるべきだと思っています。

それから、今議員ご質問のあった、やっぱり規制すること、行政として条例の制定ということだったのですが、町長答弁でもございましたが、廃掃法においてそれこそまず条文に、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないという条文がございまして、その条文に対しては罰則規定がございます。

答弁にありましたとおり、監視カメラの映像を警察に提供しているのですが、これはまさにこの法律に基づく罰則の適用によって不法投棄をしている人を撲滅していきたいなと思って、これは2年ぐらい前からこういう取組といたしますか、警察の力を借りてやっていこうということで進めているところでございまして、現時点では、そういった取組状況でございましたので、その条例は今のところ考えていないという答弁にはなったのでございますが、それらを含めて環境に関する条例、いろんな分野もございますので、ごみ、不法投棄だけではなくて、それらも含めて矢巾町の環境をどう守っていくかというものの条例というのは、今ある環境基本条例の改正も含めて検討しなければならないのかなと思っていますのでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） ぜひ今後考えていただきたいと思うのですが、今みたいに不

法投棄があって片づける人がいるというのと、無責任にここに捨てれば片づけると、どうせ自分ではなくてもいいというような考えの人もいるのではないかと思います。それで本当に簡単な気持ちでぽんぽん捨てていく人が多いのではないかなと。ましてやペットボトルの中に自分の尿を入れて捨てていくなんてのもってのほかだと思っています。

もしできれば、その実態とかも見ていただくために、先日流通センターのほうの中央道路では、会社の方だと思うのですけれども、ごみを集めていましたけれども、ああいうような形のごみ拾いというのを朝やるだけではなく全員が関われるような活動にしていいただければ、年1回でもそういう活動をしていただければ、その実態が分かってもらえるのではないかなと思うのですけれども、そういう考えはありますでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まさに会社さんによっては、いろんな会社としての取組を行っていただいているところもございしますが、町民の方が日々の健康づくりとごみ拾いというのを一緒にできないかというので、ちょっと今年度モニタリング事業を実はやっておりまして、今矢巾町エコ散歩というものをやって、今年度は10名の方にご参加いただいているところでございます。

万歩計のポイントに参加していただく方にポイントを付与するということで取り組んでおりまして、このエコ散歩を今年度10名の方にご協力いただいた成果をまとめて、これがもしいいようであれば、町の全域で実施して、本当に日々の健康づくりとごみを監視ではないですけれども、ごみを拾っていただくとかという活動をかけ合わせてやっていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で12番、高橋安子議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後 3時48分 散会

令和6年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第3号）

令和6年12月6日（金）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	10 番	小笠原 佳 子 議員
11 番	山 本 好 章 議員	12 番	高 橋 安 子 議員
13 番	水 本 淳 一 議員	14 番	村 松 信 一 議員
15 番	昆 秀 一 議員	16 番	赤 丸 秀 雄 議員
17 番	谷 上 知 子 議員	18 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
政策推進監 兼未来戦略 課 長	吉 岡 律 司 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	花 立 孝 美 君	税 務 課 長	佐々木 智 雄 君
町民環境課長	田中館 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悦 君

健康長寿課長	田 口 征 寛 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君
農業委員会 事務局 長	細 越 一 美 君
会計管理者 兼 出納室長	佐々木 美 香 君
学校教育課長 兼 学校給食 共同調理場所長	高 橋 雅 明 君

こども家庭 課 長	村 松 徹 君
道路住宅課長	水 沼 秀 之 君
上下水道課長	浅 沼 亨 君
教 育 長	菊 池 広 親 君
文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君
主 事	渋 田 稀 結 君

議会事務局長 補 佐	千 葉 欣 江 君
---------------	-----------

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

昨日も一般質問で会議規則第54条第1項のことについては、皆さん、本当にお守りいただいてありがとうございました。今日もよろしくお願いいたします。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

4番、ササキマサヒロ議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（4番 ササキマサヒロ議員 登壇）

○4番（ササキマサヒロ議員） 議席番号4番、新誠会、ササキマサヒロです。通告書に従って質問をします。少子化対策の取組の根本的な考えの視点を変えてみてはについて質問をします。町長、よろしくお願いします。

近年少子化問題は、地方自治体にとって深刻な課題であり、ますます加速しています。各種子育て支援等や給食費無償化、移住補助金など、様々な施策が講じられていますが、これだけで少子化問題が解決するとは思いません。そもそも少子化はなぜ起きているのでしょうか。現代と1世代、2世代前の時代と何が違うのでしょうか。現代は、科学が発展し、多様性が重視され、男女関係なく生きやすい社会になったはずですが、それでも少子化が進行しているのはなぜでしょうか。

例えば昭和時代と現代を比較すると、昭和時代の買物は、夜8時以降には大体のお店が閉まり、気になった物事は分厚い広辞苑などを見るか物知りに人に尋ねる、多様性はあまりなく自己主張はしない。対して現代は、物を指一本で取り寄せたり、情報を簡単に得たりでき

る便利な時代です。

しかし、少子化の背景には、大人が子どもに楽しんでいる姿を見せられていないという問題があるのではないのでしょうか。経済や時間、環境の問題が影響しているかもしれませんが、昔は経済が不安であっても、大人たちは全力で楽しんで笑って生活していました。テクノロジーの発展や生活環境の利便性は重要ですが、心を豊かにする視点が欠けているのではないのでしょうか。

矢巾町の大人たちは、子どもたちに楽しんでいる姿を見せられているのでしょうか。コロナ禍で多くの行事が中止され、地域や隣近所とのつながりが希薄になっているのではないのでしょうか。

生活の中で楽しむことや幸せを感じる安心感は、子どもたちの心を豊かにし、将来的に進学や就職などで町外に出ていった子どもたちが、子どもの頃の楽しい思い出や大人たちの楽しく生活している姿を思い出し、矢巾町に帰ってきて家庭を築く流れが生まれるのではないのでしょうか。このような視点から少子化に対する新たなアプローチを一步下がり、違う視点で考える必要があると思います。

例えば少子化対策について、子育て世代に対する給付金事業だけではなく、大人が子どもに楽しく生活できる姿を見せることで本町の未来を担う子どもたちに大人になるということの夢を見る希望を持たせ、持続性と維持できるような音楽のまちやコミュニティ施策を連携させた取組を検討する考えはないか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 改めて、皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いします。

4番、ササキマサヒロ議員の少子化対策の取組の根本的考えの視点を変えてみてはについてのご質問にお答えをいたします。

少子化が進行している原因は多種多様であります。生きやすい社会は同時に、より個人を尊重する社会にもなっているところでもあります。家庭を尊重するより個人を大事にし、また経済的な問題など将来の不安から自己を守る思想となりがちという要因もあるところがあります。

本町といたしましては、結婚して町内で家庭を築き、子育てをしていただくために、結婚や出産、子育てに希望が持てるような経済的な支援施策が必要であり、加えて子育て環境の醸成も必要不可欠であると捉えております。

この子育て環境を醸成する上で、地域コミュニティをはじめとした地域社会の役割も重要であり、子育て世帯の保護者のみならず、子どもへのアプローチにより、幼児、児童生徒が社会や地域における体験を通して、様々な大人との関わりを持ちながら、達成感や有用感、安心感を得ることができる取組が必要と捉えております。

また、関わりを持つことは、ともすれば面倒なことかもしれませんが、関わりを持つことで豊かな心が育つという側面もございます。こうした子どもを育てる仕組みづくりを学校や家庭、地域などが一体となり、連携して行うことができるよう支援してまいります。

例えば音楽のまちに関する取組の一環として、こども園や保育園などの要望により、町内の音楽サークル等による出張演奏会を実施するなど、それぞれのニーズに対応した各地域コミュニティの支援を継続することにより、地域ぐるみでの子育て環境の維持に努めながら、引き続き少子化問題への解決策を講じてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 私の通告書の質問の仕方があまりうまくなかったのかなというところがちょっと反省するところなのかもしれないのですが、そもそもちょっと自分の思っている答えではない答えが、いつもどおりの考えの答えがそのまま返ってきたように感じるのですが、私の根本的な考えの視点を変えてみてはいかがかということに答えてもらえていないような気がするのですが、今までの施策とか、政策とか、補助や支援、そういうところではない、子どもたちとか、子どもたちだけではないですけれども、大人そのものも心を豊かにするという動きの意味での少子化対策をしてみてもいいかという質問だったのですが、その辺もう一度伺いたいです。

○議長（廣田清実議員） ちょっと待って。

どっちも抽象的な言葉で聞いているから、もう少し具体的に質問の内容をお願いしないと、また抽象的な答えが返ってくるような気がする。

今の中の少子化のどういう部分についての質問を、質問のほうも明確にしないと、きっと今の段階で質問書と同じような再質問になっているから、どういうところが聞きたいという部分をもう少し細分化して質問してもらえますか。

○4番（ササキマサヒロ議員） では、簡単な言葉で言って、お金を出せば少子化対策が解決するという考えを持って、今このような施策をしているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、まず少子化対策、このことについては私ども本町でも、またいろんな意味で私どもにとっては最大の課題の一つでもあるわけでございます。そこで、今恐らくハードとかお金の面ではなく、ソフトの面のお話かなと思うのですが、私はそういったソフトの面で考えた場合、やっぱり少子化の、今あれなのは人口減少問題は、いわゆる高齢者であれば長寿化と、そして少子化、この2つの側面があると思うのですが、その中で特にも少子化対策で、先ほどご質問の中にも、例えば学校給食費のこととか、いろいろ出ておったのですが、私は一番根っこのところをお話ししたいのは、やっぱり今、いわゆる少子化の合計特殊出生率というのはご存じのとおり、今、日本全国では1.20なわけです。例えば結婚すると、お父さんとお母さん100人ずつ、200人だと。これ1.20というのはどういうことかということ、4割減ることなのです、単純に計算すると。4割、4割減っていく。そういうことで、まず少子化対策は、いわゆる私は結婚しなければ少子化対策というのはあれだ。

だから、私はそういうことを考えたときに、今家庭とか、地域とか、やっぱりそういうところのみんなで共に作り上げていくと。だから、私今農商工共創の協議会の立ち上げをお話ししているのですが、農業も商工業も、やはり跡を継ぐ人がいなくなっている。そのために共創、共に作り上げていく。それは、地域コミュニティ、ここをしっかりと構築していかなければならない。

その地域コミュニティを構築する中において、やっぱり家庭なのです。だから、今ササキマサヒロ議員がおっしゃるように、そういうソフトパワーというか、そういうものはお互いにやはり連携しながら作り上げていかなければならないと。

そこで私、逆に質問者に対して質問するようなことで大変恐縮なのですが、もしササキマサヒロ議員でそういったソフトパワーで矢巾町ではこういうことを考えてみたらいいのではないかと。そこには音楽のまちとか、いろいろお話しされたのですが、もう少し深掘りをして、このことについてどう考えるのかというご質問していただければ、もう少し前向きなお答えができると思うので、いずれ少子化対策は私ども矢巾町にとっても直面する大きな課題の一つでございますので、皆さんと一緒にこの課題解決を図っていきたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） この質問を出したときに、自分でもちょっと町側から答えという答えが出しづらいのかなというものも感じました。なのですが、世間的にやっぱり少子化問題というところが支援とか、そういうところ重視で話をしているというのが個人的には強く感じていたところなので、そういう意味で一步下がって、支援とか、そういうところではない、人として心を育てるという意味の考えも持って、これからそういう取組をやってみてみたほうがいいのではないかという思いの下、この質問をしたところです。

それで、例えばということがあったのですけれども、自分が小さい頃の体験談というか、そういうところになってしまうのですが、やはり自分が子どもの頃の自分の親世代というのは、経済が苦しくても気にしないというか、全力で人生を楽しんで大人がふざけているというのですか、言葉が正しいかちょっとあれなのですけれども、そういうふうなのを見て育った世代で、大人になったらこういうことができるのだなあ、ああいうことができるのだなという、やっぱり憧れというものを持って今に至っているというところもあったのです。

今矢巾町は、いろいろな行事がやはりなくなっていて、大人と子どもが交わるという機会が前よりは、特にコロナ以前よりは減ってしまっているところがあり、さらには外に出るといってもどんどん減っていると思うのです。例えばどういうことなのかと言われると、それこそ自分が小さい頃のことと言えば、この右側のほうの矢巾中学校跡地のところとかで町民大運動会とか、そういうものがあって、そういうときというのは、おじいちゃん、おばあちゃん、生まれた子どもから全員が一つになってにぎやかにやって楽しい町だなとかという、やっぱりそういうことがあったのですけれども、そういうものとかもなくなってしまっていて、現に中止になってしまっているというところもあるので、何かそういう心の教育というのですか……

○議長（廣田清実議員） まず1つ、大人と子どもが交わるような行事の考えはないかで1ついいですか。

高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

まず、町民運動会の関係でございますけれども、こちらのほうは数年前、長年続けてやってきたところでございますけれども、町民運動会につきましては、各自治会のほうの要望があって、若い年代が出せないですとか、そういった問題がいろいろあったことから、自治会運営協議会のほうでやれないという判断の下、今のところに至っているというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員）　今のは大人と交わるものの答え。

再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。大丈夫。

○4番（ササキマサヒロ議員）　すみません、うまく言えなくて、自分の思っていることが言葉出なくて。では、矢巾町としては、子どもたちに郷土愛という教育というのは、どの程度の重要性として考えてやって取り組んでいるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをいたします。

少子化対策について、答弁がそれになうかどうかちょっとあれですけども、通告書の中に、将来的に町外に出た子どもたちが町内に戻ってくるというのも一つの少子化対策ということが挙げられております。音楽のまち、そしてスポーツのまちを掲げておる中で、例えばですけども、岩手県で世界で活躍しているという、やっぱり大谷選手ですとか菊池雄星選手、これは岩手県民のみならず我々としても尊敬する人物です。

これを矢巾町に当てはめた場合、矢巾町では今日岩手日報にも載っておりますけれども、高橋幸平選手、世界で頑張っておりますし、あと同じく応援アンバサダーに就任したレゲエのゼンダマンさん、こういった方々は全国、世界で活躍しております。そういった方々が、子どもたちが尊敬できるような存在になっていると思いますので、そういった方々が矢巾に戻ってきて、公演とか、例えばイベントとか、そういったことをすることによって、子どもたちが矢巾出身でこういう人たちがいるなというような感じで、心豊かになり、さらには将来町外に出ても、矢巾には、矢巾ふるさとにはこういった存在、こういった人物がいるということで帰ってくる、あるいはそういったものが一つのきっかけになればいいなというところで考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　ササキマサヒロ議員の、要はずばりお聞きしているのは、少子化の真の要因は何かと。それはハードとソフト、このソフトで今具体的なお話があったので、例えば郷土愛とか、それから町民大運動会とか、これはやっぱり私先ほどもお話ししたとおり、今社会学習というか、もっと分かりやすく言うと野外学習、私らは小さいときは、今言う子ども会、当時は餓鬼大将がおって、そして川に行って川遊びをしたり、そして例えばあと

は夜になると飯ごうで炊いて、その炊き方を教えられたり、そういうことをやっていたわけです。だから、恐らくそういう触れ合いとか、温かさとか、ぬくもり、そういうことをお聞きしているのではないのかなと。

そして何よりも、例えば私は和味なのですが、和味に生まれて住んでよかったと言えるような地域でなければならない。今そういうことがだんだん軽薄化、薄れてきているということで、だからもしあれなのであれば、これは例えば文化スポーツ課あたりが、今矢巾町でも産業観光課とか、いろんなところでお祭りもやっておるのですが、そういうみんなが集まって、みんなで一緒に手作りしてつくり上げて、学校だってそうだと思うのです。昔は、例えば演芸会とか、今でいうと学習発表会、そういう手作りで今もやっているのですが、そういうものをやはり一つ一つ検証して、そして想起、いわゆる思い起こして形にして見える化していくことが大事ではないのかなと。

ここに俺は生まれてよかったと、このうちに生まれてよかったと、ここの地域に生まれてよかったと。それから、俺はここで郷土芸能、例えばここの議員さんの中でも、さんさ踊りをやったり、獅子踊りをしたり、年いってからスコップ三味線やっている人もいる、そういうのが私は大事だと思うのです。

だから、そういうことを恐らく言って、郷土愛というのは本当にそのとおり、郷土愛はイコール家庭愛でもある、地域愛でもある。今その愛がなくなっているのではないかと、飢えているのではないかと。だから、そういうことを、ここはやっぱり菊池教育長の出番であるのですが、いずれ私から言わせていただければ、生まれたとき、生まれる前からです。お父さん、お母さん、私みたいに尊敬されないおやじであればあれなのですが、ただそういう足りないところはみんなで支え合ってきたのです、これまでは。それがどんどん希薄化していると。

だから、ササキマサヒロ議員が今日ご質問したことは、私どもしっかり受け止めて、そして少子化の真の要因は何か。その中に、やはり愛が足りない。そして助け合い、互助のあれない。だから、裏を返せば、今自助、共助、公助とあるのですが、今はもう公助だけに頼るような時代でもなく、もう一度自分たちのことは自分たちでやるのだと。そして、私は自助と共助間には近助、隣組が困ったときは、何か起きたときは行って支え合おうと、そういうことです。そういうことを恐らく質問されていると思うので、そして今言うように生まれた矢巾に、生まれたところに帰って、また生まれた家庭に帰ってきて、まず最後はここで生活するというようなことをやはり考えていかなければならないと。だから、そういうことを考

えたときに、私はやっぱりこれから一番大事にしなければならないのは、ソフトパワー、そのことだと思います。

まだ足りないところは、あと教育長から答弁していただきますので、よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 郷土愛、教育について、よろしいですか。

菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 郷土愛等についてなのですか、まず最初に少子化対策ということで、先ほど町長のほうからは、いわゆる合計特殊出生率のお話があって、まず生まれた部分のところの支援をしていかなければならないのだということがありました。私のほうの持分というふうに考えれば、教育というのは、いわゆる子育てする環境の一つを教育は担っているのだというふうに思っているところです。

その中で、郷土愛とか、心の教育というのは、非常に大切なものというふうに思っています。では、その郷土愛とか、心の教育は、どのようにすれば子どもたちの心にきちっと育っていくのかということを考えたときに、これは人が人に教える、もしくは見せる、背中を見せるとか、そういうふうなことが必要。これを言葉を変えて言うと、体験活動によって培われていくものであるというふうに捉えているところです。

ですから、矢巾町で教育をやっていくときに、郷土愛、心の教育というのは、単発にするものではなくて、連続性を持って育てていくものというふうに私は捉えています。ですから、先般キャリア教育の話もありましたが、いろんな教育が連続性を持って、そして人と関わり、体験することによって、こういう大人になりたいとか、矢巾にはこういういいところがあるのだとか、一旦出てもいつかは帰ってきたいと思うような心情を培っていくと。

ですから、今教育委員会では今の時代を拓き、次につながる人づくりというのを基本的な理念として持っています。これを進めることが、今のご質問の郷土愛、心の教育を耕すものというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 今教育長と町長から答弁いただいたことは、本当私がもっとうまく質問としてできて、返していただきたかった言葉そのものでした。少し変わり質問します。

その近助というところで、つい今年の上半期のほうなのですが、ソフトボール大会というものが矢巾町で行われているのですけれども、私の地域でそれに参加してもらう人を探すというときに、前まではその地域の名簿というものがそれぞれの班長さんとか、行政区長さんとかが持っていたそうなのですが、今は個人情報というものの関係で何も持てなくなってしまって、どこの家に誰がいて、どの年代の人がいるか分からなくて、自分が顔を知っている人ではないと、ソフトボール大会があるから参加してくれないかということが言えないと言って探している人が困っていました。結果、自分の地域は人を集めることができなくて、大会に出ることはできなかったのです。

でも、実際その地域に住んでいる人たちはいて、その年齢に合う人たちもいるはずなのですが、そういうコミュニティの中での個人情報、個人情報というか、というものが今あるのですが、そういうコミュニティ力を強めるという意味で、そういうところは前のように各家庭の情報というものを班長なり、そういう人たちが扱うことはもうできないのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、ササキマサヒロ議員、今プライバシーの保護というのは、これは国が中心になって、今あれです、プライバシーの、夫婦でもうちの家内がどこかに電話していないかと携帯を見るだけでも、これは駄目なのです。昔と違って今はそういう、昔だったらみんなで力を合わせて何かあったときは乗り越えるとか、今は個人主義というか。

ちょっと話があれなのですが、この間ある人が来て、自分の娘さんがフランス人と一緒になったと。そのときに何が一番娘さんが結婚して変わったかという、向こうではお金払うのから全部別々なそうです。うちのほうだったら、いい、俺がまとめて払っておくから。向こうは、食べたいものも、お金払うものも、みんな夫婦であってもそうなのだそうです。だから、ついていけないと。その人は、私ぐらいの年代で、最後だからといって行ってきたのだそうです。そこは、国の話をすれば大体分かれるのであれなのですけれども、フランスなのだそうです。そういうことなのです。

今日お話ししたいのは、矢巾町でも、いわゆる少子化対策は、私に言わせていただければ、矢巾町で今未来とか、あれでも言っているのですが、確かな未来の基盤づくりのために一番、本当に一丁目一番地の一番大事なところなのです。だから、今後私はお金とかハードを整備すればいいというのではなく、そこにはやっぱりソフトもかみ合わせてやっていくと。だから、恐らくササキマサヒロ議員も質問なされて戸惑いもあると思うのですが、ここはみんな

で知恵を出し合って、そして今はもうお金、財源とかハードをどうするかと、整備。そうではない、今そういった問題を提起していただいたので、そういうことをしっかり受け止めながら検討していきたい。私は、本当はそこが一番大事なところかもしれません、この少子化対策の。だから、ここのところはひとつ皆さんと一緒に。

そして今日、先月の22日に、ちょっと私メモしてきたのですが、全協でも話をしているのですが、私たちの基本理念、分かっていると思うのですが、子どもの未来を自分の子どももよその子どもさんも、誰もがみんなで支えて、安心して成長できる、ここが大事なのです、安心して。そして、ウェルビーイングと、いわゆるウェルビーイングというのは必ず幸せとハピネスと満足度、そういったウェルビーイングになるまち、矢巾を目指していきたいということなのです。

だから、恐らくササキマサヒロ議員は、ここからヒントを得て質問されたと思うのですが、ここに書いているとおり、子どもの未来はみんなで支え、考えやっていくということで、しっかりお互いやっていくことをお誓いして、私のお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番(ササキマサヒロ議員) まさに今町長のお答えしていただいたことに尽きるというか、そういうものなのですが、今は令和という時代なので、令和という時代に昭和の時代というものを出すことはとてもナンセンスなことなのだと思いますが、その昭和の時代のすばらしい取り組み方とか、そういう人のメンタルなところとかも、やはり時代が関係なくあると思うので、昭和だろうが、平成だろうが、明治だろうが、それが少子化対策にとってとてもいいことであれば、それをどんどん取り入れて、この少子化対策問題にハードな面だけではなく、その心の面のところでも、これからさらに取組をしていただきたいと思います。そして、取り組んでみてはいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） であれば、令和の時代であって、今昭和のことを話をするのであれば、逆に言えば昭和の時代のこういうことがよかったので、町のほうでも取り組めないのかという部分でちょっと話ししてもらわないと、昭和の何がいいのか、令和で取り入れるものは何なのか、きっと町のほうでは答えられない。だから、何を求めているものか分からないから、そこら辺をちょっと整理してもう一回質問してくれませんか。

ではないと、きっとどっちも曖昧な答えで何にもならない討議になってしまうと思うので、ぜひぜひそこら辺は、昭和のどういう取組がよくて、こういう部分は矢巾町で取り組むべき

ではないのかとか、そういう部分でやっていかないと、昭和の何がいいのかもちょっと判断できないような質問になっているので、そこら辺をもう少しもう一回かみ砕いてお願いします。

○4番（ササキマサヒロ議員） 例えば昭和の時代だと誰でも気軽にというか、当たり前のように挨拶、以前同僚議員の方も挨拶が大切だということも言っていたのですが、今だと挨拶をすれば、変な人がいたというメールが回ってしまうような世の中になってしまっている、矢巾町としてはもう取り組んでいるとは思いますが、初めはそういう挨拶から人と人がつながるというものも取り入れて、少子化対策問題をこれからもやっていってほしいところに……

○議長（廣田清実議員） 私が言うことではないけれども、挨拶運動を矢巾町でも取り入れるべきではないのかという質問でいいですか、ではないと……

○4番（ササキマサヒロ議員） はい。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

生涯学習の面からお話をさせていただきます。挨拶運動につきましては、先般教育振興運動の振興区のほうの会議があったのですが、毎年各振興区、振興区といいますと、保育園、こども園、小学校、中学校、そして高校も入っておりますけれども、それぞれのところで挨拶運動を徹底しているというところでございます。

あともう一つ、昭和のいいところというところでは、文化スポーツ課では青少年健全育成町民会議のほうで寺子やはば事業というものを行っております。これは、去年も行っておりますけれども、座禅の体験ですとか、そういったものも行っておりますし、あとは次世代間交流ということで、地元の営農組合の方々にお願いして、縄ないをするだとか、リースづくりをするですとか、そういったものを行っております、逆に地元の人たちもそういったものを楽しみにしているところもありますので、そういったところで昭和のいいところというところを今の子どもたちにつなげていきたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で、4番、ササキマサヒロ議員の質問を終わります。

次に、13番、水本淳一議員の一般質問を許します。

水本淳一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(13番 水本淳一議員 登壇)

○13番（水本淳一議員） 13番、水本淳一と申します。町民の会、水本淳一でございます。

まず初めに、矢巾町の老人福祉、介護事業についてお伺いします。東京商工リサーチによると、今年1月から8月までに倒産した介護事業者の倒産件数は、去年の同じ時期よりも44.3%増え、全国で合わせて114件に上り、介護保険法が施行された2000年以降、同期間最多の2020年、85件を大きく上回っております。現状のペースでいきますと、年間170件超となり、これまで最多の2022年の143件を更新する見込みということでございます。

倒産した114件の約9割を個人企業ほかを含む資本金1,000万円未満の事業者が占めているということです。また、従業員10人未満の事業者も8割と、大半は小、零細事業者が占めているそうです。

その原因として、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、深刻な人手不足や光熱費などの物価高騰が影響しており、その結果、営業している事業所でも、新たに利用者を受け入れられる幅には限界が生じ、倒産した介護事業所を利用した方は次の受入先が見つからないという事態につながっていると言います。町の老人福祉介護事業の充実を願い、以下についてお伺いします。

1点目、介護職員の人手不足や物価高騰などは、町内介護事業者の経営環境にどの程度影響を及ぼしているのか、お伺いします。

2点目、地域密着型サービスは、今後増加する認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域で生活の継続ができるように、市町村に指定された事業者が地域住民に提供するサービスで、顔なじみのスタッフからサービスを受けることができる事業として高い期待が持たれています。しかし、実際には、全体的に事業所、利用者ともに数は増えていないと言います。その要因と当町の現状についてお伺いします。

3点目、特に小規模多機能型居宅介護サービスにおいては、全体の半数以上が赤字経営であり、このサービスを終了する事業所も多いと言いますが、当町の現状についてお伺いします。

4点目、小規模多機能型居宅介護サービスに対する町の支援についてお伺いします。

5点目、地域の高齢者を支えるという考えは、サービス事業者だけではなく、地域住民にも広める必要があると言われていますが、当町の地域住民との関わりに関する施策の状況に

ついてお伺いします。

以上5点、お願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、水本淳一議員の矢巾町の老人福祉、介護事業についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町では機会あるごとに町内介護保険事業者の方々に職員の確保状況や物価高騰の影響について伺っており、特にも職員の確保状況については、昨年度調査を行ったところ、現在は職員が確保できているものの、今後は容易ではない旨の回答が多くございました。

また、物価高騰対策について、本町では一昨年末に町内の介護保険事業者等に支援金の給付を行っておりますが、現在は特にも入所、入居施設運営に係る光熱費の物価高騰影響が大きく続いていると伺っております。

なお、介護保険事業者の職員確保や物価高騰対策は、議員ご指摘のとおり全国的な課題でありますことから、国や県に対し、事業者への直接的な支援を要望しているところであり、本町としても地域包括支援センターと連携して、定期的に状況を確認また把握をしております。

2点目についてですが、地域密着型サービス事業所は町内に10の事業所がありますが、町が将来のサービス需要等を勘案し、介護保険事業計画で整備について計画するものであり、本町の第9期介護保険事業計画において新規整備は計画していないところであります。全国的に見ると、利用者数が伸びない地域もあり、利用者が原則として事業所のある市区町村の高齢者に限られること、小規模であることから、利用者等の認知度は高まらないことなどが要因であると認識しております。

本町での利用状況につきましては、サービス内容の種別によって差はあるものの、今年10月の平均稼働率は79.2%となっており、昨年同時期と比較をいたしまして6.6ポイント増加しておるところであります。

3点目についてですが、小規模多機能型居宅介護事業所は、町内に1つの事業所があり、これまで事業者から具体的な相談等はございませんが、登録定員等の運営状況からすると、余裕のある経営ではないものと認識しております。

4点目についてですが、小規模多機能型居宅介護サービスは、一つの事業所において定額

で通所サービスを中心に訪問、宿泊サービスを組み合わせて利用できるという特徴あるサービスとなっており、その特徴から制度上、人員配置基準や介護報酬の設定など、他のサービス事業所運営と比較すると複雑な面もございます。

さきに申し上げたとおり、町内の小規模多機能型居宅介護事業所から相談等はございませんが、地域包括支援センター及び地域密着型サービス事業運営協議会において、小規模多機能型の居宅介護サービスを含めた町内の地域密着型サービスの状況を毎年度検証しており、昨年度の同協議会では、新型コロナウイルス感染症による利用者、職員数の調整が現状課題であることのほか、地域密着型サービスを必要とする方を適切に結びつけるための事業所周知の必要性も挙げられております。

直接的な小規模多機能型の居宅介護サービス継続への支援とはなりません、各ケアマネジャーと同サービスの特徴などを情報を共有するとともに、窓口での相談対応においても、同サービスの利用が適切と思われる方を利用に結びつけることで、同サービス継続への支援につながるものと捉えております。

5点目についてですが、町民の皆様をはじめとする関係する方々が、それぞれの立場から高齢者を支える仕組み、いわゆる地域包括ケアシステムの構築が重要と捉えております。本町では、平成29年度から生活支援コーディネーターを矢巾町社会福祉協議会を第1層として、町内各地域の社会福祉法人を第2層として委託配置し、情報誌の発行や支え合いのマップ作成を通じた地域課題の共有を行うとともに、高齢者の居場所づくりを進めており、地域の居場所として、通いの場、こびりっこサロン、エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業は、今年度63か所で実施されております。

また、高齢者のみならず多世代での交流、居場所づくりとして、町民の皆さんにさわやかハウスをご活用いただきたく、令和7年度からさわやかハウスの土曜日、日曜日の開館を検討しているところであります。

なお、地域の皆様が我が事として考え、捉え、そして何よりも高齢者を支えるきっかけづくりとして、地域敬老事業も進めておりますので、引き続き町民の皆様から目的のご理解をいただきながら、各事業を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 3点目についてですが、矢巾町では小規模多機能型居宅介護事業サ

ービスから引いたところが少なからずあったようですけれども、撤退したのは何事業所あったのか、お伺いします。また、地域密着型サービス全体においてもどのような状況か、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

介護保険事業所全体につきましては、昨年度居宅介護支援、ケアマネジャーさんの事務所ですけれども、それが町外に1件移転ということがございました。ただ、町外でも矢巾町の方が利用することはできますので、そこは問題ないかと思っております。

そしてまた、デイサービスについてですけれども、1件ですけれども、介護保険事業だけではなくて、本体の企業が様々な事業展開しているところがあるのですけれども、そちらのほうの経営方針というか、そういうことでデイサービスが1事業所閉じた分がございます。ただ、そこにつきましては、数か所やっておりましたので、1か所閉じただけで、残りの分はやっておりますし、利用者の方はそれぞれまた引き続き別の事業所に行ったりとか、そういうところの支援というところでは対応したところでございます。

また、地域密着型サービスにつきましては、いろいろちょっとお話を伺うと、やはり入所、入居施設についてはほぼ9割以上の稼働率ということになっておりますけれども、通いについては、やっぱり50、60ぐらいの稼働率というふうになっております。そこにつきましては、やはり地域密着型サービスの、町長答弁にもありましたとおり利用者が非常に限定されるということもございますし、あとまた実際運営している、地域密着だけではないですけれども、まだやはり介護事業所はコロナ対策というのが続いておりまして、事業所の職員であるとか、利用者にコロナが発生すると、利用者が利用控えしたりとか、あと職員がなると対応できる人員が少なくなるので、1日の利用者を減らさなければならないというような事情もあつたりしますので、そういったところでちょっと苦労しているというような話を伺っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 閉じたことによる弊害というのはどのようなことか、大きいことがあるのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） その1事業所閉じたということについては、特にその弊害と

いうのはございません。つまり介護のサービス利用ができないという方が発生したとか、そういうことはございません。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、次ですけれども、採算面を考えた場合、小規模多機能型居宅介護事業サービスは、ほかのサービスに比べ何か採算面ということで劣るというような考えで私はちょっと聞いたような感じがしますけれども、そういうことで撤退した事業所も多いと思っております。市町村に指定された事業所ということで、他の地域密着型サービスを含めてサービス継続のため、さらなる財政的支援等対策が必要と思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

小規模多機能事業所につきましては、本町1事業所ありまして、それは小規模多機能は、制度的に平成18年からだったと思うのですけれども、その頃から1事業所というのは変わらないことになります。全国的に見ますと、国のほうの出しているレポートでも、議員おっしゃったとおり、半数ぐらいが全国的に赤字というような状況というふうに聞いております。

その中で、国のほうの検証したところでは、やはり小規模多機能については、介護度が高いほど収益が上がるような仕組みになっているのですけれども、そういった中で、やはり利用を希望する方を断るわけにはいかないものがありますので、その中で赤字の事業所というのは、要介護2とか3を中心に利用されているということで伺っております。

そういった中で、黒字の事業所については、訪問に力を入れたりとか、あとはみとりの支援体制をつくっていったりとか、地域のニーズに応える活動をしているということで示されておりましたので、そういったことを事業者の方と共有しながら対応していきたいと思っておりますし、また実際、私介護保険を直接担当したことが過去にあるのですが、窓口に行って介護の相談を受けたときに、この方は多分小規模多機能を使ったほうが適切なのだろかなという方がやはりありました。

実際、今窓口担当している者に聞いても、そういう話を聞きますので、そういったときには、うまくその方のためになるようなサービスに結びつくような支援ということになるかあれですけれども、そういうことはケアマネジャーさんとか、そういうところにつないでいくような対応をしていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） よろしくをお願いします。

それでは、5点目についてですけれども、高齢者のみならず多世代での交流、居場所づくりとして町民の皆様にさわやかハウスを活用いただきたく、令和7年度からさわやかハウスの土曜、日曜日の開館を検討しているというところでございますけれども、その内容についてもう少し示していただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

さわやかハウスにつきましては、大体目安とすればコロナ禍以前なのですけれども、それについては、土日に日直を配置しまして、町民の皆さん、福祉、健康活動であれば利用できるというような体制を取っておりました。

ただ、コロナ禍でワクチン接種があったりとか、あとはそれまでの利用状況などを見まして、土日は閉館というようなことで条例などの改正なども行いながら対応していたところでございます。

ただ、実際に子ども食堂の利用でありますとか、あとは別の福祉関係の団体、あと町内の医療機関というか、小児関係の医療機関のほうから、土日を利用して子育て支援とか、子どもの健康支援の活動をしたいというようなお話も伺っておりますので、一定程度の需要がありますし、地域の皆さん、町民の皆さんに進んで使っていただきたい施設でもありますので、予算というのは土日日直の手当の予算ともありますけれども、そういったところで今土日について開館の検討を進めているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 補足させていただきますが、さわやかハウス、開所したあたりは、老人クラブの皆さん方にもお使いになっていただいて、いろいろな経過があって、特にも最近ではコロナの影響、さわやかハウスでワクチン接種の場所でもあったのであれなのですが、それであそこには、さわやかハウスはもうできたときから、まずお風呂もありますし、お風呂は災害時とか何かで、特にもうお年寄りさんたちとか、あとは障がいのある方々について、もしあれなのであればということで、そういうことで開放するということで、当初の目的は

そうだったのですが、いずれ今後今担当課長が答弁したとおり、子ども食堂、それからまずお年寄りさんたちのいわゆる、そして今町のえんじょいセンターがあるのですが、あそこネットワークを組ませていただいて、そしてやっていきたいなど。

できるのであれば、町の中心部でもありますので、今保養センター等の利活用もしていただいているのですが、できるのであればここも開放して、これから各課との協議になりますが、できるのであれば土曜、日曜に開放した、今度は平日も開放できるような状況。ただ、あそこには事務室もあるので、飲み食いすることはあまりないのですが、そういうようなことで状況を見極めながら、そして平日も開放していくのであれば、できるのであれば町のマイクロバスで送迎も、保養センターに入ってくださいとか、そういうようなものもこれから関係課としっかり協議しながら前向きに。

特にも子ども食堂については、これは定期的に開催をしていただいて、昨日の質問の中にも孫かてというのがあったのですが、できれば小さい、いわゆる子どもさんたちと、それから年寄りさんたちが多世代でお互いに、それこそ先ほどのササキマサヒロ議員ではないけれども、年寄りの昔話を聞くのも一つのいいことで勉強にもなるわけですから、うちの歴史、地域の歴史、町の歴史とか、だからそういうことの仕組みを構築していきたいと思うので、来年度からスタートさせたいということで今準備しておりますので、ご理解いただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 1 問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時15分いたします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

それでは、次に2問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは2問目、町の農業の現状についてお伺いします。

農水省の試算によりますと、今後経営規模の拡大や生産性の向上が進まなかった場合、高齢化に伴い、農業者が急減する中で、2030年には2020年と比べて国内の農地面積の2割に当

たる92万ヘクタールの農地が耕作されなくなるおそれがあり、その中で最も多い農地が米、麦、大豆などの土地利用型作物の74万ヘクタールで、2020年の耕作面積の3分の1に当たることが、10月9日の日本農業新聞に掲載されていました。農業者の高齢化、後継者不足の解消は、当町においても大きな課題であることから、町内農業の現状に関し、以下についてお伺いします。

1点目、営農組織、認定農業者及び農家戸数の推移についてお伺いします。

2点目、町内における農業用ドローンの操縦資格取得・保有状況についてお伺いします。

3点目、農業用ドローンの活用状況と今後の普及の考えについてお伺いします。

4点目、効率的、効果的な河川、農道の草刈りや害虫防除に向けた町の取組についてお伺いします。

以上、お願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町の農業現状についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町内の営農組織数は、集落営農実態調査によりますと、平成27年の2月時点で31組織、令和2年2月時点で30組織、現時点で30組織となっております。

次に、町内の集落営農法人を含んだ認定農業者数は、平成27年3月末時点で124経営体、令和2年3月末時点で111経営体、現時点で94経営体となっております。また、町内の農家戸数は、農林業センサスによりますと、平成27年2月時点で864戸、令和2年2月時点で679戸となっております。

2点目についてですが、農業用ドローンの操縦資格、保有状況につきましては、町で全てを把握しておりませんが、町単独補助事業において過去5年間で4件のドローン関連導入費用に対する支援を行ったほか、中山間地域直接支払交付金事業の活用組織においてドローンを導入し、オペレーターの育成も含めた取組を実施しているところであります。

3点目についてですが、水田活用の直接支払交付金において、ドローン活用に伴う交付金の加算メニューが設定されており、今年度は17の経営体が交付対象となっておりますことから、作業委託など自己所有に限らず活用が進んでいるものと認識しており、引き続き普及を推進してまいります。

4点目についてですが、草刈り作業につきましては、多面的機能支払交付金を活用して、地域の組織により農地保全に取り組んでいただいているところであります。また、病虫害防

除については、カメムシ防除に伴う薬剤費に係る補助を岩手中央農業組合と連携して毎年実施しておるところであります。

なお、より効率的で効果的な取組として、機械導入や防草シートの導入による省力化が考えられますことから、引き続きこの取組を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 農林業センサスによりますと、矢巾町の農家戸数は、平成27年から令和2年において年間約40戸ペースで減少しているということで、現在はさらに減少が進んでいると思いますけれども、現在の農家戸数はおよそ何戸と捉えているのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） すみません、現在の戸数ということでございましたならば、農林業センサス以上の数字を今持ち合わせていないところでございましたので、改めてまた別な何か数字あれば、そちらのほうで提供させていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 農家戸数の減少にかかわらず認定農業者数は、私としては幾らか増加するものと思っておりましたが、今年までの9年間に30経営体が減少しているようだけれども、この認定農業者の減少の要因をどう捉えているのか。

また、このような状況に対してどのような施策を進めていくべきか、考えをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまの認定農業者の件についてお答えいたします。

まず、認定農業者の減っている要因といいますと、やはり認定農業者になることによって最大のメリットというところが農業関係の様々な資金を調達できるということで、これが認定を受けない方と認定を受ける方ではかなり差があるということで、認定農業者になることによって有利なスーパーL資金だとか、そういったものの借入れができるということで、非常に認定農業者、認定申請が進んだという認識をしております。

ただし、今現状から捉えますと、このように集落営農組織がどんどん出てきたというところと、あとなかなか担い手という問題もございます。そうしたときに最大のメリットである資金調達、資金借入れ、その分が、機械を購入しないということになると、なかなか認定

農業者としての認定を受けるメリットが薄くなってきたという認識もあると思いますので、そういったところで再認定が進まないという要因の一つになったものというふうに捉えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 次に、我が国の農業法人を取ってみても、全体的には未熟であり、財務成績にも少数の優良法人と多数の落ちこぼれ法人といった大きなばらつきが見られると、ある論文に書かれていました。また、そのほかにも企業組織が個人、家族よりも継続性が高いという前提は既に崩れている。ファミリービジネスとしての農業経営を改めて評価することが重要とも書かれておりました。

ということで、今認定農業者が機械の補助がないということで減っているということですが、けれども、認定の方以外にも家族経営に対する今集落営農とかになってはいますけれども、私としては、集落とか集団というのは個人のやる気というのがちょっと、個人であれば結構やろうと思うけれども、集団だとどうも落ちる。思い出しますのが、ソ連のコルホーズとか、それから中国の人民公社とか、集団でうまくいかないというのがありますけれども、集団でやっても後継者が見つからないとか、やっぱりそういう中の関係で任せるという感じになって、どうもうまくいっていないような感じがするのです。それで家族経営に対する支援をもっと強化すべきではないかと思いますけれども、それについての考えをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまの家族経営についてということで、確かにそれもおっしゃるとおりというところございますので、町では毎年家族経営協定、新たに結んでいただく方、協定締結式などを行ってPRなどしておるところでございますけれども、やはりどうしても場所的なこともあるとは思いますが、矢巾町というのが県都盛岡市に隣接しているというところもありまして、非常に兼業の割合も多いのかなというふうに捉えておりまして、家族経営協定というのも件数がそれほど伸びないという状態でございます。

ただし、やる気のある農業者の方、今まで家族経営協定、取り組んだというのは、家族内で決まり事というのがあったというのでなかったということで、言ってみれば男性陣はいいのですが、女性陣だと、農業、みんな同じように仕事をした上で、今度は家事もしなければならぬとか、そういったことも踏まえてルールづくりをというところに役立っているものという

ふうに捉えておりますので、そういったことも踏まえまして、普及センターであるとか、農協さんとか、町と一体になって、家族経営協定につきましてもPRして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、3点目の答弁でドローン活用に伴う交付金の加算メニューにおいて、今年度は17経営体が交付対象ということですが、この中でドローンを所有している認定農業者、法人、個人等の内訳、ドローンがどれだけ実際あって、どういう人たちが使っているのかというのをちょっとお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） それでは、ドローンの活用についてということで、今答弁にもありましたとおり、まず町単独で令和元年度以降に導入したのが4台というところになっておりまして、この答弁の際には、ちょっとまだ記載を詳細にしておりましたが、中山間の直接支払交付金事業のほうでは4台を導入しておるということで、すみません、町単独のほうの4台の内訳につきましては、その詳細については、ちょっとまだ捉えておりませんが、その内容につきましては、個人かどうかというのは改めて報告させていただきますし、あと中山間の事業でございますが、4台導入しているということで、こちらについては、かなり広く委託を受けているということで実施しておりますので、かなりそれで町内営農組織のほうで委託で防除を行っているものというふうに捉えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 農薬散布ができるパワーを持つドローンは、1台約200万から400万円程度ということで簡単には購入できない高価なものでありますけれども、また操作には技術習得が必要で、国土交通大臣へ無人航空機の所有者情報や機体情報等の登録申請が必要とすることでございます。それに飛行時間が短く、大区画散布時にはバッテリーを何個も用意しなくてはならず、ある大規模経営農家において維持修繕もばかにならないので、業者に委託しているという例も聞いております。

それで、農業用ドローンの普及にはまだまだ時間がかかるのではないかと思います。9月

議会でもちょっと話しましたがけれども、河川のカメムシ防除については現在各農家組合による防除が行われているわけですがけれども、雑草が刈られていない河川のカメムシ防除は、本当に重労働です。農業用ドローンを所有している散布可能な組織あるいは業者等に一括して依頼したほうがいいのではないかと考えております。

また、河川土手の草刈りについても、各自治会等に委託しているわけですがけれども、ほとんどの参加者が高齢者で大変な状況であったと私は感じておりました。河川土手の草刈りは、少なくとも年2回、2回以上は刈らないと長くなってまいります。私は、自分の水田と接している宮手川の土手の草刈りをしているわけですがけれども、隣接する水田は、紫波町のまず農業法人の大きいところだと思いますけれども、飼料米を植えておまして、そのためか土手の草刈りを今年は春先1回だけやって、あとは私らの稲刈りする頃には、もうすごく長くなっておりまして、私のモアを入れようとしても、そこを通らなくてはならない、そこを通れない。手で上からとにかく刈らなくてはならないという大変な状況でした。

なので、そこは結局最後に草刈りを行ったのは、稲刈りが終わった10月、ようやくきれいになったなと思って見ていましたけれども、このように町境の河川堤、やっぱりみんな刈るのがばらばらで時期もばらばらということで、そういうことで河川堤防等の草刈りにつきましては、地域全体の参加にするよりは、昨日も短い草を植えるという村松議員のお話もありましたけれども、そういうのをできれば業者や作業の可能な方等に委託し、機械であればスライドモア等で行ったほうがいいと思いますが、その考えについて伺います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） のり面の部分の草刈りということで、金額等について把握している部分でお答えいたしますが、現在町の管理河川が延長26キロございまして、これを委託したら幾らになるかというのは、私どものほうでもちょっと試算したことがあるのですが、年2回の委託をすると約3,600万ほどの金額になろうかと。参考までに、町道ののり面のほうも同様にやりますと3億7,000万ほどの金額がかかるものと推定しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） あと農業関係で隣接するところのことで。

村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） すみません、私のほうからもお答えさせていただきます。

まず、今回多面的機能支払交付金の農地維持支払交付金の中で皆さんに取り組んでいただいているものにつきましては、農道などのり面、そちらのほうということになりますので、引き続きこちらは予算の確保に努めてまいりたいというふうに考えておりますし、併せてカメムシ防除に係る薬剤費用でございますけれども、こちらにつきましては毎年町のほうで負担させていただいて、公共用地に散布いただく分ということでやらせていただいているところでございまして、こちらも引き続き取り組ませていただいて、労力につきましては各組織の皆様をお願いするわけでございますけれども、何とかこちらのほうで引き続き対応はしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

○13番（水本淳一議員） 再質問というか、労力の面で本当に大変になっておりますので、その点も考えて、いろいろ施策を考えていただきたいと思いますと思っております。

○議長（廣田清実議員） 再質問はいいですか。

はい。

○13番（水本淳一議員） そういうことで何かあればですけども。

○議長（廣田清実議員） では、2問目はよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで2問目の質問を終わります。

次に、3番目の質問を許します。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、3番目の音楽のまちの推進についてお伺いします。

平成28年11月に音楽のまちやはばを宣言してから今年で9年目になります。今年度は、これまで徳丹城ややはば一くなどでライブコンサートなどが行われ、また第5回矢巾町音楽祭は、過去最多の16団体が参加し、盛大に開催されました。町民の一人一人が音楽に親しみ活動し、表現できる環境が整えられるとともに、音楽のまちやはば宣言の「まちを歩けばどこからともなく音楽が聞こえてくる」、このフレーズがより実感できる町を目指し、以下についてお伺いします。

1点目、今年度の実施内容と、その振り返り及び来年度に向けた計画案についてお伺いします。

2点目、以前小中学校吹奏楽部の古くなった楽器の買換えのためにクラウドファンディン

グなどを行いました。が、楽器の補充など、現在の状況についてお伺いします。

3点目、小中学校の授業外における音楽関係の活動形態や、その状況についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 音楽のまちの推進についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、音楽のまちの推進につきましては、音楽イベントなどの機会を増やし、誰でも気軽に音楽を楽しむことができる環境づくりを柱として取り組んでいるところであります。今年度の矢巾町音楽祭には、議員ご案内のとおり16団体の参加をいただき、来場した方はもちろん、令和3年度から実施しているYouTube配信により、多くの方が参加できる環境づくりに努めております。また、新規の音楽イベントを3事業実施し、幼児対象の事業も実施したところであります。

なお、本年11月3日時点でそれぞれの事業の来場者数の合計は、およそ1,000人増加してございます。

来年度におきましても、2つの柱を基本とし、事業の内容をよりよいものとするよう関係する団体等との連携を図り、音楽のまちやはばの推進に取り組んでまいります。

2点目についてですが、小中学校の吹奏楽部で使用する楽器につきましては、毎年度予算要求の際に、各校から状況を聞き取り、必要な予算を確保した上で適宜補充等を行っております。今年度は、小学校で使用するトランペット、ドラムセット、木琴を購入しており、小中学校の音楽活動を支援しているところであります。

3点目についてですが、授業外における音楽活動につきましては、部活動としての活動が行われており、各種コンクールへ参加しております。本年度の結果といたしましては、煙山小学校吹奏楽部は、全国から31団体が出場した第30回日本管楽合奏コンテスト全国大会において優秀賞を受賞し、矢巾北中学校特設合唱部は、全国から20団体が出場した第77回全日本合唱コンクール全国大会において銀賞を受賞しております。

また、矢巾北中学校特設合唱部は、本年10月16日から盛岡市で開催された全国中学校長会研究協議会にアトラクションとして出演いたしました。この研究協議会には、全国各地の中学校の校長が1,800人参加しておりましたが、矢巾北中学校の演奏に多くの方から賛辞をいただいております。

コンクール以外でも日頃の練習の成果を発表する場として、町の芸術祭や音楽祭をはじめ

とするイベント等に出演するなど、音楽に携わる小中学生は、音楽のまちやはばの推進に大いに寄与しているものと認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 1点目の質問で新規の音楽イベント3事業と幼児対象の事業についてですが、簡単にご説明をお願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

まず1つ目は、7月にやはば一くで有名なバンドをお呼びしましてライブを行ってございます。これは、有志の団体とともに行ってございます。

もう一つは、6月にバリアフリーコンサートということで、これは田園ホールの自主事業になりますけれども、緑のそよ風コンサートを行ってございます。これは、バリアフリーコンサートでございまして、あとこの緑のそよ風コンサートのプレイベントという形でアウトリーチ事業、いわゆる訪問する形で北高田こども園、矢巾中央こども園、そして不動こども園のほうに出向いて、それぞれ演奏を披露しているところでございます。この3つでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、令和7年3月1日で3村合併から70周年を迎えますが、さらに再来年はやはば一く開館10周年、令和8年は町制施行60周年と、いろいろ節目の年が続くと思われませんが、その際プロの交響楽団を招き、ベートーベンの第九交響曲などの記念演奏会を行ってはどうかという提案も伺っております。

医大のオーケストラとか地元の音楽家、参加者を募って地元音楽愛好家による演奏会を開催してもいいと思いますが、その考えについて伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

今お話がありました来年度の記念の年に当たっての第九の演奏会についてでございますが、いろいろとご相談は受けているところでございまして、予算の関係を言ってしまうとちょっ

としようがないのですけれども、第九を演奏するとなりますと、まず人集めのところもそうですが、練習期間をかなり要しなければならないというふうに聞いており、その辺の兼ね合いが果たして来年までに間に合うかというところもありますので、もしそれが開催できるというところにつきましては、来年度に限らず再来年、その次の年を見込んで検討してまいりたいと考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 令和7年は、田園ホール開館、細かくすると35周年になるわけです。

田園ホール開館30周年に向け、音楽劇のシナリオの作成や作曲を依頼しておりましたが、コロナ等の関係で30年は中止となったと認識しておりますけれども、そして作品も未完成のままになっていたと思います。40周年に向けてでもいいと思いますので完成して、次の記念演奏会に備えてはどうかと思っております。

また、今お話があったとおり、アマチュアの演奏家、特に演奏会の場合は、限られた時間での練習のため、1曲ができるまでに時間を要しますので、早めの企画決定がなされれば、よい演奏会になると思っています。その曲、劇の、それはどのようにするのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

音楽劇については、ちょっと実際のところ、それ以降進んでおらないところでございます。これからまたそういったところに手がけることについても、各関係の皆様からご相談をいただきながら進めていければなというふうに思っております。

そして、来年度につきまして、その記念すべき年に当たっては、今のところまだ決定ではありませんけれども、先ほどもちょっとお話ししました矢巾町の応援アンバサダー、歌のところでは大江裕さん、あるいはゼンダマンさんがいらっしゃいますので、そういった方々のご協力もいただければというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） もう一つ、音楽のまちということで、矢巾中学校、不動小学校エリアを農業と文化のエリア、あるいは文化スポーツエリアとして学校支援などを行ってはどうか

か。音楽愛好家が移住してくるような、そこに環境を整え不動産エリアに住まわせる施策を考えてはどうかという提案を受けたことがあります。その考えについて、何か急でありますけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

私も不動産に住んでおりまして、音楽イベントとなりますと、やはりやはぱ一くなり、田園ホールが中心となって、今では徳丹城のマルシェもだんだん定着はしておりますけれども、やはり西側のほうでの音楽というところ、これもまたひとつ欲しいなというふうに個人的にも思うところがございますので、そういったところにつきましても、音楽祭実行委員会なり、芸文協の皆様のご意見をいただきながら検討したいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で13番、水本淳一議員の質問を終わります。

ちょっと細切れにはなりますけれども、今日5人なので、どんどん進めていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

次に、1番、高橋恵議員の質問を許します。

高橋恵議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（1番 高橋 恵議員 登壇）

○1番（高橋 恵議員） 議席番号1番、町民の会、高橋恵でございます。よろしくお願いいたします。

1つ目、防犯カメラの設置拡充について伺います。近年全国で秘匿性の高い通信用アプリを介して仲間が集まり、強盗、空き巣などの犯罪を行うなど凶悪な事件が相次いでおり、問題となっております。町内でも10月、一般住宅に工事業者を装った不審者が確認されるなど、決して他人事ではないと大変危惧しております。

昨年同僚議員からも防犯カメラについての一般質問がありましたが、今年になってさらに凶悪な事件が相次ぐことから、セキュリティ面への不安を感じる町民が増えており、町民の安全を守るためにも早期に防犯カメラの設置拡充が必要だと思います。

防犯カメラの映像は、犯罪行為の直接的な証拠となるだけでなく、映像を活用することが

犯罪行為に対する心理的な抑止力となり、犯罪行為を未然に防ぐ効果があります。町内では、年間を通して小さい子どもから高齢者まで参加する防犯活動を行っており、こういった取組が地域の安全のために大きな役割を担っていることは承知しておりますが、矢巾町都市計画マスタープランにも全ての人が安心して過ごせるまちとするため、適切な防犯カメラの設置とあり、ソフトの面だけではなく、ハードの面からも防犯対策の強化を進める必要があると思うことから、以下伺います。

1点目、これまで設置した防犯カメラについて、映像データをどのように検証し、その結果、具体的にどのような効果があったのか。

2点目、防犯カメラから得られた映像データはどのように取り扱われているのか。また、データの保存、管理方法は安全であるか。

3点目、防犯カメラや警察署と連携した活動のほか、犯罪対策として考えている対応策はあるか。

4点目、自治会による設置は、設置目的やプライバシーの保護について、説明会の開催や資料配布を通して説明することなど、住民との合意形成が前提のため、設置に向けたハードルが高く、結果、設置を先送りや断念している自治会もあるかと思う。そのようなことから、主要道、町道、公共施設などの主要箇所にも町が主導して設置を拡充することも必要ではないか。

5点目、町全体としての防犯体制の強化のため、町内に所在する個人の住居で犯罪防止の効果が期待できる屋外に設置したセンサーライトの購入費や工事費などに対して上限を設け助成をすることの考えはないか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 1番、高橋恵議員の防犯カメラの設置拡充についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町が管理する防犯カメラの具体的な効果と映像に関しましては、カメラがあることの犯罪抑止効果やアナウンス効果があり、映像データは一定期間ごとに上書きされることから、基本的に外部には流出することはないところであります。

2点目についてですが、町が管理する防犯カメラの映像データの保管は、メディアへの上書きが基本となっております。また、使用目的以外の用途での利用、閲覧、提供は原則として禁止しており、警察からの犯罪等に関する捜査への協力依頼が正式な文書であった場合に

限り、閲覧または提供させていただいております。

3点目についてですが、防犯カメラの設置や警察署と連携した活動以外の犯罪対策といたしましては、ソフト対策としては、特殊詐欺や不審者等に係る情報を入手、手に入れた際は、わたまるメールや防災ラジオ、テレビデータ放送等の各種広報手段を活用し、町民の皆様への周知、注意喚起のための広報を適時に行っております。

4点目についてですが、防犯カメラの設置は、犯罪の抑止効果が期待できるとともに、犯罪発生時には容疑者の特定にも効果があるなど、大きな役割が期待できる利点がありますが、一方では、不特定多数の人物を撮影することで個人のプライバシーを侵害するおそれもあることから、犯罪の発生状況などを踏まえつつ、警察などの関係機関とも情報を共有しながら、設置が必要な場合は検討をしております。

5点目についてですが、最近において社会問題となっております匿名・流動型犯罪グループによる凶悪犯罪が首都圏から拡大する傾向が顕著であり、本町においても例外ではないものと認識しております。

今後につきましては、町民の皆様への犯罪情報の提供などのソフト対策に加え、各世帯における防犯関連資機材設置の紹介や安全、安心なまちづくりのための在り方について検討を進めるとともに、犯罪被害者や遺族らを支援するための犯罪被害者支援条例の制定により、身近で相談できる場所を確保するなど、安心して暮らし続けられる制度の確立に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はあると思いますが、ここで昼食のための休憩に入りたいと思います。

再開を13時、午後1時といたしますので、よろしくお願いいたします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

高橋恵議員の再質問を受ける前に、先ほど水本淳一議員の質問に答弁ができるようになりましたという申出がありましたので、それを許します。

村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 先ほど水本淳一議員のご質問の中で、町の補助金を活用した

ドローンの取得４台ということで、これの内訳についてご質問いただきました。内訳でございますが、個人の認定農業者１台、あと３つの営農組織になりますけれども、各１台ずつということの内訳となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） それでは、高橋恵議員の再質問で再開いたします。

再質問ございませんか。

高橋恵議員。

○１番（高橋 恵議員） 再質問１点目なのですが、カメラがあることの犯罪抑止効果やアナウンス効果があるとのことでしたが、防犯カメラの設置場所に、例えば「防犯カメラ作動中」などの掲示をしていることにより、犯罪抑止効果やアナウンス効果があったのでしょうか。あとカメラと分かるような状況であったから抑止効果があったのか、そのところをお教え願います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まずは、防犯カメラありますというような表示をしている箇所もございます。矢巾町で管理設置している防犯カメラ、トータルで70台ほどございますけれども、その中でそういった周知をすることで未然に防犯につながる部分もございます。また、そういった表示をしない防犯カメラ等もございます。それはいろんな、それをつまびらかにすることが不適切な場合もございますので、そういった使い分けをしながら適正な運用しているということでお答えいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○１番（高橋 恵議員） その点、防犯カメラなどの作動中という表示があるということで、効果があったということで大変よろしいかと思えます。

そして、過去に同僚議員の一般質問に対しての答弁で、施設の管理を目的としたカメラ、ＪＲ矢幅駅駐輪場に増設して防犯対策を講じているとありますが、この件に関しまして例えば落書きとか、犯罪の有無や増減について、現在までの実際の効果はどうだったのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

落書き等というのでは特段ございませんが、どちらかといいますと、警察のほうから何らかの犯罪に関連しての情報提供を求められるような形での活用のほうが多いものと認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 先ほどの犯罪の情報提供のことは理解いたしました。

そして、防犯カメラの設置場所は矢幅駅の駐輪場も含まれておりますが、自転車泥棒、こちらは立派な犯罪行為であります。ほかの窃盗と比較すると軽く捉えがちで、発生は多いが、検挙人数は少ない傾向にあることからも駅駐輪場に、先ほどおっしゃっていただきましたが、防犯カメラ作動中のステッカーなどを多く掲示し、自転車盗難対策などの実証実験を行ったことがあるか、または行ってみるのも効果があると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、自転車盗、乗り物盗の事案数が昨年、令和5年よりも13件ほど増加してございます。やはりご指摘のとおり、人の目が見えない部分、意外と駐輪場が多いものですから、そういった関係で施錠しない自転車が狙われるというような状況も増えているという状況だと思われます。カメラの向きとか、そういったものを工夫しながら、そういった部分を大きくカバーできるような防犯カメラの設置の状況を再確認したいと思えますし、これからそういった犯罪が多いというように思われる駐輪場のところについては、新たな防犯カメラ等の設置についても検討したいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） ステッカーのことを聞いている。

○総務課長（田村英典君） 現在ステッカーは、実際に貼ったことはございませんが、実は新聞等でもご存じかと思いますが、紫波地区推進協が総理大臣表彰を取られたということで、矢巾町、紫波町の子どもさん方に協力していただいて、自転車駐輪場、それから地域のパトロールなどしていただきましたが、そういった中で駐輪場に回っていただいて、無施錠の自転車についてはそういったシールを貼るとか、注意喚起というような活動もさせていただい

ているという事実はございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） その活動には私も参加しているので、とても効果的な活動だと思っています。効果的だと思うので、今後とも続けていただけるようお願いしたいと思います。

2点目なのですが、町が管理する以外の、例えば個人や自治会管理などの防犯カメラの映像は、適正に管理されなければプライバシーが侵害されることになると思いますが、防犯カメラの設置、運用などに関するマニュアルやガイドラインはあるのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

町が管理あるいは町が運営するカメラにつきましては、矢巾町が設置し、または管理する防犯監視カメラ画像の取扱い等に関する指針ということで、こちらに基づいてしっかり管理させていただいておりますが、個人あるいはそれぞれの事業者様が設置するカメラ等については、こちらが及ばない部分ということになりますので、そういった部分については、それぞれの体制でしっかりやっていただくということでやってございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今町が管理するほうの指針はあるということなのですが、これからそういった防犯上、個人でも、企業様のほうでも設置する機会がやっぱり増えると思いますので、そういう場合は基準として統一性が必要だと思われまますので、今後作成を検討する考えが現段階ではないか伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

個人の所有物に対する行政からの指示監督がどこまで行き届けるかという部分については、ちょっと研究させていただきたいと思いますし、適切な運用ができない部分でそういうふうな犯罪に使われる可能性もございますので、そういった部分については、しっかりこちらでも内容を確認して、今後に向けて研究させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 適切な運用がなされることが期待されますので、よろしくお願いいたします。

3点目に関してです。今年町内で不審者による児童への声がけやつきまといなどの事案が発生しておりました。このような事案の発生を防ぐためにも、まず一部でも通学路に防犯カメラの設置を検討する考えはないのか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

なかなか難しい問題でございます。不審者が発生する場所が特定できないものですから、全ての通学路にカメラつけるわけにもございませんので、やはりそこは地域の皆さんのご協力をいただきながら、それこそササキマサヒロ議員さんのお話でございましたけれども、皆さんで挨拶するとか、しっかり声がけして対応するとか、そういった部分で協力をいただきたいというふうに思っておりますので、カメラを設置するというところまではちょっと及べないのかなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 全部というわけではないのですが、まず一部でも防犯カメラと及ばず、人の目を防犯カメラの代わりにして、いろいろ地域の人と協力していただいて、みんなで見守るという形も取っていただきたいと思います。

4点目に関しまして、やはりプライバシーの侵害のおそれもあることから、なかなかすぐには設置できないとは思いますが、何とか企業などとの連携も視野に、先ほどまずおっしゃっていただいたのですが、連携も視野に入れることは今後検討の余地はないか伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

警察等でも、例えば交通事故、ひき逃げ事件などにおいても、やはり店頭の監視カメラ、あるいは防犯カメラが有効に使われて、犯人検挙につながっているという事例がたくさんあることは承知してございますので、そういった部分で町の行政側とどういった協力ができるかという部分については、しっかり打合せをしながら対応させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 5点目に関しまして、町全体として防犯体制の強化のためには、ほかに防犯カメラなどの機能がついたスマート街路灯の活用もあり、省エネルギー、コスト削減にもつながると思います。過去には、町のスーパーシティー構想の中に、先端的サービス防災、救急分野における3D都市モデルの活用でスマート街路灯の導入とありましたが、現在そのスマート街路灯の導入はどのようなになったのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） スーパーシティー構想につきましては、国家戦略への申込みということで取り下げておりますので、その分野についての検討は現在進んでおらないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 取り下げたということなのですが、前向きにスマート街路灯の検討をお願いしたいことであります。この質問の全体に関することなのですけれども、先月矢巾地域安全センター連絡協議会で、紫波警察署生活安全課の方を講師に特殊詐欺に関する防犯についての研修を行っております。そこで、最近の強盗や空き巣が増えている理由の一つに、特殊詐欺では指示役のリーダー格以外、実行犯は足がつきやすいためほぼ逮捕されており、結果闇バイトで募集をしても実行犯の養成はすぐできないそうです。そして人材難となり、結果手っ取り早く金品を奪い取る強盗という方法に変化しているとのことでした。

このことから、もはや今までの常識は通用しない時代となってきているので、命を脅かす犯罪に対して防犯カメラ、センサーライトなどを活用し、町ぐるみで対策を立てて、安全、安心なまちづくりを行ってほしいが、最後に見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

先ほどの監視カメラの件につきまして、情報提供いたしますけれども、実は自動販売機を設置していただける会社の方で、その自動販売機に防犯、自らの自動販売機の防犯も含めた監視カメラを設置していただけるという交渉を今してございます。

ただ、現実的にたくさん人がいらっしゃってくれるような場所に設置できればいいのですけれどもねというような条件がつけられておりまして、ではないと、ただただカメラで撮影するだけになってしまうというような意見もありましたので、そこら辺は調整させていただきたいと思います。

それから、防犯に向けた様々なそういったツールを町としても、あまり高価なものではないかもしれませんが、子どもたちとか、高齢者の方とかという部分で何かできるものを皆様からもご意見いただきながら、工夫して対応できるように頑張ってまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで1問目の質問終わります。

次に、2問目の質問を許します。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 2つ目の質問に移らせていただきます。認知症予防の取組について伺います。

総務省統計局の資料によりますと、2024年5月現在、65歳以上の人口は3,625万人と過去最高、総人口に占める割合も29.3%と過去最高を更新しております。本町の2023年の資料では、65歳以上の人口は7,568人で、割合は28.7%。全国の割合と比べると、本町の割合は若干低い数字ですが、その一方で内閣府の高齢社会白書で、岩手県の高齢化率は全国8位の34.6%、約10年後で2035年には39.3%と推測されていて、今後高齢者福祉へのさらなる取組が急がれます。

その中でも、今後重要な施策となる認知症対策などに関するデータで、2024年版の高齢社会白書によると、2022年における65歳以上の認知症の高齢者数は443.2万人、認知症の前段階の軽度認知障害、MCIの高齢者数は558.5万人と推計され、さらに65歳未満で発症する若年性認知症は2020年、日本医療研究開発機構、認知症研究開発事業のデータでは、総数は推計3.57万人と発表されております。

これまで矢巾町では、2021年5月にチームオレンジ矢巾を立ち上げ、2023年4月には認知症とともに生きるまちづくり条例を施行しました。えんじょいサロンなど気軽に集える場所の開設に加え、おれんじボランティアや認知症サポーターの皆さんが普及啓発などを含め、積極的に活動している一方で、認知症を予防する取組について、当事者以外の一般の目には

留まりにくく、さらなる理解の浸透が必要だと思います。

また、若年性認知症の人にとっては問題なのが就労で、離職せざるを得ないと。その後、経済的な問題が生じ、非常に生活が困難になります。

このような状況を踏まえ、当事者の気持ちを尊重し、不安の解消と生活の質の向上に向け支援していくことが必要と考えることから、本町における現状と今後の支援策、取組について、以下伺います。

1点目、認知症に関する相談窓口や支援制度の周知は、昨年までと比較してどれくらい進んでいるか。

2点目、認知症や物忘れなど早期発見の取組として、特定健康診査などの各種検診と併せて認知症簡易スクリーニング検査を導入することはできないか。

3点目、国立大学法人九州大学が公表した認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究では、岩手医科大学と連携し実施している矢巾町認知症コホート研究の調査率は60%と、ほかの対象地区と比べ低い数字であります。もっと精度を上げるとともに、認知症の発見機会に結びつけるため、町として今後岩手医科大学の調査の際には最大限協力すべきではないか。

4点目、若年性認知症について、本人、その家族にどのような支援、サポートをしているか、また今後支援策を強化すべきではないか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 認知症予防の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町が設置する相談窓口として健康長寿課のほか、地域包括支援センターやえんじょいセンター、後からえんじょいの「じょい」と、次に「じょい j o y」が出るのですが、これは曲家、かやぶきのうちに常居というのがあるのですが、それにちなんで名前をつけておりますが、身近な相談先として、民生委員の皆様に介護相談員を担っていただいておりますが、支援制度を含め町が発行する広報や福祉情報誌であります「じょい j o y」、または認知症サポーター養成講座などを通じた周知に取り組んでおるところであります。

なお、相談窓口などの周知状況の比較ではございませんが、町民の皆様の認知症への関心の比較、高まりとして、認知症サポーター養成講座の昨年度までの受講者は、延べ9,006名、今年度上半期で新たに490名が受講しており、同講座をきっかけとした岩手医科大学にチー

ムオレンジが誕生しております。

また、えんじょいセンターを利用されている高齢者の方々が製作いたしました認知症サポーターキャラバンのマスコットキャラクター、ロバ隊長のぬいぐるみ、これも私この間えんじょいセンターの方々から頂戴したのですが、オレンジのぬいぐるみは、今年度これまで認知症サポーター養成講座を受講いただいた町内の事業所など28か所に配布をし、事業所利用者の認知症への理解促進や高齢者の見守りなどと併せて、認知症と感じられる方は相談窓口利用を促していただくことを改めて周知したところであります。

2点目についてですが、岩手県対がん協会において、後期高齢者健診を受ける際、有料ではございますが、ご希望により認知症検査を併せて受けることができるようにしております。

3点目についてですが、認知症コホート研究につきましては、岩手医科大学と協定を締結し、やはば脳とカラダのいきいき健診事業として、調査対象者の異動データなどの提供、さわやかハウス内での専用スペースの確保や健診事業の実施について協力をしております。

研究機関の体制等の事情により、調査率には差異がございますが、研究に当たっている先生方にえんじょいセンターの事業実施にご協力をいただいているほか、調査参加者の中には、調査による脳梗塞の早期発見で治療に結びついた方もおり、大変感謝をされております。

また、個別に調査研究成果の説明をいただいております、今後の本町認知症関連施策に生かせる内容であることから、引き続き本研究に対して積極的に協力をしてまいります。

4点目についてですが、町で設置しております認知症地域支援推進員が若年性認知症に限らず、認知症についてご本人やご家族からお話を伺いながら、その方のご希望に応じた支援を行っておりますが、これまで若年性認知症に関する相談は寄せられていない状況であります。

なお、町で把握しております若年性認知症の方は、第2号被保険者として要介護認定を受けられている方が2名おり、ケアマネジャーを中心に認知症地域支援推進員と連携して、介護保険サービスの利用など支援を行っておるところであります。

今後の若年性認知症に関する支援につきましては、相談先の周知に努めるとともに、若年性認知症の方への支援や相談に対応するために県が設置しております若年性認知症支援コーディネーターと連携し、ご本人とご家族のご希望に合わせた支援をしっかりと行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋恵議員。

- 1 番（高橋 恵議員） 1 点目に関してですが、今年度の上半期で新たに490名が認知症サポーター養成講座を受講したということで、この取組が浸透している現れだと思います。そして、話は事業所利用者以外の高齢者になりますが、やはり独り暮らしや身寄りのない方、周囲との関わり合いが少ない方などは、体調の変化に気づきにくく、認知症が進み、相談さえもしにくいというか、できないと思います。

民生委員さんなどの支援で見守り体制の強化を図って、例えば意思疎通ができないなどのほかに、新たな課題はなかったのか伺います。

- 議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

- 健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

そういった新たな課題というのはございませんでしたけれども、高齢者相談をしていない方、例えば医療や介護、あと地域での活動とかに関わりのない方というのはピックアップしまして、50人ぐらいいらしたのですけれども、そういった方につきましては、保健師の訪問によりまして、状況の確認であるとか体調、例えば認知症も含めた体調の確認などを行いながら、必要な方は介護保険サービスであるとか、医療に結びつけるような業務、保健師の対応をしているところであります。

以上、お答えいたします。

- 議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

- 1 番（高橋 恵議員） 今保健師の訪問をしているということで、ほかにも漏れた方もやっぱりいらっしゃるかと思うので、今後ともきめ細かい対応、各所と連携を図ってお願いしたいと思います。

2 点目に関してなのですが、やはり有料というのは、本当に必要としている人がこぼれていく可能性もあると思いますので、まちづくりにおいて誰一人取り残さない共生社会との方針であれば、ぜひとも今後無償で受けられる検査になるよう検討し、進めていただきたいのですが、現段階の考えがあればお聞かせください。

- 議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

- 健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

認知症の検査につきましては、対がん協会さんのほうと協議、検討しまして、オプション検査としてやっているものでございます。法定検査ではないので、なかなか公費負担など、

ちょっと難しいところもございますが、そういう費用負担のこともありますが、まずは相談しやすい環境づくり、以前だと例えば認知症について相談にいらっしゃるときに、やっぱりどちらかというと隠す傾向というのがあったのか、ある程度もう症状が進行してから家族が困って相談に来るというのがあったのですけれども、最近認知症の相談、年間70件から80件ぐらいありまして、本当に初期の段階で相談にいらっしゃる方というふうになっております。

そういったことで検査とかもあるのですけれども、困った状況、ちょっとでもその症状が出てきたときには、例えば町でしている相談窓口であるとか、通常かかりつけの医療のほうであるとか、そういったところで相談しやすい、すぐ相談するというような気持ちを持ってもらうようなことを広めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 引き続きお願いいたします。

3点目に関してなのですが、障がいの要因や関連性を明らかにすることは、今後の研究にも役立ちますし、活用されると思いますので、ぜひ今後でも取り組んでもらいたいのですが、協力をお願いする、協力してもらうために今どのような手段があるのか、あればお聞かせください。

○議長（廣田清実議員） ちょっともう一回、何のための協力、主語が抜けている。

○1番（高橋 恵議員） はい、失礼いたしました。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

協力をお願いするといいますと、医大さんの研究に対して、町民の認知症の状況を何年か重ねて認知症の原因が何であるかとか、どういう因子をターゲットとして、その認知症対策に取り組めばいいかというような研究を医大さんと連携して行っております。

認知症施策の中で、医大のほうも参加した認知症の将来推計ということで、国のほうで今まで認知症、将来2050年に797万人というのがあったのですけれども、今回の推計の研究で、それが下方修正586万人になったということがあります。それが国民全体が健康意識とか、認知症リスクを意識して生活習慣改善また運動とかに積極的に取り組んでいる。特に運動で歩くという効果が大きいいということ、毎日の一步の違いでも、認知症について予防につながるとか、認知症の発症のリスクの違いが出てくるということがありまして、そういった様々

な取組、ということが効果があるかということを経大さんのほうから提供していただきながら、町の施策のほうにも役立てていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 先ほどの質問で主語が抜けているということでしたので、大変失礼いたしました。

やはば脳とカラダのいきいき健診事業としての調査対象者、今後も検査があるときに、まず調査に協力していただける手段、今回の例えば60%の協力以上に協力をしていただけるための手段は、何か方法としてあるかということの再質問でした。伺います。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

まずは、認知症の理解というものを広く広めていく、認知症というのは特殊な病気ではなくて、いつ誰になるか分からないというか、その方の生きている中での状態の一部でありますので、そういったときに認知症、例えば困ったときよりも早期に適切な対応をすれば、その症状の進行を遅らせるということが可能というふうに言われておりますので、そういったことを町民の皆さんに理解していただきながら、またその調査については、個別の訪問活動、経大のほうの先生もやっておりますし、そういったことで町のほうでも対応しながら参加者が高まるように対応していきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 4点目に関しまして、若年性認知症は働き盛りの世代で発症するため、仕事、子ども、親の介護など、本人だけではなく、職場や家族の生活への影響も大きくなりやすいです。例えば病気で長期の入院をし、一過性の物忘れだと思っていたら、急激に進んだということもあると思うので、今後交流場所での意見交換などを通し、若年性認知症の人のニーズを調査し、把握する機会を設け、支援の準備をしてもよいのではないか、ということに関して伺います。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

まず、町のほうの若年性認知症の方、60代の方でして、その方については、介護保険サービスを利用されております。以前私、介護保険を实际担当していた頃に相談あった方では、50代で若年性認知症で、やっぱり仕事を辞められたということがございました。その方、医療のほうの対応であるとか、身内の方の支援とかで対応されていたようなのですけれども、あの当時なかなかその相談先というのが若年性についてはなかったです。

今県のほうで、答弁書にもありましたとおり、若年性認知症の支援コーディネーターであるとか、あとは就業先の相談する窓口、事業主の方であるとか、実際にご本人さん、家族の相談窓口もございます。また、県のほうの認知症サポート医ということで、本町であれば医大のほかに医大以外の医療機関でも5人の先生方、県のほうから指定されておりますので、そういったものの周知にも努めていきたいと思っておりますし、あと様々やはり介護保険計画をつくったり、その事業実施に当たってアンケート調査とかも行うことがありますので、若年性認知症、先ほど申し上げましたとおり、認知症というのは、いつでも誰でもなる可能性というものがあるものですので、そういったものにも盛り込みながら、理解を深めながら、どういうことを望んでいるかということを施策に生かしていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 先ほどの認知症のことに关しましてなのですが、私50代、母親と父親は70代後半になって、支えるほうも、支えられるほうもだんだん年を取って行って、やっぱり認知症は本当に身近な問題でもありますので、何とか町民の皆様に周知していただいて、支えてきめ細かい対応をされることを望みます。

そして、3つ目に移ります。道路インフラの老朽化対策について伺います。全国的に少子高齢化と人口減少が進んでいく一方で、道路などの社会基盤は老朽化が問題となっており、維持管理などに係る経費はさらに増えていきます。2021年3月に公表された令和2年度舗装個別施設計画の調査結果を踏まえ、限られた財源の中で道路維持管理を経済的、効率的に行い、どのように道路の長寿命化を図るのか。町民の安心、安全な暮らしにつながることから、

以下伺います。

1点目、町道路面性状調査及び個別施設計画策定業務委託の調査結果及び既存資料の基礎データを整理し、舗装の現状と破損の要因を把握したとありますが、ひび割れとわだち掘れの主な破損原因をどう分析しているか。

2点目、点検から修繕までに長くて5年など一定の期間を要していることから、対応の迅速化を図るべきと思うが、対応策はあるか。

3点目、やはナビ！の機能、道路の穴、くぼみの通報と、その後の修繕についての対応状況は。

4点目、町民の理解や協力を得るため、通報を受けてから解決するまでの対応状況についても情報開示をしてはどうか。

5点目、通報から修繕の手法は事後保全型による手法と考えられるが、損傷が軽微なうちに適切な対策を取っていく予防保全型の手法の活用についてどう考えているか。

6点目、過去10年間の舗装修繕費データより、年度ごとのばらつきがあるものの、おおよそ4,000万円は確保できているとあるが、世界的な原油価格の高騰などで舗装材料が影響を受けた場合など、現在の予算規模で対応は可能か伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 道路インフラの老朽化対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、舗装のひび割れの主な原因といたしましては、交通の荷重、温度変化等に伴う膨張と収縮、水分の浸入、アスファルトの劣化、地震や工事などによる地盤の変動や沈下、設計荷重を超えた過剰な車両の集中、締固め不足や厚さの不足などの施工不良などの要因が挙げられ、舗装のわだちの主な原因としては、これらに加えて高温環境によるアスファルトの軟化、混合物や配合量の過剰などの材料選定不良、排水不良による路盤の軟化などの要因が挙げられると分析しております。

2点目についてですが、対応の迅速化を図るべきと認識しておりますが、そのためには大幅な予算の増額と人的体制の拡充が必要であるため、現在全国の自治体が一丸となってメンテナンス事業に対する国庫補助の増額などについて、国に対して要望活動を行っているところであります。

3点目についてですが、今年度はやはナビ！でこれまで10件の通報があり、現場写真の添付により速やかな現場特定が行えることから、補修対応の迅速化に寄与しております。

4点目についてですが、やはナビ！で通報いただいた写真等を活用し、補修前後の状況を公開し、対応状況を共有するなど、次の通報につなげる方法について、今後の課題として検討してまいります。

5点目についてですが、現在は事後保全による対応となっておりますが、ドライブレコーダー等のデータを活用して、損傷箇所を早く把握する技術の実証試験を民間企業と共同で実施し、予防保全に取り組むこととしております。

6点目についてですが、町道の舗装更新時期の集中と近年の暖冬の影響が重なったことから、大規模な舗装補修が必要な箇所が増大しており、道路維持補修に前年度決算で約9,000万、本年度予算現計では約1億4,000万を投じているものの、必要な箇所を全て修繕することができていない状況であります。

これに加えて、近年の物価高騰の影響により、2年前と比較してアスファルトは約1.3倍、人件費は約1.1倍、コンクリートは約1.3倍と価格が上昇し、工事費が高騰していることから、現在の予算規模での対応は難しいものと認識しており、2点目と同様に国に対して強く要望してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 1点目に関しまして、答弁書にあったとおり、舗装の破損の状況やその原因を把握していくことは、舗装の維持修繕の設計、施工計画を作成する場合に非常に重要になると思います。できるだけ修繕でも長寿命化を図れるよう期待しますが、ひび割れが設計荷重を超えた過剰な車両の集中や温度変化など、わだちがひび割れの原因に加えて、高温環境、材料選定不良などであるが、それを踏まえ今後行う工事の構造設計は状況に合わせ、より厳しい数値で設計を予定しているのか伺います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

具体的な例を挙げますと、スマートインターの開通に伴って改修いたしました堤川目線などは、やはり私どもの想定をはるかに超える荷重がかかっておりまして、大型車両の通行量が非常に多いという現実がございました。そのため、もう既に御覧になっている方もいらっしゃると思うのですが、まだ数年しかたっていないのにひび割れ等が発生しているというふうな現状でございます。

そのため、私どものほうでも今まで道路構造令に基づいて交通量を推計したものに基づいた施工をしておったのですが、具体的に言いますと、県道の規格とか国道の規格に準じたような形というのも今後検討していかなければいけないのかなと考えてございますが、費用的な問題とか補助の問題とかもありますので、そこはちょっともう少しお時間いただいて検討を進めさせていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 県道や国道、そういう数値は、予防保全型にも町道ではなることだと思うので、より長寿命化を図れるような設計となれば今後いいと思いますので、お願いいたします。

3点目に関しまして、やはナビ！のアンケート調査を現在取っている最中だとは思いますが、ラインのアカウントも開設されているので、やはナビ！だけではなくラインからも案内に従って通報できる仕組みづくりはできないか。そして、どちらの利便性が高いのか、アンケートなどを検証していただいて、町民にとって使いやすい方法としてほしいのですが、こちらのほうに関しましてどう考えているかお聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

ラインで、例えばやはナビ！のようにカメラで画像を撮って、その場所を通報するというふうなお話かと思うのですが、ちょっと私どもその想定がなかったものですから、ラインでできること、どういうことなのかというのをちょっと改めて検討させていただきまして、できるようであれば取り組むと。

ただ、ちょっと既存のラインでできる部分で持っているのであればいいのですが、やはナビ！に関しましては、改めてその部分を、こういうふうな使用をできないかということで一からつくっていただいたものなので、いずれ検討させていただいた上で、できるものであればやらせていただきたいというふうに考えます。

お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

現在やはナビ！の通報の件数、10件という数字なのでございますが、やはり私どもが想定

していた件数よりはちょっと少なくて、どこに原因があるのかというのをいろいろ検討いたしましたが、やはり車両で通行している方が停車して現場の写真を撮って通報するというところにちょっとハードルがあるといえますか、そうすると皆さんも目的地に到着されてから電話で私どもに連絡をくださるという件数のほうが多くて、電話通報の比率がやはりまだまだ高いというのが現実でございます。

後段のほうのお話でも出てまいるのですが、今後それらを予防的に様々なちょっと最新の技術を活用して、今後穴になるであろう場所を把握しておいて、速やかな対応ができるようにという方法も含めて今検討を行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今のお話で、やはり今検討中、考えがなかったということなのですが、私から考えるとラインのほうがまず手軽ということで、やはナビ！のほうはアプリをダウンロードしたり、あと登録、住所とか、名前とか、そちらの自分のほうを登録してからのログインして入っていったりして、あとは課長がおっしゃったとおり、通り過ぎてから、ああ、ここだったと、戻っては写真を撮れなかったり、やっぱり交通量が多かったりすると、私も何回かあるのですけれども、撮れなかったりするので、やはりこの点はいろいろ考えていただいて、よい環境を構築して、ラインであればライン、やはナビ！のいいシステムを構築していただければと思います。

4点目に関しまして、道路の劣化は大きい劣化でも気にならなかったり、反対に小さい劣化でも気になったりと、人の感じ方は千差万別であり、対応の遅れが町への不満にもつながりかねないので、今でも丁寧に対応されているとは思いますが、再度確認のため初期対応を適切にしてもらいたいのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

ただいまのご指摘いただいたとおりでございまして、ある方から見れば、何、こんなのだということないよというのをすごく大変な障害があるというふうなご指摘をされる方もございまして、私のほうでも当課では通報がありましたら、必ず現地の確認はすぐに行っております。その上で、やはり優先順位をつけて、より必要性の高い、緊急性の高いところから修繕を行っているところでございますが、やはり感覚的な部分といえますか、感じると

ころというのは人それぞれでございまして、そのためやはり順番が後回しになって、俺のところにはどうして修繕に来てくれないのだというお叱りを受けることも多々ございます。なるべくそれらは改善すべく努力しているところでございますので、これからも体制を整えながら修繕のほう努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 本当に先ほども言ったとおり、人の感じ方が千差万別でありますので、対応をよろしく願いいたします。

5点目に関しまして、先日の記事も見ましたが、民間企業に協力していただけるのは、今後効率的に維持管理ができると大変期待するものであります。その上で、予防保全型の手法の一つとして、国土交通省で行われた道路技術懇談会の内容で、例えばアスファルトの代替舗装材料技術や路盤の高度化技術、舗装の延命化技術といった今年度から新たに取り組む技術テーマで、これはあくまでも国のテーマであります。例えば本町ではこういった高度化技術推進についての話し合い等あったのか伺います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

ちょうど昨日、今日と、東京のほうでその会議が行われておりまして、今職員そちらのほうに派遣して、いろいろな情報を収集するように努めているところでございます。具体的な話につきましては、まだそれらの情報を踏まえまして今後検討してまいることになりますが、まず今取り組むこととして先日協定を交わしました部分がございまして、具体的な中身としては、N T Tさんのほうで今までも電線等の確認をするために、車両から撮影して情報をA Iで処理して程度を判定しているというものがございました。それらの技術を転用いたしまして、例えば道路の白線の濃い、薄い、あとは標識の色が薄くなっている、ちゃんと見えないとか、そういうところをまず判断するというのが既に取組としてなされておりまして、さらにそれをもう一歩進めまして、路面の損傷をそこで判断すると。

今皆様も、いろんな新しい車が出てきていまして、カメラがついている車なんかですと、路面に損傷があると急ブレーキがかかって前に車がいるかのように反応するのがあるわけですが、ああいう技術を活用するような形となっておりまして、まだ実証試験をこれから行うところでございまして、というのがデータがやはりすごく膨大なデータになりまして、さ

らにそのデータをどのように収集するのか。今は、よくあるグーグルの車が撮影して歩いているように、特定の車で撮影する方法と、例えば町の公用車等にカメラを設置して、いろいろな細かい町道まで走った上でのデータを集約してチェックする方法、そういうふうなことをいろいろ今検討している最中でございます。まだこういう形ですよと具体的に説明はできないのですが、取組としてはそのようなことを考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今の答弁にちょっと補足させていただきますが、もう新聞等で報道になっておりますからあれですが、N T T 東日本の岩手支店、それからN T T—MEと併せて、これは岩手銀行さんの紹介で私ら4者で道路の点検またはパトロール、これをN T Tのデジタルトランスフォーメーション、いわゆるD Xの知見に基づいて道路の維持管理。

今課長が答弁したとおり、その維持管理をさらにメンテナンス事業につなげる今そういう取組をスタートさせていただいた。紫波町と矢巾町が先進的な取組をしたのですが、いずれ道路はみんなつながっておりますので、できれば少なくとも盛岡広域、みんなそういうふうな形でN T Tと一緒に道路の維持管理。将来は、道路だけではなく橋梁とか河川、中州、こういうふうなものも含めてマネジメントできるようなスタートいたしましたので、本町でも穴ぼこの事故が多かったのも、これを一つでも減らす対策、それをやっていきたいと思っておりますので、まさに道路の、いわゆる老朽化対策、維持管理のために、そういう取組をスタートして進めていきますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今お話しいただいたように4者との民間企業との技術協定など、あと先進的な高度化技術、町道に関しましては、今後修繕が必要な区間の補修、修繕の内容は全線打ち換えだと思っておりますが、今後耐久性が増し、コスト削減にもなりますので、ぜひその時期が来ましたら、推進していただきたいと思います。

6点目に関しまして、暖冬や物価高騰のほかにも、現在、いわゆる年収の壁の見直しをめぐる議論が活発化しておりますが、このまま来年度以降税制改正が行われると、減収により道路の維持管理にも影響があると思っております。こちらのほうには、ほかにも民生費を筆頭に総務費なども重要であります。インフラの老朽化対策なども、土木費も、決してこれ以上縮小されてはならない項目だと私は思います。この点からも、来年度の予算組むに、今後の予

算を組むに当たり、見解を伺いたいです。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

今新年度予算につきましては、これから査定作業に入るような段階でございますが、道路担当課と協議をしながら、どこが優先的に維持補修等しなければならないのかというところを確認した上で、できる限りやれるところはやらせていただければというふうに考えているところでございます。

全体的に非常に要求が各課からありまして、大変厳しい状況ではございますけれども、まずどこに何を優先していくべきかというところを町として見極めながら対応させていただきたいと思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 予算要求する立場で答弁させていただきます。

大変力強いお言葉、ありがとうございます。やはり現在私どものほうでも非常に感じておるのが、道路は、それこそ新設の時代から完全にメンテナンスの維持管理の時代に移ってきたなと思ってございます。ですから、単純に町の単費だけでというふうなのではなく、答弁の中でもございましたが、国等から新たな補助等をいろいろ引き出せるように努力をしながら、予算要求して執行してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今この道路、河川の関係で、東京で全国大会があるのです。それで、皆さん凍上災、しみ上がると、凍結の凍に、その凍上災を過去には、やはり5年とかのスパンでやっていただいたのですが、もう今は暖冬であれだということなのですが、いずれ暖冬であればあったなりに道路の補修が必要になってくるので、いずれ今全国大会でもお願いしているのは、凍上災をぜひ活用できるように。

それから、メンテナンス事業、これも全国的な課題でありますので、これは本町だけではないわけですので、そういったことで今国土交通省に県を通していろいろ要望させていただいているということで、今後こういった私ども市町村道の関係についても予算をしっかり確保していただくようお願いしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 最後になりますが、今までお話にあったとおり、これは町ばかりでなく県だったり、国での問題だと思います。今までの話のとおり、予算がどれくらいつくかにもよりますが、最後に緊急性、必要性を考慮の上、町内全域偏らないような道路の維持補修管理を行っていただきたいのですが、最後に伺います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

今お話のありましたとおり、現在も町内全域は定期的にパトロールはしてございますが、より一層確認を行いまして、必要性をちゃんと検討した上で、緊急なものは緊急でというふうな形での対応をしまっている所存でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1番、高橋恵議員の質問を終わります。

これから暫時休憩に入ります。

再開を14時10分といたします。よろしくお願いいたします。

午後 1時57分 休憩

—————

午後 2時10分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、16番、赤丸秀雄議員の一般質問を受けます。

赤丸秀雄議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（16番 赤丸秀雄議員 登壇）

○16番（赤丸秀雄議員） 議席番号16番、新誠会、赤丸秀雄です。通告書に従い質問させていただきます。

1問目の質問は、木育の推進、強化について伺います。10月に当町において、第14回いわての森林（もり）の感謝祭が開催されました。その中で、町内4小学校の代表者によるみどりの誓いが述べられ、豊かな森林資源を次世代へとつなげていくことを誓いました。

木育は、幼少期から木や森林と触れ合い、親しみを感じることで豊かな心が育つということから、日本全国へ広がり、国や地方自治体が様々な取組を行っていることから、木育の取組推進の考えについて、以下伺います。

①、今回実施したいわての森林（もり）の感謝祭で植林した264本の苗木の手入れや敷地内の除草をどのように管理していくつもりか、伺います。

②、感謝祭の会場となった一帯を散策公園とする構想を持っているようであるが、具体的計画をどう考えているか。また、町民に親しまれる公園とするためにネーミングを考える必要性があると思うが、そのことについても伺います。

③、やはば一く開館当初、幼児遊び場の一角に木質コーナーがあり、にぎわいを見せていたが、現在の利用における木と触れ合う状況や評判はどうなっているか。また、町内の保育園やこども園等での木製おもちゃの活用状況はどのような状況であるか、伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 16番、赤丸秀雄議員の木育の推進、強化についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、いわての森林（もり）の感謝祭の植樹会場については、植樹した樹木の健全な生育が図られるように、施肥、肥料をやったり、下草刈りなど等を実施してまいります。

なお、将来的には、地域の住民の方々のご協力もいただきながら管理してまいりたいと考えておりますが、山林に植樹する場合と同様に、数年は通常の草刈り作業では対処が難しい雑木対策にも配慮する必要がありますことから、専門知識のある事業所に作業を委託したいと考えております。

2点目についてですが、現時点におきまして、感謝祭を契機に森林に親しみ、散策ができるような憩いの場にしたいと考えているところであります。

また、将来的には、桜をはじめ町民の皆さん方が植樹された樹木が立ち並ぶ景色が現実のものとなりましたら、その様子も踏まえた上でネーミングを募集するなど、皆様に親しみを持っていただける憩いの場となるように努めてまいります。

3点目についてですが、やはば一くの子育て世帯活動支援センターにおきましては、開館当初より木製遊具や玩具を設置しており、利用される子育て世帯の方々に好評をいただい

おります。

また、町内の保育園やこども園等におきましても、積み木やパズル、ままごとセットなどの木製玩具を取り入れており、自由遊びの時間などに手に取って遊べる環境となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず質問する前に、木育の取組については皆様ご存じかと思いますが、そのことについてちょっとお話しさせていただきます。まず木育は、2004年北海道庁が主導でスタートした木育プロジェクトで提言されております。2004年というと、今から20年前であります。そこで教育概念で、幼少期から木や森林と触れ合い、親しみを感じることで豊かな心を育てる目的で始まり、今や日本全国へ広がり、国や地方自治体が様々な取組を行っているということでありまして、最近では、その対象を幼児だけに限らず高齢者にまで広げ、生涯学習としてのイベントやワークショップが開催されているとのことでもあります。

肌で木の魅力を体感し、幼児期から原体験として触れ合うことで、豊かな暮らしづくりや森の活性化に貢献できる人材を増やすことが一番の目的ですと。木と触れ合うことの主な効果としては、ご存じかと思いますが、五感が刺激され感性が広がる、リラックス効果や情緒安定にもつながる、環境を愛し育てる人材の育成にもつながっているということでもあります。

そこで質問ですが、当町やはば一く3階に幼児の遊び場、どんぐりっこがありますが、開館当初無料で利用できることから、土休日を中心に入場制限するくらい来場者がありました。が、コロナ禍前と現在では利用状況がどのようになっているか、概算数で構いませんので、お知らせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

令和元年度の数値と令和5年度の数値の比較となりますが、まず運用状況につきましては、現在は1日3回、午前中は9時15分から11時15分まで、次が12時から2時まで、その次が2時半から4時半までと、それぞれその間に消毒や清掃等を行っているところでございます。

定員は、この4月から60人、それまでは50人だったのですが、今10人増やしまして60人受入れを行っております。ですから、最大入りますと1日180人入るような形になっておりまして、過去の令和元年度になりますと、年間で4万7,602人の利用がありまして、平日は平

均で116.5人、土日祝日は221.8人という使用状況でございました。令和5年度の数値で申しますと、年間で2万5,546人、平日は59.1人、土日祝日は121.9人となっております。

傾向といたしましては、以前と今も変わらないのですが、やはり午前中に来たいお子さんが多くて、どうしても午後の2回目なんかはお昼寝の時間と重なってしまうので、利用が少なくなっております。午前中は混んで、午後はある程度空いているというふうなのが状況でございますが、おおむね今もずっと一定の方、一定の方という言い方はおかしいのですが、皆さん来て楽しんでいらっしやいまして、がらがらで閑散な状況というのはないものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 少子化になってきたのか、その辺もあるかと思います。ただ、当初から比べれば8割減になるのですか、そして今1日3回にしていますと言うから、ではもっとも混んで大変ではないかと思ったら、やっぱり案の定そういう状況になってきているということを認識しました。そういうにぎやかさ、まず木質に対する効果等もあって、やっぱりお子さんは利用しているのかなと思います。

それと兼ね合いで質問しますが、県内の木質施設、主に3か所インターネット等ではアピールされています。その1つに、花巻市の木育おもちゃ美術館、ここはご存じのように旧マルカン、今でもマルカンデパートというのですね、多分旧と言わない。マルカンデパートの2階に遊び場を設けているのですが、全国的に注目を集めて、それこそ土休日は混んでいる状況であります。当然花巻市ばかりではなく周辺から来ているという状況であります。

そこで質問したいのは、木育の効果も少し調べたので説明しますと、まず森林などの自然や木材と触れ合うことで五感が刺激されて感性やということで、先ほど述べましたとおりであります。そこへ温度変化に敏感な幼い子どもの場合は、顕著にそれが現れて人肌のようなぬくもりのある質感に触れることで、本能で心地よさを感じ、好奇心や集中力を養うと言われております。また、森林には心を落ち着かせる効果があります。木は身を守るためフィトンチッドというのです、私も初めて知りましたが、効果はそういう言葉なそうです。

このフィトンチッドによりリラックス効果があることが立証されて、やっぱり子どもだけでなく大人も情緒安定させる作用があるということで、今こういう状況の中で、先ほどの花巻のおもちゃ美術館は、これは岩手日報の記事ですが、でかく載って、友好都市のアメリカ

に3週間の出前出張を今年初めて実施という大きな記事、多分見ているかと思いますが、こういう形です。特に外国では日本より取組が早いようで、リラックス効果とか、子どもへの感性とか、それから後で話しますが、人材育成に役立つという部分もあって、この効用をいち早く取り入れているそうです。

その中で、今回花巻で行ってきたのですが、常設を考える形で今後検討していくと、これはアメリカに。今年は当然3か所の無料で開催したのですが、次回は友好都市の部分に常設として、状況によっては有料化し、それが定着すると営業面での展開もアメリカに図っていきたいというような記事になっております。

それから、あと自然的なところでは、県内では当然県民の森の森林浴、これもそれなりに八幡平市にありますし、それから施設的には金ケ崎町に、私もちょっと今回行けなかったのですが、千貫石森林公園というのがある、ここはキャンプ、それから森林浴、それからおもちゃの施設コーナーまで設けた形の部分で、県内はもとよりそれなりの方が訪れているという部分であります。

答弁にあります、町内保育園やこども園の木製玩具、おもちゃを取り入れていること、状況ですが、多分これは見に行ってきた答弁書に記載したのではなく、聞き取った形になっているかと思いますが。それで、お聞きしたいのは、町立の煙山保育園では、小さなままごとセットみたいなのはどこでも置いているかと思いますが、木質を利用したそんなに大きくない2歳児以下が滑れるような滑り台、それからジャングルジムのミニみたいな、こういう形のものが煙山保育園ではどうなっているのかということで、この春まで園長も務めておりました村松課長がおりますので、その辺の状況をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

今煙山保育園で木質の、特にも花巻のおもちゃ美術館については、新聞記事等でもありましたとおり、今赤丸議員からご紹介もいただきましたとおり、非常にすばらしい画期的な取組だなというふうに感じておりますし、煙山保育園に置き換えてみたときに、そういう大きな例えば木製の滑り台とか、そういったものは置いておらない状況でございます。

具体的にどういう木製の玩具を活用しているかというところにつきましては、ゼロ歳児については木製パズル、迷路なのですが、ゼロ歳でもそういうゲームに取り組んでおること、でございます。1歳児も木製パズル、型はめのもの、あるいはおもちゃごとキッチン用のものということでございます。2歳児は、木製パズルでだんだんアンパンマンとか、いろん

なキャラクターのものを活用して遊んでおりますし、あとは3、4歳児についても、動物の木製パズルとか、ドミノセットとかを活用しております。5歳児になると最年長ということで列車とか、レールセットとか、そういういずれゼロ歳から5歳児まで幅広く木製玩具は、日々の生活の中で触れ合っておるところでございまして、効果といたしましては、やっぱり木の感触とか、触ったりたたいたりしたときの音、柔らかさなどの五感を育むことができる。あとは温かい触り心地、特有の香り、子どもたちにとって癒やしや豊かな心の成長につながっているという現場からの声を確認しておるところでございます。

また、留意点といたしましては、木製玩具はどうしても硬いものが多いので、保育中は子どもたちに投げないようにというルールを徹底しながら、優しくかつ木製玩具を使うということと、あと友達にけがをさせたりしないようにというところを留意して対応しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今課長から答弁いただきましたように、そういう効能があるということは皆さんもご存じかと思いますが、なかなか分かっていても実行しないのが、やっぱり日常の業務に追われるというか、忙しさに紛れてやらないというところがあるので、ぜひ一度、せっかく町で森林（もり）の感謝祭をやったのですから、そのきっかけにしてほしいなと思っております。

それで答弁にありますように、264本植樹したのですが、森山の北側斜面にも植樹してあります。多分桜の木等があるかと思うのですが、私が10年前に議会にお世話になったときは、4月29日の祝日に招集かかって手入れに行っていました。2年だけしか招集がかからなくて、あとはもう徳丹まつりと重なるから、どういう形になっているのかなと思っていますが、その後あそこの管理は地元でやっているようなお話も聞いておりますが、どのような部分になっているのか。

それから、結構なそれなりの斜面なのだけれども、除草とか草刈り、その辺もうまくいつているのか、今の現状はどうなっているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

森山の管理につきましては、現在地元の白沢のコミュニティ自治会のほうにお願いして管

理をしていただいているところでございました。

なお、草刈り等につきましては、年に数回、地元の住民の皆様が総出で出ていただきまして、草刈り機械のある方は草刈り機械を使って、斜面、確かにお話のとおりきついなところではございますけれども、それで刈っていただいて、このようにまず維持していただいているということで、私どももその作業にはちょっと参加させていただいたりして、一緒に管理をさせていただいたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） そうすれば、今は管理しているから、私が行ったときから当然10年たって、それなりに木が大きくなっているかと思います。あそこは、どういう形になって、それで終わり、桜が咲くのを待つだけという形なのか。

それから、今回森林（もり）の感謝祭で使った会場、あそこもそのとおり10年、15年かからないと散策コースが造れないと思うのですが、除草とかきちっとしていかないと、答弁にはやると書いていますが、その辺も散策もしないのにそんなにお金かけるのというようなイメージが先に立つのだけれども、その辺はどのような管理と活用という部分を将来考えていくのか、その辺ちょっと構想があれば、お話ししたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、森山のほうでございますけれども、こちらにつきましては、現在地元の自治会さんのほうに管理していただいているというところがございますが、さらにそちらのほうで引き続き管理いただくことになるか、ちょっとまた来年のことにつきましては、単年度ごとの契約させていただいておりますので、中身につきましても、また詳細は詰めていきたいと思っておるところでございますが、一方の森林（もり）の感謝祭をやりましたキャンプ場の対面のほうでございますけれども、こちらにつきましては答弁にも書かせていただいたのですが、ニセアカシアだとか雑木がかなり繁茂していた場所というところがございますので、やはり当面積樹した桜とかツツジとか、そういった成長よりも雑木のほうの成長が早いのではないかというのは考えられます。

そこで、当面3年程度ということではいるのですが、専門的な、言ってみれば森林関係の事業所でございますけれども、そちらのほうに管理をお願いした上で、まず植樹した樹木の

ほうがある程度成長をしましたならば、それ以降はちょっと何らかのボランティアの皆さんを募って草刈りをするということを考えておりまして、あとは活用方法につきましても、できるのであれば、そういった桜が咲けば、そこで桜を觀賞しながらゆっくりくつろぐこともできるということも当然しておりますけれども、桜が咲く前にも何か活用できないかなということで取りあえずは検討しておるところでございますが、今ちょっとこの場ではっきり何という状態ではないということでご理解いただければと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ぜひ今述べられたようなことは、きちっとして町民が憩いのできる部分として長い目で見守っていただきたいなと思います。

この項の最後の質問になるかもしれませんが、まずお話しさせていただきます。まず、先ほど話した先週30日の新聞なのですが、森林空間の活用推進という形で一面を使った部分が掲載になっております。会議は2回目だったそうですが、内容については詳しくは紹介しませんが、まず幸福度向上にも貢献する、それから森での体験は人材育成に役立つとの内容であります。

そこで、この項の最後の質問という形を取りたいのですが、当町には県の林業技術センターがあります。また、近くにはバイオマス発電が稼働する予定になっております。以前にも提案しましたが、キャンプ場、ひまわり畑等から城内山、それから煙山ダム、松林街道、幣懸の滝、南昌の湯などを含めた森林散策コースのモデル構想を設定してはどうですかという話です。

これは、当然前もお話ししたように、森林浴を推進してリラックス効果とか、子どもばかりではなく、親子で体験をできるようなコースがどうかなと思っております。この辺について南昌山麓というのですか、あの辺の登山も含めれば、またそちらはそちらのコースとしてはいいかもしれませんが、まず小学生の低学年でも参加できるような、このような散策コースの構想というのは考える、検討する余地はないのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

キャンプ場、あとは今お話ありましたひまわり畑であるとかということで、もろもろ西部地区にはいろいろと施設だったり、観光名所だったりというのがございますので、そちらの

ほうを活用した、今の話にプラスして城内山とか、そういった資源もありますので、そういったものも含めて観光ルートといいますか、大げさかもしれないのですが、ハイキングルートといいますか、そういうふうな活用も含めて、あと水辺の里も今後どうしていくかというところも踏まえた検討をこれから進めることとしておりますので、またこれにつきましては、いろいろ意見を頂戴しながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答へとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 2問目の質問は、児童生徒の現状課題に対する対応について伺ひます。

昨今の教育現場では、課題や問題が数多くあり、教職員の気苦労が絶えない大変な時代であると認識しております。しかし、これから国や地域を担う未来ある子どもたちでありますので、我々大人もしっかり支える必要性を痛切に感じていることから、以下について伺ひます。

①、全国の令和4年度不登校児童生徒数が公表され、4年度では29万9,000人で、これは10年間連続の増加した数字であります。岩手県も同様の傾向であり、本町の10年前と5年前、そしてここ2年間の状況はどうであるか伺ひます。

②、校内等におけるいじめ件数も減るどころか増える傾向にあるとの数値が公表されました。町当局は、増加理由としてささいなことでも報告するスタイルを取っている結果であると話された時期もありました。不登校の第1要因にいじめが挙げられ、学校が面白くないから行かないということでもあります。そこで伺ひますが、現在の町内小中学校のいじめの状況はどうであるか。

③、ひとり親等の児童生徒の世帯貧困率は、若干であるが改善になっておるとのデータも公表されたが、貧困格差による学力格差は依然大きな開きのようであります。学習能力差に落ちこぼれがあったが、現在はふきこぼれと言われる人たちが同数程度の13%もあり、大きな課題となっているようです。当町では、どのような対応を行っているか伺ひます。

④、ＩＣＴ活用による教育格差が全国では広がっているようであります。要因の一つに、教科アプリの活用に教育委員会等の指導の積極性が左右されるとのことです。当町では、ＧＩＧＡスクール導入から５年経過しているが、ＩＣＴ教育推進に工夫を凝らしていることは何でしょうか。

⑤、ＩＣＴ教育推進にもリスクがあり、特にタブレットやスマホを利用するようになってから目の健康が取り沙汰されております。視力低下や斜視の予防策、検診をどのように実施し、保護者と情報を共有して取組を行っているか伺います。

⑥、児童生徒の運動力低下が目立つデータも公表されました。当町の体育授業時間、体育系部活動の時間、放課後の遊び時間等は、コロナ禍前と比較して現状はどうなっているのか伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 児童生徒の現状課題に対する対応についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、文部科学省が行った児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果によりますと、全国国公立の小中学校の不登校児童生徒数は、令和４年度が約２９万９、０００人、令和５年度が約３４万６、０００人であり、過去１０年間連続で増加しております。

本町における小中学校の不登校児童生徒数は、１０年前の平成２６年度が１５人、５年前の令和元年度が２５人であり、直近２年間につきましては、令和４年度が４６人、令和５年度が７３人となっております。

２点目についてですが、本町における小中学校のいじめ認知件数は、令和５年度の実績値で３４２件となっており、いじめを理由とする不登校はないものと認識しております。

３点目についてですが、全国学力・学習状況調査の分析により、家庭背景と子どもの学力の関係が示されております。それによりますと、世帯収入が高いほど子どもの正答率の高い傾向が見られる一方で、親の子どもへの接し方や親の行動も子どもの学力と有意に関係していることが明らかとなったとされています。

具体的には、学校外支出が多い家庭ほど子どもの学力も高く、世帯収入が高くなるにつれ学校外教育支出も多くなる傾向があること。子どもが決まった時刻に起きるよう、また起こ

すようにしている、子どもを決まった時刻に寝かせるようにしている、毎日子どもに朝食を食べさせている家庭の子どものほうが高い学力を示していること。自分でできることは自分でさせている、子どものプライバシーを尊重している、子どものよいところを褒めるなどして自信を持たせるようにしているに該当する家庭の子どものほうが高い学力を示していることなど、多岐にわたっております。

家庭の背景等が不利な環境にある子どもの底上げに成功している学校の特徴としては、学校における学習規律の徹底、学校と家庭、保護者との関係が良好、子どもの学習習慣、自尊感情、規範意識が育成されている。社会や地域への関心が高い等の特徴があると指摘しております。

また、学習の習熟に差がある場合は、個に応じた指導を実施し、一人一人の児童生徒に適した個別最適な学びが必要であり、GIGA端末などのICT機器を活用して児童生徒が自分のペースで学習を進めることができるデジタル教材を端末に備え、一人一人の個別最適な学びが保障される環境を整えております。

4点目についてですが、本町におきましては、令和2年度に全小中学校にGIGA端末を導入し、現在では各校において日常的にGIGA端末を活用した授業が定着しております。また、今年度は中学校2校の全教室に電子黒板を導入し、教員の授業の質の向上を図っております。このほか教員のICT活用能力の向上を図るため、令和4年度から5年度にかけて全小中学校でICT活用をテーマとした校内授業研究会を行ったほか、今年度も年間5回の研修を行い、教員がGIGA端末や各種アプリの操作方法を習得し、授業活用へのヒントを得る機会を設けるなどの対応を行っております。

5点目についてですが、視力低下や斜視の予防策につきましては、学校においてGIGA端末を連続して使用する時間に配慮しておりますし、家庭に持ち帰っての端末使用については、年度当初に児童生徒と保護者向けのリーフレットを配布し、時間や姿勢、目を近づけすぎないなどの留意事項を示しております。また、検診につきましては、眼科医による検診を毎年行っており、その結果を踏まえ、必要に応じて保護者に専門医を受診するようご案内をしております。

6点目についてですが、小中学校における体育の授業時間数は、コロナ禍の前後で変化なく実施しており、部活動につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて部活動の停止や短縮等の対応を行ってございましたが、令和5年5月に感染法上の位置づけが5類に移行した後は、全校で通常時間に戻して活動を行っております。また、放課後の遊び時

間につきましては、コロナ禍において特段の制限は行っておりませんでした。感染症予防の観点から、児童生徒にはできるだけ不要な接触を避け、早めに帰宅するよう指導するなどの対応を行ってきたところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず再質問の前に、手持ちに児童生徒の不登校に関わるデータがありますので紹介します。令和5年度は34万6,000人の不登校、4年度は先ほど言った29万9,000人、これは1,000人あたりに直しますと、おのおの31.7人、25.7人と、4年度から5年度特に多くなっております。コロナ禍の収束に伴ってのことだと思いますが、そういうデータになっています。

それで岩手県も当然同じなのですが、当町も同じという答弁であります。令和1年は1,277人、令和2年が1,372人、令和3年が1,679人、令和4年が2,005人と、毎年毎年当然増えています。この差が令和1から2では100人、それから2から3では300人、3から4では300人という形の幅が増えています。

それから、この調査要因で学校側だけに尋ねた調査では、無気力、不安が51.8%と、5割以上そういう見方をしているのですが、その分析を逆に子ども側にも聞いてみますと、不登校要因の調査の主な回答ということではじめ被害、学校側では4.2%しかないと見えていますが、子ども側では26.2%。それから、教職員への反抗、反発では学校側は3.5%しかないと言っていますが、子どもは35.9%。それから、教職員とのトラブル、ここは学校側2%、子ども側は16.7%。学業の不振ということで学校側は41.2%、子ども側が47%、あまりここは差がないです。それから、あと宿題についても10%の開きがあります。体調不良のところは、学校側では18.5%で見えていますが、子ども側は69%、約7割が体調不良で登校しない。それから、不安、それから鬱、学校側では19%と見えていますが、子ども側が76.5%、4人に3人がそういう部分で不登校になるという状況であります。そこで、不登校要因の調査で、学校側と子ども側に大きなギャップがあります。特にいじめ被害など4項目には大きな乖離となっているのが現状であります。

そこで質問ですが、教育委員会と私の認識とどの程度の違いがあるか、まず確認した上でこれからの再質問をしたいと思っておりますので、初めに教育長に伺いますが、この調査結果について、学校現場や教育長として責任ある立場を長く経験された教育長は、どのようにこの数

値を踏まえておるでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまの質問にお答えをいたします。

文部科学省が行っている国の統計法による調査であります。この中で、いわゆる不登校になった要因ということについては、学校が把握している要因として何があるかというふうな、そういうふうな問いかけをしてございます。よって、不登校になった子で過去にいじめがあったという子は、いじめの要因というふうなカウントをしています。これが複数回答可ですので、そのほかにも今お示ししていただいたトラブルとか、学業不振とか、不安とか、鬱とかということと複合的になっている場合もございます。

また、国においては、2020年くらいに不登校になった子ども大体2,000人くらいを対象にして、直接の聞き取り、または調査を行ったという結果が実はあります。そうすると、今議員からご指摘いただいたような数値の乖離が見られるというのも、その結果としては捉えております。

なぜこの乖離が起こるかということでございます。いじめについてちょっと焦点化をして考えた場合、いわゆる今学校が捉えているのは、いじめの認知、つまり教員もしくは教職員、またはアンケート等によって捉えた数と、実際に見つかっていないいじめというのが多分あるのだというふうな捉えをしております。いわゆる見つかっている、顕在化している部分というのと潜在化の部分がまだあるのであろうというふうに思っております。これが考え方でございます。

それに関わって当方でやれることというのは、いじめの認知、件数ではなくていじめをどう見取っていくかということは、やはり大事なことであり、今いじめの認知の中で一番パーセントとして多いのは、約半分はアンケートによつての把握なのです。裏を返しますと、アンケートに記載されていなければ、まだあるのであろうという先ほど申し上げた潜在化の部分、これをいかに可視化できて、いかに把握できるかというのが課題であらうというふうに捉えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 教育長の答弁で、私の考えもそういうところもあるのかなとは想定はしています。ただ、やっぱり経験から、そういうじかに言葉をいただければ、ああ、なるほ

ど、そこまでちゃんとやっているのかなと認知することもできました。

そこで質問します。本町の不登校数も10年前から毎年増加しているとの答弁であります、令和4年度とか5年度は特に多く73人であるようで、この要因分析はされていますか。というのは、不登校の理由は一人一人微妙に違うのです。ですから、そういうところに沿った対応をしなければならないというのが、講座とか、それからマスメディアに掲載になっている内容になっています。そして、それに対する対応策は、各学校、校長会とか、いろいろあるのですが、その中で共有されていますか。その中で周知はしているのですが、共有していることを確認していますかということについてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えさせていただきます。

不登校の要因についてですけれども、どのような理由で不登校になっているかということについては、把握をしているところでございます。令和4年度、5年度増えてございますけれども、やはり一番多い要因としては、学校生活にやる気が出ないというお子さん、そしてあとは生活リズムが乱れてきているというところ、それから不安や抑鬱の状態であるということ、あとはそれに続きますのは親子の関わり方、家庭の問題がちょっとあったと、そういったところが大きなところでございます。

こういう情報につきましては、教育委員会として全体を把握しているものもございますし、また各校単位でも事項に関わる部分については共有されていますので、それぞれの児童生徒の方に合った対応を、それぞれで対応を検討しながら進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 先ほども言いましたように、やっぱり不登校の要因というのは、人それぞれ微妙に違うというところで、一人一人の指導マニュアル、カリキュラム的な部分はやっぱりつくって対応していかないといけないのかなと私は思っています。

それで、こういう記事もあるのです。登校した子どもに教育をするのではなく、登校できなくても学習の機会は保障するというスタンスで取り組まなければ、不登校はずっと増えていきます。そういうスタンスも必要ではないかということでもあります。

要は、もう一人の方、講義で言っていますが、不登校が始まったら、やっぱり早期対応が一番なそうです。特に3日、1週間以内、ところが1週間以上学校を休ませてしまうと、そ

の子どもさんは学校に余計行きたがらない。周りから何言われるか分からないとか、何で休んでいたのかだとか、そういう部分が多くなる。ところが、3日程度であれば、何とかそこは言葉が適切か分かりませんが、ごまかしも効くというか、言い訳も効く。けれども、1週間以上休んでしまうと、そういうのが、その人から見た感じ方は攻撃されているようなイメージで受け取るらしいのです。そうすると、またまた行かなくなるという講義されている先生もおります。そういった意味で、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

答弁でいじめによる不登校はないものと認識してありますと言い切っておりますが、先ほどの調査データも示しているように、73人もいれば、本当にそれで各6校の先生、それで納得しているのですかと、私から、第三者から、素人から見てそう感じるのですが、本当にそういうふうに思っていますかということを再度確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） では、私のほうからお答えをさせていただきます。

令和4年度46、令和5年度が73というふうにして、27人増えているわけです。この背景として考えられることをまず一つお話ししておきます。いわゆる多様性という言葉がありますし、それから不登校になったときへの、いわゆるその取扱いについて保護者がどうすべきかということで、無理して学校に行かせないというふうなところはもう浸透してきつつございます。よって、その訴えがあったときに、いわゆる学校に行きなさいという言葉ではなくて、ちょっと休んでそれからというふうな対応をなさる保護者の方が増えているというのもそのとおりでございます。

また、加えまして、コロナ禍から明けました。コロナ禍のときには休校等もございました。自然と減になる要因があった、それから5類になった形で明けてきましたので、そこの中で今まで人間関係として構築できなかったという部分が急に今度は元に戻ってきたわけなので、そこへの対応がなかなか難しかったというふうな背景もあるというふうに思っております。

不登校の中で初期対応というお話がございました。私勤務したときも、3日休んだら家庭訪問というふうな合い言葉がありました。いわゆる一致する日数なのでございますが、1週間休むと行きづらくなるというのは、そのとおりだと思います。よって、3日たったなら、3日休んだならば家庭訪問をして、きちんとコンタクトを取って、そして学校とつなげましょうというふうな考え方でございます。

加えまして、今の時代で言いますと、いわゆる授業保障、いわゆる学習権を保障するとい

うことがございました。これはもちろん第一に考えておくことです。学習権を保障するために、今はG I G A端末がございいますので、いわゆる遠隔の授業というか、教室で行っている授業を配信して、それを自宅を見て、そして勉強するということや、または課題に取り組むというふうなこともあって、学習権の保障を担保するということは、現在も行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今教育長述べられたような部分を、ぜひ実践していただきたいと考えています。

それで、私これを調べているうちに、こんな言葉があったのかと思ったのは、ギフテッド、いわゆるふきこぼれです。私いたときは落ちこぼれというのは当然あったのですが、自分が該当しているからよく記憶にあるのですが、このふきこぼれ、皆さん知っているのかな、落ちこぼれはクラスにやっぱり15%ぐらいいると、ふきこぼれは13%もいる。これどういうことかということ、塾とかに通っていて、学校の授業が簡単過ぎて面白くない。だから、朝8時に通学してしまうと、早く15時ならないかと、その間暇で暇でしようがないというのがギフテッドと言うらしいのです、私初めて知りました。この辺の認知は、高橋課長のところは当然把握されているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

ギフテッドという言葉というか、形では明確に把握しているものはございませんが、やはりいろんなお子さんがいらっしゃいますので、クラスの中で分かり過ぎて面白くないとか、そういった方も当然いるだろうという認識はしております。

それに対応するために、やはりI C T機器や端末等もありまして、デジタルドリル等で過ぎる子には、できて面白くないという子には、それに適した課題が次々出てきて勉強が進むというふうな仕組みを取り入れて対応を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 本当に学校環境があまりにも、私も4人の教育長と接しております

が、本当に赤丸さん、10年で学校教育はがらがら変わっているから、あなたの考えていることは古いのだよと、4人の教育長の4人までは言わなかったけれども、相当言われました。そんな時代だと認識しています。

先ほど前任の質問にもありましたが、今タブレットで保護者への調査は安易にできるかと思うのです。ですから、学校の改善とか、学校の情報共有をタブレットで調査を行うというのは、やったらいかがでしょうかというのが私の提案です。個人情報云々で回答しないという方も当然半分以上いるかと思います。ですが、やっぱりやる必要の内容、これを説明して、ご自身のご子息や学校改善には皆さんのご意見が必要だという部分をもってすれば、私のイメージでは三、四割の方からの回答は期待できるのではないかと思うのですが、そういう把握の仕方もあるということ全国でやっているところもあるのです。そういうところも踏まえて、当町ではいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

1人1台のGIGA端末を使った家庭へのアンケート、こちらについても何度かやったことは確かにございます。方法としては、可能だと考えております。日頃学校と保護者の間では、様々な手段、直接もあれば、電話もあれば、あるいは連絡帳等もあればといった形でコミュニケーションなされているわけでございますが、学校なりから一斉に聞きたいという場合には、GIGA端末を使うという方法、可能ですので、それについては、ちょっと必要に応じて検討してまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今課長おっしゃられたように、電話とか、直接話を聞ければ、それでこしたことはないのです。ところが、学校に電話をしたくないとか、学校までというと、何となく自分が呼び出されているようなイメージを持つ保護者もおるようで、だったら電子ツールの端末を使ってはいかがですかという提案でしたが、そういったことをあまりにも個人情報保護の観点からとか、それでは何にもできなくなると、さっきの同僚議員も本当はもっと言いたかったと思います。ただ、そこまで踏み込んでという部分はやらなかったみたいですが、やっぱりそういうことも必要だと考えます。

時間もなくなってくるので次に移りますが、GIGAスクールの推進であります。5年経

過して、答弁にありますように、ある程度の安定と活用はされていると、私も知り合いの保護者等と話したときは聞いております。ただ、進んでいるところは進んでいるのです。やっぱりアプリの活用なのです。ここでちょっと時間なくなったから紹介できないのですけれども、それなりに例えば山形の寒河江市とか、大阪府の枚方市とか、ああいうところでは、やっぱり文科省にきちっと報告するから文科省が展開をしています、そういうのが結構利用されています。

これは、学校現場に任せているという形では、やっぱり推進は図れない。そうではなくても教職員の忙しさという部分からなかなか難しい。やっぱり教育委員会の中に学校教育何だかという組織ありました、ちょっと度忘れしたのだけれども、ああいうところにそれなりのスキルのある方を配属し、特にあそこは若い方というよりも経験豊かな方が第二の職場として来ていただいているから、そういうところを強化して取り組めば、もっともっと町内の学校のスキル向上につながると思います、そういう部分についての回答が欲しいのではなく、そう考えている議員もいるのだということに対する所見があれば、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　ちょっとなかなか難しい話だと。

高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えさせていただきます。

教育研究所機関ございますけれども、そちらのほうに専門の相談員の先生方いまして、相談と対応していただいているところでございます。おっしゃるとおりＩＣＴ方面、こちらも指導とかができるスタッフがいればベターだなということは、日頃感じているところでございますので、様々な国の制度等活用しながら、そういうことはできないかということは考えてまいりたいと思います。

現場でも現状でもいらっしゃる先生方、学校の中でＩＣＴ機器を活用して、それぞれ創意工夫して授業を行っていらっしゃるというのは、私もたまに学校を見に行きますと、常にやられていることだと感じておりますけれども、ほかの先進事例等お示しながら、もっとこういうやり方があるよとか、そういったところで教育委員会も支援してまいれば、よりレベルアップにつながっていくと思いますので、そのように努めてまいりたいと考えているところです。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） G I G Aスクール導入に当たって、I C T活用による健康管理も端末を使ってやっている事例もあります。そこでお伺いしますが、答弁にありました保護者、当然生徒にも配っているでありませんしょう、このリーフレット、これは今持参していただいているのですか、どのようなものなのか、ちょっとあれば見させていただきたいし、それからこれによって保護者との、例えば私も斜視で困っているのですが、斜視になったときに、対応方法を連絡したとき、どのような形で、I C Tばかりの活用ではなく、その保護者との共有によって、子どもさんの斜視を病気と言ったらかわいそうなところもあるのですが、そういう対応をしているのか、どういう形なのか教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

まず、G I G A端末の使用に関しましては、今日持ってきておりますけれども、リーフレット、このようなものなのですが、カラー刷りで配布しております。こちらが児童生徒用と保護者用とありまして、おおむね同じような中身なのですが、児童生徒用は平易な言葉で書いてございます。その中で、斜視にも関連する部分でまいりますと、正しい姿勢で使うこと、そして画面に目を近づけ過ぎないようにしますということで書いております。使用時間につきましても、続けて使うのは30分まで、使用する時間はおうちの人と相談して決めてくださいと、あとは寝る1時間前には使いませんか、こういった決まりが書いてございます。こちらは、保護者の方にも理解していただいて、家庭の中でもそういった使い方の指導等、お子さんと話し合って適切にさせていただくようにというお願いの意味も込めて配布しているものでございます。

斜視とか、目の健康を損ねる要件につきましては、学校のI C T機器に限らず様々な要因があると思いますけれども、一番大事なことは日頃の習慣、いろんなものを見る姿勢ですとか、時間帯ですとか、そういうものが絡んでくると思いますが、いずれ学校と家庭、日々過ごす中で子どもたちに習慣づけを適切に図っていくという部分が大事だと思いますので、学校と家庭の連携を密にして、共に健康を保つように取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ぜひ、そういう形でよりよいI C Tの活用に向けて取り組んでいただきたいし、当然健康管理が一番ですから、その辺も踏まえて、よろしくお願いします。

あと部活動の在り方、特に体育系の、その部分についてちょっと触れておきたいと思います。部活動を1人の方の指導の下というのも当然一つの例と私も踏まえていました。ただ、いろいろ今回勉強させていただく中で、地域でやる、要は私から見れば、運動に親しむ、誰でも入れるスポーツ、今国民体育大会、国体も名前を変えて国民スポーツ大会ですか、そういう形になりました。今指導者の成り手不足もあることから、そういう地域でやるという部分も今展開しているところがあります。

そうすると、では競技をやっている人のレベルが下がるのではないかと思います。ところが、これが下がるそうなのです。というのは、やっぱり自分だけうまくてもという部分が芽生えて教える、教えることによって、その競技をやる人、同級生に教えることによって、その人の欠点というか悪さ、どのようにすればうまくなる、それが自分で分かる。だから、コーチ能力が発達して、逆にそこを直しながらいく。だから、何も指導者に優秀なアスリートを持ってくる必要もないというのは、今試行的にそっちこっちで検討されているそうです。

そういった意味から、競技者を育てるために競技のスペシャリストを連れてきて指導するのではなく、そういう中での活動も、また効果があるというような試行的、まだ展開は、結果を見て3年ぐらい経過を見てやりたいということで、2年前からそういうことをやっているそうです。そういった意味から、そういう考えもあるのだなと。

私も前の前のいわて国体のときの選抜選手までは入れなかったのだけれども、鍛えられたほうなのです。だから、悔しさというのはいうんと分かっているのです。そういうところから、やっぱり考えも変えればいいのかと思うのですが、最後に、もしそこに所見があれば伺って終わります。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

部活動につきましては、今現在国のほうでも地域移行ということで様々取組を進めているところでございます。全国的なものですので、本町でもそれについては検討を進めていかなければならないと考えているところでございますが、おっしゃったとおり確かに必ずしも一流の方を呼んでの指導ではなくても、地域の中でのお互いの教え合いの中で伸びていくというふうな状況があるというのは、納得がいくところでございます。

先進事例様々ございまして、今現在も様々情報収集をしながら、本町に合った形を検討しているところでございますので、今のお話も参考にさせていただきながら、地域の中でそう

いう機会が増えていくように取組を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で16番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を15時30分、午後3時30分といたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 3時19分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（廣田清実議員） それでは、再開いたします。

次に、7番、齊藤勝浩議員の一般質問を受けます。

齊藤勝浩議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（7番 齊藤勝浩議員 登壇）

○7番（齊藤勝浩議員） 議席番号7番、矢巾未来の会、齊藤勝浩です。よろしくお願いいたします。通告書に従いまして質問をさせていただきます。

質問1、矢巾町ゼロカーボンシティへの取組について、答弁を町長にお願いいたします。さきに私は2度ほど町のカーボンニュートラルの取組について伺ってまいりました。今世界は、国境をまたぐ大気汚染、地球温暖化によるグローバルな環境問題に直面し、各地で異常気象などによる災害が多発しております。そんな中、今年も温暖化対策を協議する国連気候変動枠組条約締約会議、COP29が開催され、さらなる温室効果ガスの削減を加速すると発表されました。

国は、目標である2030年の温室効果ガス排出量を2013年度比46%の削減を目標としています。この数字は、若干変動するかもしれませんが。この現実を踏まえまして、継続的に取り組んでいかなければならないこれらの取組について、以下お伺いします。

①、矢巾町地域温暖化対策実行計画・区域施策編の策定に関する現在の進行状況は、どのような状況でありますでしょうか。

②、温室効果ガス排出量の可視化の推進はどのように実行し、その結果を基に町民とどう共創し合い、未来をつくり上げていくか、お考えをお聞かせください。

③、県内の市町村、先行する5市町村においては、地域の特性を把握し、Jークレジットなどの活用で脱炭素化を進める先行地域として選定されています。我が町矢巾町としても、住みたい町、選ばれる町への取組として、早期にカーボンニュートラル実現のためのJークレジットの活用も含め、強化取組体制を構築する必要があると思いますが、どうお考えでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 7番、齊藤勝浩議員の矢巾町ゼロカーボンシティの取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、矢巾町地球温暖化対策実行計画・区域施策編については、令和7年3月までに計画を策定するスケジュールで、計画策定支援のためにコンサルタント会社と業務委託契約を本年8月に締結し、進めておるところであります。現時点では、委託業者において地域特性調査を実施し、温室効果ガス排出量等の把握、推計及び要因分析を行っているところであります。あわせて、町において町民及び事業者を対象としたアンケート調査を実施し、集計作業を進めておるところであります。

2点目についてですが、本町全体の温室効果ガス排出量を可視化する手法については、委託業者と協議中であり、今後どのように進めていくかは計画に盛り込みたいと考えております。また、町では温室効果ガス排出量の可視化ツールを提供する企業と提携しており、そのツールを活用して脱炭素を進める企業を支援する取組を実施していることから、脱炭素を進めることで企業の付加価値を高めるような取組を提案してまいります。

3点目についてですが、カーボンニュートラルは行政側のみの取組で実現できるものではなく、広く個人の家庭や企業などの様々な事業活動において、かつ全国で速やかに取り組むべきものと考えております。

そのような考えから、令和4年度に脱炭素社会の実現を条例の基本理念に規定し、ゼロカーボンシティを表明し、令和5年度からの地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の重点対策加速化事業を活用した再エネ、省エネの普及に努めているところであります。

本町におきましても、Jークレジット制度を活用した温室効果ガスの排出量削減や吸収量増加を創出できないか検討しているところであり、今後地球温暖化対策実行計画・区域施策編の実効性を担保するために、重点対策加速化事業のほかに取り組めるものを提案してまい

ります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 答弁の中で町民と事業者を対象にして行うアンケート調査を行っているというふうな答弁がございましたが、この内容はどのようなものなのか教えていただけますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年の10月中旬から先月中旬にかけて行ったところでございますが、一般の方は無作為抽出で1,000名を対象にしてアンケートを行っておりまして、今答弁にもありましたとおり、集計中ではございますが、現時点で回答いただいているのが1,000名のうち231名から回答をいただいております、それを今集計しているところでございます。

内容については、例えば温暖化問題に対する関心のことですとか、あるいはご家庭については、例えばガスの使用料とか、そういったものを質問で答えていただいて、それをちょっと参考に計画のほうに反映させる予定となっているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） コンサル会社等へ委託をして今後いろいろ調査されるというお話の前段の行為かとは思われますが、田中館課長もご存じだと思いますけれども、環境省では全国市町村単位での自治体排出量カルテを公表されております。ここでは、区域施策対策策定の統計資料から案分で推計値を算出し公表され、産業部門、家庭部門、運搬部門等の13年分をしっかりとした数値で公表されているのはご存じだと思います。このデータの中では、矢巾町は増えもせず、平成20年から比べればやや増えたという中で減りもせずというふうな流れで来ているのは、もう確認されていると思いますが、この数字をまず町民に知らせることも私は1つかと思っておりました。何がどうだというのは分からないかもしれませんが、早くこういうものだということを公表して、みんなに知らせることが大切だと思いますが、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

齊藤議員おっしゃるとおり環境省で出している自治体カルテは、いろんな統計から引っ張ってきて係数を掛けた推計値ではありますが、ある程度の矢巾町の傾向というのを示していると思います。というのは、全国と比べて矢巾町の場合、部門でいうと運輸部門の排出量が多いというふうな傾向が出ております。これは流通センターですとか、そういった流通業が矢巾の場合は盛んですから、そういった傾向をまさに示しているなと思っておりまして、そういったものを、やはり町民の皆様にご覧いただくということは非常に大事だと思っておりますし、先ほどのアンケートも、この結果はぜひ町民の皆様にご覧いただきたいと思っております、その準備も併せて今進めているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 承知しました。これは避けて通れない、期限を決めて進められていることですので、早め早めのほうがいいのかなと、そのうちだんだん本当の数字が見えるのかなと。前にもお話ししたことがあるのですが、壁があるような状況で厳格に見えるようなものではないと思いますが、その可視化について自治体の責務として、企業だけではなく町民へ周知する責任があるというのは、今お話ししたようなところなのではございますけれども、一つの手法としまして、環境省の自治体カルテの数値や同じく国民運動として、これも課長はご存じかもしれませんが、デコ活です。それから、県環境部が推奨する中では、じぶんごとプラネット、これは非常に簡単なもので、知る、見直す、考えるというふうな形で、個人が自分の生活をインプットするだけで、あなたはどのくらい排出量オーバーしていますとか、オーバーしていませんとかと出る、ちょっと漫画チックなものなのではございますけれども、その辺のところも町民に知らしめて公表して、個人がカーボンフットプリント量の計測を安易にできる制度を推進して、広報とか、そういうところでやってみませんかとするのもいいような気がするのではございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大きく分けて個人と事業者向けというふうにあると思うのですが、ちょっと事業者向けは有料のものがほとんどではございますけれども、比較的いろんなツールを民間の会社さんで用意しておりますが、個人向けではなかなかそういうのがございませんので、ちょっと今考えているのが本当に簡単に、例えばガスですとか電気、それから乗用車のガソリンとか、そういったものをこれだけ消費すれば、これくらい二酸化炭素を排出しているのですよということを本当に

簡単なエクセルみたいなもので計算的なものをつくって、例えばホームページとかに載せて、こういったのを活用してご自分の家庭でどれだけ二酸化炭素とかを排出しているのかと計算してもらうようなのを提供したいなと思って、それも含めてコンサル会社さんと相談したいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 承知しました。じぶんごとプラネット、これもネットで簡単に入っていける易しい、子どもが見ても動画っぽいようなところなので、これもいいのではないかなと。早く知ってもらうことが必要かと私は思いますし、先進の宮古市さんでは、市の総排出量を体重表記したイメージキャラクター、デカボンみたいな名前をつけて、総体重が37万3,000トンとかというような表記しながら市民に知らしめているような行為もありますので、矢巾町は23万7,000トンというふうな、ちょっと細身のほうで、バカボンではないですけども、そういう形のキャラクターでもいいのではないかなと私は思っております。

これにつきましては、共創のまちづくりを実行するために気候変動町民会議のみんなで意思統一するための、まばらな方法ではないところに、すぐとは言いませんけれども、設置をして防災も含めて考えるような会もあってもいいような気がするのですけれども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） まず、この脱炭素に関してなのですけれども、私は取り組み始めたときから思うのですけれども、やはり脱炭素にだけ特化してやると、これはごみの減量もそうだと思うのですけれども、それだけをやろうとするとみんなが疲れてしまうので、ちょっとしたことから取り組める、それこそ先ほどお話しした家庭でできることもですし、企業さんもそうですけれども、今大手の企業ほど脱炭素に取り組まないと、それこそ出資者からそっぽを向かれるという状況だそうですが、それがサプライチェーンにも広がってきておりますので、本当に全ての企業さんが取り組むようなことになっていくと思っておりますので、そういった意味で、今議員がおっしゃる会議というよりも、どの立場でも、どの分野でも取り組めるような施策といいますか、ちょっとしたことでも脱炭素につながるのだよというのを私は今回のこの計画でお示ししていけばいいなというふうに思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 承知しました。課長の考え方を推し進めてどんどん公表してもらえれば、みんな安心できるのかなと私は思います。

続きまして、Jークレジットの取組についてですが、ゼロカーボンシティの表明をして重点加速化事業の活用の普及策を行っていますが、地域の特性を生かした考察、実行も必要と私は考えております。私が釜石におったときは、ワカメに特化するということで動き出したのは、私は存じていましたけれども、これについてJークレジットで先進の市町村は、地域の特性を生かして取り組んでいます。

田園都市矢巾においては、何かないかとずっと考えたのですけれども、近々の話ではありますが、稲作においてカーボンクレジットを得られることが実証をされて、今実行されているというのをちょっとご存じかどうか、話してみようと思って今日はお話しします。近隣のまちでは、金融機関との連携により実行されています。実際山形でのパンフレットはあるのですけれども、近隣のまちは今年から取り組んだようなのですが、実績8件、総面積は100ヘクタール、1ヘクタール当たり3万円で300万のバックというふうなところで、これにつきましては何をやるのだというふうなお話ですけれども、水稻の中干し延長、それを水を入れるところから中干しの状況、あとは最後の状況、写真を撮るだけで簡単な申請でできると。

これは、私も確認してJAさんが主導ですかという話を聞いたのですけれども、もう今や金融機関が先導を切ってやっているようですので、そういうのも取り組んでいったらいいのではないかと私は思うのですけれども、いかがか。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まさに今、その内容でうちも内部で協議しているところでございまして、ある金融機関さんのほうから、この中干しに関してのご提案をいただいて、矢巾町内で可能かどうか、今産業観光課とともに検討しているところでございます。

今他の地域のことについてはご紹介いただきましたが、金融機関さんから聞いたお話ですと、どちらかというと県南のほうは、むしろ金融機関が取り組むより前にJAさんのほうが取組が早かったというふう聞いておりまして、比較的県北のほうは金融機関さんが中心に動いているような状況なそうでございますが、いずれ矢巾町内で取り組めるかどうかを今検討しているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 質問2、町民の健康意識対策と健康増進への取り組みやすい環境整備についてお伺いします。答弁を町長、お願いいたします。

矢巾町は、健康長寿のまちづくりの推進を図り、目指せ、日本一健康な町やはばの目標を掲げ、町民の健康づくりに取り組まれていることは承知の上であります。現在の取組結果指数等を考察し、また社会情勢を踏まえ、質問させていただきます。

厚生労働省の2040年を展望した社会保障等のまとめによると、2040年には高齢者の人口の伸びが落ち着き、一方で現役世代は急減すると予想されています。その影響として、就労、社会参加する者が減少し、経済活動への影響や医療、介護などの社会保障の負担増加につながることも考えられると目されています。

県におきましては、健康増進計画、健康いわて21プランを遂行し、健康寿命の延伸策や特質な疾病の削減策を強く推し進め、事業者などへの推進と実地強化を図っているのが現実でもあります。

これらのことを鑑み、町の現状評価と今後の町民健康増進強化策について以下伺います。

①、国や県、各機関の指針は、健康診断100%の受診とする統一指導が行われており、地域の関係機関や職域においては、これを評価制度を設け、結果公表されているのが実情であります。この取組は、自治体が行っている町民の受診管理も例外ではなく、受診率向上への取組について、どう取り組まれているのか、お聞かせください。

②、コロナ禍の影響により、定期健診やがん検診を受けなかったことの影響により、発症、発病の発見が遅れ、重篤化により高度医療を施さなければならない事象は、各機関の調査により判明しています。当町においても、社会保障費の増加が確認できており、財政面への影響も考えられることから、早期に事象の分析、対応が必要と思われますが、どのようにお考えでしょうか。

③、今後健康増進に取り組むやすい環境づくりと、さらなる健康に対する住民意識の向上について、どのように取り組まれていくか、お聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町民の健康意識向上対策と健康増進へ取り組みやすい環境整備につい

てのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、国において市町村国保における令和11年度までの第4期特定健診実施率の目標は60%となっており、本町では昨年度策定した第4期特定健康診査等実施計画において、令和6年度の特定健康診査受診率の目標を49%とし、令和11年度までに段階的に60%とすることを目標としております。

また、受診率向上への取組につきましては、同計画や同じく昨年度策定した第3次健康やば21を踏まえた上で、保健師による家庭訪問や電話勧奨、ナッジ理論を活用した受診勧奨資材による通知のほか、健診受診について目に触れる機会を増やすために、広報、やはラヂ！、町の公式ラインや町内商業施設に受診勧奨用のポスター掲示などによる周知を図っております。

なお、特定健診につきましては、積極的に健診を受けられる、いわゆる団塊の世代の方々が後期高齢者に移行することにより、今後の受診率低下が全国的にも懸念されているところではありますが、本町では今年度、40歳で初めて特定健診の対象となった方を対象に、今後も継続的に健診を受けていただく大切な機会として、集中的に受診勧奨訪問を行っております。

今後も引き続き、これらの受診勧奨を実施するとともに、健診機関であります岩手県対がん協会との連携や他自治体の先進事例を取り入れるなど、町民の皆様方お一人お一人が自身の健康を考える機会として、特定健診受診に気持ちを向けていただけるよう取り組み、受診率のさらなる向上に努めてまいります。

2 点目についてですが、議員仰せのとおり、がんの発見の遅れによる社会経済面への影響は大きく、医療や介護費等に関する社会保障費のほか、その方の所得、それらに係る税や消費活動など、様々あるものと認識しております。

また、コロナ禍における本町のがん検診受診率は、一時的には下がったものの、さきに申し上げた特定健診受診勧奨と併せて啓発を行っていることもあり、その影響はほとんどなかったと認識しておりますが、本町の死因別死亡率の第1位は悪性新生物、いわゆるがんであり、その中でも大腸がんの死亡率が上位でありますことから、令和4年度から3年間成果連動型民間委託契約方式推進交付金を活用し、大腸がん検診受診率向上事業に取り組んでおります。

具体的には、健診予約時や受診時での大腸がん検診の受診勧奨、大腸がん検診キットの送付と、その後の電話受診勧奨、町保健推進員によるラジオのコマーシャルの放送や町主催によるイベントの大腸がん検診キットの配布などを実施しており、今後も効果的な受診勧奨方

法を検討し、受診率向上に取り組んでまいります。

3点目についてですが、健康増進を目的として、参加者が歩く歩数や消費カロリーを測定できる活動量計を所持し、イベント参加や歩数等の計測データに基づいて健康ポイントを付与し、景品と交換することができるインセンティブ方式によるやはば健康チャレンジ事業は、楽しみながら気軽に健康づくりに取り組んでいただけるものであり、継続した取組につながるものと考えております。

また、町民の皆様が生活習慣の改善に向けて身近な地域で取り組んでいただくことを目的に、各行政区年1回程度、健康づくりに関する健康相談、健康教育、栄養講習会を町保健推進員が企画し、実施しているほか、健康意識の向上を目的として、岩手医科大学と共同でのイベントや講演会などを開催しております。

町保健推進員、町食生活改善推進員等、町民の皆さんの健康づくりに取り組む方々とともに連携し、町民のさらなる健康づくりの意識の向上に向けて取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 再質問のほうは、まずは健康診断の受診率向上についてというところでちょっとお伺いさせていただきます。前提としまして、目指せ、日本一健康な町やはばということを掲げている以上は、受診率が目標よりも低いというのはちょっといかがなものかなと、私は思っております。特に気がかりだなと思ったのは、若年層の対象者の受診率が低いと、低下してしまっていると、17%ということをお聞きしました。そして他の保険者、共済、協会けんぽなどのほうは目標値が高く、実施差が大きく差が出てはいけないということも私は思います。

健診促進や受診勧奨活動、講話や相談、研修はたくさん行われていることも承知ですが、今後持続していくことが重要であるものの、健康への無関心層というのは、新潟や東京などに視察に行かせていただいたときにも関連の話を聞きました。六、七割が存在するというお話でございます。その方々に周知するのも時間がかかるということではございますが、今後ナッジ理論、行動させるということを用いて、若年層の受診向上率も含め今後の対応でどのくらいまで上げていくか、60%以上を目標にする動きはどのように考えるか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

まず、若年者の健診につきましてなのですが、国保の場合、若年者健診については、まずは法定健診ではないです。ただ、そこからまた特定健診年代に入ってきたときに健診につながるために受診勧奨などを行っております。ただ、やはり国保でこの年代の方々、自営とかやられている方もいれば、様々な事情を抱えて国保という方もいらっしゃいますので、そういった面に配慮しながら進めていきたいと思っております。

特定健診の受診率向上につきましては、今まで様々手だて、施策をやってきたわけなのですが、議員おっしゃるとおり健診についての無関心層というところが課題というふうに捉えております。これに対して今までと同じやり方だと、なかなか受診率向上に結びつかないということもございますので、例えば受診率、その数という面については、みなし健診というのがありまして、実際国保でも勤め先で健康診断を受けられている方とか、同じ検査をされている方いらっしゃいますので、そういった数の掘り起こしをしていきたいなということをお考えしております。

そのほか、あとは今までも町のほうから保健師などからの受診勧奨ということをしておりましてけれども、受ける側の心理というか受け方とすれば、役場から言われるより実際関わっている医療関係者、例えばお医者さんたち、ちょっとなかなかお忙しいので難しいとは思いますが、薬局とかでも、大体例えば国保に入っているかどうかということをお聞きできますし、そういったところで受診勧奨をお願いできないかなというふうなことをちょっと検討しております。

また、全く健診とかに無関心な方の取組について、県外の事例とか見ますと、受診率の向上をキャンペーン的に大々的に周知してやっているということもありましたので、そういった例で実際に効果がどうだったのか検証しながら対応していきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 質問条文でもちょっとお話ししたのですが、2024年、2040年にはということで、16年後ですと私たちはなかなか大変な、もうこの世にいないかもしれませんけれども、今30代、40代ぐらいの人たちが、もう盛りになって一番、ただ人口は減る、働く人も減るというところで、そのときに健康ではないというのは、すごく心配なことだなと私は

思っ、この17%の受診率を上げてほしいという思いでお話ししました。

かつ今後マイナンバーカードでいろいろ管理もできるわけですので、事象があった方に対するアプローチとか、そういうのはマル秘の部分もあるかもしれませんが、当局、役所側のほうで有効に使えるのではないかと思います。

また、社会保障費の増加傾向の推測ということで、私は高額療養費の増加の傾向のところをちょっとお話ししていただければと思ったのですが、コロナ禍の影響による一過性のもものと判断されているのか、矢巾町の死亡、死因のがんの影響によって今後も増えていくのか。また、県は脳血管疾患を岩手県の特例の疾病というふうにうたっておりますし、この辺の対策として高額療養費、医療費の社会保障費が今後どういうふうに移していくかの予測とかを推測されているのであれば、お聞かせ願えればと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まず私のほうからお答えさせていただいて、詳しいことは担当課長のほうからお答えさせていただきますが、齊藤議員さん、私も危機感を持っているのです。今の受診率では、これはもう大変なことだと。そこで、まず今職員採用で保健師の採用の枠をちょっと増やしたいということで、保健師はまず本来訪問活動が基本的なわけです。だから、保健師が外に出て訪問活動できるような体制整備をしていきたいということで、今その採用の枠を検討していきたいことが1つ。

それからもう一つは、やはり私も実際担当したこともあるのであれなのですが、個人カード、今世帯数が1万1,000世帯あるわけですから、例えばうちのほうで、本町で対応、けんぽとかいろいろ、共済とかあるわけですが、本町で何人対象になっているのか、特定健診、特定保健指導の。その実態をしっかり把握しなければ、受診率が出せないわけです。

だから、そういった受診カードの個人カードをしっかりつくって、できるのであれば毎年、新年度が始まる前に、例えば特定健診とか特定保健指導に限らず予防接種でもいい、インフルエンザとか、コロナのワクチン接種とか、いろいろあるわけです。そういうようなものを希望するか、しないか、そうすると大体データが取れるわけです。だから、そういうカードをこの際時間がかかってもいいからしっかり整備しろということで、今この受診率を高めるために、まず保健師の採用の枠を増やすことと、あとはいわゆる個人カードの受診、いろんな、何回も言うのですが、予防接種とか特定健診、保健指導、またそのほかにも何か問題があるのであれば、医療保険だけでなく、介護のことも含めて、そして今個人情報の問題があるから、そのカードをしっかり管理して、そして対策を講じていくということ。昔はそうい

うことをしっかりやっていたのですが、今それが構築されておらないので、本当に対象者が今の対象者で間違いないのかという確認しているのですが、あるいはけんぽ、共済の加入者かもしれない。だから、そういうことをしっかりデータ。

あとは、できるのであれば、マイナンバーカードのひもつきとか、そういうようなことも含め、または国調とか何かの情報も見て、いわゆる許される範囲内で対応していくという基礎調査のところにもまずしっかり意を用いて対応していきたい。

今私らの受診、先ほど高橋恵議員のいきいき健診で、脳梗塞で今すぐ手術したほうがいいと、そういうことがあるわけです、いきいき健診で。医大のほうからすぐ手術したほうがいい。だから、この特定健診、特定保健指導もそういう意味があるのです。だから、そういうことをしっかり取り組んでいきたいと思いますので、あとは詳細は担当課長から答弁させます。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

医療費の伸びとか、傾向とかの件についてですけれども、当然矢巾町の死因１位になっているのは、まずがんというのがございます。医療費から見れば、糖尿病が一番医療費、抜けて発生しているところでございます。１人当たりの国保の医療費を見ましても、やはり年々伸びておりまして、最近で見ると、年間１人５０万ぐらいの医療費というふうになってございます。

この医療費につきましては、健康で予防できる面もあれば、医療費の改定、最近だと調剤費というのはかなり上がってきておりますので、そういった影響もありますので、なかなか減るのは難しいかなというふうに思っております。

ただ、町のほうでも糖尿病の医療費の関係で、いわゆる人工透析に切り替わると、本町の場合だと大体１人当たり年間６００万ぐらい医療費が発生しております。これを全く止めることがないと、１０年間の医療費で五千何百万とかになっていきますので、それでただ７５％止められれば２、６００万ぐらいの医療費で抑えることができますので、健診とかの結果を見まして、そういったほうに移行してきそうな可能性のある方、そういう方を選別しまして、町の保健師であるとか、あと管理栄養士もおりますので、そういったことで予防指導ということも行っているところでございます。

あと、がんにつきましては、最近の国のほうの研究だと、日本人の場合、生活習慣によるものであるとか、感染によるものが日本ではがんのリスクを高めているということがありま

すので、そういったことでも生活習慣となると、やはり特定健診、その後の特定保健指導につながっていくものでありますので、まずは特定健診の受診率を高めることが全体的な医療費の抑制にもつながっていくのかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 高橋町長と田口課長からお話いただきました。高額医療費の増加ということのお話を聞いて、確かに去年も補正予算、おとしも補正予算、ある程度の金額を積み上げられて、それが減少していないというのは判断していますし、先ほど高橋恵議員からも出たのですが、予算の構成が変わって、穴ぼこも直せなくなるようであれば、ちょっとそれも悲慘なことかなと思いますし、そういうのも心配して医療費を削減する動き、また昨日におきましては、田中館課長からごみ拾いと歩くのと一緒にテスト的な健康促進策もやっているということで、花巻なんかでもそういうことはやっているようですし、その辺のところを踏まえて、今後も頑張ってもらいたいと思いますし、私たちも応援します。

そんな中で健康の取組環境の意識向上ということで、インセンティブ方式の採用をされて取り組まれています。花巻市におきましては、3日間連続でどの日やってもいいですし、3日やってもいいですしというような感じの流れでやっているようでございます。

健康への意識のモチベーションを保つためには、寄り添える場所、情報交換ができる場所が必要と私は思っております。自宅に籠もることの防止をすることということで、視察をしてきた新潟の見附市では、とにかく家を出なさいと、バス代はほぼたと。ただ、1回行って1軒だけではなく、3軒回ってこいというような指導で10年かけて1人頭14万の医療費の削減を図ったと。足立区におきましては、10年かけて糖尿病の改善をして、ちょっと規模が違うのであれですが、10億ぐらいの費用を圧縮したというお話も聞いてまいりました。

前々から若い議員からも出ているのですが、それを踏まえて、子どもから年配者まで自然で体を動かせる場所、屋根のある大きな場所、娯楽を楽しめる施設、ちょっとテレビを見て思っていました、年配の方々が毎日集まって、女性の方も、おばあちゃんもそうですけれども、マージャンをやって、それで健康の度合いが高くなっているという事例もあるようでございます。また、自然を楽しめる都市公園の設備、設置とか、そういうものを考えられないか、お伺いしたいのですけれども、よろしく願います。

○議長（廣田清実議員） 健康の増進のための施設として。

吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まさに家から出て、どこかで集う場所があって、「今日齊藤さん、顔見えないけれども、どこに行ったのだろうかね」、「今日具合悪いらしいですよ」と、病院で話しているというような会話がよく聞かれますが、そうではなくて、元気な人は町のなかにしっかり出て歩いてというようなところが、推奨はしているものの、なかなか現実にはそうはいかない。

外に出すための要素というのは、2つあるそうです。まず出ると言って役所が勧奨しながら出す方法、あるいは自然に楽しいから出て歩く方法、圧倒的に後者が効果があると言われてますし、そのようにするにはどのようにしたらいいのかという中で、さっきのナッジというものが効果があると言われてます。

しかし、どこかに集まるというような場所というものについて、都市公園というお話がありましたけれども、現状今そのような計画はございませんが、今各公民館でエン（縁）ジョイネットワークをしています。そういったところがひとつまず集まる場所になろうと思っております。そういうものを充実しながら、やっぱりもっと核が欲しいねと言ったときに、既存の施設でなければ、改めてその場で考えるようなことが必要なかなと思っておりますけれども、いずれにつきましても、すごく重要な視点でのご質問と承っておりますので、全方位の中で検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） それでは、質問の3つ目をさせていただきます。矢巾町の地方創生と都市計画マスタープランへの取組について。答弁は、町長にお願いいたします。

国は、10年前に打ち出した地方創生、まち・ひと・しごと創生法を地域活性化と人口減少対策という意味で積極的に推し進めてきました。しかし、地域活性化策だけでは地方人口は増えていないのが現実であり、東京一極集中の是正や雇用創出策が進まなければ、ほとんどの自治体は地方創生へ踏み出せないのが現実問題であると察せられています。

一方、自治体の中には、地域の独自性や新たなことを生み出す考察を繰り返し、プロジェクトを立ち上げ、長期的視野と身の丈に合わせた実行計画を遂行し、結果、高く評価される事例を実現している自治体があることも事実であります。

このような現状から、国は新たな地方創生策を立ち上げる検討を今始めております。これらを踏まえ、矢巾町においては、今年度からの8次矢巾町総合計画において、まち・ひと・しごと創生法との関わりを定義づけ、総合計画にまち・ひと・しごと創生総合戦略を併せ持つものとしております。地方創生を推進する上で、具体的にどのような取組を進めていくのか。また、都市計画マスタープランにおいては、どのような役割を担い施策を展開していくのか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 矢巾町の地方創生と都市計画マスタープランへの取組についてのご質問にお答えをいたします。

地方創生事業の推進による地域活性化や人口減少対策などにつきましては、本町でも様々な施策を展開してまいりました。国の主要政策につきましては、現在推進中でありますデジタル田園都市国家構想に代わり、新たに地方創生施策が立ち上げられる予定であることを受け、本町では地域の特徴を生かしながら、持続性の高い事業効果が期待できるような施策を検討してまいります。

現在のところ、新しい施策に係る情報を得ることができていない状況であることから、本町における具体的な取組につきましては、ご提案することはできないところでありますが、これまでの人口減少対策や地域活性化事業については、今後も継続が見込まれることから、より効果が見込まれるよう引き続き取り組むとともに、新しい施策については、国による主要施策の展開状況を早期に把握しながら、本町の発展、さらには地方創生に寄与すべく町における各種施策の検討を行ってまいります。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置づけを併せ持つ第8次矢巾町総合計画に4つの大きな施策の柱を示しており、それらに即した矢巾町都市計画マスタープランにおいては、5項目の都市づくりの目標を考えております。

都市計画マスタープランには、その目標の実現に向けた都市づくりの方向性を示しているところであり、その具体的な取組事項については、矢巾町公共施設等総合管理計画、矢巾町水道施設整備計画及び矢巾町観光ビジョンをはじめとした個別の関連計画に位置づけ、この

施策を展開してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 今の答弁で、新しい施策のほうは国のほうの方針が決まらないうと、まだ出せないというふうなところは承知の上で、地方創生の取組の振り返りについて、10年、どこも振り返りを行っておりますが、矢巾町としての取組について振り返りをお聞かせ願えればと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

まず、地方創生の取組ということで、首都圏から本町への移住、定住の促進と、地域の活性化のために地域おこし協力隊、昨日もちよっと議論ありましたけれども、委嘱してきておりますし、関係人口の創出として、駅の地域情報発信センター、そして地方創生センターにおきまして、観光情報をはじめとする町の情報の発信とか、コワーキングスペースの設置、町内外の方々向けのセミナーの開催、町外の方々を対象とした交流イベントの実施、そしてふるさと納税の取組等を行ってきているところでありますし、それぞれ成果があったのではないかというふうに認識しております。

また、地方創生に関する動向、ここ何年か臨時交付金というのもあったわけなのですが、交付された財源を活用しまして、コロナ対策であるとか物価高騰対策、低所得者対策なんかも行ってきたところであります。

そして今、地方創生交付金はデジタル田園都市国家構想交付金というふうに名称を変えてございます。現在に至っておりますけれども、携帯端末向けアプリケーションであるやナビ！の導入であるとか、あとは今年度、中学校への電子黒板の導入などを行ってきているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 分かりました。実際地方創生の取組の振り返りを今お話も聞きましたし、国、県、他の市町村におきまして、1つポイントになるのは雇用対策というところが問題というふうに掲げられております。昨日藤原信悦議員は産業振興に向かってというふ

うなお話で似たような、ちょっとかぶるところもあるかもしれませんが、そこをどう捉えていくのか、ちょっとお伺いしたいと思っておりました。

まち・ひと・しごと創生総合戦略を併せ持つ8次総合計画からマスタープランへのまちづくり理念ということで、未来につながる安心、快適なまち矢巾ということを考えております。人口減少、人口増加、この増減だけが問題ではないと私は思っております。選ばれる町になるためには、第1問で話ししました環境問題、第2問で話ししました健康対応、この辺のところ、やっぱりトップクラスになってくると、矢巾に行きたいよねと、かつここに起業家を促進するような制度があって、矢巾に行けば働いて暮らせるというふうなプランをマスタープランのほうに落とし込むのも一つかと思いますが、その辺のところをどうお考えか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に相当する総合計画ということの中で、都市計画マスタープランにそれを落とし込んだ形での答弁の形にさせていただきたいと思いますが、まず地方創生、まち・ひと・しごと創生法の第1条に、その目的が示されておると思いますが、簡単に言うと、人口減少の克服と地域内経済の活性化という、この2点に言えるのではないかなと思っております。

この2点に関連する分野といたしましては、都市計画マスタープランの関係では、私どもの場合、先ほどお話がございましたように雇用の創出という意味の中では、市街化調整区域における地区計画の設定地区数をK P Iとして企業誘致を進めてまいりました。この間の例を挙げれば、間野々地区に誘致いたしました岩手日野自動車株式会社の誘致につきましては、地方創生に資する効果だったのかなというふうに思っております。

この中では、雇用面という意味では、従業員の3割以上を矢巾町内または近隣市町村に居住する農業従事者あるいはその世帯員から確保するというふうに努力していただくということになっておりまして、その点におきましては、雇用に資する内容ではないのかなと思っております。

また、岩手日野自動車さんを誘致することによりまして、あくまでこれ私の試算ですので公式なものではございませんが、決算データを基に年間売上高を単純に新規需要で捉えた場合、総務省が提供している産業連関表による経済波及効果の簡易計算ツールで計算しますと、約139億の波及効果の起点が矢巾町にあるというふうなところでございます。

今度は、この波及効果を直接効果、間接効果、そして波及効果として、どのように私ども

の町に落とし込んでいくのかというものが、それぞれの今後誘致企業に対して考えていくことでありまして、その中で町民環境課長が言いましたように、環境に資するであるとか、あるいは選ばれる町になるためには、どのような魅力を発信するのであるとかというようなところの中では、今後神経がつながっていくと申しますか、関連する政策となるように展開してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 分かりました。その中でも矢巾に暮らして幸せに思う人がどれだけいるかというのが一つの肝ではないかと、私は人口の増減だけではないと思っております。それで、昨日藤原信悦議員も聞いたのですけれども、矢巾町に起業家という作戦を立てて、若い人たちに挑戦させるような企画を立てていく、そして時間はかかると思いますが、やっぱりそれが必要なときではないかなと私は思っておりますけれども、そういう施策の考えはございませんか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

起業家という話の中で、私ども今考えているのは、まず大前提といたしまして、この間私ども平成24年から令和6年度までのデータといたしまして、これは経済センサスのデータでございますが、平成24年が全事業所数が1,249事業所でございました。令和6年が1,350事業所で、110アップしています。私どもの中で、昨日藤原議員からもご指摘ありましたように、成長の糧となる、牽引するような産業という中で第2次産業ということで、製造業を中心に申し上げますと、63事業所から65事業所、こちら2事業者しか増えていない状況でございます。

藤原議員の質問にもお答えしましたとおり、やはり分かってくると、なかなか矢巾町は土地が高いとか、そういうところがついつい足を引っ張ってしまいまして、なかなか企業が大きく立地してくるということに関しては、若干弱い面がございます。これは、主に県の計画でもそうなのですが、県南を中心とした大規模工場の誘致ということになっています。ここ周辺につきましては、ヘルスケア産業の集積ということで位置づけておりまして、私どもこれからヘルスケア関連のベンチャー企業といったようなところの集積を図ることができないかということで先般行っております立地調査の中で、ヘルスケア産業中心にアンケートを

集中的に行っておりました。

そういったところを分析しながら、今後そのような起業家がどのような条件であれば、本町において起業を考えるか。あるいは、ただ単にベンチャーということではなくて本当に機能移してもいいか、フロントオフィス移してもいいかというようなところにつながるかどうかというのを検討してまいりたいと思ひまして、まず私ども農商工共創プロジェクトの中で、個人の部分の起業についてはサポートする体制を整えておりますが、より大きなコアとなるような起業につきましてもサポートできるように今調査をしておりますので、今年度中にそういう取りまとめを行いたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 分かりました。矢巾町におきましては、こんなにアクセスのいい土地というのは、私はあんまりないのではないかなと、東京から2時間ちょっとでございます。あと花巻空港がございます。盛岡からも10分、花巻からも15分くらいと、ちょうど視察に行った札幌、北海道の北広島市がそんなところでしたけれども、そういうのはまた一つあれなのですけれども、起業家を置くということになったときに、特区とか、土地が高いところを町の決裁で特区をつくってやるとか、そういうことも頭に入れて進めていくのも1つではないかと私は思います。

何がいいかというのも、ちょっとなかなか私もこれがいいのではないかというのは言えませんが、引き続き進めていってほしいということと、あと若い人たちがやりたいと思っているようなことを何でもいいから、ただそれにはちょっと寛容性を持って当たらなければならないので大変なことではありますけれども、そこもちょっとかみ砕いて、やんわりと進めていくのも1つではないかと私は思いますので、その辺のところをどう考えるか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 詳しいことは吉岡政策推進監から答弁させますが、今本町では岩手医科大学という、いわゆる医学、歯学、そして薬学、看護学部の総合医科大学、ここにやっぱり医療人材がいっぱいいるわけです。そこで、今私どもこれから岩手医科大学の祖父江理事長あたりともよく相談しながら、医療人材を活用した企業誘致、このことに取り組んでいきたいということと、あともう一つは、やっぱり第1次産業の農業、林業、ここにはもちろんあれなのですが、私は今の矢巾町でできるのであれば、旧アイワのああいうクラスの企業を

3つぐらい持ってこなければ、尻すぼみになると。

そこで、まずこれから企業誘致のための活動を、やはりもうコロナも明けて、先ほど吉岡推進監のほうからもあれなのですが、町内の事業所も1軒1軒歩いて、そしてそこには本社もあるし、関連企業もあるわけですから、そういうところも紹介していただきながら、やっぱり地道にとにかく足で稼がなければならないと。

ここでただ理論を言っている前に進まないわけですので、だからまず今のところ医療人材を使った医療に関係する企業、そういうようなものがないものか、製薬の関係でも、まず企業が、製薬会社が無理なのであれば、研究所でもいいのですから、そういうことの取組を進めていきたいと考えております。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。端的にお願いします。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） ご質問のございました特区についてお答えしたいと思います。

今ベンチャーが何か挑戦しようと思いますと、すぐ規制というものに引っかかってしまって、いや、これはできないですよという話になってしまいます。ただ、現在特区制度、議員ご質問にございましたとおりございまして、それには様々な段階の特区がございます。構造改革特区などを利用して、一つのハードルをクリアするといったことによって、彼らが実現したいことをこの矢巾町内ではできるようにする、そしてそこを横展開していくという流れ、好循環をつくっていくことは可能かと思っておりますので、そういう選択肢も、私どもに相談にあったときには外さず一緒に考えるようにしてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） よく分かりました。町長の誘致企業の取組と、あと吉岡推進監の特区の話と、そこなのですけれども、やっぱり私はもう一つ、矢巾産の方を育ててほしいというふうな流れもつくっていただきたいと思いますので、そこをよろしくお願いしたいということで、私の最後の質問でこれでよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 質問に変えなければ駄目。一般質問は、意見を述べる場ではないので、意見を述べながら質問に変えないとという必携にも書いてあるから、そこだけはちゃんとした最後の質問にしてください。

○7番（齊藤勝浩議員） 最後のあれですけれども、矢巾町産の人材をつくるような企画を判

断するようなお考えはないでしょうか、そこだけ聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） まさに様々な議員様方からご指摘があるように、キャリア教育とか、この町が好きだとかというようなシビックプライドというようなものを育んでいくということが、恐らくどんな、一旦出てもここに関与したい、関わりたい、この土地に戻ってきてここを何とかしたいというのは、東京一極集中という価値観ではなくて、ここの地域で頑張るのだ、ここで暮らしたいのだといったところがあってからこそ、矢巾産の人材が発掘できるのではないかなと思っておりますので、手前どもでやっていますキャリア教育、そしてそこに行く郷土の教育につきましては、力を入れて、オール矢巾町で取り組んでまいりたいと思いますし、それが子育て、教育の充実といった形の中で育まれていくものと存じますので、そういったところ、どこかで途切れることなく連続した形で政策展開をしてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問は。

（「ございません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で7番、齊藤勝浩議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、あさっては休日休会、9日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後 4時40分 散会

令和6年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第4号）

令和6年12月9日（月）午前10時00分開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	10 番	小笠原 佳 子 議員
11 番	山 本 好 章 議員	12 番	高 橋 安 子 議員
13 番	水 本 淳 一 議員	14 番	村 松 信 一 議員
15 番	昆 秀 一 議員	16 番	赤 丸 秀 雄 議員
17 番	谷 上 知 子 議員	18 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
政策推進監 兼未来戦略 課 長	吉 岡 律 司 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	花 立 孝 美 君	税 務 課 長	佐々木 智 雄 君
町民環境課長	田中館 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悦 君

健康長寿課長	田 口 征 寛 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君
農業委員会 事務局 長	細 越 一 美 君
会計管理者 兼 出納室長	佐々木 美 香 君
学校教育課長 兼 学校給食 共同調理場所長	高 橋 雅 明 君

こども家庭 課 長	村 松 徹 君
道路住宅課長	水 沼 秀 之 君
上下水道課長	浅 沼 亨 君
教 育 長	菊 池 広 親 君
文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君
主 事	渋 田 稀 結 君

議会事務局長 補 佐	千 葉 欣 江 君
---------------	-----------

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

1 日目、2 日目と会議規則第54条第 1 項の規定については、皆さん、本当に守っていただいております。

ただ、一般質問の中で、やはり質問する側は自分で分かっていることを質問するわけなのですけれども、答弁者にもちゃんと分かるように説明、自分の中で分かっていることではなくて説明しながら質問していただきたいと思ひますし、答弁者は、その質問に対して明確に、そして端的に答弁していただきますようお願いいたします。

これより本日の日程に入ります。

日程第 1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

8 番、小川文子議員。

それでは、1 問目の質問を許します。

（8 番 小川文子議員 登壇）

○8 番（小川文子議員） 議席番号 8 番、日本共産党の小川文子でございます。2 問質問をいたします。町長にお伺いをいたしたいと思ひます。

それでは、1 問目に参ります。1 問目の質問は、脱炭素につながるごみの資源化と安全な環境の取組についてお伺いをいたします。令和 6 年度の施政方針でゼロカーボンに触れていることは、待ったなしの気候変動対策を進める上で、明確な目標を示したものと捉えております。そこで、以下お伺いをいたします。

1 番目、町内の施設等で可燃ごみを減らすための取組として、町民が持ち寄ったものを必要とする町民が無料で引き取ることができるリユースセンター（仮称）の開設ができないか。

徳島県の上勝町の視察では、建物そのものもリユース素材で造られており、子どものおもちゃをはじめ、いろいろなものが並べられて利用されておりました。子どもの制服や運動着のリユースの要望もあることから進めてはどうでしょうか。

2 問目、硬質プラスチックは将来リサイクルされることとなっておりますけれども、現在は焼却をされています。専門家は、硬質プラスチックの焼却灰から重金属が検出されるけれども、その原因の一つはおもちゃに内蔵された電池ではないかと指摘をしています。現在も取り組まれておりますけれども、硬質プラスチックのリサイクルに向けた分別の徹底を図る意味でも、より一層おもちゃ等からの電池を外す注意喚起を強める必要があるのではないのでしょうか。

3 点目、今後さらに資源化を進めるに当たり、分別を検討している品目があるのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 皆さん、改めておはようございます。本日もよろしくお願いをいたします。

8 番、小川文子議員の脱炭素につながるごみの資源化と安全な環境の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、令和 4 年度から社会福祉法人盛岡市民福祉バンクの協力による環
福連携事業として、町民が持ち寄ったリユース可能な品物を無料で回収する矢巾町リユース
品回収ひろばを実施しており、リユースセンターの開設は考えていないところであります。

また、制服のリユースについては、寄附された中学生の制服を経済的に支援を要する家庭
へ提供するひとつをつなぐ制服バンクを実施しております。

2 点目についてですが、リサイクルの観点のみならず、収集における事故防止の観点から
も、電池を外すことは重要であることから、町民への注意喚起を徹底してまいります。

3 点目についてですが、現在製品プラスチックの回収及びリサイクルを実施するため、盛
岡・紫波地区環境施設組合、盛岡市及び紫波町とともに協議を進めているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、幾つかありますので、順次質問をさせていただきます。

まず、1点目のリユース品回収ひろばは、私も大変いい計画だと思っております。かなりいつも庁舎及び玄関等でたくさんのリユース商品が町民から寄せられているということで、関心の高さも感じているところであります。この取組は取組として、また一層進めていっていただいて、そして本町のリユース商品が盛岡広域の皆様にご利用されるということは大変喜ばしいことであると思います。

一方で、制服等のリユースについては、中学生の制服を経済的に支援を要する家庭へ提供、ひとつをつなぐ制服バンクというものを私知りませんでしたので、そのことについてまず先に質問いたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） 概要をお話しすればよろしいですか。まずこれは、福祉と教育と環境の3部門が連携して始めたものでございまして、令和4年度にこの3者で協議を進めて、令和4年度末から令和5年度初めにかけて制服の寄附を募ったのですが、まず卒業生から中学校の制服を寄附していただける方を募って、それを矢巾中学校と矢巾北中学校にストックさせていただいて、経済的あるいは、例えば中学3年生のときに急な転校で制服がないという方とか、そういったご事情がある方に対して、このリユースした制服をお渡しするという制度でございます。

現状、基本的には社会福祉協議会ですとかにご相談いただいた方からこちらのほうにご連絡をいただいて、在庫のサイズとかのストックを確認してお渡しするというところでございます。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） いつぞや盛岡市でそういうNPOが活動をなさっているという話も聞きましたので、本町でもそういう連携ができているということは大変喜ばしいことと思います。

他方、私が思いますのに、生活、経済的な困難というだけではなく、例えば中学生は成長が早いものですから、1年生のときに買った制服が3年生になったときにもう着られなくなるという事態は、結構発生する事例でございまして、そこで3年生のときに買ったものは、本当1年も着ないうちに要らなくなるわけでありまして、それを廃棄処分するのは大変もっ

たいないと思います。

そこで、さらに経済的支援だけではなくて、やはりSDGsの関係でリユースを促進するという意味で気楽に手に入れていただくと、リユースとして利用していただくと、そういう制度があってもよいのではないかと思います。

先ほどの町民のリユース品回収ひろばも含めてなのですけれども、制服、それから運動着もそうでありますし、それから子どものおもちゃ、絵本等も非常に喜ばれるものであります。いずれ洗濯をしっかりとるか、一定の消毒をしっかりとるか、そういうふうにして再利用を促すということは、非常に重要ではないかと思います。

それは、あんまり大げさにやると、また経費とか、いろいろかかるかと思いますが、集めるのは今までどおりさわやかハウス、それから庁舎の入り口のところに、もう一か所制服の部分とおもちゃの部分、あるいは絵本の部分をちょっとつくっていただいて、町民に回収を促して、例えば制服とか、おもちゃ、絵本の分については、やはばーくのどんぐりっこの前の広場にちょっと空いているところがありますので、そこに箱を置いて、必要な人が持っていくというような簡単な取組からまず始めてはどうかと思いますけれども、そしてごみを減らすということは、これまた大変重要なことでもありますし、しかもその価値があるものでありますので、もっと気楽にリユース品を利用できるような考えについて伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、制服のリユースの部分で気軽にというお話でございましたが、このスキームを考えると、どういった方にリユース品をお渡しするかというのは、やはり考えました。我々行政が携わってやる場合に、何かしらやっぱり基準を設けなければならないのかなと思いますし、あと町内の制服を扱っている小売店さん、3店舗さんで今組合をつくっていらっしゃるのですが、そちらの組合さんのほうにもお話を伺いました。まず、制服の市場とえばよろしいでしょうか、これは非常に厳しいそうでございます。やはり少子化もありまして、なかなか販売のほうは苦しいということですので、このリユースを促進することによって小売業を圧迫することは、やっぱり民業圧迫につながりますので、それは我々は避けなければならないのかなと思ひまして、先ほどお話ししたとおり経済的理由とかという一つのラインを設けましたので、現状制服バンクでやっているところは、このラインは私は崩せないと思っております。

それから、それ以外のものについてのリユースの機会ということでお話がございましたが、議員おっしゃるとおり、いろんなものをリユースにつなげていくというのは非常に大事だと思っております。毎年度ちょっとずつですが、当課の前の廊下の部分にいろんなリサイクルのボックスを設けて、品目も今増やしているところでございますので、やはり集めても、それをリユースあるいはリサイクル、最終的に出口につながらなければ意味がございませんので、それらを今出口が見つかったものから順次取り組んでいるところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 本町のリサイクル率というのも平成27年には25%程度でありましたが、令和4年では19.8と、全国平均が20%ですので、微妙に下回っているという状況であります。令和5年は、多少は増加したかもしれませんが、いずれ本町のリサイクル率は決して高いわけではないのです。ごみの排出も依然と高いレベルにありますので、やはりごみをいかに少なくしていくか、それは地球温暖化に、二酸化炭素排出にも直接関わることでありますので、もう一步踏み込んだ対策が必要ではないかと思えます。

本町は、また生ごみのリサイクルをしております。再利用率を上げて、非常にそういう経験が進んでいる町だと私も思っておりますので、もう一步そこを全体的に底上げをしていく必要があるのではないかと思います。

そういう点では、下のほうに行きますと、コンタクトレンズあるいは割り箸等の回収もしておりますので、ぜひおもちゃ、絵本等の回収もしていただいて、そこは出口があると思います。誰も欲しい人がいなくなった場合には、それは焼却のほうに回すしかないと思いますけれども、すぐ焼却ではなく一旦町民の皆さんにリユースを呼びかける、そのステップがあってもいいのではないかと思います。

これはあまり大きく、上勝町でも取り組まれておりましたけれども、おもちゃなどはやはり高額なものでもありますし、例えばプラスチック製品なんかも結構多いものでありまして、そうしますと新たなプラスチック製品を購入することになりますので、購入しなくても手に入るということになると、ある意味プラスチックのリデュースにつながるということになるのではないかと思います。

資源化の問題、ごみをなくしていく問題というのは、非常に町民の理解がないと進まないというところでありまして、私どもも視察に行きました上勝町では、高齢者の方も分別は大変だけれども、笑顔で頑張っていますというようなお答えがありまして、本当にまちづくり、

町全体で取り組んでいращやるのだと思います。

全国でも本当に今リサイクル、それからリデュース進んでおりまして、特にその上勝町のリサイクル率は、以前も申し上げましたけれども、全国で2番目ぐらいで、81%ぐらいです。本当にできないのはおむつなどの衛生用品とゴム製品に限られるくらい、あらゆるものを再利用しております。そして、この町が進めておりますのがゼロ・ウェイスト宣言でありまして、今ヨーロッパはじめ世界では、やはりこのゼロ・ウェイストが合い言葉になっております。本町もやはりゼロ・ウェイスト、ちょっとリサイクル率の面で非常に本町が宣言するのは大変ではありますけれども、このゼロ・ウェイストの世界の流れにやっぱり本町もついていくような考えが重要なのではないかと思うのです。

ゼロ・ウェイストで紹介いたしますと、Rの優先順位というのがありまして、1番目はリデュース、減らすことであります。そして2番目がリフューズ、そして3番目リターン、そして4番目がリユース、そして5番目がリペア、そして6番目がリサイクルということで、リサイクルも非常に重要ではありますけれども、それよりも全体の無駄なものを、ウェイストは無駄なものを省くという意味ですから、ゼロ・ウェイスト、無駄なものは買わない、無駄なものはつukらない、そしてその無駄を省くというのがこのウェイストの一番のところでありまして、その中ではリデュース、やっぱりごみを出さない、いろんなものを減らしていくというのが一番の優先順位でありまして、その中でもリユースは、やはり4番目ぐらいに非常に高い部分でありますので、やっぱり本町もこのリユースをさらに進める考えについて重要だと、私も本町もそういうふうに認識していると思いますけれども、その点があると思います。

そして、本町が今基本計画と申しますか、実行計画区域施策編を今策定中で、3月、今年度中には公表されるということでもありますけれども、何よりもやっぱり町民の理解が非常に重要だと思いますので、私は広報等でその結果が出ましたら、町はこのように考えていますよというのをシリーズ等で町民にお知らせすることが、定期的にお知らせすることが非常に重要ではないかと思います。一回に大綱みたいな感じでぱっと示されても、非常に多岐にわたると思いますので、やはり細切れに町民に理解していただくような仕組みがないか、そのことについて伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今議員のお話の中で、リサイクル率とかの底上げというところのお話があったので、

ちょっとそこをまずお話ししたいと思います。今年度ちょっとこれは、視察は盛岡・紫波地区環境施設組合としての視察でございましたが、東京の多摩地域にある、ある一部事務組合を視察してまいりました。その3つの市で構成している組合でございましたが、そのある市でございますが、人口は大体18万7,000人ほどの市でございますが、面積は矢巾町の半分ぐらいということで、人口規模でいくと矢巾町の大体7倍ぐらいかなと思っております。この市と矢巾町、まず視察に行くととにかく驚いたのはごみが少ないのです。18万人も人口がいる市なのだけれども、とにかくごみが少ない。

何かなと思って、戻ってきましてからいろいろ数字をちょっと検証してみたのですが、どこで違うかなといったときに、まず大きいのが紙パック、いわゆる牛乳とかの紙パック、この排出量が全く違います。人口規模を同じと捉えた場合なのですけれども、相手の市が回収量が62トンに対して矢巾町は28トンということで、矢巾町の倍集まっている。ということは、それぐらい資源化されている。それから、もう一つが容器包装のプラとか紙です。こちら向こうの市が2,451トンに対して矢巾町が826トンということで、これは3倍向こうのほうで回収されている。ということは、矢巾町のごみを考えた場合に、燃えるごみの中に、これらリサイクルに回せるものが非常に多いというふうに分析できるかと思います。

特にも、先ほど町長答弁にもございましたが、この後製品プラスチックのリサイクルも、これは必ず取り組まなければなりませんので、今計画しておりますが、それらも含めたときに、分別するものを増やさなくても、まだまだ我々は資源化できるのです。それは、先ほどお話しのとおり紙ですとか、プラスチックのものをちゃんと分別して資源物のほうに入れば、まだまだ矢巾町は資源化率を上げる余地が十分ありますので、先ほども広報とかでシリーズにしてお知らせしていくべきだというふうな議員のお話がありましたが、まさに我々もそう考えておまして、今まずは、いわゆる容器包装プラスチックの分別について、とにかく小まめにお知らせしていきたいなと思っているところでございます。

なおかつリユースという部分で議員からもお話ありましたが、とにかくリサイクルだけではなくて、リユースも取り組めるものは我々も取り組みたいと思っておりますので、そういった品の品目がいいかというのは、今後検討させていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） プラスチックについては、2022年法律改正によって国としてリサイクル方向が示されたわけではありますが、それまではまず当面焼却されるなどの経緯があるか

と思います。なぜプラスチックが、私も1点目に出しましたけれども、プラスチックを燃やすと重金属が出るという話なのでございます。やっぱりおもちゃの中の電池も一つの原因ではないかということで、電池を外すということも非常に重要なことであります。

まだ私も調べているところなのですが、プラスチックの中には非常に15種類以上の添加物が含まれております。特に重金属に関係するものは、製品の強度を増すための充填剤に使われておりますし、それからきれいな色を出すための着色剤、これにも重金属が含まれております。そのほかいろんな、プラスチックを安定化させるとか、あるいは紫外線から守るとか、それから静電気防止とか、それから燃えにくくするためのものとか、それから補強材、石綿などもまず入っているということもありますし、それから香料も入っています。それから、とにかく最近のお弁当など抗菌剤入りのプラスチックもあったりして、細菌が生えませんかみたいな、それらのことを考えますと、いずれその他も含めると15種類ではとても、防腐剤とか、取りあえず界面活性剤、とにかく挙げたら切りがないくらい含まれているのがこのプラスチックであります。

純粋な石油製品であれば、そこまで害はないと思いますけれども、もちろん二酸化炭素を排出するという一番大きな害はありますが、特にプラスチックの場合はそういうふうないろんな物質が含まれているために、これが燃焼されたときに空気中に発散すると、それがやはり健康上の問題として重視されているわけでありまして、このプラスチックをやっぱり一日も早くリサイクル、焼却のほうから回すシステムを、今話合いをしているということでございますけれども、進めていただきたいと思ひますし、本町の場合、プラも回収して、その他紙、容器包装をやっているわけですが、実際にはプラの引取り会社がないとかというところもあって、焼却せざるを得ない状況にあるとお聞きしましたけれども、本町の実態と併せてお聞きをしたいと思ひます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まず、詳しいことは担当課長から答弁させますが、例えば国の今で言うところと経済産業省とか厚生労働省、JIS規格とかJAS規格とか、いわゆるこの商品は安全だという安全基準というものはあるわけです。それで、そういったルールがあるわけですので、私どもは、今重金属のお話が出たのですが、いわゆる一般の方々がお使いになるのに重金属で健康被害になるとか、そういうことは国では認めていないはずなのです。

だから、そこをもう少し具体的に、こういうことがあるのだけれどもというのであればお答えできるのですが、やっぱり国のルールで安全基準とか、そして認定マーク、安全マーク

とか、そういうふうなのが示されておりますし、また私も今県の消費生活のほうの審議会のメンバーにもなっておりますが、具体的に国民なり県民、町民の皆さんがお使いになるのに危険なものを使わせるわけにはいかないわけです。だから、このところをもう少し深掘りをしていただいて、こういう事例があるのだけれども、このことについてどうなのかと。

私らでお答えできる範囲というのは、限られているわけです。製造段階で、そういう J I S、J A S とか、認定マーク、安全マークとか、いろんなルールがあるわけです。だから、そのところをもう少し具体的にお示ししていただければなと思いますが、その辺どうなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） まず、矢巾町のプラスチックの関係の回収の状況をまず、そこだけ。田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） では、当町のほうでのプラスチックの関係ですけれども、まず先ほどお話ししましたが、容器包装プラスチックは回収業者のほうで回収しておりますで、こちらは容器包装リサイクル協会というところにおいてリサイクルをしておりますので、容器包装プラに関しては、しっかりリサイクルを行っているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 再質問というか、今に關した質問に答弁をお願いします。

○8番（小川文子議員） 私は、今回こういういろいろ基本的なことを申し上げておりますのは、過日環境総合研究所の顧問であります池田こみち様の講演を聞いたのがきっかけでありまして、多分町長もご存じかと思われま。

私が申し上げておりますのは、製品そのものが J A S 規格に違反しているとか、そういうことではなくて、非常に微量なものではありますが、プラスチックの中には先ほど申し上げたようなものが含まれておって、これが焼却されることによって焼却灰の中に検出されるというのであります。だから、できている製品が危険なものであってという指摘ではないのであります。焼却灰のお話ですので、ちょっとそこは私も舌足らずだと思いますので、そういう点で理解していただけたらと思います。

○議長（廣田清実議員） ちょっと待って。今ので、であれば製品に關しての部分で言っている話で、それを焼却すると出るのではないかという話で、町のほうとしてはプラスチックに關する回収のこともやりました。それで、再質問を受けます。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 容器包装については、リサイクルは完全にされているということで、私もそのように存じております。今度対象になるのが、いわゆる製品プラスチックといいま

すか、それ以外のプラスチックの部分で、いろんな容器とか、あらゆるものにプラスチックが使われておりますので、それらを2022年の国の法律によって今後リサイクルをしていくという方向性が示されて、それに向けて今環境施設組合でも準備をされているということでもありますので、大変私もそれが早く進むことを願っているものであります。

先ほどからもいろいろと質問をいたしましたけれども、やはり現状、今現在つくっている段階でありますので、全然あれでしょうけれども、いわゆる実行計画区域施策編について、現在の時点で進捗率といいますか、それについて最後お聞きをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 何の進捗率、もう一回。自分、「あの」とか、「この」とかと言っているから、それはこっちは分からないです。何のことの進捗率を。

○8番（小川文子議員） 現在本町でつくっておりますのは、矢巾町地域温暖化対策実行計画区域施策編でございますので、その概要について、どこまでできているかという、そのことについて、発表がいつになるのか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 小川文子議員の今質問をお聞きしていると、4つの考え方があるのかなと。脱炭素と循環と、そして共生と安全ということで、その柱の中で私もいろいろR e、リサイクルとかリユースのR eというのは、もうご存じかと思うのですが、再びと、いわゆる再循環させる。プレというP r e、これは前もって循環させるという考え方で、これからはR eの時代からP r e、プレサイクルとか、そういう時代に方向転換していかなければならないということで、そのことによって今ご質問あった重金属の問題とかも解決できるわけです。

だから、例えばプラスチックを燃やすことによって重金属が出るのではないかと、私どもも焼却灰は、これはもう重金属の分析はやっておりますので、またそのための対策もちゃんと講じておるわけでございますので、できるのであればプラスチックからプラスチックを再生できるような仕組みを、今国でも一生懸命それに取り組んでいるということで、まさにご質問あったことについての脱炭素と循環と、そして何よりも共生、安全と、このことについてはお互い、私ども町としても、また盛岡、紫波、矢巾でやっている一部事務組合においても、その4つの柱を常に考えながら対応しているということだけはひとつご理解いただきたいし、あとこれから本当に私ども今度環境と福祉、福祉というのは、障がいのある方だけではなくお年寄りさんたちも入れて、環福連携の、今農福というのがありますが、農福連携、これからはそういう環福連携の仕組みを考えていかなければならない。

そこからスタート、起点にして、いずれごみにはこれから、特にも令和14年4月からは広域で焼却の処理も始まるわけですので、それまでに私どもはしっかり、特にも今度いわゆる運転経費は、ご存じのとおり利用割なのです、全て。だから、いかにして矢巾町から燃えるごみを少なくするかと、このことの対策をしっかり考えていかなければならないということで、小川文子議員のお話しされていることは、私らがこれから進めようとしているところの一致点を、課題を解決して今後進めていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） では、私のほうから地球温暖化計画のほうの進捗ということでございます。最初のご質問への町長答弁にもございましたが、現在コンサルタント会社に委託をして進めているところでございますが、アンケートは先週のところでほぼまとまりまして、その結果をもって、まさに今週コンサルタント会社と協議を進めて、どのような計画の内容に反映させていくかというのを協議するところでございますので、現時点で具体的にこうだということは、申し訳ございませんが、ちょっとお答えできる内容のところはございません。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） そういう計画には、やはり目標値を示すことが重要かと思います。本町は、今まで非常にいろいろ進めてまいりましたけれども、例えばリユース率、リサイクル率をどのようにするというような数値目標は今まで示されておらなかったところでありますので、まずその目標値をどの程度持つ内容であるのかについてだけお聞かせを願って、この分を終わりにしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） 今作成中の計画では、具体的にごみのリサイクル率というのは計画する予定はございません。あくまで温暖化、GHGの目標でございますので、GHGをどういうふうにするかというところについては、今協議を進めておりますけれども、少なくとも政府目標の46%は本町の計画においても盛り込みたいなと思っているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 会議が始まる前にもお願いしたのですけれども、やっぱり「あの」とか、「この」とかという部分は、自分しか分かっていない部分があるので、そこら辺は何を聞きたいのかしつかり。「あの」というのは、何の「あの」なのか分かりませんので、そこら辺は気をつけてお願いします。

それでは次に、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 2問目は、町営住宅について町長にお聞きをいたします。物価高騰が続き、暮らしにくさが増しています。その中でセーフティーネットとしての町営住宅のニーズも高まっておりますことから、以下お伺いをいたします。

1番目、今年度空いている住宅が見られるものの、募集が少ないと感じられます。その理由として、9月議会ではアスベストの検査等に時間がかかるとの説明がありましたけれども、1軒当たり平均でどれくらいの日数がかかるのか。また、その費用はどれくらいか、お伺いをいたします。

2点目は、入居の際に保証人が必要でありますけれども、保証人が見つからない場合、信用保証協会の利用が可能と聞いております。その場合の費用はどれくらいか。また、生活保護を受けられている方の対応はどうかしているのか。

3点目は、矢巾住宅は老朽化が進んでいるものの、安価で便利な場所にあることから、入居要望があり、新たな建て替えが決まるまで最小限の改修を行い、引き続き貸出しできないか。また、高齢者が多いことから、60歳未満の単身者に貸出可能とすることで、地域の活性化や防犯上の安全対策にもつながるのではないかとということであります。

よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町営住宅についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、アスベストは壁紙やクロス等あらゆる建材に含まれている可能性があるため、調査及び工事箇所が多岐にわたることから、住宅により差異、異なることがあるわけですが、調査にかかる日数は、報告書を提出まで1軒当たり、1軒当たりというのは1つの住宅に当たって約20日から40日を要し、アスベスト除去を含む改修工事には、1軒というのが1戸当たり約150日を要しております。

その費用については、調査費用は1軒、いわゆる1戸当たり約34万円、除去を含む改修工

事費用は、1軒、1戸当たり約253万円となっております。これは、あくまでも一つの例示でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目についてですが、信用保証協会は家賃保証業務を行っておりませんが、町では入居者が町の指定する家賃債務保証会社と契約することにより、保証会社が有償で連帯保証人の代わりとなることができる制度を令和4年5月から導入しております。

なお、補償内容は、家賃12か月分、退去時原状回復費など10万円となっており、保証料は初回3万5,000円、以後1年更新ごとに5,000円となっており、生活保護受給者についても同様となっております。

3点目についてですが、矢巾住宅に新規入居を希望する相談や申込みは受け付けていないところであります。加えて建築から57年が経過し、30年の耐用年数を大幅に超過していることから、今後は貸出しは行わないところであります。また、60歳未満の単身者が入居するだけでは、地域の活性化や防犯上の安全対策に直接つながらないものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） ではまず初めに、昨年度町営住宅、どの程度の募集があつて、どの程度の方が入居されたのか。できれば今年度についても、まだ途中でありますけれども、今年度のことについてもお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

令和5年度の募集状況につきましては、計3室の募集をいたしまして、1回目の募集に対しては、問合せが4件ありまして、申込みが1件で、その方は最終的に辞退されて入居になりませんでした。その後にもたまたま同じ案件を募集いたしまして、問合せが5件、うち2件が入居になっております。

本年度は、お話のありましたとおり募集しておりませんので、まだ実績はございません。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） アスベストに関して、私も断熱材ぐらいかと思っておりましたが、壁紙、クロスと、あらゆる建材に含まれている可能性があるということで、これは大変な問

題だなとは認識したところであります。また、そのための調査及び改修にも、かなりのお金がかかるという現状にあるなと認識したところであります。

しかし、1年以上空いているところも、近所では明堂などがありまして、アスベストの調査をしなければならない対象住宅というのは、町内の場合はどの程度の、明堂とか、森が丘とか、比較的新しいところもその対象となるのか、その対象の範囲を教えてくださいたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 対象範囲でございますが、現在町内にある住宅は全て調査対象となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） しかし、その中でも1年以上利用がされていない、いわゆるここ1年間は、今年度はまだ募集がないということでもありますので、全てアスベスト調査が原因なのか、ほかに何か原因がないかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

9月議会でもお話ししたとおり、森が丘住宅と明堂住宅につきましては、子育て支援に特化した住宅にシフトをしていくという考えで現在計画策定中ございまして、そのためまだそれらの改修等が、計画が完成して申請をした上で、改修を行って貸出しという形になるものですから、まだそちらにまで至っていないものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 細かいことをお聞きしますけれども、どの程度のめどが立って、いつ頃から募集をする計画なのかについてもお聞きをします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

何とか本年度中に計画を策定して、新年度には事業に着手したいなということで進めておったのですが、ちょっと諸般の事情がございまして、新年度の工事というところにはちょっとまだ、年度当初での工事には間に合わないかと現在のところ考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） いろんな課題が今見えましたが、ぜひそれを早く進めていただいて、非常に森が丘、明堂は新しい住宅であります、良好でありますので、そこが1年以上もずっと空いたままになっているということになりますと、町民の目も何で貸さないのだろうかというふうなことでございまして、なかなか私も正確には答えることができなかったもので、子育てに特化した住宅に変えていくということでもあります。

幾つかまだ聞きたいこともありますけれども、ちょっと個々具体的なことになってしまいますけれども、矢巾団地は確かに老朽化をしておりますけれども、現在のいわゆる何戸ぐらいのうち何戸ぐらいが利用されているのか、それについてお伺いをしたいと思います。似たような状態が高田住宅だと思うのですけれども、高田住宅の扱いもどうなっていて、今どれぐらいの入居なのかについてもお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

矢巾住宅につきましては、29戸のうち22戸現在入居されてございまして、75.8%の入居率。

高田住宅につきましては、22戸に対しまして入居が13戸、59%の入居率となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） やはり矢巾団地のほうは、まだ70%を超えている入居率ということでもありますし、便利な場所にありますので、やっぱり住めばここをついの住みかにしたいと考えていらっしゃる方の声も聞きますので、非常に57年という大変長きの老朽化の住宅ではありますが、やはり町民のニーズがそこにはしっかりとあるというふうに捉えております。

今後少なくとも8次総の中であそこの建て替えをして、そして今入っていらっしゃる方たちをどうされるのかについての考えというのは今ありますでしょうか。ここ数年はないのかもしれないのですけれども、8次総の後期のほうでそういう計画があるのかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

この高田住宅と矢巾住宅、2 つにつきましては、そのとおり廃止という方針に基づきまして、その後建て替えするかどうかを検討するということで進めてまいってございました。その結果、建て替えについては金額的な問題等がございまして、それ以外の方法がないかということで探しておったところでございますが、実際のところ町内でのそのとおり住宅の供給状況を見ますと、今日現在でも空き室、町内で449戸という件数の空きがございます。そのため住宅の需給が供給不足になっているというふうには判断してございませんので、現時点では少なくともすぐに建て替えをしなければならない理由があるものとは考えてございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 需給は確かにそうなのですが、老朽化をしていることから、もう今57年たったわけですがけれども、今後10年使いますと67年になるわけで、そこまで頑張るのかということをお聞きしたのであります。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからもお答えさせていただきますが、小川文子議員、今矢巾住宅と高田住宅、やっぱりお住まいになっている人は、これは住めば都というか、それはよく分かるのですが、ただ快適な住環境ではないのは確かなのです。それで、私どもが今困っているのは、まず1つは、矢巾住宅については、地元の地域コミュニティからも切り離してほしいと言われているのです。そこで物すごく私どもも、いろいろ自治会長さんたちからそういうお話を承って、いろいろなことがあるようです。

まず、私ら何か戸建て住宅で今火災とか、毎日のように新聞、テレビでも報道されておるのですが、果たして今の矢巾住宅の住環境で安全、安心して住めるのかと。それから、まずすぐそばも岩崎川が流れておりますし。だから、そういうことを考えたときに私どもとすれば、今度10年後を考えるのかと、10年後ではなく、できればお住まいになっている方々のご理解もいただいて、そしてあそこにやはり快適な住環境を整備していくと、矢巾住宅も高田住宅も、そのことが私らの努めでもあるわけです。

そして、ましてや地元のコミュニティからも切り離していただきたい、そういう強い要望も出ているのです。あえて今日は、その理由はお話ししませんが、そういうことも踏まえて町としては看過できないことがたくさんありますので、一つ一つ課題を解決して、いずれ

は今住んでいる方も、これから住んでもらえる方々にとっても、町営住宅に住んでよかったと言われるような住環境の整備、これには取り組んでいかなければならないということで、そのほかにそ族昆虫類、ネズミが出たり、いろんな話もお聞きしているのです。

だから、そういうことも踏まえながら、町としてはできる限りお住まいになっている方々のご理解、ご協力をいただいて、快適な環境整備、住環境の整備に取り組んでいきたいと思いますので、そこのところはご理解いただきたいし、今あそこなんか火災が発生したら、もう大変なことです、今のああいうふうな環境であれば。だから、そういうことも踏まえながら検討していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 矢巾住宅の方からも矢巾住宅以外の住宅に移りたいというご相談等も受けておりまして、それらにも私どものほうでは対応しておりますので、順次そのような形で中の住宅で移動ができるようであれば、そういう形をお勧めしながら考えていきたいと思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 私も個々の問題については、三堤等空いているところに誘導するとか、いろんな方法もあると思いますので、できるだけ住環境を整えながら、特にセーフティーネットを果たしていくという点では、1年間募集が全くないというのはセーフティー機能が住居の部分で果たせないということになりまして、私の知り合いも紫波町等に移転をしている方もありますので、やっぱりこの点は重く受け止めていただきたいと思うのであります。

やはり費用もかかりますけれども、早急にアスベスト対策をしていただいて、来年度は一件も募集がないというようなことにならないように、ぜひ今から準備をしていただきたいと思います。予算がなければ補正で対応するなどの措置も必要なのではないかと思います。いずれ本町の今住居に対するセーフティーネットが果たせていないということは確かでありますので、この点について答弁をいただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、小川文子議員もご存じのとおり、アスベスト、石綿対策、これは住んでいると、今このアスベスト対策は年々厳しくなってきているのです、もうご存じかと思うのですけれども。そういうところにお住まいになっている方

を早く私どもは快適な環境に、いわゆる町営住宅に住んでいただきたいというのは、アスベストのところに住まわせてしまっていいのかどうかということです。

だから、早くこれはもう喫緊の課題なのです。だから、私はそういうことも踏まえて、お住まいになっている方が安全で安心して、それから何か、今の状況だったならば火災が発生したときに安全装置とかもないわけです。自分たちでやっているかもしれませんが。だから、私らにすれば早くご理解いただいて建て替えをさせていただいて、そしてそこにまたお住まいになっていただくことが一番私はベストではないのかなと、そのところだけはひとつご理解。

やっぱりお住まいになっている方の立場を考えていくのが私ら行政の仕事なわけですので、外野からああだこうだと言うのでは、ましてや石綿のそういうところでお住まいになって、また住まわせているというのが、私らにしても非常に、はっきり言って私ども本当に申し訳ないと、そういう気持ちでおるわけですので、そのところはひとつ小川文子議員にも分かるわけですから、分かっていたきたいし、そしてみんなで高田、そして矢巾住宅、それ以外のところも順次建て替えをして、快適な町営住宅に入っていただくようなことを、そして年次的に、計画的に進めていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまセーフティーネットというお話がございましたが、公営住宅法に基づく住宅でございますので、セーフティーネットではなく住宅ストックの不足分を私どもは補っているものでございまして、あくまでもそこは、セーフティーネット的な意味合いはあるというのは存じておりますが、福祉住宅ではありませんので、そこはあくまで公共の公営住宅ということで考えていただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 私も新しい町営住宅を建てることについては賛成であります。やはり今の状況をいつまでも、10年先まで放置することはできないと思います。そして、やはりそのところを計画を見える形で示していただいて、その中において今の住宅に住んでいらっしゃる方が困らない、必要最小限の補修をしていただくというのが今後の、私も求めるところであります。

いろいろありますが、セーフティーネットだけではないということではありますけれども、やはりセーフティーネットの側面というのは、これはやっぱり重要視される部分だと思います。そして、現在は本町は60歳未満の方の入居ができない状況でありますけれども、紫波町、盛岡市等でも、全国でも、厚生労働省通達で60歳未満の単身者にも貸し出していいという状況に今なっておりまして、本町はまだその条例を改正していないということもありますけれども、やはり今後新しく建てるときには、新しく建てない場合でも、どこかの時点でやはり60歳未満にも門戸を広げるような対策を今後取っていくべきだと思います。厚生労働省の通達がたしか平成22年、23年にかかる頃でありましたので、もう既に十数年たっておりますから、やはり本町もそういうふうな方向に行かれるべきだと思いますけれども、単身者の分についてお答えをお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

町内の町営住宅につきましては、いわゆる単身者向けの住宅というものは、そもそも整備されてございません。基本世帯向けのもののみとなっておりますので、あとはやはりいろいろ地域によって差がそれぞれあるわけですが、矢巾町のように民間の住宅の供給で特に1Kとかワンルームとか、それらの需要がそれなりにあって供給数もかなりあると。以前調査結果でお話しさせていただいたときも、いわゆる単身向けの空きというのが非常に多くあるというのがございます。

そのため、そちらの部分についていろいろ所得等に応じて必要があればというのは、それは私どものほうでも考えておりますので、以前いろいろその辺ちょっと調べたこともあるのですが、なかなか、実際問い合わせいただいて、単身の方、所得等を考えますと所得が高くて入居できない方が実際のところはほとんどでございまして、既に町民の方でいらっしゃる方については、ちゃんとそのとおり町営住宅の中で、守られているというのはちょっとおかしい言い方ですけれども、入っていらっしゃる方がほとんどになっておりますので、そちらについては少なくとも町民にとって、その状況が何らかの障壁になっているというものではないと認識してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 昨今の青年、若者を取り巻く労働環境というのが非常に厳しいもの

があるということは承知の上でお話をいたしますが、オレオレ詐欺とか、いろんな詐欺とかに、若者が今闇バイトという形で犯罪を犯しておりますけれども、この根本に貧困があると言われております。そして、住むところにも困っているという状況がやはりあるのだと思います。特に本町の場合は、4万以下の民間住宅というのがなかなか見つからないという状況で、大体5万、6万が平均でございますので、ましてや1人で、自宅にいればまず家族の下にいられるわけですが、自宅から出て独立するというのがなかなかできない状況にあるかと思います。

したがって、そういう単身者のワンルームの住宅はたくさん民間にありますよというだけではなく、やはり町としてそういう若者の実態をしっかりと調査なりして、受け入れる体制を整えていく必要があるのではないかと思います。そのことについて、認識が私とちょっと違うなと思ひまして……

○議長（廣田清実議員）　かみ合っていないな。同じことだよ。

○8番（小川文子議員）　そこで答弁を求めてもまたあれですので、次のほうに行きます。

入居の条件のところに保証人が必要であります。全国の自治体では今保証人をなくす自治体もちょこちょこ増えております。本町の場合は、会社によって、そういう保証をしていただくというような状況であるということで、保証人がないために入居できないという、その条件はまずクリアされているのかと思って、そのところは安心をしておりました。

全国では、保証人がいないために公営住宅に入れないという人が出ているという話も聞きましたので、ただそこで思ひましたのが、なかなか料金が安いものであるなと思ひました。初回の3万5,000円というのは、生活保護の家庭でありますと、保護費の約半分の金額でありますし、年金受給者にとっても半分を超えるような金額であるかと思ひます。

そこで、特に生活保護世帯の場合には、保護費の中から家賃分をお互いの話合いの中で天引きする方法がありますので、天引きをして、そうしますと家賃が滞納ということはないかと思ひますので、その場合にはあえて保証人を立てる必要はないのではないかと思ひますけれども、その分についての回答をお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、今この生活保護費のことについては、私ども福祉事務所がないので、これは県が対応しておるので、ここでこういうご質問いただいても明確なお答えはできないということだけは、ひとつご理解いただきたい。

その上で、いろんな仕組みがあると思うので、やっぱりお困りになっている方については、

私ども町としてもしっかりサポートしていくことは大事なので、そういう仕組みは考えていきたいと思いますが、今のような保護費の中でとか、上乘せとか、これは私らが判断できることではないので、そこのお答えはできないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） では、ちょっと質問を変えまして、ここで信用保証協会だと思っていましたけれども、そうではなく家賃保証業務を行う民間の会社であると、家賃債務保証会社と契約しているということでありまして、家賃保証会社の中で初回が3万5,000円、その後5,000円ということでありまして、初回の3万5,000円がやはり私はちょっとネックになるのではないかと思います。これらを平均化するとか、何かの工夫ができないかと思っております。

と申しますのは、例えば三堤住宅等に入る場合も、お風呂がない場合に、お風呂を自前で備えなければならないというので、約20万ぐらいかかるかと思うのです。当たっても入れないというのは、そのお風呂の問題もあると思います。そこに保証協会の分が上乘せされますと、初回の負担がかなり大きくなるものと思われまして、そこら辺の工夫が何かできる余地があるのかについて伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

町営住宅につきましては、そのとおり月の家賃を抑えるために、もともといろいろ設定されてございまして、今ご指摘ありましたとおり、お風呂がもともとついているとか、民間であればエアコンがついているとか、そういうのであれば相応額が当然家賃に跳ね返るわけでございまして、同じような考え方でいけば、私どものほうでもいろいろなご相談を受けた中で、ビレッジハウスさんとか、2万5,000円台のところでお風呂がついて、エアコンついているところもありますので、そういうところを活用していただくなり、様々な方法を取れるものと考えてございます。

決してこの保証料の金額は、アパートに実際住んで、私も住んだことがありますけれども、そこから考えれば高いものではないなと認識してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） ビレッジハウスは、大変私もいいと思いますけれども、やはり車が

ないと、あそこで暮らすのはなかなか大変だという認識であります。ただいまお聞きしましたのは、その会社との話合いの中で、初回の負担を平準化することができないかについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

これにつきましては、民間の会社の設定でございますので、私どもでどうこうできるものではございません。やはり最初に信用状態を果たしていただいて、次年度以降が安くなるというのはご理解いただけたと思うのですが、そのように設定されているものでございますので、平準化するとかというものではないであろうと推測いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。その他。

（「これで終わります」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で8番、小川文子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時20分といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、5番、吉田喜博議員の一般質問を許します。

吉田喜博議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（5番 吉田喜博議員 登壇）

○5番（吉田喜博議員） 議席番号5番、町民の会、吉田喜博です。今日は、天気もよいと思ったのですが、だんだんと曇りになってきました。私の心も晴れやかな気持ちでありますけれども、非常にいかがかなと思います。そしてまた今日は、皇后さまの誕生日でもあります。お互いに元気に今日は祝ってまいりましょう。そういうことで質問に入ります。

防災、減災対策について。令和6年は、元旦から能登半島地震が発生し、被災地のみならず日本中が不安に包まれる年明けとなりました。さらに、気象変動の影響により、自然災害が頻発化し、いつ災害が発生するか予断を許さない状況です。実際近年各地で発生した地震

や水害では甚大な被害が出ており、いま一度防災、減災について平時からしっかりと施策を推進し、ハード、ソフト面ともに備えておくことが重要だと考えます。

災害は、種別、規模、範囲、いつ起きるかも分からない中で起こります。発生時、有事の際には、計画、マニュアルどおりに機能しないことが現実であり、災害が起きてから対応するものではない、ふだんからの準備が必要であると考えるものであり、現在の本町の防災施策状況について、以下所見を伺います。

1 点目、令和 6 年度の当初予算では、道路新設改良事業の中に防災安全対策事業として 3 億 6,000 万円余りが計上されているが、その事業内容と現在の進捗状況を伺います。

2 点目、平成 25 年 8 月に発生した記録的大雨により、矢巾町国民保養センター北側から土砂が流入し、建物に甚大な被害が発生しましたが、施設の復旧や土砂流入の傾斜面の改良が施され、現在に至っております。今後を見通した上で、万全の復旧対策となったものなのか。また、さらなる想定外の豪雨対策として、同所において今後何か工事等の計画はないか、伺います。

3 点目、災害発生時の避難者支援や町民への情報伝達については、地域防災計画に示されているが、実際の対象者や町民への周知徹底にどう取り組んでいるか、伺います。

4 点目、家庭や個人で備える防災セットの普及は、災害発生時の初動対応において極めて有効であると考えるが、特に経済的に余裕のない世帯にとっては購入が困難な場合があり、町において購入に対する補助制度を導入してはいかがでしょうか、伺います。

5 点目、消防団は地域防災力の中核を担われているが、災害時における消防団の強化を図るため、町では現在どのような施策が推進されているか。

5 点をお願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 5 番、吉田喜博議員の防災、減災対策についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、本事業は、事前防災、減災対策の取組として、道路拡幅等の改良による生活空間の安全確保を目的としております。事業内容についてですが、町道島線は道路改良と片側歩道を整備する工事であり、町道矢次線は現道を切り替え、両側歩道を整備する工事であり、町道谷地線は道路改良と片側歩道を整備する工事であり、町道中村 6 号線は下花立地区の宅地開発に伴う道路拡幅改良と片側歩道を整備するものであります。

現在の進捗状況ですが、町道島線は本年8月に完成し、町道矢次線及び町道谷地線については施工中であり、町道中村6号線は用地測量実施中となっております。

2点目についてですが、災害対策として、ハード面では、センターの北側に位置する斜面に県が治山事業としてコンクリート製ダム2基による谷止工を実施したところであります。また、ソフト面では、災害に対する日頃の備えは大変重要でありますことから、大雨警報が予想される場合に、矢巾町国民保養センターにおいて、事前の避難行動を確認するほか、土砂災害を想定した防災訓練により、施設利用者及び職員の避難の実効性を高めるべく対策を講じております。

3点目についてですが、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合における情報の伝達につきましては、避難行動要支援者や要配慮者を含む全ての町民の皆さんを対象として、防災ラジオやテレビデータ放送並びに自主防災組織や民生児童委員などの避難支援関係者の活用等、あらゆる広報手段を活用し、避難情報等の緊急情報をはじめとした各種防災関連情報の速達を図っております。

4点目についてですが、避難する際に最低限必要となる個人用の非常持ち出し品につきましては、矢巾町防災マップの28ページに具体例を掲載し、矢巾町総合防災訓練において、女性消防団による展示説明を通じて普及を図っておりますが、当該非常時の持ち出し品セットを普及する際のキャッチフレーズを「100円ショップで購入できる持ち出し品」として、比較的安価で十分そろえることができるものと工夫しており、現状では補助制度は検討していないところであります。

今後につきましては、地区などの避難訓練や各種イベント開催時において展示説明を行い、さらなる普及を図ってまいります。

5点目についてですが、町消防団では、火災想定訓練はもとより、災害情報収集のためのドローン操法訓練や水害を想定した救命ボート基本操法訓練の実施、並びに社会福祉施設での避難支援訓練や避難所開設運営訓練などを実施しております。

今後につきましても、実践的な訓練を通じて団員個々の資質向上に努めるとともに、多様な役割に対応できる消防団全体としての任務遂行能力の強化を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 本町においては、地域消防計画に基づき災害対策に取り組んでこら

れたところであります。災害時に本町だけでは対応できない部分を他自治体や団体、企業等の力を借りて、一緒になって災害に対する協定書を締結するなど、災害対策の推進に尽力されていることに敬意を表するものであります。

そこで、防災対策への取組として、自助、共助、公助、近助について、町としての区分基準はあるのかを伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、4つの区分でございます。自助につきましては、まさしくご自分の日常からの努力、それから災害時におけるご自分の判断、まず自分の身は自分で守ることが第一番ということでございます。それから、隣近所を含めました自治会としての相互扶助という形でございます。それから、公助、これはまさに役場、行政機関が対応する公助という形になってございます。相互扶助という形もございますけれども、これは全体に関係する内容でございます。まずは、自分の命を守っていただき、それから近所の方々、それから自治会、地域の方々と協力し、そして役場あるいは行政としては町全体として対応するというような中身ということで、その段階を踏みながら、それぞれの災害対策に対応していくというような形で考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 納得しました。

次に、保養センター北側の土砂流入防止のための治山事業の実施により、万全の復旧対策となったのか。また、今後の工事計画を通告書でお聞きしましたが、答えておりませんので、計画はあるのか、ないのか。あるのであれば、どのような計画があるのか伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁の中にもありましたとおり、治山ダム2基を設置したというのはそのとおりでございまして、これにつきましては県のほうに要望して設置を27年と28年にそれぞれ終えたところでございます。

なお、これ以上の何か対策をとという点につきましては、現在のところは考えておらないというところでございますが、議員のほうからお話ありましたとおり、ハード、ソフト両面で

の対策というのは当然必要というふうに認識しておりますので、これでよしとするわけではなくて、ソフト面では常に避難訓練だとか、そういったものを通じてソフト面も防災についての取組を継続してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 違うでしょう。国民保養センターの関係の何かほかにあるかと聞いているのです。

村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） すみません、答弁足らずで失礼いたしました。国民保養センターとして特段ハードで何か対策を講じるというのは、今のところ考えておらないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 確かに堰堤2基はできました。ただ、その堰堤も、今あたりはもう数年たっていますけれども、堰堤ももう埋まっていると思うのです。普通の雨であれば、だらだらというような砂利が転がってきて、もう埋まってしまいます、実際にご存じのように。ですから、いざとなって災害が発生したとなった場合には、その堰堤もほとんど出てこないのではないですか。と私は思います。

そこで、やはりあそこの地帯は準危険地域ですか、黄色の線が入っていますから。その辺で、やはり保養センターも、天皇陛下は泊まることはないのだけれども、町長は泊まるだろうと思います。そのときに、やはり災害、もし仮に起きたとなればどうなるか。その辺も踏まえて、私が言うことではないのだけれども、危ない地域に建物があるということは非常にまずいのです。ですから、若干の場所を移動するとか、そういったものを考えたらどうなのでしょう、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

前にもお答えしたと思うのですが、今の国民保養センターからあそこは危険区域ということで、いわゆる今ジャンパランドの当時南昌グリーンハイツとパストラルバーデン、ここに本来は拠点を移してと。私、平成27年4月に就任させていただいて、そのことについて考えなければならないなと思っておった矢先、もう売却してしまったということで、だから今残

されている国民保養センターを最大限に活用しなければならない。

そこで、今年も実際、あそこに老人福祉施設もあるのですが、今年町のマイクロバスをあれして、いわゆる訓練ではなく、危険だということで、今年も実際そういう避難訓練というよりも避難をして、さわやかハウスで受入れしたと。

だから、事前にそういう取組を、だから今お話あるように災害というのは想定外で起きることですので、治山ダム2基があるから大丈夫ということではなく、2基あっても、もしあそこを想定外で土砂が、山腹が崩壊して、もう受け止めることができないと、そういうときの避難、これを速やかにやるということで、今私も国民保養センターに機会があれば実際に行って、この間もリニューアル10周年の記念のオープニングセレモニーをやって、私も午前中行ってきたのですが、あそこのいわゆる社員にもそういうことは常々お話をさせていただいて、事前防災、これにしっかり取り組むことが最重要課題であるということは、もう認識しておりますので、そこのところはひとつご理解をいただきたいということで、あとはこの保養センターだけではなく、そばには料理を作っているところとか、老人福祉施設とかもありますし、そういったことも含めてあそこの地域、これからさらに防災についての取組を強化していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 移転の可能性がないということで。

他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） それでは、次に移ります。現在の自主防災組織の取組と町民への防災意識啓発についての取組について、どのような内容となっているのかを伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

自主防災組織につきましては、各自治会において、それぞれ全て組織をつくっていただいております。日常の防災活動のほか、各自治会におきまして、防災士を矢巾町でも養成しておりますので、防災士の皆さんと協力して、万が一の場合の防災強化のために活動していただいております。

具体的には、各自治会のご都合のいいときに自主防災組織として防災士の皆さんも参加していただいて、各自治会において、そういった勉強だとか、あるいは段ボールベッド、それから万が一避難所となった場合の自治会の対応の仕方などについても勉強会という形で、こちらの防災安全室の職員も実際に現場に行きまして、双方で協力しながら確認をしたりとい

うことで、勉強会も開かせていただいているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 確かにそうなのです。やはり一番なのは初期消火なのです。その初期消火がやっぱり自主防災組織、それが一番要です。それを怠れば、やはり大災害、火災に発展していきます。それをいかに、自主防災組織の充実が求められるこの時期ですから、これからもおさら一層の自主防災に努めていただきたいと、そう思っております。

次に移ります。障がいのある人も、高齢者も、幼い子どもも、妊産婦も誰一人取り残さないを目指したインクルーシブ防災に関わる情報伝達性について、この取組状況をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、防災情報の伝達につきましては、昨今では豪雨の際などについては公用車等でのスピーカー啓発、それから情報伝達というのは、ちょっと町民の皆様からもなかなか聞こえづらいよという話もありまして、そういったものから、I A Tさんにご協力いただいて文字放送の部分、それからわたまるメール、それから新たに導入しましたやはナビ！などを使いまして情報伝達させていただいております。

やっぱり耳で入る部分、それから目で情報伝達できる部分、両方の効果がないと、それぞれ万が一、障がいを有する方もいらっしゃいますので、それぞれの情報伝達ができるような形で、速やかにそういった緊急情報を流せるようにということで対応させていただいているという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 確かに私が一番心配しているのは、高齢者あるいは障がい者、この方たちがどこに何人住んでいるか、それを把握しておると思います。それをしっかり把握しないと行き先に、災害が発生した場合に向かわなければいけない。団の中にも、部の中にも、この部はではそっちに行ってください、こっち行ってください、そういうような取組もちゃんとできていると思います。

ですから、そういったものを必ず把握して、第一に救出するのは誰か、どちらか、それをしっかり把握して臨んでいただきたいと。やはり一番の今、年寄り、年寄りと言うのだけでも、今の年寄りも80でもまだまだ元気です。100までも生きています。まだまだ元気です。私もまだまだ大丈夫です。ですから、皆さんもこの中でも若いですから、ひとつ皆でお互いに頑張って、そしてお互いに年配、高齢者あるいは障がい者の救出に向かっていきましょう。ということで、次に移ります。

町と災害協定を締結している団体、民間事業者について、協定締結へはどのようなプロセスがあるものか伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

矢巾町災害協定でご協力いただいている業者の皆さん、たくさんございます。本当に感謝申し上げる次第でございます。内容につきましては、食料、飲料水、生活必需物資、資機材、車両、燃料の供給、避難所の提供、応急対策活動、情報収集伝達、トイレ、その他など、様々多岐にわたってご協力いただけるということで協定を結ばせていただいております。

協定の申出につきましては、矢巾町から働きかけることもございますが、ほとんどの場合、それぞれの事業者、団体の皆様から、ぜひ矢巾町に協力したいよということで、本当にありがたいお言葉をいただいて、協定を結ばせていただいております。

災害に係る協定の中では、食料、飲料水については16事業者、生活必需物資については4事業者、資機材、車両4事業者、それから燃料供給4事業者、それから避難所提供5事業者、それから応急対策活動に協力しますというのが19事業者、それから情報収集伝達に協力します7事業者、トイレ等の提供2事業者、その他多岐にわたるものが7事業者ということで、今年度につきましても、さらに4事業者の皆様から様々なご協力をいただけるということで協定を結んでいるという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、これで1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） それでは、2問目に入ります。地域活性化の推進についてお伺いし

ます。

コロナ禍の影響により、町の基幹産業である農業や商工観光分野をはじめ地域コミュニティ活動などが停滞した過年の状況を踏まえ、今後の地域活性化の推進のためには、新たな生活様式を踏まえた取組により、地域における経済活動や文化活動の再開や充実を図りながら、町民の活動意欲を向上させることが必要と考えます。

これまで本町では、推進策の一つとして、矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）、今年度からは第8次矢巾町総合計画にまち・ひと・しごと創生総合戦略を組み入れ、地域の活力を高め、町民がいつまでも本町に住み続けたいとなるまちづくりを推進しているところであり、今後の地域活性化の推進に期待をいたすところではありますが、現状や課題等について、以下所見を伺います。

1点目、矢巾町のまち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）の数値目標に対する達成状況と主な効果について伺います。

また、第2期から総合計画に組み入れられた現時点までの間に見えてきた課題があれば伺います。

2点目、地産地消による町の活性化策で取り組まれている事業の現在の状況と今後の推進計画を伺います。

3点目、成長力、競争力の強化を図るため、本町が行う活性化事業に対し、民間のノウハウや資金の活用促進を推進するべきと考えるが、現在の状況と今後の見込み等について伺います。

4点目、地域おこし協力隊による地域活性化の活動成果について伺います。

5点目、地域経済の活力が低下しないよう、にぎわいを創出し、魅力あるまちづくりを進めていく必要があるが、現在取り組まれている地域活性化に係る商工業振興策について伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 地域活性化の推進についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）につきましても、地方創生事業として様々な事業を実施し、当初計画した数値目標の4分の1ほどについては、目的の水準を達成しているところでもあります。そういう状況であります。

主な効果といたしましては、個別の地域再生計画により、各種様々な事業を行っておりますが、例えば一例として、矢幅駅前における新規起業者への支援及びコミュニティスペースの提供、並びに地域間交流等促進及び支援等があり、一定の活性化施策としての効果があったものと捉えております。

なお、現時点で地方創生事業は、デジタル田園都市国家構想交付金の中に地方創生タイプとして組み入れられ、実施事業が少なくなっていることから、特段の課題等は発生していないところであります。

2点目についてですが、農産物の地産地消の取組として、学校給食への町産農産物の活用のほか、岩手医科大学附属病院における病院食への町産米銀河のしずくの提供に取り組んでおります。今後も新鮮な食材を環境負荷や輸送経費の軽減を図りつつ、地元の町民の皆さん方に提供できるメリットを生かせるように地産地消に取り組んでまいります。

3点目についてですが、地域の産業や地域経済における成長力、競争力の強化を図る必要につきましては、町におきましても重要な部分であると認識しておりますことから、各種施策の実施に際しましては、民間分野に係る波及効果などを勘案しながら、各種の施策展開に努めております。

今後地域経済や地域産業に寄与すべく、公的融資制度や各種支援制度を利用しながら、民間の持つノウハウなどを最大限発揮できるように施策展開を行ってまいります。

4点目についてですが、これまで本町で活動した地域おこし協力隊の活動においては、町の情報発信の向上や官民共創事業のスタートアップへの寄与、町民の活躍の機会の創出など、隊員それぞれが様々な成果を上げております。評価の仕方についても、様々な切り口がある中で共通していることとしては、どの隊員も町民や事業者と役場とのつなぎ役として大きな活躍をしていただいたものと捉えております。

町職員が職務上なかなか接点を持つことができないような方であっても、協力隊の立場から町職員とは違う活動をする中で、多くのつながりをつくり、協力隊としての任期を終えた後も、本人や町にとって貴重な成果となるケースが多く見られているところであります。

また、卒業後に町内で創業や就業していただくことも、間違いなく大きな成果と言えますので、今後の協力隊の募集、採用に際しましても、任期中、任期後の成果を十分に検討し、隊員と町との双方にメリットがある事業を実施してまいります。

5点目についてですが、持続的な経営安定のため、物価高騰対策に係る補助を実施したほか、起業支援として家賃または地代の補助を行っているところであります。ほかにも、少子

化において雇用の確保は今後さらに重要となりますことから、これまでのお仕事体験やインターンシップ事業のほか、農商工共創協議会において、キャリア教育事業に取り組むこととしており、事業を通じて小中学生が町内の事業所を知る機会の充実を図り、地元への就職を促進することで、事業者の安定雇用の確保につなげてまいります。

また、町商工会青年部が主体となって復活したにぎわい創出イベントでありますさんなりや市への支援を行ったところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　ここで再質問に入るところでありますけれども、時間的な部分を鑑みまして、ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を13時といたします。

午前 11時53分　休憩

午後 1時00分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

午前に引き続き、吉田喜博議員の一般質問の再質問を行います。

それでは、再質問はありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員）　昼休みをやったら、なかなか声が出なくて、私もハスキーな声とは言われますけれども、中には鬼の霍乱と言う方もおりました。それでは、ハスキーな声でまた再質問させていただきます。

地域活性化という言葉に明確な定義や範囲はありませんが、その地域の特性を生かしながら持続可能な地域社会をつくり上げること、それに伴う方々の取組や活動などが地域活性化に結びつくとされています。地域産業の活性化策の一つである本町農業畜産物における特産品、種類、数量、6次化商品の開発または販売戦略について、現在の状況と今後の取組について伺います。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、6次化というところですが、まず特産品ということでお話しさせていただきますと、なかなか、特産品というのにこれまでいろいろ取り組んではおるわけですが、これが決定的に効果があるというところには現在至っていなくて、それぞれに個別で各事業者

さんであったり、団体であったりということで取り組んでいらっしゃるというところでございますが、昨年度は私どもでもヤマブドウを活用したヤマブドウサブレだとか、そういったものも取り組んだところではございました。

引き続き、農畜産物ということでいいますと、農畜産物がより高価なものがたくさん売れるということで販路拡大につながるような取組というのは、引き続き検討をさせていただいているところではございますので、何か皆さんにいい報告ができるように今後も考えてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） その特産品に関して、今現在何種類あるのか。それに、今サブレ、去年ですか、出ましたけれども、去年もたしか8,000個だが製作したはずなのです。それ以降どうなっているのかちょっと分かりませんが、やはりせっかく金をかけて開発している。それをただ一品作って、あと販売して完売しましたと、それだけでは何の振興策にもならないかなと。

やはりせっかく開発したものだから、それを持続的に生産、販売をしていかなければ、町の発展にはつながらない。それが小さなものであるからこそ言います。この小さなものが一つ一つ、一品一品の積み重ねによって大きなものになっていく。だから、皆さんも米1粒1粒拾って食べたことありますか。ある方もいらっしゃいますし、ない方もいらっしゃると思います。やはりそういった気持ちがないと、その情熱がないと、やはり物を作ったことにはならない。

ですから、必ず一つのものに対しての執着力を持って、そして開発、そして販売する。最後に、やっぱり町のためと、そういうことに結びつけていかなければならないはずなのだけれども、今のお話の中で見受けられませんが、もう一度ちょっとお願いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、特産品として町でというところでは言いますと、今現在はやはばおでんであるとか、先ほども話にありましたけれども、昨年度取り組みましたヤマブドウサブレ、こちらにつきましては今年も箱のパッケージといいますか、その残数ある分で改めてまた出荷はさせていただいたというところではございますが、それ以外にかつて取り組んでいた、例えば焼酎

であるとか、そういったものにつきましては、今は物が無いという状況でございますので、ほとんどまず無いという状況でございます。この辺については、反省すべき点かなというふうに感じております。

そこで、農畜産物ということで話が出ておりますが、それ以外の分野でも何か特産品になるものがないかということで、さらに言いますと、ふるさと納税の返礼品になるようなものということで、何かそういったものにつながるものはないかということで、さらにやはり掘り起こしというのは当然必要だというふうに考えておまして、私どもでも商工会さんを通じて、今回町内の事業者様のほうに何か特産品になるもの、そしてふるさと納税の返礼品につながるものがないかということで、商工会さんの臨時のニューズペーパーのほうを配っていただいて、そちらのほうでまた周知をさせていただきたいというふうに考えておるところでございましたので、引き続き検討させていただくということでよろしく申し上げます。

（「今何ぼあるの」の声あり）

○議長（廣田清実議員） はい。

○5番（吉田喜博議員） 全然ないわけですか。

○議長（廣田清実議員） 答え出たよ。おでんと……

○5番（吉田喜博議員） 2つだけ。

○議長（廣田清実議員） 2つだけ。

○5番（吉田喜博議員） 去年、おとしまでは何ぼあったのですか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） おとしまではということになりますと、ちょっとすみません、今手元に資料がありませんので、また改めて後刻答弁させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 随分変わりましたね。前は、物を作って、そしてふるさと納税まで出したような気がします。それは、全然ないということは、悲しいというよりも気迫がなくなっているのではないですか。物を作って、そしてふるさと納税にも出そうというような、そして納税してくれる、出してくれる方々に対して、矢巾ではこのようなものがあります、どうぞこれを食べてください、そういった意気込みがないと、やはりできないのではな

いですか。やはりその気持ちをもっと自分で率先して前に出してくる、そうすることによっていろいろな開発できます。

課長にしゃべったって、だかというような話かもしれないですけども、だけれども、やっぱり課長自ら出て行って、そして稼がなければ、高橋町長、今東京に何回も行っている。遊びに行っているわけではないのです。やっぱりいろんな企業の方を、1人でも2人でも多くの方々を連れてこようと頑張っているわけです。それをやっぱり課長たちが見習ってやっていかないと、ちょっと矢巾町のこれからの未来も私の髪のように薄くなるのではないですか。そういうわけで、もう一つ、もう一回お願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、今吉田喜博議員から厳しいご指導をいただいたわけですが、いわゆるふるさと納税の返礼品とか、後から、後刻答弁するということですが、その種類はあるわけで、ただいま3種類しか挙げなかったのですが、そういうことではないので、後から、返礼品にいろんなことにも取り組んでおりますので、その数は今報告させますが、例えば実はこの間私、いわゆる地元のきりせんしょという、分かるかな、喜博議員、これを持って行って非常に喜ばれたのです。それで、この間町村会の町村長大会のときに、地元の農家の方から作っていただいて、手作りの。

だから、例えばうちのほうでは、矢次のみそ工房、3ちゃん工房、こういうところでもみそを造ったり、また郷土行料理のあれとかあるのです。ただ、それを光り輝くような形にできないのが私どもの非常に足りないところでございまして、そして1次産業、例えば農業の関係で農産品のできたものを、そして例えば今いろいろこれからあれなのは、御飯も、ただ銀河のしずくとか、ひとめぼれとか、そういうようなものを、いわゆるできるのであれば農協なり、全農あたりとも連携して、おかゆを作るとか、そういうことも今考えていきたいなということで、それでこれはあと掘り起こしをして、形にして、見える化していくことが非常に大事なわけでございまして、そのことで今いろいろ。

今日も実は、岩手駐屯地にレシピを作っていただいて、本町のお米から野菜から使って、1日矢巾町産のレシピで提供するというようなことにも今取り組んでおります。そういったことで、いかにして発信していくかということが非常に大事なわけでございまして、あるものをただ眠らせておくのではなく、だからきりせんしょとか、お餅とか、そういうふうなもの。

それから、昔は矢巾口にも本町の幣懸の滝とか、徳丹城とか、からめ餅とか、そういうふ

うなものもあったわけです。今そういうことをもう一度掘り起こしてやっていきたいということで、このことについては皆さんのお力もお借りしながら、みんなで2次産品というか、いわゆる地場産品の形づくりをしていきたいと思いますので、ひとつその辺のところはご理解いただきたいということで、あと今返礼品で何種類あれするか、今課長が分かると思いますので、お答えをさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 令和4年度、5年度で取り組んだものということでお答えさせていただきます。

まず、令和4年度でございますが、これもヤマブドウ関係の商品ということにはなりませんけれども、ドレッシング、これは浅沼醤油さんとの提携ということで取り組んだものですし、あとヤマブドウを使ったパンのサンド、こちらにつきましてはP a n o P a n oさんということで、白石食品工業さんの系統でございますが、こちらのほうとの提携でということですし、ヤマブドウサブレにつきましては、大変申し訳ございません、令和4年度からの取組ということになります。こちらが小松製菓さんとの取組と、あとは令和5年度になりますと、先ほど申し上げましたとおりヤマブドウサブレもあるのですが、それとは別にフィナンシェということで、こちらはタルトタタンさんとの提携ということで、それぞれ取り組んでおるところでございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 今町長からきりせんしょの話が出てきて、いや、懐かしいなと思って、今も岩清水の細川さんのところで作っているのです。私も小さい頃からきりせんしょというのは食っては、何も物がなかった時代ですから、今の方々にはちょっと分からない、ご存じないと思いますけれども、あれが一番おいしかったのです。あれがあつてこそ今の私があるかなと、そういう感じもします。

そこで、今のやはり町で作る、当初ヤマブドウというのは商工会で作ったものなのです。それを基にして葛巻のほうに持って行って、そして加工して、いろんなジャムとか、いろんな加工品を作っているわけなのですけれども、今お聞きすれば、なかなかないものです、ヤマブドウを使って。やはり本来ヤマブドウ、あるのです。確かにあっても、少ないのです。ただ、それもこれから先どう考えていいのかちょっと分かりませんが、活用できるも

のは活用してやったほうが、やはり矢巾の、昔の矢巾、これから現在の、未来の矢巾をつくっていくためには、やはり昔のものを掘り返しながら、そして未来に向けていくと、それが大事ではないかと、そう考えておりますので、ひとつ何とぞうまいきりせんしょをみんなでごちそうになりましょう、町長が何かおごってくれるそうですから。

そこで、また再質問します。地域活性化への大事な要素である人口問題について、とりわけ若年層の人口増加に対する検証は行われているのか、行われているのであれば、どのような状況になっているのか、伺います。

○議長（廣田清実議員）　ちょっともう一回、若年層、というか、ちょっと通告書には入っていないけれども……

○5番（吉田喜博議員）　言葉がちょっとなまりになっております。

○議長（廣田清実議員）　地域のことで、地域活性化のことでの質問だろうけれども、もう一回ちょっと質問。

○5番（吉田喜博議員）　今度はなまりのないように。

○議長（廣田清実議員）　なまってもいいけれども、内容をちゃんとお願いします。

○5番（吉田喜博議員）　はい。それでは、地域活性化への大事な要素である人口問題について、とりわけ若年層の人口増加に対する検証が行われているのか、行われてあれば、どのような状況になっているのかをお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　ただいまのあれです、これはずばり一言で言うと婚活です。いわゆる今結婚しない未婚化というのも問題なわけで、やっぱりそういうことを。これからやっぱり若者、女性の皆さんがどういうふうに考えているのかということを、その心をしっかりつかみ取ることが大事だと思うのです。昔みたいに産めや増やせよと、もうそういう時代ではないわけですので、だから若者とか女性の方々の思いをしっかりと聞きして、それにお応えしていくことが私は人口減少の問題の取組の一つの解決策ではないのかなと。

だから、この間答弁でもお答えしたのですけれども、長寿化と、そして少子化と、人口減少問題は、この2つの大きな課題があるわけです。だから、いずれ長寿化、これは喜ばしい、ことほぐことですから、これはもうこれからもやはりしっかりサポートしていかなければならない。少子化対策、その真の要因は何かということを、だから私はこの間もお話したのですが、ハードとか、お金とかではなく、もう少しソフトパワー、ソフトの面でしっかり捉えてやっていくことが大事ではないのかなと。

あとは、やっぱり結婚できる、そういうようなものを、未婚化をいかにしてなくしていくかと。あとはやっぱり一番の根っこのところは、家庭、地域コミュニティ、こういったところ、こういうふうなところをしっかりとみんなで築き上げていくことが、今吉田喜博議員が地域の活性化、そのことが私はまさに地域の活性化につながっていくことではないのかなということで、コロナ禍もある程度もう落ち着いてきましたので、いずれ今後そういうことも含めて、人口減少問題というのはこれから避けて通れない喫緊の課題でもありますので、これは当局また町だけではなく、みんなで考えて、そしてどのようにして構築していくかということが求められていると思いますので、そここのところをひとつお互い力を合わせて乗り越えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 次に移ります。地域活性化の根幹である地域コミュニティについて、高齢化の進行や地域活動の魅力低下、住民同士のつながりの希薄化、コロナ禍の影響などにより活動の停滞などが見受けられますが、それに対する町からの支援、指導は行われているのかをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

地域コミュニティの停滞、コロナ禍の間に人と人とが会えない期間があったわけなのですが、その期間に役員改選もあったところで、非常に役員の方々も、これからどのようにしていいかというところで非常に困っているというふうな声をよく聞いておりました。そういったところから、私たち昨年度地域のコミュニティの運営の手引とかを発行したり、あとは昨年度から単体のコミュニティだけで問題を解決するのはなかなか難しいという時代が、やっぱりコミュニティ内の人が少ないとか、やっぱり高齢化しているとか、こういうこともあるので、コミュニティ同士のつながりをもうちょっと密にしてはどうかというふうにも考えまして、通常のコミュニティの役員さんたちの研修だけではなくて、もうちょっと大きな単位で、例えば小学校区等の大きな単位で役員さん方に入っていて、横のつながりを強化していこうというふうな形の、地域カルテというふうに私たち呼んでいますけれども、そういったのをつくるような感じの研修というのをやっているところです。

地域のほう、今年度は特にも要望もたくさんお聞きしに歩いているところで、12か所だったか、結局要望、いらしてくださいと依頼いただいたのは12か所だったのでしたけれども、こ

ちらのほうもお話を聞いて地域の課題の解決に努めているというふうなところで、総合的に支援をしているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） これは、町からの財政支援に限らず、いずれ地域コミュニティの維持、再生、このために今私どもは、県の町村会を通して県、国にも要望して、また県も地域コミュニティのための、いわゆる維持、再生のためにもいろんな仕組みを考えておりますので、これは市町村、都道府県、国が一体となって、今このことが最重要課題であります。

それから、石破内閣で今度地方創生に力を入れるということですが、具体的な基本骨子なるものが示されておらないのであれなのですが、恐らく私は今度のやっぱりまち・ひと・しごと、いわゆるまちづくり、仕事づくり、人づくり、これはもう最重要課題であるわけでございますので、今度そういうことをしっかり注視しながら、そして町内にある地域コミュニティの維持、再生のためにそういうようなものをしっかり使わせていただいてやっていかなければならない。

本町でも地域コミュニティが崩壊したら、何の事業もできない。先ほど防災とか減災のお話もあったのですが、自助、共助、公助ができなくなるわけですので、そういうことも含めて国にしっかり地方創生、地域再生、このことにもしっかり取り組んでいただいてやっていかなければならないということで、今国からどのような形で示されているかを注視して、そしてそのことを受けて取り組んでまいるということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） ありがとうございます。

次に、地域おこし協力隊についてちょっとお伺いしますけれども、今まで8人ほどが入隊なさっているということで、そして3人が途中で下車したと、あと2人が現在町で起業していると、そういうお話でした。やはり協力隊も、卒業できなければできないなりのいろんな事情があると思います。それを町のほうでもやはり一翼を担っていかなければちょっと難しいのではないかなと。やはり何か物を、専門性、そういうものが必要ではないかなと。

というのは、私ちょっと考えたのだけれども、やはり専門性を持って、簡単に言えば移住、定住、古民家、そういう方を募集して、そして専門性をつかせてやったらどうかと。それが、大船渡では、ある古民家を改修して増設して、そしてそこにモデルハウスとして、1週

間ほど、あるいは1か月ほど住んでもらうと。それがいろいろな形の中で、いろんな呼び込みを図ってやっているというようなお話もあります。そしてまた、ほかのところの県の他町村にもやはりそういったモデルハウスがあります。

ですから、そういったものを参考にしながら、他地域からの住民をいかにして矢巾町に住まわせるかと。そしてまた、お互いの利益のためにやっていくかと。これもやはり一つでは、町ではできない。JAさん、農協さんとも兼ね合いながらやっていかなければいけないと、そう考えています。モデルハウスを増設するにも、やはりお金がかかります。やはり農協さんも一翼を担っていただいて、そしてやっていかなければできないと。あとは民間の力も必要であります。

ですから、町独自でやるとなれば、必ず予算がない、金がない、そこから始まってきますから、ですからそういうことにならないように、お互いに利用するもの、民間の力を利用する、あと農協さんの力も利用する、そういった対策が必要ではないかなと。それはこれからの、一人でできないから、やはりお互いに手を取り合って進めていくことが一番大事なかと、そう考えております。ですから、そういうこともやりながら、協力隊に関してはそういった専門性のある方を呼び込んで、ひとつ町の発展のためにやっていただきたいと、そう考えています。

次に、最後になりますけれども、現在の状況を鑑みた場合に、本町が取り組まなければならない一番の地域活性化策、どのようなものでしょうか、所見がありましたらお願いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

町長から度々お話があるかと思いますが、やはり地域の活性化はコミュニティの活性化というふうに考えているところでございまして、今私たちの担当課ということになるのですけれども、こちらのほうは、これまで以上に今後も力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

あとは、例えば地域、さっき地域活性化、地域おこし協力隊のお話もいただきました。古民家の改修等、個人ではなかなか難しいと思うので、地域おこし協力隊だけではなく、ほかにもいろんな制度がございまして、こういったところも活用し、また民間の力も活用しながら、総合的にできること、できる方向で何か考えていきたいというふうに思っているところでございます。

移住、定住のほうを何とか増やして、矢巾町の人口を増やすということで、何とか持続で

きる矢巾町でありたいと思っているところでございますので、引き続き努力してまいりたいというふうに考えます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 吉田喜博議員の今のご質問は、素晴らしい質問だと思います。いずれ村松信一議員からもいわゆる質問が、この地域おこし協力隊。よく言われるのは、三方よしの取組ということで、あんまり具体的な、時間がないのであれなのですが、それでやっぱり今言われているのは、私どももそうなのですが、制度導入の目的の明確化、これをしっかりとしなければ駄目だと。それからもう一つは、ロードマップの作成です。地域おこし協力隊に、いわゆるこういう行動をするから、こういうことを考えていきたいとか、そういうものをおいでになっていただく前にしっかりとビジョンというか、そしてやっぱり地域おこし協力隊に求める、いわゆる人物というか、人材像、そういうようなものをしっかりと検討していかなければならないということで、ただ何となくやるのではなく、今協力隊3人の方々いらっしゃるのですが、今度懇談をして、矢巾町の足りないところは何なのか、またこういうことやつたらもっと皆さんに来てもらえるとか、今度、今月中旬頃集まって、そしてお話。それで、レポートも今回お願いできるのであれば出してもらって、やっぱりそういう声をしっかりと聞いていかなければ、あとは頼みっ放し、委託しっ放しではなく、双方向でしっかりとやって、進行管理というか、ロードマップもお互いしっかりと管理して、今も事業の報告書は出しているの、それも画一化されてきているので、やっぱり行政、町がもう少しサポートしなければ駄目だということで、だから今回、今度の来年度の施政方針の中に、企画財政課の中にコミュニティの推進室、そういうようなものを、包含したものを考えていきたいということで、ひとつそのところも含めてご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で5番、吉田喜博議員の一般質問を終わります。

次に、2番、高橋敬太議員の一般質問を受けます。

高橋敬太議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（2番 高橋敬太議員 登壇）

○2番（高橋敬太議員） 議席番号2番、子育ても老後もの高橋です。それでは、1問目の質

間、未来への投資について町長、教育長にお伺いいたします。

日本全体で人口減少が進む中、地方自治体が未来へ向けて躍動していくためには、できるだけ多くの予算を投資に回し、地域の産業を将来にわたって守ることが大切であります。そして、町の成長や持続可能性を支えているのは人であり、人的資本への投資も重要で、人が地域経済を活性化する原動力や地域課題を解決する力となります。

町の施策を投資の観点から見ますと、住環境整備や省エネ化、再エネの推進、市街化調整区域における地区計画制度による企業誘致、アンバサダーを活用した魅力発信など多く取り組まれております。また、未来共創クリエイティブ・キャンパスや地域産業育成お役立ちセンター事業研修など、人への投資も実施されており、さらにふるさと教育掛けるキャリア教育を目指し、町内企業へインターンシップなど、地域と連携した将来の矢巾を担う子どもへの教育も行われております。今後のさらなる未来への投資拡充へ寄与するため、以下お伺いします。

1点目、投資へ回す予算の確保のためには、事業評価と見直しが重要であり、令和6年度の施政方針でも「徹底的に事務事業の見直しを行い」とあります。具体的に今年度見直す事業と、その結果や効果の予測をお伺いします。

2点目、本町における令和7年度一般会計当初予算のうち、経常経費以外で新たに立ち上げる事業に回す予算額はどれくらいと推測されるのか。

3点目、町のPRに時間をかけることも大切ですが、今後のSNSの運用方針や活用戦略は。

4点目、農業従事者と後継者の確保のためには、魅力ある農業環境を整えることが大切であり、集落営農組織の法人化についても同様であります。令和4年度に行われた農業経営に係るアンケートでは、後継者はいるが、本人の意向が定まっていないと回答した経営体が501経営体であったとのことですが、まずこの方々に後継者として担っていただけるようにアプローチしていくことが大切であると思います。その対策は取られているのか。

5点目、矢巾町中小企業振興基本計画に関し、学びの場や交流も重要であります。そこから地域課題解決のための新事業創出へつなぎ、発展させることが大切であると思います。現在把握している地域の課題と新事業創出の状況をお伺いします。

6点目、第8次矢巾町総合計画前期基本計画、以下8次総と略しますが、観光情報の発信強化として、地域情報発信ステーションを中心に観光ニーズに対応した魅力発信が必要とのことですが、地域情報発信ステーションはどのようなニーズがあると捉えているのか。

また、今年度作成した観光パンフレットの配架状況をお伺いします。

7点目、ハバタークの利用状況について、昨年度及び今年度のコワーキングスペースとしての利用者数は。また、まちづくりに対する成果をどう捉えているのか。

8点目、本町では、子ども会育成会やジュニアリーダーの活動が盛んであることは恵まれた資源であります。ジュニアリーダーとして育った子は、大学生、社会人となった後もボランティアでリーダー研修に参加し、子どもの教育に携わってくれています。大学生や社会人同士の交流もあり、お互いに協力し合って地域の子どものを支えています。このように継続した横のつながりがうまく形成されており、これこそ地域協働での教育で、今後推進していくべき事業ではないかと思います。

現在は、各行政区から2名とリーダー研修への参加が制限されておりますが、もっと多くの子どもたちが参加できるように町としての支援をしてはどうか、お伺いします。

最後に、本町は音楽のまち、スポーツのまちとして、特に児童生徒の活躍が目覚ましく、全国大会などへも出場されてきました。一方で、その旅費は高額で、家庭の負担となっております。これまで部活動に励まれてきた子が金銭的な理由で遠征への参加を辞退したケースはあるのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 2番、高橋敬太議員の未来への投資についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、投資へ回す予算確保のためには、各事業の評価及び見直しが重要であることは認識しており、令和7年度矢巾町予算編成方針においても、PDCAサイクルに基づき、評価と効果検証を行うことを指示しております。特に各種団体への負担金及び補助金については、実績報告及び補助要綱等を精査することで金額の適正化及び補助団体の削減を図っており、一定の効果が出るものと見込んでおります。

また、令和7年度に予定しております基幹系システム標準化に向けて、関係する業務システムの改修及び統合を進めているほか、窓口業務を中心に見直しを行っているところであり、これにより全国標準の業務体系へ切り替えることで、DX推進等のさらなる改革への足がかりとなることを見込んでおります。

2点目についてですが、現在令和7年度当初予算編成は、査定の初期段階であり、継続事業、新規事業ともに未確定な状況であるため、現時点で新規事業に配分可能な予算額を割り

出すことはできておりませんが、新規事業についても優先順位などを精査し、国庫補助金等の特定財源の状況を見極めながら、可能な限り対応を検討してまいります。

3点目についてですが、各種SNSの運用については、現在運用を行っており、各種広報媒体とのバランスを取りながら実施をしております。今後につきましても、統一的な内容にて発信することなどに配慮しながら、広報媒体間の相互周知による効果によってユーザー数の増加を図りたいと考えております。

また、効果的な広報手法についても研修を行っており、総合的な運用による正確かつ効果的な広報に努めてまいります。

4点目についてですが、町では家族経営協定により、農業に対する家族内の役割分担に向き合うよう促し、矢巾町親元就農給付金給付事業により、親からの農業継承について促進を図っておりますが、十分な成果は得られていないところでもあります。

また、地域計画におきましても、高齢の方々が話合いに参加する現状も踏まえ、機会を捉えて後継者にも参加いただくよう促してまいります。

5点目についてですが、地域課題に関しましては、矢巾町中小企業振興基本計画時に町内事業者へ実施したアンケート結果から、コロナ禍後の景気の悪化及び物価高騰対策のほか、人材の確保と育成が挙げられております。このことから、物価高騰対策に係る補助事業や町内事業者向けにビジネススキルアップセミナーを開催しているところであります。

ほかにも、農商工共創協議会の事業において、キャリア教育事業に取り組むこととしており、事業を通じて小中学生が町内の事業所を知る機会の充実を図ることで、地元への就職を選択肢の一つとして捉えることで、将来的な事業者の安定雇用の確保につなげてまいります。

6点目についてですが、地域情報発信ステーションは、ひまわり畑や幣懸の滝などの観光地のほか、飲食店、お土産品の購入場所へのルート案内に関するニーズが非常に多いと捉えております。また、町内イベント情報等に関する展示及び特産品等販売を効果的に行っており、詳細に関するお尋ねも多いと認識しております。

次に、観光パンフレットにつきましては、現在町観光協会において改訂作業を行っており、新年から配架、いわゆる配置できるよう、今月中の納品を予定しているところであります。

なお、主な配架、いわゆる配置場所は、町内各施設のほか、岩手県庁、盛岡駅構内いわて・盛岡広域観光センター及び道の駅などを予定しております。また、東京や大阪など県外で開催される観光イベントにおきましても、その都度提供する予定であります。

7点目についてですが、ハバターク利用状況につきましては、令和5年度のコワーキング

スペース利用者数は198名であり、令和6年度は10月末現在で172名となっております。

ハバタークは、まちづくりに対する関心、意欲がある町民の活動拠点としての機能や、町外から訪れた方が町民と交流する施設としての機能など、まちづくりに対する複合的な効果を期待した施設であります。これまでの成果として、人と人をつなげる働きにより、町外事業者が町内に販路を広げる形での事業拡大や、町民有志が連携して町内事業者のプロデュースを実施するなど、ハバタークを核として有機的に連動する動きが生まれております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、未来への投資についてのご質問にお答えいたします。

8点目についてですが、矢巾町子ども会育成会連合会は、常任理事が毎年の計画立案をしており、各種事業を展開し、各自治会の子ども会同士の交流や他市町村の子どもたちとの交流を図るなどの活動を行っております。

また、これらの活動を支えてくれているのが、中高生となったジュニアリーダーや大学生、社会人となったシニアリーダーの方々であり、ボランティアとして協力をいただいているところであります。このボランティア活動を通して、ジュニアリーダーはシニアリーダーへ憧れを持ち、数年後に自分がその役を担うなど、これまで継続した取組が続いているところであります。

子ども会リーダー研修会へ参加できる児童は、原則小学5年生が対象となっておりますが、各自治会の子ども会からは推薦に該当する学年がいないなどの声も寄せられているところであります。今後におきましては、子ども会リーダー研修会の意義や活動内容を各自治会の子ども会へ具体的にお示しするとともに、多くの子どもたちが参加できる仕組みづくりについて検討をしてまいります。

9点目についてですが、平成28年4月に矢巾町立小中学校児童生徒各種大会参加費補助金の制度が創設されて以降、町内の小中学生が金銭的な理由により参加を辞退した例については認知していないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） まず、PDCAサイクルについてお伺いいたします。この評価です

が、全ての事業で実施しているのか、また予算の額の大小などで幾ら以上の事業について行うのかなど、決まりがあれば教えてください。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

全ての事業に関してできるかというのと、なかなか全てというのはやっぱり難しいです。ただ、例えばK P I の設定があるとか、そういうものに関しては達成状況を確認しながらというふうな形です。ただ、新年度予算をつくる中で、新年度予算の話でいいですか、P D C A だから、取りあえず今やっていることと考えるといいですか。

ちょっと1つ、例えばの例で新年度予算の査定とか行う際に、6年度の評価を待たないで7年度の事業を見積もっていただくのですけれども、ヒアリングとか査定の中で、その必要性とか費用に関して適正と思われる金額になるような調整を行っているということで、P D C A かというのと、なかなかP D C A ともちよっと言い難い部分もないわけではないのですが、そこに注意してやっているところです。

例えば補助金とか支出するものに関しましては、一定の収支の状況を見ながら、その補助が適切かどうか判断している、検討しているところで、可能な限り見直しをしているところでございますし、負担金の支出においても、その根拠が正しいのかどうかというところを確認しながらやっているというところで、負担金の削減を求めているような状況でございます。

あとは、業務委託なんかの事業所からの見積りなんかにつきましても、複数事業者から見積りを頂戴して、いただくことにしておりますし、入札がかかるようなものであれば、状況に応じて、あまり低過ぎる金額だと、入札時の最低制限というのがあるのですが、それ以下になってしまうような状況もあるので、やけに低過ぎる業者というのはちょっと逆に注意しなければいけないとか、そういうところも見ながら予算のほうを作成していくというような形で、今ちょっといずれ新年度の予算のお話をさせていただきましたけれども、そういった形でP D C A とちよっと言い難い部分もあるかもしれませんが、事業見直し等を行っているというような状況でございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） P D C A サイクルの基準、かける基準はあるのかと聞いているのだ。

一つも答えていない。

○企画財政課長（花立孝美君） すみません。では、その基準というのは、なかなかかける基準は、ではあるかというのと、ないということになります。状況に応じて柔軟に対応させてい

ただいているという形になります。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　ちゃんと答えて、聞いていることに。

他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　まさにそのPDCAサイクルの危惧されるところといたしますか、やっぱりその評価が形骸化してしまって、形だけのものになってしまうリスクがあるのではないかと感じておりました。その改善方法として、その評価をやはり随時公表して、誰でも参照できるようにすること。むしろ内部のみでの評価だけだと客観性に欠けてしまうかもしれませんので、我々議員もできるだけ一緒に見させていただきたいですし、もしくは町民にも説明責任を果たし、透明性が確保されるのではないかと思います、このPDCAサイクルもしくは評価を行った事業に対しては公表して、さらなる財政健全化の参考としてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　ありがとうございます。PDCAサイクルの話と、公表してはどうかというふうなお話ですが、先ほどちょっといま一つ合致していないような答弁で申し訳ございませんでした。

PDCAサイクルに関しての評価等を行ったものに関しまして、公表のほう、検討させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　8次総の前期基本計画のほうで、PDCAサイクルとは別にもう一つ、「OODAループを活用し」と記載もありますけれども、後で議論させていただきますが、私はSNSの活用とか方針修正とかに迅速に対応できるのが、このOODAループなのかなと思って見ておりましたが、こちらのOODAループを使用して事業評価したものがあれば教えてください。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　先ほどPDCAサイクルの話の補足から入らせていただきたいと思いますけれども、現在この基本方針といたしましては、私どもは前期基本計画の施策に係る事務事業をPDCAサイクルに基づき評価するというところでやってい

るところでございますけれども、その具体的な評価といたしましては、目標達成型評価、ゴールベースドエバリュエーションという形で行っております。これは、どのように行ったのかといったのが客観的に達成されたかどうかという事実のみに基づいて評価する方法でございます。

ですので、例えば矢中跡地の検証であるとか、不動産の行政財産のところ、こういうところの検討がまだなくても、検討しましたという事実に基づいて評価という形になっています。そういう意味では、この評価の方法というものについては、PDCAですから、計画を立ててという形の中で、どうしてもそごが起きてしまうということで、後期の計画においてはOODAループという考えを持っております。

OODAループは、まず計画になくても、よく観察して、行動する必要があるれば行動しなければいけません。そういったところを適宜議会でも検証していただき、私どもの中でもスピーディーに検証して、PDCAをうまく回していくためのOODAループという形で位置づけて、進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、その結果、各種団体への負担金や補助金を最適化し、削減して効果を見込むということでありましたが、もし具体的に言えるのであれば、補助金に関して、どのような団体へ、どのような理由により削減するかを教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

社会福祉の団体であったり、商工関係の団体であったり、どうしてもこういったところは例えば人件費等が補助の大部分を占めているところがあるのですが、そういったところが適正に行っているのかどうか、こういったところを中心に補助金の内容を精査しているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 様々な団体があり、それぞれの分野で地域を支えているものと理解

しておりますが、主に人件費ということでしたけれども、そこを削減することで、その業界の衰退へつながってしまう危険性など思っているのか、そこはうまくやはり評価してバランスを取って行っているのか教えてください。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

もちろん人件費、今世の中で人件費を上げるようにというふうな話も当然出ておりますので、そこが適正なくらいにちゃんと調整になっているのかというふうな形の部分でありまして、削減できるかという、なかなかやっぱり削減というのは難しい部分もございます。そういったところを加味して判断しているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 何かちょっとかみ合っていない。はっきり聞いたほうがいいよ、きっと。何か質問と答えが全然違っているような気がする。だから、質問者も首ひねっているし。補助金の対象者に対してどうやってPDCAサイクルをやってやるかというところを聞いているのだから、そこを答えないと、ちょっと今のは答えになっていない。もう一回答えて。

花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） すみません、ちょっと何かうまくいなくて。人件費に関して、先ほどのとおりです。その他の部分につきまして、いずれ相手のほうから決算の状況とか、あと繰越金の状況とか、そういったところをチェックさせていただいております。補助金に関して、あれ、すみません、ちょっと私勘違いしていますか。

（何事か声あり）

○企画財政課長（花立孝美君） 人件費が適正かどうかという部分につきましては、過年度の状況と比較しながら、確認して適正だと認める場合に補助というふうな形で考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。すみません。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） では、私のほうからちょっと補足させていただきますが、毎年度各団体のほうから予算要求がございます。そういった中で、今年度は何についてこういった事業を取り組みたい、こういったほうもあるよというふうに、いろいろメニューが出てきますので、その内容がきちっと実行されているかどうか、またその効果があるか、そういったと

ころも検証しながら、次年度の予算要求に反映させるように検証して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員）　ようやくかみ合ったような気がする。

他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　その根拠をしっかりと説明したり、その課題を、課題というか、その上がってきたプランに対してアドバイスできるようにしっかりと、先ほども町長答弁しておりましたけれども、ビジョンを町側が示して、それでこういうことをやるのだったら、もうちょっと戻してもいいよとか、そういった丁寧な説明が大切で、そこをしっかりとされていないと、町の求めることに対してやっていることがちぐはぐになって、ミスマッチが起こって、それでどんどん関係も悪化していくのかなと思うのですが、その例えば先ほど会合とか商工会とか言いましたけれども、ビジョンをすり合わせていくような複数にわたってのそういうミーティングだったりを行う場があるのか。

例えば商工関係ですと、今年度の主要事業の中に商工会等の連携をしっかりと取って行っていくという資料も出ておりましたが、その連携とか、綿密な関係の構築とかを教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　私どものほうでも、商工会さんのほうには補助金ということで支出をしております。補助金につきましては、事業内容を、あらかじめ計画書を書いていただいて、それに基づく予算を計上していただいているところでございますが、私どものほうでもその内容を確認させていただきながら、先ほどの話ではないのですが、事業の効果がどれほどあるのかということも含めまして、担当課として内容を確認した上で、予算要求につなげていっているという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　今後も良好な関係性の継続に尽力をお願いしたいと思います。

10月に行われた総務常任委員会にて、情報システムを取り巻く課題についてご説明いただきました。標準化やガバメントクラウドで政府はコスト削減を目指しているようですが、現場としては乖離があるという説明だったかと記憶しております。運用費用も高額となること

が予測されていると思いますが、この答弁でD Xの推進を足がかりにとのことですが、予算は逼迫されないのか、改めてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

標準化に係る経費につきましては、当初我々の予想をはるかに大きく上回るような事態にちょっとなっておりまして、国のほうに変更申請等できるようになっておりましたので、変更申請はしてはいるのですけれども、国のほうも財源が確実にこれに関してつくというふうなまだ意思表示いただいているところではなくて、実際のところ、金額はここでちょっとお話ししませんけれども、いずれ町として多くの負担が伴うのではないかというふうに今のところ予想しているところでございます。

ただ、時限的、来年度中に解決しなければならない問題でございまして、いずれ何とか予算のほうを措置する、そして実際の標準化の作業を期限までに終わるというふうな形を目指して、今取り組んでいるところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） では1点目の最後に、また総務常任委員会では、定期的な異動によりシステムに精通したIT人材が育たないとの課題があるとのことでしたが、今後そのようなIT人材の確保であったり、育成をどのようにしていくか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

まず、現役の職員につきましては、やはりそういったIT研修に参加していただきまして、スキルアップをしていただくというふうなのが対策になろうかと思えますし、あとは内部的に一朝一夕とはいかないわけなのですけれども、外部人材を登用して、例えば地域活性化起業人とかというふうな制度がございまして、こういったところを活用して、外部からノウハウを入れるというふうな方法もございまして、そういったところも含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは2点目について、来年度は新規事業への配分可能な予算額

はまだ割り出せないとのことでしたが、今年度は大体どれぐらいだったのか、分かれば教えてください。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 今年度新たに立ち上げる事業につきまして、町長答弁ではなかなか、今査定中だというふうなお話をさせていただいたので、その後ちょっと調べまして、新規と思われる事業といたしましては、大体金額的に2億何がしはあるのかなというふうな、完全に新規と思われるものです。何々の更新とか、こういうのではなくて、こういうふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） その予算をどうするかは、まさに町長の政治的な判断になると思うのですが、町民の声を反映させることももちろん大切ではありますが、8次総では、未来に強い行財政経営の推進のためにフューチャーデザインを指標とされております。今年度は開催されたのか、もしくは今後どのようなテーマで開催していくのか。

私は、以前からも提案しておりますが、高校生とか大学生、矢巾町出身の学生も参加したフューチャーデザインを開催してはどうかと思いますが、現状いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 昨年度等は、総合計画をつくるためのフューチャーデザインというふうな形のをやっていたりしたわけなのですが、財務省というか、盛岡財務事務所さん等と中学生だったり高校生を対象にフューチャーデザインというのを行っているところで、一般の町民の方向けというのは今年度は行っていないところでございます。

私どものほうでは特段やっていないというところですが、今後こういった将来の財政を考える等でフューチャーデザインは有効かと思っておりますので、機会を捉えてやればというふうに考えてございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうからもフューチャーデザインの取組についてお答えをさせていただきたいと思います。

おとといもありましたけれども、岩手大学と岩手県立大学、あと富士大学の学生とともに、

SDGsに絡めてフューチャーデザインの議論をしてまいりました。今年度もそうなのですが、できたならば、これら3大学の学生、一緒に連携できればいいし、個別になるかもしれませんが、若者を中心にそういう形で意見を取り入れるフューチャーデザインのほうは実施してまいりたいと思っております、昨日というか、2日前にそういう座組を、議論してまいったところでございます。

また、こういう取組については、若者の意見をどのように反映させるのかというのは、政府のほうでも言っておりますので、そこら辺は常に頭の中に入れて取組を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、SNSの運用について、ちょっと分からなかったのですが、各種広報媒体とのバランスを取るということですが、もう少し具体的にどういうことが教えてください。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

広報媒体、SNSだけではなくて広報紙もございますし、アプリでやはナビ！、あとはラジオ等、様々ございますが、偏った形での一つの媒体に特化せずに総合的に行うということもございますし、あとはSNS間で連携等もいずれ行っていくということで、ちょっと今ライン等にかかなり偏っている部分が、ユーザー数ございましたので、こちらのユーザー数をそれぞれ広げたいということもあって、いずれ特化せずにやっていくというふうなところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そして、統一的な内容を発信するということですが、例えばイベントを統一して行うというのではなくて、先ほどおっしゃったようにいろいろな各ツールがあって、内容を全部統一して、全部でやるという考えでいいのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

メディアによつての得手、不得手というのはあるのですけれども、一つのメディアだけ非常に詳しい内容までというふうな形ではなくて、やっぱりちゃんと平準化されたような情報を、どのメディアで取っても同じような情報が取れるというふうな形に統一していきたいというものでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 私は、ちょっとその考え方は違って、例えば8次総の中で町内外に向けた情報発信の強化の指標だと、インスタグラムのフォロワー数だけを指標にされているので、それであるならば今ちょっとインスタグラムの投稿が少ないのかなと思って見ておりましたし、インスタグラムだったら、風景とか写真のほうに特化して上げていくのがいいのかなと思っています。

また、ユーチューブ等もありますが、ユーチューブは動画なので、やはりそれぞれちょっと、統一というよりはそれぞれの強みを生かして特化してやっていったほうがいいのかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

確かにユーチューブでテキストを出すとかというふうなのは正直おかしい話ですし、ではテキストの内容を全て動画でほかのメディアでもやるとか、こういうのはやっぱり難しいものですので、確かに議員おっしゃるとおり、メディアの特性を生かした広報、これはもちろん大事なところでございます。

ただ、情報の中身、そしてやはりこちらでは言ったのに、こちらでは言わないとかと、こういうふうなものはできるだけないようにしていきたいというふうなものでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、インスタグラムについてですが、昨年度はハッシュタグを利用してやはばフォトでシェアする取組があったかと思うのですが、今年度もぜひ行って、やっぱり継続的に盛り上げていていただきたいなと思いますし、またSNSですけれども、リアルなイベントで、みんなで集まって一緒に何かやることで矢巾のファンが生まれたりす

るのかなと思いますし、それで初めてのカメラ教室を行って、それでフォトコンテストに応募とかされておりましたが、今ホームページを確認すると、優秀賞はタイトルこれで、誰々さんですしか載っていないくて、やっぱりそこにインスタのリンクをつけて、その優秀賞の作品の写真を見られるようにとか活用していったほうがいいと思うのですけれども、そういう取組はいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、今年開催したフォトコンテストにつきましては、かなり優秀な作品がそろってきてございましたので、こういったところを担当課、企画財政課と連携しながら表に広げていこうというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、ちょっとユーチューブのほうでお伺いしたいのですけれども、昔と比べると再生数もかなり違うのかなと思って見ていたのですけれども、やはり最初だから勢いがあるのかもしれないですが、統一的な内容でやっていくという答弁でしたけれども、以前はアンバサダーの方とかが出ていたりしていたので、やっぱり見ているほうからしたら面白いほうがいいなと、統一して、内容をこっちで見たからこれをやるとかではなくて、単純に面白ければいいなと思っているのですけれども、なので、例えばアンバサダーの方に、例えば矢巾散歩みたいなのを企画してやってもらったりとか、何かもっと町内のスポットを紹介して回る動画とか、そういうのが新たに企画されたらいいのかなと思いますし、あと全部見ていると音楽系の動画がやっぱり再生回数回っているなと思うので、やっぱりもっと音楽に特化させたりとかと思います。

ただ、音楽のコンテンツを作るのは大変だと思うので、これは今まで町に関係のあった方で、何か提供してもらえる動画はありませんかとか、ただお願いするだけで載せてもいいですよと言ってくれるかもしれませんし、いろんなジャンルのまずは音楽を町内の関係団体に集めて、一緒に町のユーチューブに載せてみると。その再生数で、こういうジャンルが意外にニーズがあるのだとか、今後のそういった調査もできるかもしれないので、そういった町の企画であったり、音楽の企画をやってみたいなと思うのですが、そもそもそういったことをやる余裕といいますか、人的にも予算的にもあるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） では、音楽のまちということで私のほうからお答えをさせていただきます。

昨年度から音楽祭につきまして配信ライブを行っておりまして、今年度、今年はユーチューブでの視聴者数が720、それと紹介動画も結構見ていられまして690、こういったところで多くの皆さん関心があるなというふうに思っています。

音楽のまち、これ以外にも議員おっしゃるとおり、いろんな活動をしてございますので、そういったもの、ユーチューブで配信できるもの、あるいは著作権が該当するものとかあると思いますので、その辺も含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） まさに高橋課長おっしゃったように、様々なイベントをやられていて、曲家ミュージックフェスティバルであったり、あれも録画して、今はもうフリーな時代なので載せてしまえば、ミュージシャンにしても広報の機会になると思いますし、また秋まつりではゼンダマンさんが来てくれて歌ってくれたりとか、そこは著作権の関係分らないのですけれども、お願いしてみるだけはいいいのかなと。とても貴重な機会だと思うので、そういったことを進めていっていただきたいなと思います。

また、町内には誰でも弾けるストリートピアノが設置されておりますけれども、例えばそういった町内のピアノ教室を行っている方とか、別にただ町民で弾きたい方とかを募集してみて、特に矢幅駅に設置されているのも、やっぱり朝夕、いっぱい来てくれるときに、駅に降り立ったときにピアノを弾いていたら、やはり音楽のまちというのを皆さんに実感していただけたと思いますし、またそういったのをSNSでPRすれば、やっている演奏者の幸福度にもつながるのかと思うので、そのような取組、いかがかと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

ピアノを設置しているところは、JR矢幅駅のインフォメーションコーナーと、あと公民館のフロア、あとは役場の1階ホールにも設置してございます。私も毎週のように実はJRのインフォメーションコーナーのところのピアノ磨きに行っておりまして、そこに感想ノートを置いているのですが、結構皆さん、とても弾けてよかったとか、そういった感想をた

くさんいただいております、こういった機会はとても重要というふうに思っておりますし、あとはＪＲ矢幅駅の構内のところでギターを弾いている方もいらっしゃるという話もお伺いしております。これはちゃんと許可を得ているというふうに聞いておりますので、そういった方が周りの皆さんから注目できるような、今お話あったＳＮＳ配信ですとか、そういったところ、その方の了解を得ながら進めていければというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○２番（高橋敬太議員） 次に、農業施策についていきたいと思うのですが、親元就農支援補助金で十分な成果が得られていないということで、やはり補助金以外のその他のサポートが必要ではないかと思います。継承の際に何を悩むのかというと、後を継ごうにも、まず自分の家の農業の状況が分からないという話を聞きました。つまり現状作るのが精いっばいで、経営管理、あとは会計、労務情報などの間接業務ができていない、それに困っている状況ではないかと思いますが、本町で資金面だけではなく、そのような悩みがあるのか、相談されたり、把握しているのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新規就農する際には、新規就農であったり、あとは親元就農であったりということで、その場合に何か障害になっていて相談がというところにつきましては、ちょっと直接こちらのほうにという相談がそれほどあるわけでは実際ありませんで、もしかすると農協さんのほうにご相談に行っている、または改良普及センターのほうに行っているという場合もあるとは存じます。

ただ、そういった場合には、我々それぞれに農地の活用の問題であるとか、先ほど経理の問題であるとか、実際栽培方法に関する問題であるとかとなりますと、総合的にいろいろな関係機関がリンクするということで、農業改良普及センターだったり、ＪＡさんだったり、農業委員会であったり、町産業観光課だったりということになりますので、その際には一堂に会した形でご相談に乗るといような段取りで対応したいというふうに考えておりますが、相談は何件あるかというところ、実際のところほぼないという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 今４点目の再質問に入っているようですが、実はもう時間が

ちょっと経過しておりまして、ここで暫時休憩としたいと思います。

再開を14時30分といたします。

午後 2 時 1 9 分 休憩

午後 2 時 3 0 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

途中の途中ですけれども、また再開いたします。

再質問ございますか。

高橋敬太議員。

○2 番（高橋敬太議員） それでは、中小企業振興基本計画の地域の課題についてお伺いしたのですが、言葉足らずで申し訳なかったのですが、私は参考資料でもつけました中小企業振興ビジョンの中の施策の新事業創出について、主に質問したつもりでありました。ここに地域の課題をつかみ、新たな事業につながる場とするとあります。お答えいただいた課題は、景気の悪化や物価高騰というのは、社会的な課題ではないかなと思います。地域の課題というのは、矢巾町の環境的な要因に起因した課題を指しているのではないかと。

例えばなかなか遊ぶ場所がないとか、土地がない、家賃が高いなどではないかなと推察したのですが、このような課題解決のために新事業を創出するという、そのような目的で捉えてよいのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、新事業の創出ということで、先ほど議員おっしゃった遊ぶ場所がないとか、あと家賃が高いとかということでの何か、そういった地域、町としての課題、これを踏まえた何か新事業ということでお話ございましたけれども、確かに一部ということにはなりますけれども、こうした家賃が高いということにつきましては、新規で事業を行う、言ってみれば起業者にとって、これも大変な問題かなというふうには認識しておるところでございます。

そういったこともございまして、家賃に相当する分の補助ですとか、あとはかかる土地代、そういった補助というのを、言ってみれば新規の起業者に対して、これまでも取り組んでおるところでございまして、実績といたしましては、令和5年度の数字にはなりますけれども、4件、約80万ほどでございますけれども、こういった支援も行ったというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 中小企業振興円卓会議についてお伺いします。

今は、この場で何を議論しているのか。例えば新たに農商工共創協議会ができて、その商工関係や教育の部門と重複する部分があるのではないかと思うのですが、両者のすみ分けや役割など、その円卓会議の内容を教えてくださいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 農商工共創協議会と円卓会議ということでございますが、円卓会議につきましては、基本条例、基本計画であつたりとかということで、こちらの作成に大いに携わっていただいたメンバーの方々ということにはなるのですが、引き続き、その方々に今後も農商工共創協議会とは別に商工業の何か支援のためにこういうのが必要ではないかということの意見交換を定期的にできる場ということで開催を行うということで、すみ分けしているところでございます。

なお、先月改めて円卓会議のメンバーの方々と意見交換はさせていただきまして、改めてまたできれば年内中にとということの予定であつたのですが、意見交換を定期的に行うということにさせていただいているところでございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） やはり新事業の創出というのが一番ぱっと分かりやすいというか、雇用の場の創出であつたり、地域の活性化につながるのかなと思って聞いておりました。本町の課題ですが、大きいところは、やはり何度も出ます旧矢巾中学校跡地であつたり、旧マレットゴルフ場等の活用になるのではないかと思います。

そして、逆に強みは、高校とか、短大、大学と、学校とか学生が多いのが矢巾町の特徴かなと思っております。この強みの部分も、よく見たらまだまだ課題がありまして、若者、特に学生のニーズを満たせていない状況なのではないかと思っています。

例えば高校生はやはぱ一くにたくさん集まって自主学習等をやっておりますが、逆に大学生だったり、それ以上の学生になると、そういった集まったりする場がなかなかないという声も聞きました。やはぱ一くは、もう高校生が行くところというふうになっているようで、

なかなか大学生が集まったり、楽しんだり、勉強したりする場所がないという課題があると私は思っておりますが、町として、そのニーズに対して、何かアプローチしたり調査したりしたことはあるのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

課題であるとか強みであるところというのは、今ご指摘いただいたこと、私もうなずけるところかなと思いますけれども、まず大学生等が中心に何か活動できるような場所というところの中でアプローチしたことがあるかということなのですが、例えばアプローチして、実現には至らないのですけれども、例えば矢巾ショッピングセンター周辺、定期借地権の期限が迫っているような中で、そういうアプローチができないかというような協議は申し入れたりするものの、なかなか条件的に折り合わないというようなことがございます。

先般齊藤議員からもご指摘がありましたように、都市公園の話とかもございましたが、そういう集える場所というのは、あえてまちづくりの中でハード的に作り出さなければできない場合もございますし、既存の建物の活用において、そういうことができるか、できないかというようなことについても、可能性については探ってまいりたいと思いますが、私どもといたしましては、今後のまちづくりの方向性をにらんで、そういう可能性は常に事あるごとにアプローチはしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そこで、私はハバタークを活用してはどうかと思うのですが、ハバタークはまた後でお伺いしたいと思います。

また、中小企業振興基本計画の中で、起業に対する支援等も記載がありますが、今現在盛岡広域で取り組んでいる起業家塾であったり、ビジネスコンテスト等へ本町から参加された方がいるのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

起業家塾、こちらにつきましては、いろいろとテーマに沿ってセミナーとか実施しておりますが、矢巾町関係、今年度でいいますと、2人の申込みがあったということで確認しております。

なお、ビジネスコンテスト、こちらのほうにつきましては、すみません、今矢巾町の参加ということがあったのかどうなのかということにつきましては、ちょっと承知しておらないところでしたので、また後日改めてご報告させていただきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） ぜひそのような方をフォローアップして、引き続き支援をお願いしたいと思います。

最後に、ビジョンを達成するためのロードマップが基本計画にございますけれども、その項目の中で地域住民との協働という項目があり、地域内の経済の好循環等は非常に大切であると私も思っておりますが、そのロードマップの中のワンストップ相談窓口であったり、マイスターリスト、地域内商品の優遇制度、起業と人材のマッチングなど項目ありますが、進捗はいかなのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 現在の進捗状況ということでございますが、現在このような形でということでお示しできる状況ではまだなかったというところで申し訳ないのですが、また改めてこの情報を皆様にご説明できる機会を捉えまして、資料等でご説明申し上げたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、情報発信ステーションのことについてお伺いいたしますが、そもそもそのニーズは、いろいろこういう強みがあるということを回答いただいたのですが、そもそもそのステーションのターゲットといえますか、どの方が来店していただくように想定しているのか。主に休日の町外からの旅行客なのか、などを教えてください。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ターゲットについてということでございますが、やはり乗降客ということになりますと、朝夕がメインということになりまして、その大半が岩手医科大学のほうの関係者というのが多いと、あとは高校生であるとか、学生というのが中心になるかと思っております。その中で日中に目を向けますと、日中はやはり医大に通院されている

方、または入院されている方のご家族様ということになりますので、そういったところターゲットにして、物販であったりとか、イベントの紹介とか、そういったものを積極的に行っておるというところでした。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 私もその電車の利用客に新たに來ていただけるように取り組むのがいいのかなと思っていたのですが、たしか営業時間10時から17時だったかと思うのですが、多分ピーク時は外れているのかなと思っているので、新たにそこを今まで素通りしていた人に見てもらったりであったり、あとはそういうお客様は恐らく飲食店とかに興味があるのかなと思います。隣にヤハバルもあるので、お店のメニューだったり、おいしそうな写真を掲示したりして、帰りにちょっと寄ってみようかなとか、そういった消費を促すような取組もあそこでやったらいいのではないかなと思っておりました。

それで、観光パンフレットについてですけれども、やはりそれも人が集まる場所に設置が必要だと思っています。町内で多く人が集まると言っているか分からないですけれども、多分岩手医科大学附属病院がかなり人が集まっているのかなと。そこに今置かせてもらっているのか、ちょっと確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

岩手医科大学のほうに置かせていただいているかというところにつきましては、今置かせていただいていないという状況だというふうに捉えておりますというか、置いてはいないという状況でしたので、今度議員からのお話もありましたので、置かせていただくように何とかお力添えをいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（廣田清実議員） 課題までもらいましたね。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） あとは、人を呼ぶには、やはり文化が醸成されていないと、なかなか難しいのかなと思います。例えば盛岡だと神子田朝市だったり、よ市だったり、雫石の軽トラ市のように、最初はそういう収益目当てではなくて、まずは継続して何かこう人を呼び込むようなイベントが矢巾にも欲しいなと思っておりますし、そのようなことに支援してい

ただきたいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

にぎわい創出実行委員会というので、現在は春とか、夏とか、秋のイベントを実施しているところではございますが、こちらにつきましては春まつり、夏まつり、秋まつりといった大きなお祭りを、イベントを対象にということで行っておるところでございましたので、今の議員お話しのとおり、それとはまた別に取り組みやすいような事業にということにつきましても、今後検討の必要があるなというふうに捉えておりますので、今後とも何かいい案があれば、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 観光情報発信センターで、やはりひまわり畑や幣懸の滝のニーズが非常に高いということで、やはりそれに合わせて西部地区の整備であったり、多く同僚議員もおっしゃっていましたが、ウォーキングコースやトレッキングコース、アウトドアやアスレチック、レジャーエリアとして整備されることが期待されているところでありますが、先ほど言ったように矢巾町といえば岩手医大もありまして、盛岡ですけれども、内丸メディカルセンターでは見学ツアーをやっていて、小中学生と、あとはその保護者の方を対象に見学ツアー、あとは手術室体験とか行っているようなので、ぜひ矢巾町のほうでも岩手医大の見学ツアーができれば、沿岸とか県北、県南、遠くからでも来るのではないかなと思います。

病院本体は難しいかもしれませんが、キャンパスのほうにいろいろなシミュレーションできるシミュレーションセンター等もあるので、ぜひ泊まりで来てもらって、空いた時間を矢巾町で観光してもらうなど、そのような医大との、やはり一心同体といいますか、病院食も今後も使っていただけるということで、そういった連携を模索してほしいなと思います。

観光ビジョンにあるニューツーリズムの開発についてなのですが、やはりここが大切で、今言ったように食と自然で町内を回って、特にヘルスツーリズムを開拓して、医大を見学して、最後にすこや館で人間ドックを受けて帰ってもらうと。これが定着すれば、年に1回は毎年人間ドックのために来てもらったり、または関東に出てしまわれた方も、両親のために人間ドックをプレゼントしたいというようなニーズもあるのかなと思うので、ぜひそういっ

た健康をサポートするまちづくり、またそういった健康意識の高い人が来るツアーがあるというようなPRできれば、先におっしゃっていたヘルスケア産業も、自社の製品のPRにもなる可能性もあるので、誘致しやすいのかなと思うのですが、この取組について伺います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうから答弁させていただきたいと思います。

病院のほう、この話は以前も岩手医大さんのほうとお話をしたことがあるのですが、さすがに病院の見学につきましては、特定機能病院の趣旨からしてそぐわないという話を一度いただいているところでございますが、ヘルスツーリズムについては、コロナ前の協議でしたが、こういうことができたらいいいよねという形で方向性はそろっておりました。

しかしながら、一旦コロナが収束した環境と、あとのヘルスツーリズムの中で、どこに泊まるかといった際に、八幡平市がすごく今大きな注目を集めていて、泊まるほうはあっちがいいのではないかというようなお話なんかもいただいているそうです。

岩手医大さんのほうでは、そのお話は一旦お断りをしているというような話を伺っているところでございますけれども、このヘルスツーリズムにつきましては、何らかの形でできないかなということについては検討してまいりたいと思っておりますし、西部地域の先ほどの運動なんかも含めて、以前検討しましたクアオルトみたいなことができていくということもヘルスツーリズムの一環として成立するのではないかなと思いますので、まさにこれこそ矢巾型というか、岩手医大という資源をどのように連携して活用して、ウィン・ウィンの関係をつくっていくことができるかということにつきましては、実現に向けて進んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） スポーツのまちのほうからと生涯学習の関係で、私のほうからお答えをさせていただきます。

岩手医大との連携につきましては、セカンドアカデミー in 岩手医科大学2024ということで、昨年度に引き続き、コロナ前から実施していただけていたのですが、今年は3回講座を開催している中で、ウォーキングをやろうという中身があり、そのウォーキングについては、キャンパスの中を歩いて見学して回ろうという内容で開催したと聞くことがあります。これ

は、町民は対象になっておりますけれども、医大のほうでは市民講座も開催しているようですので、そういったところで、もし連携が取れるのであれば、ちょっと町民に限ってしまうところもあるかもしれませんが、なかなか岩手医大のキャンパスにも入ったことがないということで、貴重な体験ができたという参加者のお声もいただいておりますので、そういったところも来年度引き続き開催する予定でございますので、その辺十分内容を検討しながら、来年も医大さんとともに進んでいきたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、ハバタークのほうでお伺いしたいのですけれども、ハバタークのほうで今後のビジョンとか、あとは今行っている事業者とのすり合わせがどうかとお聞きしようとしたのですが、先ほど町長からそういうのはしっかり今後やっていきたいという答えがあったので、まず今後の活用方法の提案だけさせていただきたいと思います。

同じような場所が滝沢市に、IPUイノベーションセンターは県立大学と連携して、地域のIT開発拠点であったり、新たに岩手大学でイーハトーヴ協創ラボのトヴラボ等できておりますが、やはりこのキーワードは、どちらも大学生が地域を活性化させるために入っているということでありまして、本町でもコワーキングスペースという利用方法を取られていますが、やはり何をするとところなのかをもうちょっと絞って、ここはもう学生が来て、学生にある程度任せて、あとは町内の起業家だったり、その事業者だったり、サポートする大人の方と交わったり、今まで育成された町民サポーターの方とかとの交流をしたり、そういった大学生が新しく何かする場所というふうに大学生に投資をして成長できる場にしたらどうかと思うのですが、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

ハバタークの活用方法として十分できるのではないかというふうに、今ご提案いただきました件については思ったところですが、もしよろしければ、今度そういった学生さんをご紹介いただければ、直接お会いしてお話を聞いてみたいというふうに思ったところでした。

ハバタークにつきましては、i c o t t oと連携していくというのも、もちろん今までやってきたことですし、大事なことですけれども、例えば学生さんであるとか、企業さんが一部分を使うというふうな考えは十分できると思います。

本当は毎日毎日ちゃんと入っていただくというのが、そして朝から晩まで開けられるというのが一番いいかと思うのですけれども、ちょっと学生さんだと、それはなかなか難しいのかなというところもあるので、どういった方々が利用するにしても、うまく複合的に使えるような形を模索していけないかなというふうに思っているところです。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、最後の全国大会の費用についてお伺いいたします。

もちろん上限であったり、交付割合もあって、全額補助とはいかないのかなと思いますが、直近でいうと煙山小学校の吹奏楽部が東京での全国大会に参加されたと思いますが、その際に、実際に家庭の負担となった額などは把握しているのか、もし分かればでいいので教えてください。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

具体的な今年度の額については、すみません、今手元にございませんで、後ほど確認をさせてお知らせしたいと思います。そのうち補助金の割合、全国大会になりますと旅費の7割を負担しているという状況でございます。

お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） クラブ活動というか校外活動として、これは本町の就学援助費の対象になるのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

クラブ活動に限定したものでございませけれども、様々なそこも含めた学校生活全般で必要な学用品費等々、そういった面でカバーをしているものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 恐らく児童生徒や保護者には、そういう部活の部員の募集の案内と

か回ってくるのですが、そういった制度があるというのもしっかり周知していただきたいなと思います。でないと、やっぱりお金がかかりそうとかで最初から入部を諦めてしまう可能性もあるのかなと思うので、そういったしっかりとした周知を学校のほうにお願いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

部活の入部する際の説明等で、その辺についても説明するように学校に働きかけをしたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで1問目の質問を終わります。

保留していた部分の答弁をお願いいたします。

村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） すみません。先ほど議員のデジコンに参加した本町在住の方というご質問がございました。今事務局のほうにも確認しましたところ、学校名と名前は分かるのですが、矢巾町在住の方かというところにつきましてはちょっと分かりかねるということでしたので、なお参加している学生でございますが、産技短の学生もいらっしゃいますし、岩大と県立大と、あとは盛岡市内の専門学校の生徒さんが参加したということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 2問目、問題行動が深刻化する教育現場での対応について、教育長にお伺いいたします。

文部科学省が公表した令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によれば、暴力行為、いじめ認知、不登校児童生徒数は、いずれも過去最多となり、県内においても同様であります。また、児童生徒と教師間での暴力や体罰の発生も懸念されます。

このような問題の影響は、当事者同士にとどまらず、同じクラスの子どもたち全員に悪影

響を及ぼしてしまいます。勉強がしたい、友達と遊びたいなど、学校で楽しく過ごしたいという思いが阻害されるために精神的に大きなストレスがかかり、さらに状況が悪化すると自傷行為や不登校へつながってしまうおそれがあると思われます。

一方で、教職員は多忙であり、子どもたち一人一人に寄り添うことが困難な状況ではないかと推察します。教職員のストレスは、病気休職へつながり、人員不足により現場はさらに逼迫してしまうことが危惧されます。このように双方にとって望ましくない状況が続かないように、問題行動及び不適切行為については、早期に問題解決を図る必要があると考え、このような問題が発生した場合の本町の対策を伺います。

①、児童生徒の問題行動及び教職員による不適切指導が発生した場合はどのように対処するのか。

②、深刻化して信頼関係の修復が不可能となる前の早期の発見と児童が相談しやすい環境を整備することが大切であると思いますが、対策はどうなっていますでしょうか。

③、本町の場合、スクールカウンセラーはどこから派遣されてきているのか。スクールカウンセラーの数は足りていて、迅速に対応または連続した長期の介入は加入可能なのか。

④、教育委員会とは独立した立場で、教育に関する苦情や相談を受ける教育オンブズマン制度の導入の検討が必要ではないのか。

⑤、聞き取り調査などでは客観性を欠き、また評価と対処まで時間を要してしまうのではないかと思います。児童生徒及び教職員の双方を守るために教室へのカメラ設置も有効ではないかと思います。カメラ設置によるメリット、デメリットをどのように捉えているのか。

⑥、教職員働き方改革プランに関し、令和5年12月時点で超過勤務は若干減少している印象というような回答がありましたが、現在の状況は。また、超過勤務はさらに減少しているのか、もしくは下げ止まりになっているのか、現状をお伺いします。

最後に、県は不適切指導の問題に対して再発防止「岩手モデル」、通称「TSUBASAモデル」を令和6年5月に策定されましたが、本町での展開状況をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 問題行動が深刻化する教育現場での対応についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、児童生徒の問題行動や教職員による不適切な指導が発生した場合は、関係者への調査等により事実確認を行った上で、その行為の内容や被害の程度等に応じ

て、対象者への指導や法令等にとった対応を行っております。

2点目についてですが、学校では、朝の健康観察により児童生徒の体調や変化を把握し、授業で気になる児童生徒がいる場合は、その情報を共有するよう努めております。

また、児童生徒が相談しやすい環境づくりのため、校内においては担任はもちろん、養護教諭や心の専門家であるスクールカウンセラーへも相談できる体制を整えており、電話やメールなどによる校外へ相談できる複数の相談窓口を児童生徒全員に周知することにより、早期発見と適切な対応に努めております。

3点目についてですが、本町では岩手県教育委員会から派遣されたスクールカウンセラーを中学校2校にそれぞれ1名ずつ、小学校2校にそれぞれ1名ずつ配置しております。配置されていない小学校から派遣の希望があった場合は、スクールカウンセラー配置校との日程調整を行い、派遣できる体制を整えております。

スクールカウンセラー配置校においては、1年間を通じておおよそ週1回はスクールカウンセラーを活用できる状況であり、緊急的な派遣が必要な場合は、岩手県教育委員会と協議し、対応できるよう調整を図ることとしております。

4点目についてですが、教育に関する苦情や相談に関しては、町の教育委員会以外にも県の教育委員会や各自治体の行政相談窓口、そのほか内容によっては警察署など様々な公的機関に対応する窓口が設けられていると認識しております。

町の教育委員会から独立した立場で相談に対応している機関もあることから、ご提言の教育オンブズマン制度の導入については考えていないところであります。

5点目についてですが、議員ご指摘のとおり、聞き取り調査では証言内容の食い違いなどで事実認定が困難となる場合もあることから、調査の際はできる限り客観的な証拠についても確認するよう努めております。また、事案の内容によっては、厳密な調査が求められ、完了までに相当の時間を要する場合もございます。

教室へのカメラ設置については、事案が発生した際に状況を確認する上で有効な方法の一つと考えられますが、その一方で、児童生徒等のプライバシーや肖像権の侵害のおそれがあることから、慎重な対応が必要であると考えております。

6点目についてですが、小中学校教員の時間外在校等時間につきましては、令和4年度の1人当たり月平均時間は小学校が36.5時間、中学校が51.8時間であり、現時点で最新となる令和5年度の実績は小学校が36.2時間、中学校が48.1時間となっております。

なお、月当たりの時間外在校等時間が100時間を超えた教員は、令和4年度が小学校で延べ

3名、中学校で37名であり、令和5年度は小学校が2名、中学校が21名となっており、全体的に減少傾向にあると認識しております。また、本年度上半期においては、昨年度同時期に比して、時間外在校等時間は増加しております。

7点目についてですが、岩手県教育委員会が今年5月に策定した再発防止「岩手モデル」につきましては、対象が県立学校となっておりますが、取組の趣旨や考え方については町立学校にも共通する内容と認識しております。本町におきましては、「岩手モデル」の冊子を全教職員に配布した上で、学校ごとに内容に関する研修を実施しており、現在も小中学校における指導上の重要な参考資料として、「岩手モデル」が活用されているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） このような問題が起こった場合には、教育委員会は学校の運営管理をする立場でもありますので、どうしても保護者からは学校寄りと見られてしまう場合があるのではないかと危惧しますが、その点はどのように考えておりますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、タイプを2つにちゃんと分けなければならないというふうに思っています。1つは、教職員が例えば不適切な言動等を行った場合、教育委員会の立場は服務監督という立場でございます。ですから、その事実があったか、なかったかについては、教育委員会がその教員に対して聴取等を行い、そしてこの部分の、例えば懲戒に当たる部分でありましたら処分になりますので、この処分につきましては岩手県教育委員会がその権限を持っているところでございますので、そこに結果を報告し、そして判断は岩手県教育委員会がすることとなります。

次に、児童生徒が問題行動等を起こした場合でございます。学校内のいわゆる運営につきましては、これは校長が一番の責任者でございます。教育委員会の立場は、その学校を指導、支援するという立場でございますので、このタイプにより対応が違うということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そのように対応するということでありますが、徐々にやっぱり早期の発見と深刻化する前の問題の解消が求められていると思います。校外へ相談できる窓口もあるとのことですが、校外へ行った相談というのは、その内容は町の教育委員会にフィードバックされる仕組みになっているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） では、私のほうからお答えをさせていただきます。

町外への相談される機関にもよります。つまりどれくらいの守秘義務を持っていच्छや
るのか、そして教育とどのような関連があるのかということもありまして、全てが全てフィードバックされているとは限らないところでございます。

ただし、当方との関係機関、例えば持っているので言えば、こころの窓とか、または研究所とか、または矢巾町の関係課とかというところにおきましては、守秘義務を踏まえた上での情報共有等はしておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 恐らくいろいろな場所へ相談しても、なかなか解決されないとなると仮定した場合、保護者としてはどこへ相談しても変わらないとか、心をくじいてしまうのではないのかと思いますが、そのような場合に、県教委であったり警察、またはカウンセラー等々、ほかの人権擁護委員など様々な方がいらっしゃいますが、いろんな方が会しての連絡会であったり、そのような開催をすることで保護者が、例えば問題行動、不適切指導等で悩んでいる際には、いろいろな相談、支えてくれる方がいると、実際に目にして安心感も出るのかなと思いますが、そのような会の開催はできるのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

そのような会を開催することは可能でございます。ただし、ここの中で一番のポイントになることは何かといいますと、その事実関係の認定がきちんとしているかどうかでございます。つまりその事実をきちんと確証した上で、それぞれの機関の見方、考え方、そしてこのような対応があるということが分かって初めて、そのようなケース会議が有効になるというふうに考えます。

もしこのスタート時点が、事実関係が曖昧であって、この場合はどうだ、この場合はどうだとなれば、検討時間が多岐にわたってしまうわけで、逆に収束ではなくて拡散するという場合も想定をされるところです。

ですから、会を開催することは可能でございますが、それをきちんと有効にするためには、ある程度の諸条件が整った上で開催することが望ましいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そこで、やはりそのカメラの設置なのではないかと思います。まず現状は、5点目についての質問で、調査の際はできる限り客観的な証拠についても確認するように想定されているようですが、カメラがない場合はどのようなことが客観的な証拠となるのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

カメラがない場合となりますと、その場にいた教員もしくは児童生徒、この方々からの、基本的には全員の聴取が基本となります。となりますと、当然時間はかかるということでございます。

ですから、カメラを設置していれば、その様子が一目瞭然となるわけで、そうなればその事案を明らかにするには非常に有効なツールであると思います。今のところ、カメラを使用している例としましては、例えば不登校の児童生徒がいた場合に、教室の授業の様子を配信をするという形での目的を持った場合、これは許可されるものというふうに認識しておりますが、教育目的がどこまでの範囲で有効であるかということは、慎重に議論を要するというふうに認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） やはりカメラがないと時間を要してしまうので、どんどんと深刻化していくものだと思います。そこは、全員との協議がもちろん必要なのかと思いますが、例えばそういった問題行動であったり、不適切指導がどんどんエスカレートしていくような状況であれば、私としてはいち早くつけていただいて、早期に解決をしていただきたいなとい

うふうになるのではないのかなと思っております。

そのような、これは学校ではないですけれども、保育園等ではカメラを導入している施設もあったり、キヤノンが提供して、それは監視という意味ではなくて、見守りという例で預ける保護者もしくは保育士、双方の満足度も上がったという例もあるようですので、ぜひそこは今後前向きに検討していただきたいなと思います。

例えばそのような学校生活において何か障害が出た場合に、ずっと行きたくないなと思いながら行く子であったり、あとは通学しても教室には入れないとか、そのようないろいろなケースが考えられると思いますが、例えば教室に入れない、ただ保健室に行くでもない、悩んでいる子が一時いられるようなスペースといいますか、空き教室等で対応できるのかをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

基本的に子どもたちが学校生活を送るときには、子どもたちの安全、安心と、そして学校は学習権を保障するというのが第一の目的になってございます。ですから、何らかの理由で安全、安心もしくは学習権が保障されないということがないような対応をすることが必要であります。

これを前提として、その居場所づくりにつきましては、それぞれのケース・バイ・ケースによりますが、いわゆる学校支援センターも含め、それぞれ学校に来られない場合の対応する場所、学校においては、学校の中で、例えば保健室なり、または空き教室があれば空き教室で対応する教師をつけながら、学習権を保障しながら行っていくというふうなことが一般的には考えられるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） その学習権の保障というか、人権の擁護であったり、機会、権利を守るというのは大切だと思います。子どもとしては、恐らく勉強しに行くとかいうよりも、多分友達に会えるなら行くとか、そういった理由かもしれないので、もし登校してきて困っている子に対しては、そのような対応でフォローを引き続きしていつてあげてほしいと思います。

また、今度は教職員のほうなのですが、何か教職員で困ったことが起きたりとか、そうい

った相談する窓口等が、同僚教職員にするのが一般的かと思いますが、そこの組織以外にも相談できるような場所があるのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） お答えいたします。

教職員の困り事にもよりますが、基本的には学校の中の管理職が一義的にはその辺りを聞いていただくのが一番かなというふうに思います。ただし、その方へ相談することがなかなか難しいという方にとっては、町の教育委員会もございますし、または県の教育委員会でも教職員の相談窓口を設けておりますので、そちらのほうの方が今一番活用しやすい窓口かなというふうには思っております。教職員のお持ちになっている内容にもよります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 質問者にあらかじめお知らせしますが、持ち時間を超えることはできませんので、それを了承しながら、加味しながら質問をお願いします。

再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 時間外在校等時間、令和4年と令和5年と比較すると減少傾向とのことですが、今年度は増加しているということで、現状の矢巾町教職員働き方改革プラン、このまま推し進めていくことで減少すると見込んでいるのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

答弁にもありましたとおり、昨年度に比べて前半、上半期のほうでは増えてはおりますけれども、微増というか、ほぼ横ばいに近い状態でございます。長い流れで見た場合に、時間減少は図られていますので、このまま取組を継続しつつ、さらにできることがあれば加えて取り組んでいって、長期的な見通しでプランを実現してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 第4期教育振興基本計画のほうにもウェルビーイングという言葉が明記されています。また、先生が幸せな状態であるクラスの子どもの幸せの度合いが高いというデータもあるとのことでした。無料で幸福度を診断できる仕組みもあるようですので、

まず教職員及び児童生徒で、このウェルビーイングの分析をしたり、実際に取り組んで測定してみたり、またその教師間で個々の、とある先生ととある先生を比べてみて、その幸福度が高い、低い、その要因は何なのか。では、そのクラスの子どもたちはどうなっているのかなど、新たな視点を加えて分析するのも有効かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えいたします。

第4期の教育振興基本計画といいますと、これは国とか県の、国の話でございますよね。

（「国の」の声あり）

○教育長（菊池広親君） そのことは承知しておりました。測定についても触れておられるようです。このことに関しては、もちろん今後検討してまいります、いわゆるその幸福度達成というのは非常に重要なことというふうに捉えておりますし、ウェルビーイングというのがそれぞれみんなが幸福に、そして持続するというふうなことも含んでおりますので、大変大事な概念であるというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 最後ですが、そのようなウェルビーイングを測定することで、早期発見、何か問題につながるのかとも思います。

最後に、「岩手モデル」についてですが、対象が県立学校とのことですが、重要な参考資料として取り組むということで、中の事例の紹介では小学校や中学校での事例も掲載されておりますし、痛ましい事件を経験した後に策定されたモデルであるので、本町としても率先して取り入れていただきたいと思います。と思っています。

また、少し事例が変わって不登校の対策についてですが、全国的に医療的な側面からアプローチしている自治体が出始めていると認識しております。教育現場では、発達障がいなどの知識や経験が乏しいことから、小児科医が主体となって、保健師または家庭相談員とチームを組んで、教育現場を回って講習会をしたり、見守り、または情報収集したり、アドバイスをしているとのことですが、本町でも不登校への対応として医療との連携を試みたことがあるのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今のようなチームでの対応ということにはまだ至っていませんが、矢巾町とすれば、それと似たようなことを各課連携しながら、そして医療とつなぎながら行っているというのは現在でもございます。

ご紹介いただいた内容は、それをもう一段進めてチームとして対応しているというところは学ぶところが多いなというふうに思ったところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2番、高橋敬太議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を15時30分といたします。

午後 3時19分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

先ほどの答弁保留しておりました発言の申出がありましたので、発言を許します。

高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） 先ほど高橋敬太議員の1問目の答弁の中で保留にした件がございましたので、補足説明させていただきます。

煙山小学校の吹奏楽部が全国の大会に行った際の旅費と補助金額でございますけれども、11月3日、日本管楽合奏コンテスト、埼玉県で行われましたものに52名参加しております。旅費が247万6,500円かかりまして、そのうち7割に当たります173万3,000円を補助しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 本当に最後になりますから、頑張りましょう。本当にいい質問ばかりなので、よろしくお願いします。

次に、3番、横澤駿一議員の一般質問を許します。

横澤駿一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（3番 横澤駿一議員 登壇）

○3番（横澤駿一議員） 議席番号3番、強くやさしい矢巾、横澤駿一です。

質問に入る前に、今日12月9日は障害者の日でもあります。昭和50年に障害者の権利宣言が国連総会で採択された日で、私は障がい者という言葉はあまり好きではありませんが、誰一人取り残さないというSDGs、そして矢巾町の共生社会の実現へ向けた取組に改めて決意をあらわにし、質問に入らせていただきたいと思います。

質問1、質問事項、災害対策の強化に向けて、町長へお伺いします。これは、第8次矢巾町総合計画施策の柱に、誰一人取り残さない社会を目指すまちづくりに関する質問であります。

地球温暖化の影響などによる気候変動によって、近年自然災害は激甚化しております。今年盛岡市で発生した記録的大雨による土砂災害も記憶に新しいところです。いつ発生するか分からない自然災害に備えるには、いかに平時で防災対策を取れているかが大切だと考えることから、以下お伺いします。

1点目、現在本町は、災害に関する協定を多数の事業者と結んでいるが、その事業者間での防災対策に関する連携は取れているのか。

2点目、本町の医療や福祉面での避難体制や防災体制は、県内でもトップクラスだと考えます。本町以外で大規模災害が発生した際に、他市町村ではカバーできない医療、そして福祉部分の避難体制を本町が補填する事態も容易に考えられるが、そのような連携や避難計画はどうなっており、他市町村とどのように共有しているのか。

3点目、備蓄品や支援物資に関して、災害に関する協定を結んでいる事業者が多数ある中、災害発生時には具体的に何をどのくらい、どこに運んでくださいというようなことがスムーズに行える体制づくりが望ましいと考えますが、現在どのような状況か。

4点目、災害時の炊き出しなどに関して、平時から炊き出しなどを行える団体や人などと連携しておくことが望ましいと考えます。近年は、キッチンカーを持っている事業者や子ども食堂を開催したりする団体も少なくありません。そのような事業者や団体との連携も有効的だと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 3番、横澤駿一議員の災害対策の強化に向けてについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、災害協定締結事業者間での防災体制に関する連携につきましては、

矢巾町総合防災訓練や矢巾町消防演習への参加及び研修を通じて、その強化を図っておるところであります。しかしながら、全ての災害協定締結事業者の参加には至っていないことから、今後につきましては、災害対策に係る情報交換、共有の機会を設定するなど、災害協定の実効性を高めるための施策について検討をまいります。

2点目についてですが、近隣市と町と連携した災害時等における広域避難につきましては、盛岡広域首長懇談会、いわゆる首長懇談会、自然災害対策部会において検討を進めており、各市と町の防災担当部署間相互の情報共有、連絡連携体制を構築しており、隣接市と町の間において活用が可能な避難場所や備蓄品の保有状況等について、定期的に情報交換を行っております。

3点目についてですが、災害協定締結事業者との連絡連携体制につきましては、本町と各事業者との連絡先としてホットラインを構成しており、また構築も併せてしております。そして、適時に更新をしております。災害時等においては、本町側からニーズをその都度伝達し、可能な範囲で対応していただくこととしております。

4点目についてですが、災害時を想定した炊き出しにつきましては、主に矢巾町総合防災訓練で実施しておりますが、議員ご指摘のとおり、大規模災害などの発生により、開設運営する避難所が多数かつ長期間になった場合には、備蓄品の使用や食料品の調達並びに少数の炊き出しでは需要に応じた供給能力を超えるものと予測をしておるところであります。

このような状況においては、炊き出しを行うことができる事業者等の連携協力を得ることも有効であり、併せて各地区避難所における炊き出しの実施も必要であるとの認識から今後検討を進め、災害対応の実効性を高めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） まず、1点目の質問から再質問させていただきたいと思います。再質問に入る前に、先日矢巾町さんとも協力協定を結んでいる北良さんの70周年記念イベントでアルピニストの野口健さんの言葉が記憶に残っているので、その言葉を借りてちょっと説明をさせていただきたいと思います。

野口健さんは、日本の避難所はソマリアの難民キャンプ以下だとお話しされておりました。世界では、スフィア基準という基準が避難所においては標準になりつつあります。これは、災害や紛争の被災者に対する人道支援活動のために策定された人道憲章と人道対応に関す

る国際的な最低基準と明記されております。

具体的に言うと、男性と女性のトイレの比率が1対3、避難所における1人当たりのスペースが3.5平米確保されると明記されております。一般的な日本の自治体だと、この1人当たりのスペースは大体2平米、最低が2平米というふうに明記されているところが多いようでした。本町においても、町民の命と財産、そして災害時においても、その暮らしを守るという最重要使命を果たすため、この基準に倣う必要があると考えております。そして、この実現のためには、行政単体では決して実現することができない。そのため、災害協定締結事業者との連携、協働が必要不可欠であることから、この質問の再質問を始めたいと思います。

答弁において、現在災害協定事業者間同士の連携は具体的な名目では行っていないというふうな答弁だったと思いますが、その中で矢巾町総合防災訓練に参加する事業者へは、そういった研修などもされておるということがあったのですけれども、具体的にはどのような研修、そして例えば参加された団体間でのその場において話し合いなのか、それともちゃんとした勉強会をされているのか、その点をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

スフィア基準ということで横澤議員とも情報交換させていただきました、ありがとうございました。スフィアという言葉、私も勉強させていただきましたならば、何か球体ということの意味するということで、宇宙空間に浮かぶ球体、概念的に、それは地球のことを意味するということで、地球は一つなのだよということで人道支援ということで、それが国際的な基準として、例えば今ご質問等でありました避難所等では人間らしい生活を営めるようなしっかりしたそういった援助活動をするような基準ですよという意味合いということで勉強させていただきました。そのハンドブックを私も見させていただきました。400ページほどありまして、まだ読み込んでいないのですが、しっかりやらせていただきたいと思います。

ご質問ございました、まず協定事業所さんの皆様とは、町長答弁でもございましたとおり、総合防災訓練の中で具体的にどういった支援ができるのかなと、どういった活動が可能なのかなということで前もって打合せ等をさせていただいて、実際にこういった支援をしようということを前提に総合防災訓練の場で、そういったシミュレーションしたということでやらせていただいております。

実際に、現場には支援を必要とする児童さんのご家族にも参加していただきまして、こんなことがあってはいけないのですが、もし本番のときは、こういった空間が必要だ、こうい

った電源が必要だとか、こういった家族の寄り添える場所が必要だというような実践的なものも勉強させていただいたという状況でございます。

なお、協定させていただいている事業者の皆様には、協定を結んで終わりというのはまずいので、実際に実働できますよねということとしっかり毎年確認させていただいておりますし、ただ食料とか、そういった物品の配布については、実際に出勤を求めるわけにはまいませんので、万が一の場合にはこういった形で対応をお願いしますということの確認はさせていただいているという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やっぱり書面で書くのと現場で行うのは乖離があって、何回も避難訓練、防災訓練も重ねることによって、いろいろアップデートされていく部分があるのかなと思います。それで、今後災害対策に係る情報交換、共有の機会を設定していくような答弁がありましたが、具体的にはどのようなものを想定しているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、近隣の市町とはしっかりと連携させていただきたいと思っておりますし、日頃から盛岡、紫波の消防団の皆様と情報連携はさせていただいております。

ただ、住民レベル、町民の、それぞれ市民レベルではまだ動いてございませんので、もしこれからそういった隣同士という形で何か連携ができるようということでお互いに確認できる場があれば、そういった場もぜひやっていきたいなというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 今の答弁の中で、災害協定を結んでいる事業者間での情報共有の場は具体的には特に何か構想があるのであれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） 失礼しました。お答えいたします。

現在までそのような場は、全員そろってという形では今開いてございませんので、ぜひ総合防災訓練もございますので、多数参加していただきたいという趣旨も込めて、そういった

皆様の集まりを持ちたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 今の答弁だと、特に災害防災訓練に合わせて、そういった研修のようなものを開催するというふうな構想だと思うのですけれども、やはり町と事業者間での協定は、新聞報道でもありますとおり毎年度増やしているわけでありますけれども、そのA事業者とB事業者が合わさることによって、より強固な連携体制ができるのではないかと思います。やはり食料を供給する事業者と、例えばガス会社、そして電気インフラを整える会社があるとすれば、そこで一つレストランのようなものが架空でできたりするかもしれませんし、例えばその食料も温めないといけないもの、それと常温で出せるもの、様々あると思うのですけれども、それによって非常食、非常食というか、災害時において供給するものも、より実効性が高いものになるのではないかと思います。

そこで、現在かなり多数の事業者と結んでおるので、総務課から提出してもらった資料ではあるのですけれども、防災対策、避難訓練や防災訓練のときに合わせてでもいいですし、何か事業者間でのそういった協議会のようなものをそろそろ構築すべき時期ではないのかなというふうに考えております。

今後のより強固な災害協力体制に向けて、そういった協議会のものを検討する余地があると思いますが、見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

確かにご指摘のとおり現在29の災害協定を結ばせていただいておりますが、それぞれ得手、不得手もございますし、ご指摘のとおり何かと何かが合わされば倍以上の効果がある可能性もご指摘のとおりだと思いますので、今ご提案いただいた協議会なり、検討会、そういう場をぜひ研究させていただいて、実現させるようにしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ぜひとも町と一つのつながりよりかは、掛け算でどんどん増えてい

くようなつながりがより理想的だなと思いますので、一緒になって進めていきたいと思います。

それで、２点目なのですが、市町村間の連携に関してなのですが、やはり広域での懇談会や各行政の担当部署ごとの共有、連絡などは、東日本大震災もあり、岩手県はほかの県に比べると、かなり進んでいるのかなというふうに思います。行政同士の共有はあると思うのですが、その中に例えば介護事業所とか、そういった団体ごとの協議会とか、グループもあると思うのです。そういったところは、各市町村の防災部署の中での共有や連絡事項等はあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

福祉関係事業所ごとの集まりはあると思います。例えば防災は防災、ただそれが合わさったとなると、ちょっと把握してございません。そういったものがあればいいなというふうに私は思いますので、そこら辺はちょっと福祉分野あるいは高齢者、介護、児童の分野と連携が取れるように機会を捉えて、情報提供なり、それから提案してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員） 福祉分野と名を出したので、東日本大震災のときに、お風呂に入れない重度要支援の方がおりまして、ちょうど震災から２週間ぐらいですか、私の家にお風呂をどこか、ふれあいランドなどから多分情報をいただいて、お風呂に入らせてもらえますかというふうに来た記憶があります。矢巾町は、医療的資源に恵まれておるので、そういった方々が比較的集まりやすい環境にあると思います。だからこそ、そこに今はリフォームなどでお風呂を改装したりとか、そういった方が入られるようなところが、町や医療的な施設だけではなくて民間のところにもあると思うので、ちょっとプライバシーの観点もありますけれども、そういったところも含めて、こういった連絡体制、他市町村との連携、より民間、住民に反映されるような仕組みを構築していく必要があると思いますが、この点についてお考えがあれば、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、横澤駿一議員のご質問で、まず今年元

日に発生した能登半島地震、ここには私ども町からも職員を派遣させていただいて、本当に自然災害の猛威というか、本当に恐ろしさを報告していただいているのですが、その中で、本町は本当にそういった意味では、例えば岩手医科大学には災害時の地域医療支援教育センターもありますし、県の消防学校、まず、それから今市町村間のあれはどうなっているのかというのですが、盛岡広域消防本部があつて、ここは盛岡南消防署の矢巾分署ということで、広域でもちゃんとサポートしていただけるような形。

だから、そういうことを考えたとき、先ほどからお話があるように、今やっぱり私もいろいろお聞きして、能登半島の報告なんかもあり、またはいろんな新聞、テレビの報道、まずトイレです、快適なトイレ。それから、東日本大震災のときはあれだったのですが、やっぱり温かい食事、それからいつも同じようなメニューだと、こういうようなもので多様なメニュー。あとは、もう今は当たり前になったのですけれども、東日本大震災のときは、簡易ベッドとかパーティションで仕切りがない男女の、本当にああいうような光景を目の当たりにして、今どんどん進んできておりますので、あとは入浴のお話もあつたのですが、矢巾町ではさわやかハウスにお風呂、今はいわゆるお年寄りさんたちに開放しているのですが、災害時にも使っていただけるような、そういうようなものもやっておりますし、最悪の場合、これは本当に災害の状況によってあれなのですが、国民保養センターのお風呂も開放する。だから、まず少なくともさわやかハウス、障がいの方とか、高齢者の方々、そういうようなことは常に想定しながら対応していかなければならないと。

北良の社長さんからもお聞きして、うちのほうでも今回いわゆる資機材を提供して、最初は駄目だということだったのですが、いいから、もう困っているところに能登半島地震にと。逆に新しいものに変えていただいて、本当に北良さんも、地域の方々からも、能登町さんからも物すごく感謝された。

県庁にも来ておりますし、だから災害時にはみんなで助け合って互助の精神です、こういうことが本当に。だから、岩手県は、東日本大震災、津波、そして今回の能登半島、そのほかにも岩手県ではいろいろな災害に遭遇しているというか、被災しているわけですので、いずれチーム矢巾として、チーム岩手として取り組んでいくということで。だから、やっぱり図上訓練ではなく、実際の訓練、想定訓練、これをやらなければ、何かあつたときあたふたとするわけです。だから、冷静な行動をしっかりとれるように。

それから、管理職には一人一人役割をもう決めておりますので、みんな恐らく自分がこういうことがあつたときはどういう対応、例えば税務課であれば、被災したときの住宅とか、

こういうのについてどのようにして対応していくか、みんな一人一人が指示されてから動くのではなく、被災したときのことを想定して対応しなければならない。

だから、そういうことで常日頃、災害は場所も時も選ばないわけですから、いつ来るかわからないわけですので、そういうことに私ら全職員がしっかり取り組んでいかなければならないということで、そういった思いを強くしておりますので、あとはもう本当に協定を結んでいるところからもサポートしていただく。北良の社長さんなんかは本当に前向きで、そしていろんな災害に遭って創意工夫して、次のステップを考えている。だから、私らはそういう情報をもらえる立場にあるので、そういうことをよく見極めて災害時の対応を考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり一人一人が自分の町というか、人をもって行動することが災害時には必要な点だと私も認識しております。行政の役割といいますか、それはやはりいろんな事業者、そして住民の皆様の暮らしを守るという点で、やはり統率を取っていかないといけないと思います。

そこで、次の質問の内容になるのですが、様々連携、そして物資の確保などを事業者と結んでおるわけですが、答弁の中では、そういった連絡に関しては連携体制が構築されているとありましたが、これは連絡先が一元化して、災害時において統率がある程度取れている状態であるというふうな認識でよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

大規模な災害が本町に起こったというふうな仮定の場合でお答えしますと、まず災害対策本部を立ち上げます。それから、災害対策本部に関係のある職員、指示命令系統が速やかにできるように、いわゆる伝達役、リエゾンと言いますけれども、その方々も帯同していただいて、庁舎のほうに対策本部を立ち上げ、その対策本部の指示事項をリエゾンを通して各協定事業者や各組織に通達し、動くという組織図になってございますので、そこはしっかり毎年計画上でも見直し、訓練も行っているという状況で、これが実際に起こらなければいいのですが、起こった際にはしっかり対応するという状況で肝に銘じております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ニーズに合わせて避難所の必要な物資を伝達しながら、可能な範囲で対応するというふうなことも答弁の中であったと思うのですけれども、やはり災害時において、もしかしたらその事業者に欲しいものがあるとは限らないのかなというふうに思っております。そこを、これは町単体で考えることではないと思うのですけれども、ある程度想定される、過去の震災から学んで、何がどれくらい必要になったとかというデータがあると思います、総務省のほうに。そういったものを勘案して、必要なものはある程度事業者在庫をしておいてもらうような一歩踏み込んだ支援策が必要であると思いますが、ちょっと財政が絡むことでもありますので、できない部分はやはり国のほうに地方の課題として要請など必要だと思うのですけれども、そういった現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まずは、備蓄品になりますけれども、各自治公民館のほうに必要な備蓄品については保管させていただいております。ただし、食料に係る部分については、あるところ、ないところ、それぞれございます。食料については、こちらの役場の防災倉庫のほうで備蓄させていただいております、大体3日から1週間程度は持ちこたえられる程度の、軽い食事なのですけれども、水と食事類については、特にも基幹避難所に配布できる分の部分は備蓄してございます。

ただ、それぞれ2万6,800人、全町民のということになると、なかなかそこまでは行き届かないので、そこで協定を結んだ皆様にご協力をいただくという部分になるというふうに認識してございます。

何をどれくらいというのは、恐らく大規模な災害起きたときというのは、その協定を結んだ事業所も被災される可能性がございますので、これが100%、机上の空論になってしまいますので、そこはなかなか大丈夫ですとは言えない部分はあるのですけれども、そういったことも想定しながら、これから協定していただく、協力していただける事業者さんを増やす、それから万が一の場合の輸送ルートなり、協力体制を確認するということでしっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）　やはりその事業者も災害時には被災する、それは容易に考えられると思います。だからこそ平時において、そういった輸送ルートの確保と、例えば食料品に関してはユニバースさんとか、それこそアークスさんとか、あとは日常生活に関してはサンデーさんと薬王堂さん、あると思うのですけれども、それぞれお店屋さんは場所も違うので、例えばどこかが被災すれば、こっちのほうから持ってくるというふうなマニュアルもあっていいと思います。だからこそ先ほどお話しした協議会のようなものが、そこで活躍してくるかもしれませんし、それはおいしい話かもしれません。なので、そういったところに関してはこれから協議をしていくような認識でよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

先ほどご指摘、ご質問あったとおりの内容でございますので、これから協議させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）　ただ、その支援物資に関してなのですけれども、品目がちょっと地域防災計画の中で見られる資料があったので見たのですけれども、生活必需品や最低限のおにぎりやパンなどの品目は見られたのですけれども、ちょっとこれは震災時に何をしているのだというふうな話もあるかもしれないのですけれども、野口健さんがおっしゃっていたのは、やはり東日本大震災のときに一番喜ばれたのがたばこだったと言っていました。1週間、2週間、町職員の方にもたばこ愛好家がいると思うのですけれども、ふだん日常の生活が奪われるということは、やはりすごいストレスであったと。そこで、各コンビニを回って1箱ずつ買って行って、一本皆さんに配ったら、もう涙を流すぐらい、ああ、これが前の生活だったよなというふうな話をされていました。それをSNSに上げたところ、かなり炎上したそうなのですけれども、やはり一番大事なのは、そこに暮らす人たちの心だと思います。

あとイタリアの避難所では、ワインが出るというのが有名な話です。これは、国費でワインを確保しているそうです。避難生活においてかなりストレスがかかる状況で、やっぱりふだんどおり生活をしていかないといけないというふうなところを考えると、矢巾町の支援物資の中には、こういった嗜好品は入っていないのですけれども、一歩先に行く災害対策、防災対策に向けて、こういったところもちょっと、遊び心も含めて災害時においても暮らしを

守るという点で提言などをされてはどうかと思いますが、ご答弁をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

私も東日本大震災の際、私の釣り仲間の漁船の船長が、やっぱりたばこと練炭の炭を持ってくれという話だった、何か思い出しました、余計なことですけども。今ご指摘されたとおり、やっぱり人間らしい生活、自分らしい生活を妨げるような、我慢してくださいというのはつらいところです。やはりそこは寄り添った対応ができるように、計画書の中にそういった具体的な品目、嗜好品をうたえるかどうかは別ですけども、協力事業者の皆様、協定していただいた皆さん、そういったところも協力いただけるようにお声かけしてまいりたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ぜひとも、その物資の名目に入れなくても、そういったものがやはり避難所の中ではかなり重宝されるというところが気をつける点かなというふうに思います。

次に、4点目なのですけども、災害時を想定した炊き出しについて、やはりこれも先ほどの嗜好品の話とは別で、ちょっと重なる部分もあるのですけども、先ほど町長の答弁からも、避難時、災害時には、やはり毎日カレーだとか、そういったものに栄養が偏る、そして海外のそれこそイタリアの避難所の食は、パスタやピザが出るわけですけども、それは国民性もあると思いますけれども、毎日違ったような、それなりのレストランで出るような、1食にすると大体1,200円ほどの用意をしているそうです。これは国費で全て賄うというふうなところなのですけども、やはりそういったことを想定すると、矢巾町においても、地域避難計画の中には給食センターが核となるというふうに書いていたのですけども、ところでどれぐらいの炊き出し能力と、そういったメニューまで考えているのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

学校給食共同調理場につきましては、オール電化になっていますので、震災の際もたしか3日ないし4日間電気が使えないという状況がございました。そういった場合には、残念な

がらちょっと稼働はできないというところでございます。ちょっとこれは課題になっておりますけれども、もしも水道、電気が通常どおり動くと、使えるという状況での協力体制が取れるのであれば、通常の学校給食、子どもさん方に提供している分くらいは、委託事業者の皆様と協力いただけるものと思いますが、電気関係、エネルギー関係がちょっと不安なところがあるというふうには感じておりますが、いずれやれるときは何でも利用してやっていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりそういったエネルギー関係などをふだんから担保しているのは、先ほど質問させてもらいましたやはりキッチンカーなどを運営している方々、イタリアでもキッチンカーを出しているそうです。なので、今そういった方が、やはり貴重な地域資源なのかなというふうに考えています。イベントなどに呼びながら関係を築きながら、そういった災害時においても、具体的には何かそういった組合との協定なども結ぶか、何かしらの町内の事業者と連携するような動きも今後あってもいいのかなというふうに思います。

それと、料理を作る人なのですけれども、やはり矢巾町広域を考えると、災害が起きたときに人がいなければ料理はできない状況です。なので、そういったところ、多分これまでのベースを考えると、まず一旦社協さんに相談して、NPO団体とか何かしらに呼びかけをかけるような仕組みだと思うのですけれども、矢巾町もそういった災害が起きたときは、社協さんと連携を取りながら人手を確保するというふうな流れなのか、その状況をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

町外、主に県外からいらっしゃる方のボランティアの受付窓口は、町の社会福祉協議会になりますので、密接な、要するに関係性というか連絡体制を取るというふうに考えてございます。そういったボランティアの皆様に炊き出しに特化した活動したいという方がいらっしゃれば、当然そういった活動にも従事していただければなというふうに考えてございます。

なお、キッチンカーにつきましては、ちょっと町内でどれくらいというのは承知しておりませんので、実際に稼働できるというような情報がありましたならば、我々のほうでもしっかり把握して、キッチンカーですと恐らくプロパンガスですので、火の心配はないですし、あと水の担保、あと食材の担保ということになると思いますので、万が一のときは強力な武

器になると思いますので、そこら辺は情報収集させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ぜひとも一番機動力が高いと思っておりますので、そのほうをちょっと前向きに動いていただければと思います。

それで最後に、町長に伺いたいと思います。この災害対策の強化に向けて、やはり非常時に人の本性が見えると言いますが、非常時にこそこの町の真の底力が問われ、そしてこの町の人の優しさが表れると考えます。

具体的には、本町に関わる事業者や住民、先ほども話しました地域資源の力をどれだけこの行政、そして住民が一体となって発揮できるかが鍵になると考えます。その拠点となる行政がふだんから民間団体や住民と友好的な関係を構築していけるかが重要だと考えます。災害対策の強化の抜本的な原動力にその力はなると考えます。だからこそ今後、そういった人を確保していくという意味でNPO団体など、その団体ごとの災害協定、そして災害時におけるつながりを強くすることが有効的だと考えますが、人を大切に、人が生きるような災害対策の強化に向けて答弁を最後に伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 実は、この間も内閣府の関係で、こういうような資料をもらってきたのです。市町村長による危機管理の要諦と、一番あれなのは初動対応だということで、私も常に持って歩いているのは、災害時のときにどういう対応するかという項目があるわけです。ちょっと念のために皆さんにご紹介しておきますが、例えば市町村長の責任、心構え、初動対応に関する重要事項と、これを常に持ち合わせておりますが、まず初動対応では、トップは駆けつけるのは当たり前だと、それから体制をつくること、そして状況を把握する、そういったこと。あとは、いろいろその次にあれですが、あとはやっぱり何といっても、町民の皆さんに呼びかけて冷静に行動していただくと、こういうようなことがあるわけです。そういうときに、まず例えば災害対策本部を設置したかと、それに対して了承すること。そして、設置時刻、これは必ず県にも、国にも報告しなければならないので、そういうようなものの確認とか、いずれあるわけです。

だから、私ども特に私の立場では、初動対応を誤らないように、まずのぼせないで冷静に、そしてあとはそれこそここであれば、まず広域消防本部とか、県とか、自衛隊に要請すると

か、その一連の流れがあるわけですので、それを一つ一つ確認していくことが大事だと。

何よりも、まず矢巾町であれば、町民の皆さん、本当にいわゆる災害からいかにして守る、そして被害が甚大にならないような初動対応、こういうことに常にそういうことを把握しながら、検討しながら、職務を全うしたいと思っております。

そういったことで、災害時の対応がきちんとできるかできないかが、やっぱりトップリーダーとして一番求められることなので、常にこのところは。私も、何かあれば、地震とか何かあれば、役場に早く駆けつけると、そういうことを常に心がけておりますし、心構えとして、まず取り組んでおるわけです。だから、職員よりも早く来て、車が動けないのであれば、自転車踏んで来るのだと、役場に。やっぱりトップがそういう姿勢を見せると、職員も。ただ、能登半島地震の場合は、職員が駆けつけることができなかったと、そういう痛ましいこともお聞きしておるので、やはり状況を的確に判断する、こういうことが求められると思いますので、私一人だけではできないので、全職員がチーム矢巾、また大きく言うとチーム岩手として取り組んでいくようにいたしたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） では、2問目の質問に移らせていただきます。質問事項、子どもが相談できる体制整備に向けて、教育長へ答弁をお伺いします。

これも矢巾町第8次総合計画では、施策の柱に誰一人取り残さない社会を目指すまちづくりという計画に当てはまるものです。近年核家族化が進み、多様性が重んじられる世の中に变革する中で、子どもたちを取り巻く環境は多様化、そして複雑化しております。そんな中、家庭背景が多様化し、学校という一つの一定のルールがある社会空間へ行き、日々学んでいる子どもたちの生の声を聞く場が、より重要になっていると考えることから、以下お伺いします。

1点目、現在の小学生以上の子どもたちの相談体制は、学校においてはスクールカウンセラーや教職員への相談、それ以外はこころの相談ダイヤルなどでの対応となっていると思いますが、現在の相談体制で十分に対応できているという認識でよろしいでしょうか。

2点目、相談体制はできる限り窓口を広くし、対面、電話、そしてオンライン、メールなど、様々な選択肢を設けることが有効的だと考えます。1人1台端末が配布され、ふだんの授業にも日頃から使用している児童生徒にとって、タブレット端末などICT技術を利用した悩み相談が声を上げやすい環境だと考えますが、そのような相談体制整備を構築すべきではないでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 子どもが相談できる体制整備に向けてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在の主な相談窓口は、一義的には学級の教諭や養護教諭が担い、専門的な知見が必要な場合は、心の専門家であるスクールカウンセラーが対応しておりますし、ケースによっては医療等の関係機関へつなぐこともございます。

また、学校以外の外部の相談としては、24時間子どもSOSダイヤルやふれあいメールなどがあり、それらの相談機関の一覧が記載されたカードを町内全ての児童生徒に配布、周知しており、重層的な対応ができているものと考えております。

2点目についてですが、相談の窓口を広げることは、児童生徒が抱える様々な悩みを早期に把握し、迅速な解決を図る上で有効と考えております。現段階で児童生徒は1人1台のGIGA端末を活用できるなど、インフラは整っておりますが、一方で相談を受ける方には専門的な知見と経験が必要であるなど、相談体制整備を構築するには課題も山積しております。

現段階では、24時間子どもSOSダイヤルやふれあいメール等の活用を継続して、併せて他自治体の先進事例等を収集し、本町の児童生徒に適した方法を研究してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） まず1点目についてなのですが、答弁の中に、まずは学校の先生などに相談を、話せる児童、子どもさんは相談をして、そこから適切なカウンセラーなどにつなげていくとあるのですが、教育現場で挙げられた問題ですが、教育現場だけでは解決できないような問題も多数あると思います。そういった場合は、本町においては、こども家庭課などと連携することがあると思いますが、そのような状況はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

こども家庭課のほうでもそういった相談等に対応しておりまして、必要があれば教育委員会とも連携しながら対応するという仕組みができております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 実際にそういった連携は常に、答弁にもありましたとおり、重層的な対応ができているものと認識だったのですが、そういった認識でよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） まず、現状対応できている範囲での重層的な対応はできているという認識でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） この社会、いろいろな家庭があると思うのですがけれども、やはりこども家庭課の中と、あとはやはり福祉的な支援も必要になってくる場合も想像できます。そういった場合は、課を3つ、4つぐらいまたぐような感じになると思うのですがけれども、そういった連携などはどのようになっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

本町におきましては、重層的支援体制整備事業ということで、子どもとか、障がいとか、高齢者の関係の重層的な支援ということで、案件がありましたら各課が集まって、そういった案件について相談するという形を取っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ちょっと2問目の質問とまたぐところがあるのですが、答弁の中で、やはり児童の悩みとかは早期に把握することが一番なのがセオリーだと思います。ですが、その窓口をやはり広くしないと、既存の相談システムを利用しやすいと思っている児童生徒さんだけが相談しているのではないかと思います。やはり子どもというのは、何をどこに話

していいか分からないのが現状だと思いますので、そういった早期発見に向けてこれまで取り組んだ事例などがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

早期発見という観点で言えば、毎朝の健康観察、これが一番の機会であろうと思います。返事の声の調子、顔の表情等を含めて、何かあったかなというふうに気がつく、そういうことがまず教師側としては必要なことだろうというふうに思います。そして、重層的といった場合に、まずそういうふうに気がつくのが多いのは、やっぱり担任が多いわけですし、また体調不良等があれば、養護教諭がその次に見て、そしてこれがどのようなことなのか、いわゆる要因がどこに起因するかということに背景に思いをはせながら、そこにどう対応していくかということを考えて、その子どもに寄り添っていく、これがセオリーかと思います。

ですから、対応事例という場合には、今これが個々において対応しているというふうに捉えていただければありがたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり悩みだけではなくて、多分何気ない会話の中から、そういったことが分かるような、実際の現場では、そういうふうに考えます。やはり今回の質問の中で、子どもが主体となって、子どもの目線に立って相談の体制整備を考えると、やはり今の子どもたちに合ったような、時代に合わせたようなものが必要だと思います。やはり子どもの権利条約というものが、多分皆さんご承知だと思いますけれども、その第12条に意見を表す権利ということが明記されております。子どもは自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っている。そして、第13条には表現の自由とあります。子どもは自由な方法で、いろいろな情報や考えを伝える権利、そして知る権利を持っているとあります。この権利を保障していくのは我々大人の役目だと、そのように認識しています。

果たして今の矢巾町の教育の現状、教育というか、悩み相談の現状が、これにしっかり当てはまっているかというのと、まだまだできることがあるのではないかなというふうに思います。もちろんこれまでどおりの、これをベースにして、やはりもっとできることは、どんどん、どんどん推し進めていく必要が絶対あると思います。そして、日本は子どもの権利条例を批准したのは1994年なのですから、これを基に2016年に子どもの権利条約を基本理念

として改正児童福祉法を法律として成立させています。

その中で、子どもの意見表明への配慮が明記されているのですが、まず第1に、職員との適切な関わり合いの中でそれを構築するとあります。ですが、これは担任の先生と必ずしも誰もがマッチすることとは限らないと思います。なので、その点、今の矢巾町の現状をお聞きすると、まずは教師が担うというのは当たり前だと思いますが、それとはまた違ったアプローチをする必要があるのではないかと思います。その後にプライバシーを考慮して、箱のようなものを用意して、そこにアンケートなどを投票したり、そういった配慮が求められるというふうに改正児童福祉法の中ではうたっておりますが、こういった職員との関係が良好ではない場合は、どのような対処の方法を取られているのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） それでは、私のほうからお答えをいたします。

子どもの権利条約については、承知しているところでございます。そして、こども大綱もできました。こどもまんなか社会ということも、日本全体で宣言されているというふうな今の状況であります。人ですから、折り合いがいい人も悪い人も当然いるわけで、全ての方が担任とチャンネルがきちんとつながるというわけではないということも承知しております。

ただ、学校の教員というのは、担任だけではありません。ですから、その中でチャンネルがつながる教師がいれば、その方が相談、つまり話を聞いてあげるだけでもいいかもしれません、そういうふうな形で対応していくというのが学校現場ですることができるかなというふうに思います。

それに加えて、いわゆる議員おっしゃるように、子どもの選択肢が増えるということは当然いいことであります。ただし、その中に担う人、つまりその相談を聞く人が、きちんとしたある程度の経験と知見を持っていなければ、その子につける薬を間違ってしまうことも想定されるわけです。ですから、そのような人がきちんと担保された上で窓口を広げていかないと、逆に子どもさんにとっては、児童生徒にとっては間違った情報、間違った行動を示唆される場合も考えられると。

よって、これを拡張するためには、やはりその相談を受ける人、これもきちんと担保した上で行うべきであろうというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり人は大事だと思います。ですが、先ほど各課長さんからも答弁いただいたとおり、もう既にその受入れ態勢というのはできているのではないかと思います。こども家庭課さんとか、福祉課さん、それと教育委員会さんが、こういった重層的な支援を対応できているというふうに答弁もいただいておりますので、そういった面では、もう既に受入れ態勢はあるものだと私は認識します。

その中で、やはり今回こども家庭庁はできましたけれども、その中に文科省が入っていないことは、個人の議員としてちょっとおかしい部分だと思いますが、矢巾町はこども家庭課との連携が取れているので、その部分はかなり先進的な部分ではないかと思います。やはり子どもが主体となるような環境を、この矢巾町から先駆けて取り組む必要、そしてその可能性が、矢巾町は受入れ態勢はもう既にあると思います。その点を踏まえて、もう一度改めて子どもの相談の窓口、子どもが相談しやすい窓口を広げていただくことができないか、最後にお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 私のほうからお答えさせていただきます。

おっしゃるとおりだと思います。体制とすれば、矢巾町のいわゆる相談体制、こども家庭課、福祉課含めて、そして医療機関とも連携は取れているものというふうに捉えています。これは、他の自治体に比べても誇れるくらいの連携ができているというふうに捉えております。

その中で、どのように子どもからの相談を預かって、どのようにリプライしていくかということについては、今後研究、検討を続けていく必要があるというふうに認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で3番、横澤駿一議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時22分 散会

令和6年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第5号）

令和6年12月10日（火）午前10時00分開議

議事日程（第5号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	高橋恵	議員	2番	高橋敬太	議員
3番	横澤駿一	議員	5番	吉田喜博	議員
6番	藤原信悦	議員	7番	齊藤勝浩	議員
8番	小川文子	議員	9番	木村豊	議員
10番	小笠原佳子	議員	11番	山本好章	議員
12番	高橋安子	議員	13番	水本淳一	議員
14番	村松信一	議員	15番	昆秀一	議員
16番	赤丸秀雄	議員	17番	谷上知子	議員
18番	廣田清実	議員			

欠席議員（1名）

4番 ササキマサヒロ 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩渕和弘	君
政策推進監 兼未来戦略課長	吉岡律司	君	総務課長	田村英典	君
企画財政課長	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君
町民環境課長	田中館和昭	君	福祉課長	野中伸悦	君

健康長寿課長	田口征寛君
産業観光課長	村井秀吉君
農業委員会 事務局長	細越一美君
会計管理者 兼出納室長	佐々木美香君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高橋雅明君

こども家庭 課長	村松徹君
道路住宅課長	水沼秀之君
上下水道課長	浅沼亨君
教 育 長	菊池広親君
文化スポーツ 課長	高橋保君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君
主 事	渋田稀結君

議会事務局長 補 佐	千葉欣江君
---------------	-------

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、4番、ササキマサヒロ議員は、都合により遅参する旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

3日目会議規則第54条第1項による議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないことは、本当に守っていただきましてありがとうございます。

ただ、やっぱり昨日もかみ合わないところがありましたので、質問者はしっかり質問する旨を把握して質問していただきたいし、答弁者は質問者の内容をしっかり把握して答弁していただくようお願いいたします。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

9番、木村豊議員。

1問目の質問を許します。

（9番 木村 豊議員 登壇）

○9番（木村 豊議員） 議席番号9番、日本共産党、木村豊でございます。通告に基づきまして質問いたします。答弁は、町長にお願いいたします。

まずは、福祉灯油についてです。現在電気、ガス、ガソリン、灯油等光熱費の高騰が続いております。灯油は、現在18リットル当たり2,000円弱、今はもっと上がっていると思います。これからの生活の中で、冬季には灯油は欠かすことができない必需品であり、今年度も福祉灯油が求められていることから、以下伺います。

1点目、県での動きもあることから、助成が実現した場合に、町としてどこまで上乗せで

きるか、それを伺いたい。

2点目、受験生のいる対象世帯に上乗せて助成できないか。夜遅くまで勉学に励む受験生の進学の手助けとなり、将来町外に転出しても、本町に対するよき思い出としてUターンすることで定住人口増につながるのではないか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 皆さん、改めておはようございます。本日もよろしく願いいたします。

9番、木村豊議員の福祉灯油についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町においても、本年12月1日を基準日に令和6年度住民税均等割が非課税の方のみで構成された世帯のうち、65歳以上の方のみで構成される世帯や障がいを持つ方がいる世帯、児童扶養手当を受給している方がいる世帯、生活保護世帯を対象に給付金給付事業を実施する予定としておりますが、町独自による給付金の上乗せを行うことは考えていないところであります。

2点目についてですが、議員ご指摘のとおり、受験生がいる世帯を対象に給付金を上乗せすることで定住人口の増加にもつながると考えられますが、1点目でお答えいたしましたとおり、町独自で給付金の上乗せを実施することは考えていないところであります。

一方、本町では受験生に限らず、町独自の子育て支援として、給付型の奨学金制度のほか、保育施設における副食費や学校給食費の一部無償化などを実施し、幅広く子育て家庭の経済的負担軽減を図っております。また、定住人口の増加を目指し、定住促進利子補給金事業や結婚新生活支援補助金事業等に取り組んでおります。

今後におきましても、子育て支援や定住人口の増加につながるよう、より一層の施策の充実に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 福祉灯油についてなのですが、私が通告を出した時点というふうに変わっていますので、私が今ご質問しているその内容については動いていますので、それをまずは訂正といいますか、対象にして考えていただければと思います。

まずは、福祉灯油なのですけれども、岩手県市町村で4年連続になっておりまして、生活困窮世帯に灯油購入費などというふうになっているのです。などということは、これは福祉灯油と言うけれども、灯油のほかにも含まれるのかと、そういうふうにも取れるのです。皆さん、私自身もそうでしたけれども、福祉灯油と聞くと、やっぱり灯油代にしか使えないのかと、そういう印象も与えかねないということで、まずこれは福祉灯油という名前の由来自体がどういうものなのか私分らないのですけれども、県では約3億9,000万円を支出するという形になっています。対象者が11万を超えるということになっていまして、本町ではどれぐらいの方々が対象となっているのかをまずは伺いたいです。

○議長（廣田清実議員） 対象者でいいですか、県の事業の名前については、ちょっと県のほうしか答えられないと思いますので。

○9番（木村 豊議員） それに関しては了解していますので。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在福祉灯油の対象者ということで、こちらで積算している数字でございますが、1,650件ということで対象を考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 1,650というのは、これあくまでも申告という形になっていますので、現実は何れぐらいのパーセンテージで福祉灯油の申込みがあったのかを伺いたい。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今の1,650世帯という件数については、対象が非課税世帯のうち65歳以上の者で構成される世帯、あと障がい者等が属する世帯、児童扶養手当を受給している世帯、あと生活保護世帯、これを積算した関係と、あと未申告等もありますので、そういったのも加味して、この数字を1,650件ということで積算しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 昨年ですが、そのうちの何%が申請しているのですか。

○議長（廣田清実議員） これは、1,650で、申請ではなくて支給対象ということですよ。

○9番（木村 豊議員） 対象者はそれぐらいあるのですか。

○議長（廣田清実議員） 対象者、1,650という数字は動かない。もしも申請があつて動くかも、増えることもあるかもしれないけれども、この人たちが申請しないとか申請するではなくてプッシュ型の支給ですから、分かりますか。

○9番（木村 豊議員） 分かります。意味的には分かるのですが、私たちはそれではなくて、対象者がいて、そして申請する、そうした場合、対象者と申請している人というのはイコールではないと考えているのです。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

昨年度の実績についてですが、昨年度は、さっき言った対象者から申請をいただいたというか、受給した方のパーセントでいけば97.98%の方が受給しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 支給しなかった理由、言ったほうがいいのではないですか。

○福祉課長（野中伸悦君） 理由は、先ほども言いましたように、未申告の方等も含めてありますし、あと中には辞退と言えばあれなのですが、私はこの給付金は要らないという方もいると思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） いや、すごいですね、これは。私は今びっくりしているのです。なぜかというと、ちゃんとやっているのですね。私は50%ぐらいしかいっていないのではないかという想定していたので、これはやっぱりすばらしいことだと思っています。

ということは、別個にまた考えてきたところがありまして、申請だけではなくてプッシュ式に移行したらどれぐらいまで増えるのかなというのを私想定してきたのです、頭の中に。ということは、もうプッシュ式の類いが必要にないぐらいの方々が、やる必要がないというふうを考え直したほうがいいのかなという感じで思っているのですが、町ではこれの周知というのはどのようにして、つまりいろんなツールがあるとは思いますが、そこでもって周知徹底されているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

対象者に関しては、こちらのほうから直接通知をしてございますし、あと広報等にも掲載してございますので、おおむね対象者に関しては理解していただいていると思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 1,650件には必ず通知は行っていると、そして広報でやって、いや私も対象者かもしれないという人たちが申請するかもしれないけれども、なので今木村豊議員さんが聞いていることは、ちょっと合わないと思います。

他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 無料低額診療事業に伴う薬剤費の助成について伺います。答弁は、町長にお願いいたします。

無料低額診療事業とは、社会福祉法を根拠として低所得者や特殊事情による医療を受けにくい人に対して無料ないし低額で医療行為を行う社会福祉事業であります。社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生活困窮者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う。窓口で払う医療費の一部または全額が減免されます。しかし、薬剤費は、その対象にならず、別途扱いが必要であることから伺います。

1点目、町内で無料低額診療を受けた方の状況を把握していますでしょうか。

2点目、無料低額診療に伴う薬剤費に対する助成を実施した場合、本町の費用はどれぐらい見込まれるのでしょうか。

3点目、現在県内では、岩手町が無料低額診療に伴う薬剤費の助成を実施しています。本町でも実施できないでしょうか。

以上。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 無料低額診療事業に伴う薬剤費の助成についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町において無料低額診療を受けている方は、医療機関より糖尿病や高血圧症などで年間5名程度と伺っております。

2点目についてですが、対象者を5名として積算した場合、本町の費用負担は年間14万円程度と見込んでおるところであります。

3点目についてですが、無料低額診療事業の目的を鑑み、既に実施している自治体の例を参考にするとともに、当該事業を実施している医療機関や盛岡薬剤師会等と連携し、予算にも関係することとはなりますが、来年度からの実施に向けて取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 岩手町ですけれども、生活困難な人への薬代の助成制度がもう始まっております。県内初、素晴らしいことだと思います。全国では11番目にはなるのですけれども、すごいことだというふうに私はもう絶賛したいところであります。特に、薬価代なのですけれども、これについては、やっぱり高血圧、糖尿病の方々は、ずっとこれを使っていかなければいけないという実情がありまして、これの負担はかなり大きいと感じています。

私、2週間ほど前に、そちらの病院のほうに直接現場のほうに赴きまして、実態上どういうふうになっているかというのを伺いましたのですけれども、そのときにそちらのほうから話の中で、やはり薬の負担、それとまずこれに対して、これというのは言葉はあれですけれども、まず周知されていないのではないかという、薬代は実費で払うものだというふうに思い込んでいる人もおりまして、ただそのときに言われたのは、矢巾町の福祉課はすごいと言われました、絶賛です。なぜかという、わざわざ同行してまで一緒に病院まで来てくれると、そういうことで矢巾町はすごいなというふうに言っておりましたので、これは福祉課に感謝させていただきます。

それで、薬代の助成制度、これについては来年度から実施に向けて取り組むというふうに言っておられますけれども、これは期待してよろしいのでしょうか。すみませんが、言葉があれなのですけれども、これをやるということなのか、検討するということなのかというのが、ちょっとその部分で大体ニュアンスが分かれてしまうものですから、これについてお話しいただきたい。

○議長（廣田清実議員） 最高の答弁だと思います、私は。検討するではなくて実施するですからね、いいですか、誰か。

花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

無料の低額診療調剤費ということでいいですね。こちらに関しましては、新年度の予算のほうで要求をいただいているところでございます。内容につきましては、今それぞれ答弁等あったとおりでと思うのですが、ほかにも新たな事業等ございます。ただ、金額に関しましてはあまり多額でもないというところもあり、必ずできるとお約束までは今ここでちょっとできないのですが、できる限り実現に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で9番、木村豊議員の一般質問を終わります。

次に、15番、昆秀一議員の一般質問を受けます。

昆秀一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（15番 昆秀一議員 登壇）

○15番（昆 秀一議員） 議席番号15番、新誠会の昆秀一でございます。今年12月会議、一般質問の最後、15番目となりまして、大変お疲れかと思えますけれども、もう少しお付き合いくださいますようお願いいたします。

それで、質問に入る前に言っておきたいのですが、通告書はあらかじめ質問要旨となっております。要旨とは、短くまとめたものでありまして、したがってそれが全てではありません。最初の通告書の質問の答弁者が町長とだけになっていても、その内容に関わりのある全ての課と、特に教育関係ももちろん通告外になるものではなく、他人ごとと思わずに答弁をお願いしたいと思います。

それでは初めに、A S D、自閉症スペクトラム障がい等への支援についてお伺いいたします。自閉症スペクトラム障がいとは、広汎性発達障がいとほぼ同じ概念を指すものであり、自閉症やアスペルガー症候群、特定不能の広汎性発達障がいなどを含む概念であります。自閉症やアスペルガー症候群などには、互いの境界線を引くのは極めて厳しいこともあるので、病気の一連の続きとしてスペクトラムとして捉えられています。

その原因は、これまでのところ確実にそれと断定されていませんが、先天的な脳の機能異

常により引き起こされていると考えられています。症状としては、対人交流とコミュニケーションの質が偏っていること、著しく興味が限定すること、パター的な行動があること等の特徴によって形づけられています。自閉症スペクトラム障がいのある方は、数多くの困難を抱えて生きていると思われることから、以下について伺いいたします。

1点目、自閉症スペクトラム障がいの支援で大事なことの一つに早期発見がありますが、どのように早期発見ができるようにしているのでしょうか。

2点目、自閉症スペクトラム障がいの症状や影響は人によって異なるため、個別の支援が必要であり、個別の教育、治療計画が必要になってきます。教育に対する個別計画は、どのように作成されているのでしょうか。

3点目、自閉症に対する社会的な理解が不十分であると感じます。誤解や偏見も根強くあることは問題であると捉えています。社会的な理解啓発がまだまだ足りないのではないのでしょうか。また、町としてはどうお感じになられているのでしょうか。また、今後も自閉症の理解啓発を今までどおりの方法で続けていくつもりなのでしょうか。

4点目、学校での自閉症スペクトラム障がいのある子どもに対する特別支援は充実が求められています。本町の小中学校特別支援教育の現状と課題についてどう捉えて進めているのでしょうか。

5点目、成人期の自閉症スペクトラム障がいのある方に対する支援の課題としては、就労の問題があります。それぞれの特性に合わせたサポートが必要ですが、なかなかそのサポートが継続できないという困難さがあります。そこをどうサポートしているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 15番、昆秀一議員の自閉症スペクトラム障がい（ＡＳＤ）等の支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、自閉症スペクトラム障がいを有する子どもは、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要であり、早期発見、早期支援の必要性は高いものと考えております。

乳幼児が受診している1歳6か月児健康診査や3歳児の健康診査、または保育園や認定子ども園への支援で実施している巡回の相談においても配慮を必要とする幼児の早期発見に

つながっているものと捉えております。

3点目についてですが、自閉症スペクトラム障がいを含めた全ての障がいに対して、理解啓発を図るため、障害者週間などの機会を捉え、パネル展示などを開催し、関心と理解を深める取組を実施しております。

また、障がいをお持ちの方のトークセッションや依存症に関する講演会などを開催しておりますので、今後自閉症スペクトラム障がいをテーマにしたセミナーなどを開催し、引き続き理解啓発の促進に努めてまいります。

5点目についてですが、成人期の自閉症スペクトラム障がいを有する方に対しては、障がい福祉サービスとして、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援等の制度があり、相談があった場合には、その方の状況に応じて適切な制度利用につながるよう支援をしておるところであります。

また、ハローワークや障害者職業センターなど、就労に関する相談機関がありますので、今後も就労支援を必要とする方々への積極的な情報提供に努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、自閉症スペクトラム障がい（ＡＳＤ）等への支援についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、現在本町の特別支援学級在籍児童生徒の4分の1は、自閉症スペクトラム障がいまたは疑いのある児童生徒となっております。教育に関する個別の計画である教育支援計画は、保護者の同意の下、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常学級に在籍している個別の配慮が必要な児童生徒について作成し、指導等に役立てているところであります。

計画の作成に当たっては、対象となる児童生徒一人一人について、本人と保護者、教職員が現状や目指すべき姿を話し合いながら目標設定を行い、その達成に向けた支援内容や方法を決定しております。

4点目についてですが、本町の小中学校における特別支援教育は、各学校の特別支援学級を中心に行われており、今年度の学級数は小学校が13学級、中学校が9学級と、昨年度に比べて3学級増加している状況であります。

課題といたしましては、特別な支援を要する児童生徒が年々増加傾向にあることや障がい

種に応じた専門的な指導を行える教員が十分ではないことなどが挙げられます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） まず最初に、A S Dについて、A u t i s m S p e c t r u m D i s o r d e rの略でありまして、直訳しますと、自閉症の連続体な障がいということで、D S M—5という世界基準の精神障がいの診断や分類のための手引、第5版においては、神経発達症群に分類される診断名の一つであります。かつて自閉症と定義されていた典型的な状態だけに限定しないで、軽い症状も重い症状も含むスペクトラム連続体として捉える診断名となっているということです。

以前のD S M—4で用いていた広汎性発達障がいの中に含まれていた自閉症、アスペルガー症候群、特定不能の広汎性発達障がいなどの障がいは、単一の診断名であるA S Dとして定義されるようになりました。なので、私もそうですけれども、大体の方は発達障がいと自閉症とごっちゃになっていますが、なので私もつまり発達障がいという範疇の中に自閉症やアスペルガー症候群などがあって、A D H Dや自閉症スペクトラム障がいとは異なるということだそうで、そのところは資料を添付しておりますので、見ていただきたいと思いますけれども、まずその理解をしてほしいと思います。

それから、実はこのスペクトラムの中には健常も含まれておりまして、自閉症スペクトラム障がいの特徴は、実は程度の差こそあれ、全ての人が持っているということが自閉症スペクトラム障がいの捉え方なのであります。ご理解していただけたでしょうか。分からなかったら研究を深めるようにしてほしいと思うのですが、そこら辺の研究を深めるようにする考えはいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

いろいろ名称等変わっておりますし、内容等も変わっていることは理解してございますので、さらにこれも勉強させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、A S Dの診断基準というのがあって、社会コミュニケーシ

ヨンの障がいと限定された興味の2つを満たすとDSM-5ではASDだと定められています。典型的には、生後2年くらい以内に明らかになるそうでして、有病率は0.65から1%とされていまして、矢巾町の人口2万7,000人いるとすれば、単純計算すると270人いることになります。これを多いと見るか、少ないと見るか、いずれにしろ支援を必要とされる方は結構いるというわけだと思います。

しかも、ASDは男性が女性の4倍とされていて、ASD児童のうち約30%は知的障がいがあり、11から39%はてんかんも併発しているとのことです。

原因については、先ほども申し上げましたけれども、脳機能の変異とされているのですが、誤解されているのが親の育て方、子育て能力、それから本人の努力不足は関係しないということであります。一般的には、治療法は存在せず、一生続き、治療より教育が支援に重きは置かれています。つまりASDの方のQOLの向上や、その家族のストレスの軽減が大事になってくるのであります。

その点を理解した上で、町としてはどのようなことを心がけて寄り添った支援をなさっていかうとされているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、保護者の方からのご相談を伺いながら、どこにどういった支援をつなげていけばということを考えていきたいと思えます。町内には、そういった福祉施設もございまして、福祉事業所もございまして、また療育センターなど県の施設もございまして、その方に合った支援につなげるように心がけていくところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そこで、ASDのある方は幼少期から成人期まで一貫した支援が必要になってきます。ですけれども、年齢や生活ステージによって支援体制が変わることが多くて、継続的な支援がなかなか難しい場合があります。

例えば小学校、中学校入学時であったり、義務教育の終了後の進路であったり、就職してからなどの環境の変化にASDのある方は対応が難しいことが多いと思えますけれども、そこをしっかりと一貫性を持った支援に当たられるようにしてもらいたいと思うのですけれども、その辺の支援はどのようになっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

先ほど申したとおり、一般的に相談を受けて、またそういった方については、専門の福祉事業所のほうにご相談をするようにお勧めしたり、またその事業所の中では、その方について継続的な支援ということで相談に応じながら、その方の対応をしていただいておりますので、最初に受けてから青年期まで、引き続き継続した形で事業所のほうでは見ていただいていると思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、A S Dで軽度の知的発達症や境界知能の方は、大体日常生活はできるのですが、だまされやすかったり、出会い系サイトにはまったり、悪い友達にだまされてしまう傾向が強いということで、いじめられるリスクも高いとのこと。そのようなことを特に注意しながら支援していかなければならないと思うのですが、そこら辺の支援はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

発達障がいとの関係で町のほうでというか、基幹相談支援センターのほうで事業所等に、こういった発達障がいの勉強会も開催しております。昨年は3回、今年度は今のところ2回実施しておりますので、そういった事案の中で、発達障がいの方に、そういった問題にならないような形の勉強と、そういった研修会の中でお話ししながら周知していきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それから、学校ですけれども、気をつけなくてはならないこととしては、A S Dについては、音に敏感な方というのがいらっしゃって、大勢の中では集中できないこともあって、その場合に例えばクールダウンできる場所をつくるとか、少人数での指導をすることも必要になってくるのではないかと思います。そういう配慮はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

H S C等、ハイセンシティブなお子様もいらっしゃいます。音に関して言えば、それぞれ耳当てををするとか、それからクールダウンするということ、パーティションを設けたり、または別室に連れていったりして、その子に合った対応をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） いろいろそういう配慮はしていただけるものとは考えておりましたが、それでも、そこでA S Dの子ども、先ほども申し上げたように、子どもがいじめに遭いやすい傾向にあると思うのですけれども、それでそういう事例も聞くのですけれども、このいじめについては、矢巾町では北中のこともありますので、特に気をつけなければならないと思うのですが、その辺のところは、まずA S Dなどの理解が必須だと思うのですが、教育委員会の委員であったり、議会であったり、大津いじめ事件をきっかけにできた総合教育会議の招集者であります町長の考えをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まず、これまでの質問の内容でちょっと整理させていただきますが、まずA S Dについては、先ほど答弁でもさせていただいたのですが、やっぱり理解すること、そして普及啓発すること、これがやっぱり大事だと思うのです。

それで、この間小笠原佳子議員からも5歳児健診の取組についての質問もあったのですが、やはり発達障がい早期発見が非常に大事だと思うのです。だから、できるのであれば、やっぱりこれからは5歳児の健診でそういう対応、今お話あった広汎性の発達障がいにしっかり対応できるような体制づくりをしていきたいと。

町内には、県立の療育センターとか、それから盛岡となん支援学校、そして何よりもみちのく療育園メディカルセンターには今岩手医科大学から院長先生、小山耕太郎先生もいらっしゃるし、また顧問の伊東先生、川村先生もいらっしゃる。そういったペアレンツのトレーニングとかも含めて、いずれこの支援については総合的な対応をしていかなければならないと、町としてはそういうことに一つ一つ積み重ねて対応していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そういう支援をなさっているということは分かっていたのですけれども、それから不登校について、不登校の背景にS L Dなどの発達障がいがあることが認められることが多いということですが、大切なことは不登校やひきこもりをこじらせないことだそうで、不登校やひきこもりを家庭内ひきこもりにしないということ、家庭内のコミュニケーションがよりよいものになるように、家族や本人を支えていく支援、そのために今できるコミュニケーションを一緒に考えることだそうです。

特にA S Dにとっては、好きなものが他者との出会いのきっかけになるということで、一概にゲームが悪いこととは言えないということだと思いますが、その辺の考えは町としてはどうお持ちなのでしょう。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまの質問にお答えをいたします。

その子の支援を行うためには、それぞれの個別の計画というのがやっぱり大事になると、不登校も含めまして、そのような予兆があったときはもちろんですが、そうなる前にどのような支援が必要かというふうな計画を保護者の同意の下、今立てているところでございます。基本的には、その計画に従って、その子に合ったような指導等を行っているということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、子どもが相談しやすい大人というのがいると思うのですけれども、その特徴なのだと思いますが、話を最後まで聞く大人です。苦しさやしんどさを否定しない大人、自分を認めてくれる、それから安易なアドバイスはしない、知らないのに無理して褒めない、分かったふりをしないことだそうで、逆に相談しにくい大人は、話の途中で、でも先生はこう思うとか、自分を傷つけると周りが悲しむとか、〇〇できるといいねと言ったり、無理やり褒める、分かったふりをする、以前に話したことを覚えていない、このような大人に教師も含めてなっていないのでしょうか。そこら辺をしっかりと周知してA S Dの子どもに接してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、その対応の理解というのは、教員として磨かなければならない技

術であろうというふうに思います。現在全ての教員がそれをマスターしているかと問われれば、なかなか自信を持ってイエスというふうな答弁はできないというふうに思っておりますが、このことをきちんと研修等も通じながら周知していくということが今できることかなというふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 次に、先ほど課長もおっしゃられたように、ＡＳＤがある方の支援で課題として挙げられるのが、当事者だけではなく、その家族も精神的にも、肉体的にも、経済的にも大きな負担がかかってきます。どうしても支援が当事者ばかりに目が行きがちですけれども、例えば主介護者である親も大変ですし、その当事者の兄弟にも目に見えない負担がかかっている場合がありますし、またヤングケアラーだったり8050や今では9060とも言われておりますけれども、そこをしっかりと支援していく必要があるのではないのでしょうか。その辺のサポート体制は今どのようなになっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず最初、町のほうで相談も受けますし、また事業所のほうでも相談また継続した支援も行っておりますが、やはり今議員さんお話ししたとおり、当人さん以外の、その家族の方々の負担も多大だと思っております。やはりそのケアというところで、町のほうでもご家族の方のお話を聞きながら行いますし、事業所のほうでもそういった対応はしていると思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それから、ＡＳＤについての社会の理解、町長もおっしゃったように大事であるということも課題でありまして、ＡＳＤの誤解や偏見、さらには差別が残っていてＡＳＤの人が社会に適応するのを難しくしているという現状があると思います。そして社会的理解が深まっていけないと、それに伴う就労であったり、教育の場であったり、そういう受入れ態勢も整っていきにくいのではないかと思いますので、その辺の社会的理解の不足については、今どのようにされていこうと思っているのか、さらにお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君）　ただいまの質問にお答えさせていただきます。

町長答弁にもありましたとおり、いろんな形でパネル展示によって障がいの内容をご説明したり、またセミナー等の開催なども考えてございます。ただ、それだけでは不足ということもありますので、例えばなのですけれども、学校の保護者の方とか、そういった方々にも特別な講演会というわけではないのですけれども、そういった障がいの周知というところでも、もし取り組められればなということでもちょっと学校教育課とも協議しながら進めさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　そのように関係者に対してだけではなく、さらにもっと一般の人に参加してもらえるような取組をしてほしいと思います。

例えば教育の場であれば教職員の方々はもちろん、通常学級の児童生徒、それから家族はもちろんなのですけれども、理解してもらいたいと思いますので、機会を捉えて、ただ聴講するだけのものではなく、例えばグループワークなどを開いて、理解啓発をさらに進めてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　今学校のほうに聞いていますか、昆さん、今学校の教育の仕方を聞いていますか、どっちも。

菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　では、私のほうからお答えいたします。

A S Dも含めまして特別支援教育というのは、学校の中でもニーズが高まっているものでございます。通常学級も含めまして教員研修の中にも位置づけておりまして、この部分を深めていくことが大事かというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君）　ただいまの質問にお答えさせていただきます。

A S Dに限らず、やっぱり障がいという形で町民の方とも理解を深めていくということで、何らかの形で検討、セミナーになるか何かはちょっとまだ決定はしておりませんが、考えていきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、学校についてなのですけれども、各校で設定した曜日に臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーである専門家が学校訪問していると思うのですけれども、そういうスクールカウンセラー、常日頃から子どもの様子を見ているのでしょうか。

そのようにふだんの様子を見て、相談に乗るのと、いきなり相談されるのとは違うと思うし、信頼関係も築けるのだと思うのですけれども、医療関係はそういうところを目にしていなくて、初診までの間も相当あるようですので、スクールカウンセラーの存在、私は重要だと思っているのですけれども、その辺のスクールカウンセラーというのをどのように考え、どのように活用なさっているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

現在スクールカウンセラーにつきましては、中学校2校と、それから小学校2校には大体週1回程度常駐しているという段階です。スクールカウンセラーは、心の専門家というふうに言われております。スクールカウンセラーによっても、それぞれ専門分野がございます。それによって授業参観をする、またはカウンセリングを中心にするなど、それは学校の実情に応じて対応してくださっているというふうに認識をしておるところでございます。

臨床心理士または公認心理士の資格を持っている方もございますが、それを持っていずに、いわゆる教育相談経験を長きにわたって行っている方もスクールカウンセラーにはなれるというふうに伺っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、そういう方々も含めて個別のケース会議を開いて、多職種で連携して支援していくという方法もあると思うのですけれども、その辺の開催というのはしているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いわゆるケース会議と呼ばれるものでございますが、その児童生徒によりまして、必要に

応じて開催をしているというところでございます。また、この中には教育委員会の中の教育研究所というふうな施設がありますが、そこの中の職員も参加するケースもございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それから、これは聞いた話なのですが、ちょっと大変気になったことで、矢巾町内の学校ではそのような対応はなさっていないだろうと思うのですが、ある発達障がいの子どもの親が学校に入学するときに、教師から、その子どもの教育に対してでしょうか、支援のことは分かりませんが、期待しないでくださいとか、100%子どもを守ることができませんとか言われたことを聞きました。

矢巾町内では、このような対応はしていないと信じたいのですが、私はこのように学校に入ってくるときに、期待しないでとか言うのはどういうことなのか。私が親だったらそういう学校には入れたくないなと思うところなのですが、矢巾町の学校に入る子どもに対して教師はそのような反応、対応はなさっていないのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、今例示いただきましたような例というのは、これはあってはならないことというふうに思っております。矢巾町内において、このような対応をしたかどうかということでございますが、私の耳には入ってございません。また、こういうことがあってはならないというのは、教育委員会としての考えでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） よく分かりました。

それから、私障がい福祉サービスの相談支援専門員という相談業務をしているのですが、大人になってからＡＳＤと診断される方もいて、今までずっと生きづらさを感じていて、どうしてそうなのかと考え続ける人や、いまだにグレーゾーンにて苦しんでいる方もいます。はっきり診断された方は、自分自身で考えたことがはっきりと原因が分かって合点がいったという人もいますし、そこで自分自身でどういう対応していけばいいのかも少し分かってくるようですし、周りにもどういう配慮をしてもらえばいいのか分かってくるようです。

ので、少しずつ生きづらさも解消していくということでございます。

ただ、そういう人ばかりではないのですけれども、中にはＡＳＤと気づかずに鬱病も発症して合併症になってしまう方も少なくないようですので、そういうのを防ぐためにも、しっかりと大人になっても発見してもらい受診体制を整えていただきたいと思うのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

やはり大人になってから気づく方もいるということで、私の相談の中で、そういった方も実際おりました。やはり自分がそういうものだとは分からないで、何か生きづらさを感じる方に対して、そういったもしかすると障がいもあるかもしれないよということで、相談の中で、そういった医療機関におつなぎすることで、その方が自分はどうだということを分かることで幾らかでも生きづらさを解消できればと思いますので、相談の中ではありますけれども、また民生委員等の情報などもいただきながら、生活で困っている方を何とか救済というか、生活のお手伝いをできればと思いますので、今後ともそういった相談を受けながら、そういった方を救っていきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、そういう支援の中には、仕事に対する支援というものも出てくるのですけれども、就労支援、非常に大事だと思います。人間にとって仕事は単なる生きるためのお金稼ぎではないということだと思います。できることなら仕事をしないで生活できればいいという人もいるかもしれませんが、やはり仕事を通して社会に貢献できたり、人の役に立つことは、仕事をする意義になるのではないのでしょうか。それは、どんな仕事にも言えることであって、健常者でも障がいのある方でも同じだと思います。

今全国的には障がいのある方が通う就労事業所の閉鎖問題もあります。Ａ型、Ｂ型については、国が報酬を引き下げたことで大きな要因となっております。特に、Ａ型の閉鎖が顕著だということです。就労継続支援のＡ型というのは、一般企業では障がいのある就労の難しい方と雇用契約を結び、最低賃金を保障しながら就労の場を提供する福祉サービスであります。その賃金は、公的なお金ではなく事業収入で支払わなければならないので、赤字経営だと難しいということになるわけでありまして。公的資金目当てで開所した事業所は淘汰され

るのは当然であります、そうではない、利益ではなく障がい者のためにやっている事業所がほとんどなわけなので、その辺の支援を国ではどう考えているのか分かりませんが、町としてできる支援はどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

一般企業の就労Aの事業所に対して、なかなか直接的な支援というのは難しいところありますが、確かに就労Aに該当する方が非常に少ないというのもありまして、そういった関係で就労Aの事業者は厳しいところもあると思いますけれども、そういったところ、事業所を訪問しながら状況を確認しながら、できる支援をお互いに話をしながら解決していきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そういう支援、仕事に対しての支援、家族に対しての支援もお願いしたいと思います。

家族に対しての支援なのですけれども、発達障がい児の子育ては個人にとっても違うと思うのですけれども、大なり小なり苦勞をなさっていることとは思われます。特にも、へとへとに疲れているお母さんもいるのではないのでしょうか。中には、周りの理解も得られずに泣いているお母さんもいるかもしれません。このようにASDやADHDといった発達障がいの特性などに起因して、身近な人の心身に不調が出てしまうのがカサンドラ症候群と言われております。このような方に対する支援については、町としてはどのように対応しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えしたとおり、お子さんの保護者に関しては非常に日常的な疲労等もあると思います。そういうので直接的なというのはあれなのですが、やはり先ほども申したとおり、そういった方々のお話を聞きながら、またお子さんの支援の仕方など、ご相談を伺いながら進めていきたいと思ひますし、またペアレントトレーニングなどで、そのお子さんの接し方など、そういったこともご指導しながら、幾らかでもその負担を軽減させていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） このカサンドラ症候群というのは、我慢では改善できないそうで、我慢することで状況が悪くなることがあっても、よくなることは決してないということで、我慢することで鬱病や本格的な身体の疾患に発展することもあるということです。ですので、まずは専門家への相談、それから子どもに対する対象というので、今申し上げておりますペアレントトレーニングというものもあるのですけれども、私はこのペアトレについては懐疑的でありまして、なかなか親として実践するのは難しいのではないかなと思っております。悟りの境地に至らないといけないという声もあります。それよりもペアレントメンターなどで同じ仲間と思いを共有したり、それからレスパイトできる環境なども重視してほしいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

本町でもペアレントトレーニングを開催しておりますが、一つの目的としては接し方などもあるのですけれども、ペアレントメンターという意味でも同じ境遇にある方が集まって、そういった研修の中でお互いの情報共有をしながら行っているという面もございますので、そういったところも目的として行っていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、学校のほうに戻るのですけれども、A S Dの子ども、1クラスに二、三人いると言われているのですけれども、それよりも多いと感じていらっしゃるということでもあります。しかも、確定診断がつかなくて困り事を抱えているグレーゾーンの子どもも含めると相当数いるのではないかと考えます。ですから、支援を必要とされる子どもがいることは、決して特別なことではないということなのだと思います。

そこで、担任教師だけではなく、学年主任や管理職、それから医療関係者、療育関係者、家庭などの多職種のチームで支援を行っていくべきだと思っておりますけれども、そこで大事なのが情報の共有だと思っておりますけれども、その辺の支援はどのようになさっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

委員おっしゃるように、情報の共有というのがチームで当たるときに一番大切なものがあります。情報の共有ができて行動連携ができる、そしてそれぞれの知見に基づいた対応ができるものというふうに考えております。

現段階におきましては、特別支援学級であれば特別支援学級の担任が中心になり、またそこにいじめ等が関わってくれば生徒指導主事に関係するなどなどの複数の教員で当たることもあります。医療へのつなぎということも、場合によっては今行っているところであります。ただし、その医療につなぐというところで一つのハードルがございます。これは、保護者の方の承諾がなかなか得られないケースというのが散見されるというところでございます。この辺りの理解も深めて、その子に適した対応していくことが必要であろうというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 最後になりますけれども、国連の障害者権利条約においては、インクルーシブ教育を原則とするとなっていて、日本も2014年に批准しておりますし、文部科学省はインクルーシブ教育システムの構築推進を掲げておりますけれども、現在は特支や支援級に通う子どもが増えております。2022年に初めて日本を審査した国連から障がい児を分離した特別支援教育の中止が要請されておりますけれども、そのことに関しては本町ではどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

特別支援学級、通常学級という制度は、これは国の制度でございますので、これをどうこうというふうな話には私のほうでもコメントすることはできません。

ただし、インクルーシブ教育、つまり健常児も障がい児も、これがフラットな関係であるという教育は、日本中どこの学校でも進めている、そういうふうな教育であります。このインクルーシブ教育を進めることによって、それぞれを個性として尊重し、それぞれの人権を大切にしていくということは、非常に重要なことというふうに捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そこで、インクルーシブ教育について、まだまだ課題があると感じますけれども、教員の専門性と支援体制の不足、教員自体がＡＳＤの理解がまだまだ足りないと思っております。そのために学級経営が難しくなる、保護者や地域社会の理解不足もありますので、これは教育現場だけではなく、行政や地域社会、それからコミュニティ・スクールでも問題として捉えてほしいと思うのですが、それらが一体となって取り組む必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

社会とか地域が総がかりでそこに向かうというのは大変有意義なことで、そして重要なことというふうに捉えております。教員の世界でいいますと、教員には、その教員の持つ指標というのがありまして、資質指標というのがございます。その中に特記してあるのが、特別支援教育に関することでございます。そのほか生徒指導とか、学習指導能力とかというふうな項目はあるのですが、特別支援教育につきましても、岩手県の教員については、その指標の一つの項目になっており、それに関して、各ステージ、各年代によって、こういうふうな段階にあってほしいというものを示しておりますので、それにのっとった研修等の対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、１問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時20分といたします。

午前 11 時 06 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、２問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 次に、地方創生についてお伺いたします。

地方創生とは、日本における地方経済や地域社会の活性化を目指す政策や取組を指します。人口減少や少子高齢化によって、特に地方都市や農村部では、経済の停滞や地域コミュニティの衰退が深刻な問題となっていて、これに対応するための政策として地方創生が注目されております。

地方創生の主な目的は、地域経済の振興や人口の流出抑制、若者や子育て世代が住みやすい環境づくり、そして地域の特色を生かした持続可能な社会の形成であります。具体的な取組としては、地方への移住促進、観光資源の開発、地元産業の振興、IT技術を活用した新産業の育成等が含まれます。

地方創生は、国と地方自治体が協力して行う政策です。さきに行われた衆議院解散を石破首相は、日本創生解散と命名し、公約として掲げる地方創生について、いわゆるまちおこしの延長ではない、日本の社会の在り方を大きく変える日本創生の試みだと述べていました。

以上のことから、以下地方創生についての町としての考え等をお伺いたします。

1点目、地方創生に関連する人口減少の問題で、地方からの人口流出に影響を与えていると思われるジェンダーギャップについてはどのように考え、今後その解決を図るつもりなのでしょうか。

2点目、人口急減に立ち向かうとされた地方創生の取組であります。自治体のこととして地方任せにしてきた国の姿勢が行き詰まりになった要因であるのではないかとしているが、本町としての考え方はどうか。

3点目、総合戦略の策定や地方創生を冠した事業は、ノウハウ不足から東京などのコンサルタント会社に頼り、各地とも同じような戦略が生まれたように思います。それらのコンサルが国からの交付金を自治体から搾取しているとも言われていますが、本町の場合はどうでしょうか。

4点目、地方創生の取組の一つとして、移住受入れや子育て環境の整備をしてきたと思いますが、現在までその効果はどのようにあり、今後どのように取り組んでいくつもりなのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 地方創生についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、人口減少は我が国における最重要課題であり、地方自治体にとっても喫緊の課題と捉えているところであります。

議員ご指摘のとおり、ジェンダーギャップが、その一因である可能性は高く、男は仕事、女は家庭という我が国の昔から根強く残る意識に代表される旧来の性別役割分業体制からの脱却が求められているものと認識しております。

これからの社会には男女が共に仕事、そして家事、育児を担う共同役割分担体制であることが望ましい姿であり、この意識の定着が重要であると捉えております。

2点目についてですが、人口減少は多面的な要因が存在し、地方自治体の努力のみで根本的解決を図ることは非常に難しいものと考えております。

一方で、国の施策のみで、また政策のみで全ての地方自治体において人口減少傾向が解消するような局面にはなく、国の実施する施策と地方自治体が自らの地域の問題に即した対応策とが連動することが重要であると捉えております。

3点目についてですが、総合計画の策定や地方創生事業をコンサルタント会社を活用して実施した経緯はございますが、議員ご指摘のとおり、町民の皆さんに寄り添った計画となるよう、第8次総合計画においては、コンサルへの委託は行わず、華美な計画とせず成果指標と該当するSDGsの項目を中心にワークショップやアンケート、外部有識者からの意見をいただきながら、町民の声を反映した内容を目指したものとなっており、町の計画としてふさわしいものと考えております。

地方創生事業においても安易に委託を行わず、事業の専門性や独自性を反映させるために委託にふさわしい相手であるか見極めながら、必要に応じて委託を行っているところであります。

4点目についてですが、本町においての人口減少の進度は、県内自治体と比較した場合、比較的緩やかであり、これまでに実施した移住、定住施策や子育て支援施策は、一定の成果があったものと分析しております。

なお、一方で本町の転入者の大部分は、近隣自治体からの転入者であり、今後県外からの移住者を増加させる必要があると認識しております。近隣自治体を含めた広域圏あるいは県内自治体が弱体化していく状況となってしまうとは、本町の活性化は望めないことから、今後は様々な分野において、より一層広域連携を強化し、人口の一極集中を是正していく取組が必要と捉えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そもそも地方創生の定義としては、地域の持続的な発展を目指して地域内の人々が、その土地で安心して暮らし、働き、育てることができる社会をつくり上げることなどとなっております。政府としては、第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定して、その後令和2年から第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が始まりました。この戦略では、従来の目標に加えてヒューマン、デジタル、グリーンという新たな視点も取り入れられています。ヒューマンは人の流れの創出、人材支援、デジタルはDXの推進、グリーンは脱炭素社会の実現ですけれども、それらの成果が可視化しづらいという課題があるように思うのですが、その課題については、どのようにしていこうとされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

可視化につきましては、確かになかなか難しいところではございますが、成果等に関しまして本町の広報媒体とかを使いまして、できる限り町民の方に分かりやすいよう周知していくものでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、町の総合戦略策定後の効果と検証についてですけれども、第1期、第2期総合戦略では、PDCAサイクルに基づく見直しを実施することとなっております。毎年1回をめぐり、第1期では産学官金労言、第2期では有識者となっております。少しニュアンスが変わってきているのですけれども、いずれ外部機関の意見を踏まえて総合戦略の検証、見直しを行うという意味だと私は理解したのですけれども、そのような方々の意見は今までどのようにあったのか、見直しをどのように行ったのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

毎年年度末のほうに地方創生会議というふうなのを開催してございまして、有識者の方々から意見を頂戴しているところでございます。今具体例、ちょっと紹介できなくてあれです

けれども、その結果を毎年予算に反映する、ないしは各事務事業に反映するというふうな形でフィードバックに努めているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そのようにPDCAサイクルを回しながら、長期的な視点で地域全体の持続可能な発展を目指す総合的な取組が地方創生だと思うのですが、どこの総合戦略も同様だと思うのですが、5か年の計画、4か年とかになっていて、長期的な視点の計画となっていないのが問題だと思うのですが、その点当初は国からの交付金目当ての戦略であって、しかもその戦略を東京のほうのコンサルタント会社に頼んで、そちらにお金が出ていってしまう仕組みではなかったのでしょうか、その辺先ほども伺いましたのですが、町の戦略も5か年、4か年の計画が出しづらかったのではないかなと思うのですが、長期的展望はどう見ているのか、そして当初頼んでいたコンサルタント会社というものの関わりはどのようなになっているのでしょうか、伺いたいします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

まず、長期的展望ですが、実際長期的展望と申しまして、予算をそこまで長期的に見るというのは非常に難しいことございまして、我々の総合計画におきまして、現在前期、後期合わせて8年というふうな形でございますし、県のほうに財政見通し等求められているのは五、六年というふうなスパンのものでございまして、かなりの10年を超えるような長期とか、こういったところの展望というのは、非常に難しいところでございます。そういった中ではございますが、ですので計画そのものは比較的短期のものというふうな形になってございます。

コンサルにつきましてですが、かつて総合計画ないしはこういった第1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略等をつくる際には、初めてのことだったという部分もあってコンサル等を使ったこともございますが、その後計画そのものは、やはり本来町のためにあるべきだというふうな考えの下に、できるだけ自前でつくるというふうな方向性に移行してございまして、2期以降、そして今回の総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略が一緒になった第8次総合計画におきまして、自前でつくっているというところでございます。

コンサルの使用そのものが駄目だというふうに思っていないので、バックボーンの資料を

つくっていただくとか、こういうところについてはお力をいただくこともございますが、実際の自分たちでK P Iを考えると、計画の本文をつくるとか、こういったところにつきましては、極力コンサルは使わないというふうな方向でやっているところがございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そのコンサルも有効に使うのであればいいのですが、当初のコンサルタント会社というのは、今現状では関わりはないということでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 現状では、特にどこのコンサルとも関わりはないということをお願いします。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 分かりました。そういうコンサルを利用する場合は、長期的視点も必要だと思うので、そういうところも兼ね備えたコンサルタント会社というのにも必要かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのもありますけれども、地方創生と銘打っていますけれども、地方創生とは名ばかりで、新型コロナウイルス感染症への対策というのが真の意味での地方創生になっているのか。確かにコロナでお困りの方たちに役立ったかと思うのですが、国としては地方創生を考えているのかというふうに思うのですが、地方創生の意味、国への要望、地方への力を結集して要望するところはもっと強く要望していかなければならないと思うのですが、同時に、より一層矢巾町なら矢巾町でできる取組をみんなで知恵を振り絞って行動していかないといけないと思いますけれども、そこを産学官金言労士という連携することが重要ではないかと思うのですが、そこら辺の連携について伺いをします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） まず、コロナ禍の期間におきましては、町の人々の生命を守ることが、まず全てにおいて優先された部分でありましたので、本来行うべきまち・ひと・しごと創生総合戦略の事業につきましては、まず正直な話、ほとんど手がつかないよ

うな状況で、相当の部分をコロナの対策にリソースをされたところでした。そういった中でございましたので、より議員のほうから提案いただきました産学官金等の連携、こちらのほうにつきましては、ほとんどできなかったというのが正直なところでございます。

これから先の話ですが、地方創生に関しましては、町だけでできないこと、多分でございますので、そういった力を結集して、今後新たな地方創生に向かって進んでいきたいというふうに考えるところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そこで、ちょっとお金のことになるのですが、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税のことですけれども、これはその名のとおり地方創生の一環としてのものと私は理解しているのですが、まずそういう理解でいいのか、そこから辺からお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 国の地方創生の一環として企業版ふるさと納税、個人のほうですけれども、位置づけられていると思いますので、そこはその考えでよろしいかと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そうであるならば、今までの企業版ふるさと納税は地方創生の何に使われたのか。寄附金の使途が町のほうであらかじめプロジェクトとして設定されていると思うのですが、それが寄附する企業サイドが考える社会貢献活動、それからCSR、企業の社会的責任に合致する必要があるのではないかと。その点、今までの企業版ふるさと納税をしていただいている企業は、どのようなところでそれが合致したのか、その点具体例を出して説明していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

企業のほうでのCSR活動に関しましては、今どれだけそういうのをやっているかというのが企業価値の創出にもつながっているというふうに考えます。実際市町村に対して企業版ふるさと納税を、例えば我々につきましては、子育ての事業についてふるさと納税を募集す

ると、こういった考えでやっているところに、そこに賛同いただいた企業がふるさと納税をしていただくというふうな形、実際はそういったところがふるさと納税に関しては、本町に関しては多いのかなというふうに思っています。

やはり今国といたしましても、子育てに関しまして力を入れているというところがございますので、企業理念として、そこに力を入れていくというのと、町の施策、ここが一致しているというふうに考えるところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 答弁は具体例にはなっていなかったわけですが、いずれ企業版ふるさと納税での企業側のメリットとしては、寄附額に応じた法人関係税の軽減が大きいと思われます。ですが、寄附企業への経済的な見返りは禁止となっております、それでも人情として、もらった方々には何かお礼をしたくなるのではないのでしょうか。でも、それは禁止されている行為であります。せいぜい感謝状を送るくらいしかできないと思います。

そこで、問題となってくることとして、ご存じだと思いますけれども、福島県のある町で百条委員会までできて問題となった例があります。それは、ある企業が匿名で寄附したところから始まっているようです。本町では、匿名の寄附は今までないようですけれども、寄附金額を非公表としているところもあります。それに、今までの寄附が何に使われたのか詳細が分からないため、ちゃんと使われたかの確認もできませんけれども、今後しっかりと何に使われたのか、詳細を具体的に企業名や、その内容、それから総事業費が幾らかかって、そのうちの幾らを寄附で賄ったかまで公表すべきではないのでしょうか。ほかの自治体ではそのようにしているところが少なからずあるので分かりやすかったのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、用途は明確にすべきというふうに考えますので、そのような公表できるような体制としていければというふうに考えます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） まず、使途を明確にしてはっきりさせていただきたいと思います。

それで、ふるさと納税についてですけれども、大幅に減っている状況で今後の企業版ふるさと納税の取組は、どのように考えているのか。もっと矢巾町を応援したくなるように多くの企業に広くPRしていけば、さらに寄附額を増やせる要因もあると思うのですけれども、この辺はどのように考えているのか、来年度の目標は幾らとお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

まず、目標額というのは、ちょっと具体的なものはまだ、申し訳ありません、ありませんが、今回70周年事業に関しての寄附を皆様に、目的とか、そういう方向性とか全然違いますけれども、募った際に、実はそれぞれの企業から多大なる寄附を頂戴しているような状況でございまして、これはどうやら私たちの取組はまだまだ少ないのかなというふうにまず理解したところでございました。こういったところも含めまして、改めて取組のほうを強化していきたいというふうに考えるところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問は。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、町長のトップセールスも、もちろんさらに進めるべきでありますけれども、町職員一人一人がしっかりと町の看板を背負ったつもりで町のPRもしてほしいと思うのですが、このことについて見解があれば、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきます。

私は、町のトップリーダーとして当然今ご指摘あったことは対応していかなければならないし、町職員もそういう熱き思いでセールスというもの、やっぱりそういう気持ちを持って取り組まなければならない。そして何よりも矢巾町を応援したい、応援してみたいと言われるような魅力のあるまちづくり。

今地方創生のことでいろいろ議論させていただいているのですが、まち・ひと・しごと、いわゆるまちづくり、人づくり、そして仕事づくりということで、まずこの地方創生の一番根幹をなす、私どもとしては4つの大きな柱を立てながら、これからもそういった取組をしていきたい。まず、矢巾で仕事をしたいという企業誘致に限らず農商工業でも、やはり矢

巾で新規で仕事をしてみたい、そういうような取組とか、あとはやはり子育て支援の充実とか、こういうようなものを、矢巾で子どもたちを育ててみたい。それから、あとは矢巾にはいろんな福祉、先ほど木村豊議員からも福祉課が、随分矢巾町の福祉は素晴らしいとお褒めの言葉もいただいたのですが、そういう医療とか、福祉とか、保健とか、産業振興から、いろんなものについてしっかり取り組んでいく。

最後には、やっぱり何といても矢巾につながる関係人口、交流人口、その関係人口とか、いわゆる交流人口というのが今昆秀一議員がご指摘のとおり、いわゆる私どもがこれからそこを、思いを伝えて、ふるさと納税、企業版ふるさと納税にも協力していただけるような体制を構築していくのが私らの役割、務めだと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） いずれ町職員一丸となって進めていただきたいと思います。

それで、企業版ふるさと納税についてですけれども、人材派遣型としての人材費を含む事業に寄附を行えるということですが、この人材派遣も私は非常にいいものだと思うのですけれども、本町ではこの人材派遣型の企業版ふるさと納税は活用されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えします。

これまでのところでは、派遣の事例はございません。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） なぜ活用されなかったのか、どこか制度にデメリットがあったのか、それともそういうPRを企業側にしてこなかったのか、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 今のお話ですが、企業側へのPRが足りなかったと、そして私どもでのそういった需要のほうを見つけられなかったといった、そういったところかと思っています。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、今のあれは地方創生人材支援制度のことですか。

そのことについては、今町村会なんかでも要望しておるのですが、やはり私どもが欲しい多様な人材、それに見合うような支援制度をやってもらいたいということで、これからやっぱり私らからもアプローチはしていかなければならないと思うのです。

だから、それにしっかり応えていくような仕組みを国でもつくっていただきたいということで、このことについては、双方向がしっかり思いが伝わらなければ、早く言うと、地域おこし協力隊と同じで一方通行ではあってはならないので、また私どもとしては地方創生のビジョンはしっかり示して、そのビジョンにしっかり支えて支援していただけるような人材なのか、そういうこともこれから見極めながら。だから、制度、仕組みはあるので、これからそういうことをしっかり利活用できるような体制の構築をしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 人材派遣型については、そのように進めていただきたいと思います。

人が命というか、大変重要なことだと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

いずれ地方創生に終わりはないのではないかなと思います。今年度から第8次矢巾町総合計画は、まち・ひと・しごと創生総合戦略としての位置づけを併せて有するというものになっておりますけれども、今後外部人材を入れるなりして、しっかりと検証と修正をして進めていただきたいと思いますけれども、そこら辺について改めて伺いして終わります。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、今昆秀一議員がご指摘のとおりでございます。まず、これからいろんな制度、仕組みがあるので、そういうふうなものを総動員して、いかにして矢巾町の町を活性化していくか。今いつも私言わせていただいているのですが、今地域コミュニティにも支援員の制度がありますので、そういうもの。

それから、あとは今労働者協同組合とか、そういうふうなものを、やはり職員一人一人がそれをピックアップして、そして私らのお金を使うことも大事なのですが、国とか県のそういう制度、仕組み、お金を使って町を活性化していくことも、これは非常に重要なこと。そのためには、やっぱり先端の情報をいち早くこれから取り組んでいかなければならないと。

そこで、来年度からは、できれば本町からも東京事務所に職員を派遣して、国の先端情報、先進的な取組をいち早くキャッチして、それを町政に反映できるような体制整備を考えてい

きたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で、2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 次に、予算、決算についてお伺いいたします。

予算は、自治体が1年間に使うお金、税金の全部の収入と支出の計画であります。議員は、予算書と予算説明書を基に3月会議で次年度の予算が適切かどうかの審議を行います。予算は、本来町民のためのものであり、町長が勝手に立て、議会が勝手に決めてよいものではありません。まず、全ての自治体事務と会計の大原則として、自治法においては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとあります。また、地方財政法では、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えてこれを支出してはならないとあります。この2つの大原則は、政策評価の基本となるものであります。

そこで、来年度の予算編成においては、各課の予算要求後に財政担当者のほうで調整査定が行われていると思われますことから、以下についてお伺いいたします。

1点目、来年度の予算を令和5年度の決算を踏まえてどう反映させていく方針なのか。

2点目、令和6年度予算執行に関し、令和6年3月の予算決算常任委員会の附帯決議をこれまでどう反映させてきているのでしょうか。また、その後どう反映させていく予定なのでしょうか。

3点目、来年度予算に町民の要望をどのように反映させるつもりなのでしょうか。

4点目、来年度予算で新しく始める事業の予定はあるのでしょうか。

5点目、最小の予算と最大の効果を上げるために、本町としてはどのような工夫をしているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 予算、決算についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和7年度矢巾町予算編成方針につきましては、矢巾町予算規則

第3条第1項の規定により、令和6年10月16日付で各所属長宛てに通知をしております。その予算編成方針及び同時に通知いたしました令和7年度予算要求要領の中で、過年度の事務事業について、PDCAサイクルに基づき、評価と効果検証を行うことを指示しております。

2点目についてですが、予算決算常任委員会の附帯決議に対しましては、それぞれの事業担当課において事業内容を精査し、必要に応じて補正予算を計上しながら、附帯決議を反映した予算の執行に努めております。現時点では、まだ附帯決議を完全に反映した事業の完了には至っておりませんが、引き続き附帯決議に沿った事業となるように努めてまいります。

3点目についてですが、現在企画財政課において、各所属からの歳入予算見積り及び歳出予算要求を取りまとめ、査定を行っておりますが、その予算要求の中には町民からの要望を反映した予算要求も含まれております。厳しい財政状況のため、全ての要望に応える予算とするのは困難ではありますが、各担当からのヒアリングを通して、事業内容及び優先順位等を精査した上で、地方自治法及び地方財政法に準拠した適切な予算となるように努めてまいります。

4点目についてですが、令和7年度予算につきましては、現在査定中であり、具体的な新規事業の予定を申し上げることはできませんが、法令の施行、改正に伴う新規事業は適切に予算化をするところであります。

5点目についてですが、令和7年度予算編成方針に全ての事業について評価と効果検証を実施すること、既成概念にとらわれない抜本的な見直しを行うことなどを指示しております。

また、予算編成の詳細な指示事項を予算要求要領に記載し周知しており、この要領に基づいて各所属が予算要求を行い、ヒアリング等を実施し、様々な角度から検討した結果として当初予算案となっているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 町の財政はいつも厳しいと言われております。ですが、住民の多くや議員さえも要望は幾ら言っても、財源の裏づけは言いません。それは当局が考えることだと言う人さえいます。ですが、私はそうは思いません。住民サービスの水準の引き下げなど、痛みなき財政再建はないと思っております。そこは町当局と町民との危機感の共有が必要になってくるのではないのでしょうか。その理解を進めるためには、信頼関係の構築が問題になってきます。

そこで、信頼関係の構築のためには、財政状況の見える化、いわゆる情報公開です。町広報紙などには財政状況について毎年載せておりますけれども、専門的であり、一般町民には非常に分かりづらい。もっと平易な言葉を示すべきです。それを今までずっと同じ掲載方法を取ってきたのはいかなものかと思うのですが、もっと将来を担う子どもにも分かりやすく示す方法を考えてもいいのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

これまでの広報の仕方といたしまして、もちろん専門用語を使ってはありましたが、家計に例えると、こうであるというふうな形の広報の仕方もやってきたわけなのですが、なかなか確かに、では子どもさんまで理解ができるかというのは、非常に難しかったのではないかと思います。新たな理解を得られるような仕方をちょっと工夫してみたいと思いますので、もう少しお時間いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、歳入についてなのですけれども、増税でもしなければ増える見込みはありませんし、それどころか103万円の壁の引上げによる税収の減が懸念されております。それでは、今は予算の査定をしている時期だということですが、来年度の歳入の見込みはどのように見積もっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

まず、国庫補助とかはちょっとまた別として、町税のほうですけれども、ほぼ今年度と同じような推移でなる見込み、減税の部分もあるかとは思いますが、取りあえず今はそこをなしのところで、約40億を目指したいというふうなところで考えているところでございます。町税だけです。歳入全体としては、今まだ基金とかを使わない、町債も入れない、起債も入れない状況で110億円をちょっと切るかなぐらいのところで考えているところでございます。お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、今国では党税調、政府税調を今盛んに議論しておるところでございますので、まずここは私どもとしては、財源の確保がやはり予算編成で一番大事なわけでございますが、ここのところはまだ今のところ明確になっておら

ないので、恐らく例年であれば、今月の二十四、五日あたりに方向性が示されると思うので、そういう方向性が示されまして、103万の壁の関係で、この間も全員協議会でお話しして5億前後、ただこれもしっかりした試算ではないので、だから今町税40億というお話をさせていただいたのですが、これが独り歩きすると大変なことになりますので、もう少し予算編成に。

今のところは本来は入るを量りていずるを制すということなのですが、入ってくるお金がまだ分からない状況ですが、まず今のところは各課に今のところ考えられる最優先課題を解決するための予算を出していただいて、その財源の手当てについては、今後国の動向を見極めながら対応していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 歳入のところはそれで理解しましたけれども、それで歳出についてなのですけれども、町の歳出の額の分が行政サービスと捉えることができますと思いますし、また税金や使用料等の歳入の額が町民などが支払う自主財源が、その負担であるとも言えるわけでありますが、国庫補助金、それから地方交付金などの国からの依存財源が本町では半分近くあるわけでありまして、受益と負担の乖離を生じさせて、財政錯覚の原因となっておりますけれども、今後は少子高齢化の進展に伴い財政需要の増加に対応するためには、町において受益と負担の関係を明確にして、財政錯覚を縮小することによって、町民自ら町の予算、決算など財政をチェックしやすくする必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 議員のおっしゃるとおりかと思います。まさに町の財政の見える化をして、町民の方々の理解を得るというふうな努力を私たちもしなければならぬのかなというふうに思っているところでございまして、今後も趣旨啓発のほうに努めてまいりたいというふうに考えます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、人件費についてなのですけれども、これは義務的経費であることから容易に削減はできないものと思っております。ですから、計画的な定数管理が必要になってきます。そこで、定年後でも活躍できる再任用を進めやすい環境をつくる必要が

あると思うのですが、本町の再任用の状況は周囲の市町と比べてどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

定年延長というふうに置き換えてよろしいでしょうか。定年延長につきましては、今年度から62歳というふうに延長になってございます。今のところ、該当者の皆様にお話を伺っておりますが、それぞれの道に進まれるという方もいらっしゃいますので、去年、おとしに限っては、定年延長された方はいないという状況でございます。

私どもも様々な知識や経験を持たれている先輩ですので、何とか残っていただいて後輩の指導に当たっていただきたいということで要望もしておりますが、それぞれの生活設計もございますので、そういった部分でも協力を仰ぎながら、今後とも要望はさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○15番（昆 秀一議員） 周囲の状況。

○総務課長（田村英典君） 周囲の状況は、盛岡広域の場合ですと、私が確認した中では、滝沢、雫石、盛岡等ですが、全員が全員というほどのことではないようでございます。やはり関連機関等に再就職される方もいますし、残られる方もいるということで、それぞれの自治体によってばらばらだということで理解してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） まず、そういう再雇用というか、そういうふうな定年延長なりというのは必要になってくると思うので、他市町に比べて少ないというか、ないということなので、そこら辺は進めていただきたいと思います。

決算に移りますけれども、出納責任者が調製した書類を監査委員が監査して、審査して、その結果を議会が認定するものであって、決算に対する厳しい目で見ることがあって、次年度以降の予算にも多大に影響を与えるものと思っております。決算は、予算で分からなかった前年度会計の全てを指すものであります。そして、決算審査の結果は、後年度の予算編成や行政報告に生かせるようにしなくてはならないはずです。このように決算というのは、大変重要なものであります。ですから、決算をおろそかにしてはいけないと思います。

そこで、議会の予算決算常任委員会では、予算と決算の審議時期に各分科会において、全体質疑から総括質疑を行い審議をしております。そこで審議した結果に附帯決議を付しておりますけれども、本来であれば、その附帯決議が次の予算にどう反映されているのかを検証すべきでありますし、今後町当局においても、この附帯決議に対する検証をした結果を決算時期にでも毎回提示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今の質問にお答えいたしますが、まず附帯決議の進捗状況、これはもう明確にするのは当たり前のことで、今後そのようにさせていただきますし、それから今議会監査のほうは今日答弁できないと思うので、私のほうから監査事務局の充実強化ということで、今年度から特にも県の監査事務局で本当に精通された方をお願いして、そして今もいろいろ指導していただいているのですが、その指導の中には、例えばこの間も議論があったのですが、補助金の補助要綱とか補助要領とか、こういうようなものとかも整備されていないことがあるとか、いろいろご指摘もいただいておりますので、一つ一つ会計管理者、そして監査事務局、連携しながら、そして私どもはそこで指摘されたことは真摯に受け止めて、そして直していくことが非常に大事なわけですので、だから今ご指摘いただいたことは、まさにそのとおりでございますので、これからさらに検証を重ねて、そして本当に予算もそうなのですが、決算は次の予算にも生きるわけですから、そういうことを全職員も分かってやってもらいたいということで、これは私も常日頃課長会議が始まる前に必ず言っているのは、私たちは町民の皆さんに使われて使っていただいていると、町民の皆さんのお金を使わせていただいているのだと、常日頃そのことは厳しく言うておりますので、今後そのことも意を体してやっていきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で15番、昆秀一議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

なお、本日この後、議案第100号から議案第102号の補正予算に係る予算決算常任委員会を本議場にて行う旨、昆予算決算常任委員長から申出がありました。

明日11日は休会を挟み、12日は午前10時に本議場まで、審査を終了し、当職のもとに報告

書を提出するようお願いします。

大変ご苦労さまでした。

午後 0 時 0 4 分 散会

令和6年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第6号）

令和6年12月12日（木）午前10時00分開議

議事日程（第6号）

- 第 1 議案第100号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について
- 第 2 議案第101号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 3 議案第102号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第 4 議案第103号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について
- 第 5 閉会中の継続調査の申出について
- 第 6 閉会中の議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	10 番	小笠原 佳 子 議員
11 番	山 本 好 章 議員	12 番	高 橋 安 子 議員
13 番	水 本 淳 一 議員	14 番	村 松 信 一 議員
15 番	昆 秀 一 議員	16 番	赤 丸 秀 雄 議員
17 番	谷 上 知 子 議員	18 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君
政 策 推 進 監 兼 未 来 戦 略 課 長	吉 岡 律 司 君
企 画 財 政 課 長	花 立 孝 美 君
町 民 環 境 課 長	田 中 舘 和 昭 君
健 康 長 寿 課 長	田 口 征 寛 君
産 業 観 光 課 長	村 井 秀 吉 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	細 越 一 美 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐々木 美 香 君
文 化 ス ポ ー ツ 課 長	高 橋 保 君

副 町 長	岩 渕 和 弘 君
総 務 課 長	田 村 英 典 君
税 務 課 長	佐々木 智 雄 君
福 祉 課 長	野 中 伸 悦 君
こ だ も 家 庭 課 長	村 松 徹 君
道 路 住 宅 課 長	水 沼 秀 之 君
上 下 水 道 課 長	浅 沼 亨 君
学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	高 橋 雅 明 君

職務のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	吉 田 徹 君
主 事	渋 田 稀 結 君

議 会 事 務 局 長 補 佐	千 葉 欣 江 君
--------------------	-----------

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、菊池教育長は、本日都合により欠席する旨の申出がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第100号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について

日程第2 議案第101号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第3 議案第102号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第1、議案第100号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について、日程第2、議案第101号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第3、議案第102号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について、この補正予算3議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

昆秀一予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 昆 秀一議員 登壇）

○予算決算常任委員長（昆 秀一議員） 報告書を読み上げて報告といたします。

令和6年12月12日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、昆秀一。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第100号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について、議案第101号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第102号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について。

本常任委員会は、令和6年12月4日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略いたします。

ただいまから各議案について討論に入ります。

なお、討論は3議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議がないようなので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第100号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第103号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、議案第103号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第103号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、15款県支出金の生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助金を新設補正し、14款国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び地区内連携補助金を増額補正し、21款町債の地方道路整備事業債を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、3款民生費の原油価格、物価高騰等特別対策給付金給付事業を新設補正し、このことについては、福祉灯油のことですので、よろしくお願いいたします。

8款土木費の交通安全施設整備事業を増額補正し、生活道路整備事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,223万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億6,326万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 議案第103号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の詳細についてご説明いたします。

それでは、3ページをお開き願います。第2表、地方債補正です。変更となります。変更は限度額のみですので、補正前後の限度額のみご説明いたします。起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順でご説明いたします。道路整備事業債3億530万円、3億30万円、町道赤林室岡線の矢次地区におけるゾーン30プラスの工事を行うため、生活道路整備事業の見直しを行い、起債を減額しまして、ゾーン30プラスの工事に組替えを行うことから、トータルでは起債の減額となるものでございます。

次に、事項別明細によりましてご説明いたします。11ページにお進み願います。歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。また、主なものについて説明をさせていただきます。

歳入。14款国庫支出金、2項国庫補助金1,037万円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増644万9,000円は、国からの通知により、福祉灯油事業が臨時交付金の対象事業と認められたため、補正増とするものです。地区内連携補助金の増392万1,000円の増は、国の交付決定額に合わせた増となります。

15款県支出金、2項県補助金577万5,000円、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助金577万5,000円は、いわゆる福祉灯油事業に対する県補助金となります。補助率は2分の1となります。

18款繰入金、2項基金繰入金109万1,000円、財政調整基金繰入金の増109万1,000円で、これによりまして、補正後の財政調整基金残高は9億6,619万9,000円となります。

21款町債、1項町債500万円の減、地方債補正のところでもお話ししたように、生活道路整備事業に充当する地方道路整備事業債を減じまして、ゾーン30プラス工事を行う公共事業等債の減額を行う補正となります。

次に、歳出の説明をさせていただきます。15ページにお進み願います。歳出補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。また、歳入同様、主なものについて説明をさせていただきます。

歳出。3款民生費、1項社会福祉費1,222万4,000円、原油価格、物価高騰等特別対策給付金給付事業1,222万4,000円は、いわゆる福祉灯油事業で住民税非課税世帯のうち高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯と、そして生活保護世帯に対して、1世帯当たり7,000円を給付

するものです。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、上矢次地区のゾーン30プラスの舗装工事を行うため、生活道路整備事業から交通安全施設整備事業へ工事請負費を組み替えるほか、防災安全対策事業は業務見直しを行いまして、矢次線の道路改良工事を行うために、ほかの路線の測量調査設計業務委託料や土地購入費、支障物件補償費から工事請負費のほうに組替えを行うものです。16ページに参りまして、項の合計は1万2,000円となります。

以上で議案第103号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 15ページの歳出の部分、福祉灯油なのですけれども、通信運搬費58万8,000円、対象はたしか1,650人とかという話だったのですけれども、これを割り返すと1人の単価が356円になるのですけれども、そこら辺の通信費の内訳について伺います。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

通信費であります。対象者に発送する分と返信用も見込んでおりまして、また対象者に対して決定通知も送るということで、そういった3回分を見込んで計上しているものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第103号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

日程第5 閉会中の継続調査の申出について

○議長（廣田清実議員） 日程第5、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長、広報広聴委員長、議会のあり方調査検討特別委員長から調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。それぞれ委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第6 閉会中の議員の派遣について

○議長（廣田清実議員） 日程第6、閉会中の議員の派遣についてを議題といたします。

本定例会後、次期定例会までの間における本町の重要事項の促進要望、事業の調査及び実務研修などのため、県内外の関係機関等に本議会の議員を派遣する場合、その期日、派遣地及び人員については、矢巾町議会会議規則第128条の規定により、その都度議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の議員の派遣については、そのように決定いたしました。

以上をもって12月会議に付託された議案の審議は全て終了いたしました。

○議長（廣田清実議員）　ここで高橋町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。
高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ただいま廣田議長さんからお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

廣田議長さんをはじめ議員の皆様方におかれましては、今月４日から本日までの９日間にわたりまして、議会定例会12月会議におきまして、本町の施策推進に様々なご提言やご意見を賜りましたことに、改めて深甚なる敬意を表する次第であります。

また、一般質問につきましては、初日には村松信一議員、小笠原佳子議員、藤原信悦議員、高橋安子議員、そして２日目にはササキマサヒロ議員、水本淳一議員、高橋恵議員、赤丸秀雄議員、そして齊藤勝浩議員、３日目に入りまして小川文子議員、吉田喜博議員、高橋敬太議員、横澤駿一議員、そして最終日というか、４日目には木村豊議員、昆秀一議員の15名の議員の皆様方から38項目という多岐にわたるご質問やご提言をいただいたわけですが、このいただいたご質問等につきましては、今後チーム矢巾としてしっかり取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、私ども執行者側からも４件の報告、名誉町民の決定、条例の制定や一部改正、指定管理者の指定、各会計の補正予算など、12件の議案を提案させていただきましたが、全てご同意、ご可決賜りましたことに感謝申し上げますとともに、今後の町政運営に当たりまして、皆様方の意を体してしっかり取り組んでまいる覚悟ですので、ひとつよろしくお願いいたします。

本年本町の１年間を振り返ってみますと、第８次総合計画前期基本計画のスタートの年であり、その基本理念であります「みんなで築く　躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち　やはば」、この実現のために、これまで議員の皆さん方と一緒に頑張って各種施策に取り組んでまいりました。

具体的には、例示をいたしますと、今年の４月からは母子保健分野と児童福祉分野の一体的な相談支援体制の確立を目的に、こども家庭課を設置させていただいた。そして、それは妊娠期から子育て期全般にわたる切れ目のない支援体制を確立するための取組であります。

産業振興につきましては、本町では特にも地域経済の２本柱であります農業、商工業、この業種の枠を超えた事業の実施を通じて、町全体の産業活性化と地域経済の循環の促進に寄

与することを目的に、矢巾町農商工共創協議会を今年の５月に設立をさせていただいて、各種事業の取組をスタートさせていただきました。

また、県にもいろいろお世話になったわけですが、特にも私、県議会でお世話になって、平成23年に徳田橋、このことについて今年の３月に、本当にこれは県に早く開通を要望しておりました徳田橋の架け替え工事が開通したほかに、５月には本町で進めております市街化調整区域、間野々地区でございますが、地区計画制度を活用させていただいて、岩手日野自動車株式会社の本社、盛岡支店、併せて工場も営業をスタートさせていただいているところであります。

さらに、町内では藤沢第２地区、田中地区、下花立地区の３か所の大規模宅地開発事業につきましては、一戸建て住宅地の分譲販売が行われておるほか、商業地の開発も進んでおります。

いずれ本町への移住、定住の促進及び地域産業活性化の大きな起点となることから、今後議会とも一緒になって、引き続き整備支援を行ってまいります。

このほかにも、国際交流の推進につきましては、新型コロナウイルスのコロナ禍で中止になっておりましたアメリカ合衆国フリモント町への訪問団体派遣を再開したほか、また本町でもいろんなお祭りがあるわけですが、特にも矢巾町の四季を彩るお祭りでは、４月には徳丹城の春まつり、７月には矢巾町夏まつり、そこではさんさ輪踊りとか、１０月には秋まつりと、そのほかにも商工会の皆さん方と一緒に、さんなりや市を復活させていただいたり、いずれ今後祭りを通して本町のにぎわいの創出、このことにしっかり取り組んでまいりたいと思います。

加えて、今年も若者の活躍が目覚ましい年でありました。スポーツの分野では、第53回全国中学校ハンドボール大会に矢巾中学校女子ハンドボール部が出場したほか、音楽分野では、不来方高校音楽部と矢巾北中学校特設合唱部が埼玉の大宮で開催されました第77回全日本合唱コンクール全国大会にて、それぞれ銀賞を受賞されました。特にも不来方高校のよく言われる不来方サウンドは今年度で終わるわけですが、新たに新設される南昌みらい高校に継承されるということでございます。また、煙山小学校の吹奏楽部が日本管楽合奏コンテスト全国大会にて、優秀なる成績を収めて受賞などをしたわけでございますが、本町の若者が全国の舞台上で活躍されましたことは記憶に新しいところであります。いずれスポーツのまち、音楽のまちとして町民の皆さんに元気と感動を与えていただいたことに、改めて感謝を申し上げますとともに、今後さらなるご活躍を期待するところであります。

また、年を新たに迎えるに当たって、令和7年は昭和30年の3村合併から70周年を迎える節目の年であります。来年は、皆さんご存じのとおり、昭和100年ということで、30年ですので、今のところ来年の4月26日に田園ホールで記念式典を考えておりますが、これまでの本町の発展は先人の、また先輩の皆さん方にいろいろ、特にも先人の遺徳に学び、そして先人の苦勞をしのび、新たな町を議会の議員の皆さん方、町民の皆さん方と一体となって創造する記念すべき年にいたしたいと思います。

特にも、そのときには矢巾未来創造宣言を、児童生徒による企画も考えてまいりたい。いずれ未来創造に向けて本町の取組を、そして今後第8次総合計画の基本理念、先ほどもお話し申し上げたのですが、みんなで築いて、そして躍動感あふれる、そして何よりも幸せな未来へ進化するまち、こういったことは特にも議員各位から今回もいろいろとご提言、ご意見をいただいたわけですが、そのことにしっかり取り組んでまいる覚悟でございます。

いずれ廣田議長さんをはじめ議員各位の皆様方にも、これまで同様大所高所の立場からご指導、ご助言を賜りますことをお願い申し上げるとともに、この1年間、廣田議長さん、議員の皆さん方、本当にお世話になりました。

そして、迎える年、令和7年は、みんなにとりまして輝かしい年になりますことを心からご祈念を申し上げまして、私の御礼のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。お世話になりました。

○議長（廣田清実議員）　ここで矢巾町民歌の斉唱を行います。よろしくお願いいたします。

（町民歌斉唱）

○議長（廣田清実議員）　これをもって令和6年矢巾町議会定例会12月会議を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

午前10時29分　散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員